

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

No.  
94

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

2023.3

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 巻頭言

1 「司法外交」と法制度整備支援 — 現在の位置付けと今後への期待 法務省大臣官房国際課長 松本 剛

#### 特別寄稿

7 インドネシア共和国に出張して 法務総合研究所長 上富 敏伸

#### 外国法制・実務

- 17 法と開発を巡る諸問題と日本の法支援への示唆 前JICAラオス長期派遣専門家、前ニューヨーク大学ロースクール  
アメリカ・アジア法研究所客員研究員、弁護士 入江 克典
- 36 [カンボジア] カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の開始 JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき
- 51 [カンボジア] 被支援国の独自の規律の一例—カンボジアにおける離婚訴訟と和解 王立法律経済大学法学部 非常勤講師 クンティアー・スレイソチェター
- 57 [ラオス] ラオスにおける Access to Justice の状況（各論2） JICAラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝  
（地方における関連機関の実情・第2 サウンナケート）
- 71 [インドネシア] インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1) JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員

#### 活動報告

- 【会合】  
78 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）の開催について 国際協力部教官 村上 愛子
- 【海外出張】  
83 [ウズベキスタン] ウズベキスタンにおける現地セミナーの開催及び関係機関訪問について 国際協力部教官 庄地美菜子  
坂本 達也
- 89 [東ティモール] 東ティモール出張報告 国際協力部教官 川野麻衣子  
～法案起草能力向上支援、土地財産委員会及び司法研修所におけるセミナー～ 国際協力部教官 庄地美菜子
- 95 [モンゴル] モンゴルにおける現地セミナーの開催について 国際協力部教官 川野麻衣子
- 【国際研修・共同研究】  
98 [韓国] 第23回日韓パートナーシップ共同研究 国際協力部教官 川野麻衣子
- 106 [ベトナム] ベトナム：調停セミナーの実施について 国際協力部教官 曾我 学  
坂本 達也
- 【国際協力人材育成研修】  
111 令和4年度国際協力人材育成研修 国際協力部教官 福島 崇之
- 118 令和4年度国際協力人材育成研修 法務省民事局付 谷矢 愛
- 125 令和4年度国際協力人材育成研修を終えて 法務省訟務局訟務企画課訟務調査室法務専門官 藤原 茂樹
- 130 国際協力人材育成研修に参加して 前東京法務局総務部職員課係員（現法務省訟務局訟務企画課係員） 鈴木 洗祐
- 136 2022年度国際協力人材育成研修に参加して 千葉地方検察庁検事 白石 久美
- 141 国際協力人材育成研修に参加して 前京都地方検察庁検事（現和歌山地方検察庁検事） 石水 佑佳
- 146 令和4年度国際協力人材育成研修を終えて 福岡地方検察庁小倉支部検事 山下 拓郎
- 149 国際協力人材育成研修に参加して 大阪高等検察庁検察事務官 松田真梨子
- 【講義・講演】  
155 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志
- 【研修等実施履歴】  
157 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志
- 【活動予定】  
159 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

#### 法整備支援活動年表

160 国際協力部各教官

#### JICA現地事務所スタッフの眼

189 JICAウズベキスタン事務所企画調査員 土岐 典広

#### 専門官の眼

192 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 清水 勇一

#### 各国プロジェクトオフィスから

195 JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三  
JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき  
JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼  
JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員

#### 編集後記

197 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 菅原 優志

## 巻頭言

### 「司法外交」と法制度整備支援 ― 現在の位置付けと今後への期待

法務省大臣官房国際課長

松 本 剛

令和4年6月末に、第4代目となる法務省大臣官房国際課長を拝命しました。私はこれまで各種の国際関係業務に従事してきましたが、思い返せばその出発点となったのが平成24年度の法務総合研究所国際協力部（ICD）における勤務でしたので、法制度整備支援は私にとっていわば国際関係業務の原点ともいうべき特別な存在です。今般、ICD NEWSの巻頭言を執筆する貴重な機会をいただき、何を書いたら良いものか悩みましたが、現在の職責に鑑みて、まずは当課が旗振り役となって進めている「司法外交」の取組の現状とその中における法制度整備支援の位置付けについて、改めて整理するところから筆を起すこととしたいと思います。いささか抽象的な話が多くなるかもしれませんが、御海容いただければ幸いです（蛇足ながら、本稿の記載はいずれも私の個人的な見解に基づくものであり、当課としての公式見解ではないことは申し添えます。）。

#### 1 「司法外交」の現在地と法制度整備支援

官房国際課は、平成30年4月に、法務省が直面する様々な国際的課題に総合的、戦略的に対応するための司令塔機能を担う組織として設立されました。それ以降、当課は、省内各局部課の所掌事務に係る国際関係事務（もってまわった言い回しですが、要するに、各局部課が行う業務やその所掌事務に関して国際的なやり取りを伴うものを指します。）に日常的に深く関与するほか、省全体として取り組むべき国際的な課題についてその取組の方向性を検討・提示するとともに、それを内外に具体的に示すための舞台ないしは契機となるべき国際的なイベントの企画・立案・運営を行うなどしてきました。前者の代表格は日々雨あられのごとく寄せられる各種国際機関や国際会議からの照会対応や他の関係省庁との間の対処方針協議への対応等の日常業務であり、後者の代表格は令和3年3月に開催された京都コンGRESの企画・運営等の業務であるといえるでしょう。また、当課ではその他にも政務三役の海外出張手配や表敬訪問対応をはじめ、簡単には紹介しきれない様々な業務を行っていますが、これらの多様な業務を遂行するに当たり、その全てを貫く根本理念として位置付けられているのが司法外交の推進という命題です。

「司法外交」とは、法の支配や基本的人権の尊重といった普遍的価値を国際社会に浸透させる取組のことを指すとされています。この、当初は業界関係者においても耳慣れなかったであろうと思われる概念・用語は、当課設立後、法務省幹部や国会議員等による様々な機会における提唱や毎年の経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太の方針」）等の各種重要政策文書における使用、その実践としての具体的活動、そしてそ

のフィードバックを踏まえた概念の肉付けというサイクルが反復継続して行われる中で徐々に定着し、その内実も充実・発展していきました。当課の設立後間もなく丸5年を迎えようとする現在から過去を振り返ると、この5年間で、京都コンGRESの開催や、法制度整備支援の推進、国際仲裁の活性化、国際機関への人材派遣などの具体的な取組が進み、また、2021年には我が国がASEANの域外国として初めてASEANと法務・司法分野の対話パートナーとなり、2022年のドイツにおけるG7司法大臣会合において各国から我が国の法務・司法分野におけるリーダーシップへの期待が表明されるなど、国内的にも国際的にも司法外交の推進という施策は着実に成果を挙げてきたと言えるでしょう。

ここで、「司法外交」の現在地を示すため、現在、当課ないし法務省が具体的にどのような活動を行っているのかを一定の視点から整理・分類しておくことにはそれなりに意味があると思われるため、私なりの理解を記しておきます。

(1) 大規模国際会議の開催及びその成果文書の採択等を通じた国際的なモメンタムの作出

京都コンGRES（2021開催）、日ASEAN特別法務大臣会合（2023開催予定）、G7司法大臣会合（2023開催予定）等

(2) 各国政府との戦略的連携・協力関係の構築・推進

各国の法務当局や入管当局との間における協力覚書（MOC）の署名・交換の推進等

(3) 海外要人に対するアプローチ

海外出張や表敬訪問等の機会における政務三役を始めとする法務省幹部と海外要人との直接対話によるインプット等

(4) 海外実務家や未来を担う若者に対するアプローチ

アジア太平洋刑事司法フォーラム（Cr i m - A P）の定期開催、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催等

(5) 国際的なルール形成への積極関与

国連薬物犯罪事務所（UNODC）への拠出（再犯防止に係る国連準則の策定）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）への拠出（デジタル経済時代における紛争解決に係る課題の洗い出し）、国連開発計画（UNDP）への拠出（民事分野における司法アクセス強化）等

(6) 国際商取引に係る紛争解決の仕組みの充実・強化

国際仲裁・調停の活性化等

(7) 開発途上国への技術協力

ICDの行う法制度整備支援、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の行う各種国際研修等

(8) 国際法務人材育成

法務省職員に対する語学研修の実施、JICA長期派遣専門家や在外公館・国際機

関に勤務する法務省職員の増加等

(9) 国際広報発信

政務三役による公式の発言、ウェブサイトやその他の手法による広報、日常的な照会対応等

(10) その他

このように、現在、法務省では、「法の支配」を国際社会に浸透させるという目的を達成するため、政府・政治レベルでのアプローチ（上記(1)(2)(3)）、実務家レベルでのアプローチ（上記(4)）、国際的なルール形成や紛争解決の仕組みの強化といったいわば環境整備面からのアプローチ（上記(5)(6)）、このような世界の動きに自力で追いつくことが難しい開発途上国に対する技術支援というアプローチ（上記(7)）、そしてこれらを支える基盤としての日本側の体制強化（上記(8)）及び国際広報発信（上記(9)）等を組み合わせた各種活動のポートフォリオを組んでおり、ICDの行う法制度整備支援もその重要な柱の一つとして位置付けられていることがお分かりいただけると思います。

## 2 変化の必然性

こうして法制度整備支援は、今では司法外交の推進という大きな政策の枠組みの中で重要な位置付けを占めるに至りました。そして今後もこの方向性に沿って発展を続けることが期待されているわけですが、その具体的な在り方は今後も変化し続けていくものと思われまふ。否、その存在意義を保つためには否が応でも変化し続けなければならないはずでふ。強い言い方ですが、国際情勢は常に激動しており、司法外交の取組全体としても、また、その柱の一つたる法制度整備支援としても、環境の変化に応じて常に変化を強いられざるを得ないからでふ。例えば、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵攻は、国際政治・軍事・安全保障の世界を揺るがすのみならず、国際法の世界にも大きな影響を及ぼしました。国際刑事裁判所（ICC）とは別の新たな国際特別法廷の設置を追求する動きや、ロシア政府やプーチン政権に近いオリガルヒ（新興財閥）の在外資産を凍結・没収してそれをウクライナ復興の原資に充てるべしという議論が世界各地で湧き起こっており、法律上及び事実上の隘路をものともせず、既に後者を可能とする立法措置を講じた主要先進国まで現れました。当然、我が国もこのような世界の動きの中で自らの立ち位置を定めて対応する必要があり、これまでの理論や方針と相反するので我関せず、というような態度を取るわけにはいきません。我々は今、従来不可能だと思っていたことがある日を境に可能になったり、その逆が生じたりというパラダイムシフトがいつ起きても不思議でない（あるいは既に起きている）時代に生きており、そしてこれは政治や軍事の世界に限った話ではないのです。このようなことを念頭におけば、これまで四半世紀以上もの歴史を有する我が国の法制度整備支援が大きな成果を上げ、支援対象国からも高く評価されてきたことは掛け値なしの事実であり、また、これが本来的に極めて息の長い取組であって長年継続してこそ意味があるということにも



疑問を差し挟む余地はないとはいえ、いつまでも同じやり方が通用するとは限らないということもまた肝に銘じておくべきでしょう。具体的に考えてみても、これまで法制度整備支援の三本柱としてきた①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援のうち、基本法令の起草支援については、各国の法整備が順調に進んだ結果、一部の国を除き、ほぼその歴史的使命を終えつつあるように思われます（柱の一つが失われる！）。これまでこの事業を支えてきた人的な関係性についても、我が国のみならず支援対象国における世代交代が進み、欧米諸国への留学経験者も増えてきたことや、他国や国際機関による支援活動が充実してきたこと等の結果、我が国への親和性を必ずしも有しないカウンターパート関係者が増えてきたとの話も仄聞するようになりました（「これまでの常識」や「昔のよしみ」が通用しない！）。また、先ほど述べた基本法令に係る支援ニーズの減少の裏で、近時は、知的財産権分野や国際商取引法分野など、国際的にも最先端の知識が要求され、かつ、迅速かつ柔軟な支援が求められる分野における実務的な支援のニーズが急速に高まっているものの、日本側においてこれに応えるためには体制をより一層強化する必要があるというのも実情のようです（リソースが足りない！）。このような環境の変化を踏まえると、今後も法制度整備支援という事業が存在意義を保ち続けるためには、輝かしい成功をもたらした過去の思想や手法にこだわりすぎず、思い切って新たな方向へ進み、新たな環境下での進化・深化を遂げることが必要な場面が増えてくるのではないかと思います。先人たちが作り上げてきた法制度整備支援事業の理念や価値を守り、将来に引き継ぐためには、守りの姿勢でいるだけでは足りず、挑戦を続けるしかないということです。

とはいえ、それこそ言うは易し行うは難し、具体的にいかなる手を打ち、いかなる方向へ進化させるかは、まさに当課やICDの関係者が衆知を集めて検討すべき課題であるわけですが、ここで、目の前における一つの絶好機として利用し得るのではないかと思われるのが、今年開催予定の日ASEAN特別法務大臣会合の機会です。この会合は、日ASEAN友好協力50周年の節目に当たる2023年に、これまで法制度整備支援等により構築した信頼関係を土台として、我が国とASEAN諸国とが法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を共有し、これを引き続き推進することを確認するとともに、法務・司法分野における両者の協力関係を更なる高みに引き上げること等を目的として、ASEAN諸国の法務大臣等を我が国に招へいし、共同宣言等の成果文書を取りまとめるというものですが、せっかくの機会ですので、これを法制度整備支援の進化をもたらす起爆剤として活用することが考えられても良いのではないのでしょうか。本稿執筆時においてはまだ何も決まっていない状態ですが、私としては、この日ASEAN特別法務大臣会合が、法制度整備支援の進化と更なる飛躍のきっかけとなることを強く願うところです。

### 3 冷静と情熱の両立

以上、主に司法外交の旗振り役としての観点から、いささか偉そうなことを申し述べてきましたが、いずれにせよ、かねて各方面から「司令塔が必要である」と指摘され続けてきた法制度整備支援事業が、司法外交の推進という政策の傘の下、当課を司令塔役とする法務省全体の国際関係業務体系の中にきちんと位置付けられたことは喜ばしいことであり、この体制は今後もより強固なものにしていく必要があるでしょう<sup>1</sup>。

しかし、それと同時に思うのは、この位置付けが与えられたことにより、これまで関係者個人の熱意と創意工夫が大きな原動力となってきた法制度整備支援のダイナミズムが失われる結果を招いてはならないということです。冒頭に述べたとおり、私が法制度整備支援の世界に飛び込んだのは今から10年ほど前のことでした。当時は、ミャンマーや（現在のような）インドネシアに対する本格支援も始まっておらず、ベトナムやカンボジアなどの「伝統国」におけるプロジェクト活動も試行錯誤を繰り返しながらまだまだ拡大・成長を続けていた時代でしたが、事業開始後一定の時間が経過し、それに伴い少しずつ事業が安定飛行に移りつつある時期でもありました。その中で、それ以前の様子を諸先輩方から伺った際には、「法制度整備支援はいわば野武士たちの営みなのだなあ」と驚嘆したことをしみじみと思い出します。法制度整備支援という新たな分野を切り開き、その黎明期を支えた諸先輩方は、当時の私から見てまるで梁山泊に集う英雄豪傑たちのような存在でした。学者の先生方にせよ、検事や裁判官、弁護士といった実務法曹にせよ、他国の法制度の整備に関与することなどいずれも本業外・専門外のことであったに違いないのに、ただひたすらに相手国の人々の役に立つことを欲して未開の分野を切り拓いた情熱。業界内における知名度も低く、必ずしも多くの人々から注目を浴びるわけでもないのにいささかも頓着せず、それぞれがそれぞれの立場において全力で壁を打破して突き進む熱き営み。そうした印象を強く受け、私自身も、その熱気に当てられて大いに奮い立ったものです。この熱が、そしてこの熱により生み出されていたダイナミズムが、今般、「司法外交」という大きな傘の中に位置付けられ、官房国際課という司令塔役を得て、いわば組織的管理の力が強くなったことの結果として、（また、時間の経過による効果ともあいまって）法制度整備支援の中から失われてしまうことを私は大いにおそれます。本来、事業を強力に推進するためになされるものである組織化が進むことにより、判断や意思決定の柔軟性が失われていってしまうという話は、時代や分野を問わずよく聞くところですが、法制度整備支援がこのような罫に陥ることのないように、関係者は心しなければならぬでしょう<sup>2</sup>。

要するに、これからの法制度整備支援は、司法外交の推進を担う大黒柱として、全体の動きを横目で眺め、これと調和しながら、戦略的かつ着実に事業を進めるという計画的で冷静な一面と、現場の声、被支援国関係者の声を拾い集め、それに基づき、今後ど

<sup>1</sup> 法制度整備支援の偉大な先達である森寫昭夫先生からは「strategyと呼べるような戦略はまだ策定されていない」とお叱りを受けそうですが（ICD NEWS第88号巻頭言参照）、引き続きの課題とさせていただきます。

<sup>2</sup> これはUNAFEIの森永所長が指摘される「前例踏襲というお化け」（ICD NEWS第87号巻頭言参照）やICDの内藤部長が言われる「育ての苦しみ」（同第89号巻頭言参照）とも相通ずる問題意識のようにも思われます。

うあるべきか、今後どちらに進むべきかを判断して突き進むという情熱的な一面の双方を併せ持つものであるべきだということです。一見相矛盾する要請のようですが、これらをより高次元に止揚させて両立させることは我々関係者が一致協力すれば不可能ではないはずです。是非力を合わせて頑張りましょう。

#### 4 終わりに

法制度整備支援は2019年末以降のコロナ禍で大きな影響を受けました。相互往来が不可能であった期間に失われたノウハウや実施体制の脆弱化、先方との関係性の希薄化等々は軽視できるものではなく、その影響が長期にわたって続くおそれも否定できません。しかし、それと同時にオンラインを活用した手法が定着するなど、新たな手法の開拓に成功したことも紛れもない事実と思われまじ、そのような中、ロシアによるウクライナ侵攻という事態を経て、法の支配の推進というテーマがかつてないほど重要性を増しました。今や、法制度整備支援が主役に躍り出る時代、法制度整備支援の底力が求められる時代が到来したといっても過言ではありません。

これからは、司法外交の推進という戦略に沿った冷静な判断と現場発の情熱のこもったイニシアチブとの融合を目指し、また、従来のやり方と新たなやり方の良いところ取りを目指して法制度整備支援を進めていくことになると思われまじ、その先に明るい未来が待っていることを信じて、また、現場で奮闘している関係者の皆様の努力に改めて敬意を表して、筆を置きたいと思ひます。

## インドネシア共和国に出張して

法務総合研究所長

上 冨 敏 伸

### はじめに

いささか旧聞に属する話になりますが、令和4年（2022年）8月21日から同月27日までの1週間、インドネシアに出張して、現地のプロジェクトの状況の一端を見聞する機会を得ました。

国際協力部の担当者から、そのときの話をICD NEWSに掲載するので原稿を書くようにと言われましたので、こうして筆を執っています。詳細な出張報告、あるいは、プロジェクトの現況に関する正確なレポートが必要なのであれば、これらに詳しい担当教官あるいは、現地の長期派遣専門家に執筆を依頼した方がよい記事になるであろうことは明らかですから、敢えて私に執筆させようというのは、きっと、若干毛色の違う原稿を期待されているのだろうと勝手に推測しましたので、以下、気楽な読み物のつもりでお目通しくださいませ幸いです。

なお、インドネシアにおける現行プロジェクトの概要については、現在、ジャカルタに滞在している西尾信員専門家執筆の「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」(ICD NEWS第89号81頁)をご参照ください。

### 1 日程

具体的な日程は、以下のとおりです。

- |          |   |
|----------|---|
| 8月21日（日） | 出国（成田）、ジャカルタ着                               |
| 22日（月）   | 最高裁判所長官表敬<br>知財法等に関するセミナー<br>法務人権副大臣表敬      |
| 23日（火）   | 合同調整委員会出席<br>在インドネシア大使表敬<br>JICAインドネシア事務所訪問 |
| 24日（水）   | デンパサール（バリ）移動<br>夕食会                         |
| 25日（木）   | 法令整合性確保に関するセミナー                             |
| 26日（金）   | 法務人権省バリ州地方事務所との意見交換会<br>デンパサール発（ジャカルタ経由）    |
| 27日（土）   | 帰国（羽田）                                      |



## 2 出発まで

コロナ禍のために控えていたICD教官らの海外出張は、令和4年上半期途中から順次再開されており、今般のインドネシア出張も、そうした平常への復帰の流れの中で計画されたものでした。一方、私自身は、令和2年3月の着任から2年以上、本誌85号（令和2年12月号）の巻頭言執筆後も、海外へのお出張の機会がなかったため、今般のお出張が、法総研に着任後はじめての海外出張となりました。

まずは、インドネシア入国のための事前準備です。7月下旬に地元の市役所に出かけて、紙の接種証明書を取得した上で、マイナンバーカードを使って、自分のスマホ上でも、電子版の接種証明書を表示できるようにしておきます。また、インドネシア保健省のアプリに接種状況を事前登録しておく必要があるということでしたので、当該アプリをスマホにインストールした上で、必要なデータを入力したのが、8月4日で、画面上には、直ちに、「waiting for Approval」の表示が出ました。あとは、「Approval」に表示が変わるのを待ちます（数日で承認されるという見込みだったのですが、実際には、約3週間後の出発までには「Approval」にはならず、承認の通知が届いたのは、帰国後の9月27日でした。という訳で、実際のインドネシア入国時や現地滞在中は、持参した紙の接種証明書が活躍することとなりました。).

出国前72時間以内のPCR検査も無事通過し、8月21日日曜日の朝、成田に向かいますが、このときも、通常とは異なった形になりました。通常は、自宅の最寄り駅から、成田空港と羽田空港に向かうリムジンバスを利用することができ、乗り換えなしで大変便利なのですが、羽田空港へ向かう便は、国内線の運行復活に伴って減便されながらも動いていたものの、成田空港へ向かう便は全便運休でした（2023年初めの本稿執筆時点でも全便運休の状態は続いています。）。そのため、最寄り駅から新宿に向かい、成田エクスプレスで空港に向かうという、私にとっては変則的なやり方をとらざるを得ませんでした。

色々とお勝手の違うこともありましたが、成田空港で同行者と合流し、無事、出発することができました。

## 3 入国

本論に入るまでが長すぎると言われそうなので簡単に。入国審査は簡単に済みましたが、検疫の際のワクチン接種証明の確認は、結構な人数の旅客が、それぞれ密になって行列しており、密を避ける生活に慣れた身（当時）にとっては、やや腰の引けそうな情景ではありました。検疫を通過し、荷物を取り上げてゲートに向かうと、その向こうには、飛び上がらんばかりに大きく手を振る女性の姿があります。ICD教官から現地に赴任した及川裕美専門家です。一緒に出迎えてくれたのは、やはりICD教官から現地に赴任している前記西尾専門家と、JICAの間澤友紀子業務調整専門家らでした。迎えていただいた皆さんと御挨拶をして、いよいよインドネシアでの活動が始まります。

#### 4 滞在2日目

##### (1) 最高裁判所訪問及び同裁判所長官表敬

ジャカルタの朝は早い。前夜、夕食を済ませて宿泊先のホテルロビーで解散する前に、ホテルからクルマで20～30分程度かかるインドネシア最高裁判所に午前7時30分に到着するため、午前7時にホテルロビーに集合するようにとの指示を受けます。当日は、朝食を済ませてから集合しましたので、午前6時前には眠い目をこすりながら起き出しました。

最高裁判所では、まず、ハジ・ムハマンド・シャリフディン最高裁判所長官に表敬訪問をさせていただきました（写真①）。



写真①：シャリフディン最高裁判所長官表敬訪問

その場には、同長官の他、タクディル准長官及びアグン准長官も同席されました。表敬の後は、最高裁判所の内部を見学させていただき、最高裁判所の中に所在するJICA執務室も立ち寄ることができました。同執務室は、西尾専門家をはじめ、最高裁判所をカウンターパートとするスタッフが勤務する場所ですが、十分なスペースが与えられており、物理的な距離の近さも含め、カウンターパートとの良好な関係を窺い知ることができたように思います。

##### (2) 知財法等に関するセミナー

最高裁判所訪問に続いて、午前10時から、ジャカルタ市内のホテルで開催された、最高裁判所とJICAプロジェクトの共催による標記セミナーに参加させていただきました。セミナーの会場に入る前に、鼻の粘液を採取されて抗原検査を受け、陰性であることが確認されてようやく会場に入ることを許されるという仕組みでした。午前中は、私と一緒に出張した坂本達也ICD教官による「日本の判例制度」についての講義が行われました（写真②）。



写真②：知財法等に関するセミナー（坂本教官講義）

開会式でのアグン准長官の挨拶の中でも触れられましたが、知財紛争の予見可能性の向上は重要ですので、本プロジェクトの成果の一つである、知財法一般及び商標法に関する判例集（日本の判例とインドネシアの判例を掲載したもの）が実務で積極的に活用されている状況下で本講義が行われたことの持つ意味は大きかったのではないかと思います。他方、タクディル准長官からは、判例の整合性確保が重要であるのに、同国が大陸法系の法システムであることから判例を尊重しない裁判官がいるとの指摘があり、大陸法系か英米法系かという違いがそれほど判例の価値に影響するものなのかという感覚の違いを感じることもありました（我が国の場合、戦前と戦後とでは判例の持つ役割に違いがあるのかも知れませんが、大陸法系の法体系だった戦前から詳細な判例集が刊行されています。英米法系における判例法主義とは異なるとはいえ、大陸法系であっても判例には重要な価値があることと当然視する意識を、私自身が持っていたが故の感覚なのかも知れません。）。

会場脇でブッフェ形式の昼食の後、今度は、やはり同行した内藤晋太郎 ICD 部長による「日本における知的財産権の刑事的規制について～商標権侵害罪を中心として～」と題する講義が行われました。この講義は、検事である内藤部長が、パワーポイント 48 頁に及ぶ資料を作成の上行われた大変力の入ったものでしたが、私は、残念ながら、途中で離席し、次項記載の表敬訪問に向かうことになりました。表敬を終え、セミナーの会場に戻ったのは、内藤部長の講義が終盤に差し掛かったころでした。講義終了後の質疑では、様々な質問が寄せられましたが、タクディル准長官が、自席を離れて、パワーポイント資料が上映されているスクリーンの前に立って、映っている資料の記載を手で示しながら非常に熱心に質問されていた姿が強く印象に残っています。



閉会式では、私が挨拶をする機会をいただきました。これで当日の仕事は終わるはずだったのですが、急遽、地元テレビ局から取材の申し入れがあり、当初は、口頭で質問に答えればよいというお話だったのですが、なぜかテレビカメラの前に立つことになって、即興でインタビューを受けることとなりました（その様子は、8月30日朝のニュースで放映されたようです）。

### (3) 法務人権副大臣表敬

上記のとおり、内藤部長の講義を中抜けする形で、法務人権省を訪問し、エディ・OS・ヒアリエジ副大臣を表敬しました（写真③）。



写真③：ヒアリエジ法務人権副大臣表敬訪問

法務人権省との間では、法律間及び法律と条令との間での整合性向上のためのプロジェクトが進行していますが、同副大臣からは、その成果物である法制執務資料を活用した周知・啓発活動の重要性に言及がありました。折から、大きな刑法改正法案が国会審議中であり、同省は多忙を極めている様子で、特に、当該法案の担当者である同副大臣には、忙しい時間を割いてくださったことを感謝したいと思います。

その後、法務人権省の別の建物内にある同省法規総局のフロアにあるJICA執務室に立ち寄り、現地で売られているジュースをごちそうになりました。同執務室は、及川専門家と法務人権省をカウンターパートとするスタッフが執務している部屋です。最近、以前の執務室から引っ越したばかりということでしたが、最高裁判所内の執務室より若干小ぶりではあるものの、カウンターパートと同じフロアで執務することができる環境をいただいていることは、両者の関係の緊密さを示すものだと感じたところです。

こうして、ジャカルタでの1日（滞在2日目）が終わりましたが、大変盛りだくさんの1日でした。



## 5 滞在3日目

ジャカルタの朝は今日も早い。8月23日は、午前8時30分から同市内の別のホテルで開催されるJICAとカウンターパート（最高裁判所及び法務人権省）の共催による合同調整委員会に出席しました。会場入室前に抗原検査を受けなければならないのはここでも同じです。同会議は、プロジェクト関係者が一堂に会して、過去1年間のプロジェクトの進捗を確認し、課題と今後の見通しについて協議する重要な場です。開会式では挨拶をさせていただき、協議に臨みました。会議は、プロジェクトのテーマごとに、日本側の専門家とカウンターパートであるインドネシア側の担当者から報告が行われる形で進行し、知財法分野におけるプロジェクトの進行状況に関し、西尾専門家とアグス最高裁判所民事室特別商事分野担当書記官（お二人とも本来は裁判官です。）から、法令の整合性向上のための取組に関し、プロジェクトチーフである及川専門家とチェノ法務人権省法規総局事務局長から、それぞれ報告がなされました（写真④）。



写真④：合同調整委員会（会合の様子）

会場での昼食会の後、当日午後は、在インドネシア日本国大使館とJICAインドネシア事務所を訪問させていただき、それぞれ、金杉憲治大使、安井毅裕事務所長に御挨拶させていただくとともに、インドネシアにおける法制度整備支援活動に対する協力へのお礼やプロジェクトの現状などについてお話しする機会をいただきました。お二人からは、現行の両プロジェクトの重要性について、積極的な評価をいただけたものと思っております。お忙しい中、お時間を割いていただいたことに感謝申し上げます。

## 6 滞在4日目

ジャカルタでの2日間の日程を終え、翌日は、バリへの移動日になりました。バリ・デンパサルに到着し、昼食後に、現地の病院にて、同行者全員がPCR検査を受診しました。当時は、日本入国の72時間以内のPCR検査で陰性であることが帰国の条件とされていたためです。手続を手伝ってくれた病院の日本人スタッフから、バリ滞在の日本人観光客で、検査結果が陽性であったために急遽帰国ができなくなった人が相当数出ていて、ホテルの確保などで苦労しているようだという話を聞かされ、また、仮に検査結果が陽性であった場合は、本人のみがバリ島に残され、他のメンバーは予定どおり帰国するという方針を伝えられていましたので、不用意な行動はとっていないはずだと思いながらも、バリ島で一人隔離生活を送る自分を想像し、内心はドキドキものでした。その後、一行全員の陰性が確認され、そろって日本に帰国できることとなりました。

同日、夜は、法務人権省バリ州地方事務所の方々を中心とするインドネシア側の皆さんと夕食を共にする機会がありました。この出張でインドネシアの皆さんと夕食をご一緒したのはこの日が唯一の機会でしたが、2時間を越える驚きのノンアル食事会になりました。当然のようにお酒をいただくことを予想していた身としては、甘いお茶やジュースを飲みながら、インドネシアやバリの料理を堪能する機会は、大変新鮮な経験でした。宿泊先のホテルに戻ると、レストランも既に閉店間近でしたので、ルームサービスでビールを頼んでしまったことはここだけの話です。

## 7 滞在5日目

この日のメニューは、法務人権省法規総局とJICAプロジェクトの共催による法令整合性に関するセミナーです。相変わらず、インドネシアの朝は早く、午前8時30分からセミナーが開始されましたが、幸い、宿泊先ホテルが会場となっていましたので、ゆっくり朝食をとってからの参加になりました。

同セミナーは、法務人権省バリ州地方事務所において、法律と条令の間の整合性を図る業務に従事しているドラフターと呼ばれる職員を主な対象としたもので、午前中は、Udayana大学のJimmy Z.Usfunan博士による講演が行われました。この講演では、2022年に制定された法令の制定に関する法律により、条例の法的整合性確保のための調整を中央政府が主体的に行うことが明記された効果として、本セミナーの参加者の多くが所属する地方事務所の役割が大きくなったことなどが説明されました。なお、当地では、こうしたイベントのオープニングの際、主催者挨拶などと並んで、お祈りの時間が設けられるのですが、ジャカルタでのお祈りはイスラム教のものだったのに対し、この日、バリでのお祈りは、バリヒンドゥー教のものでした。ごく僅かな見聞からの印象にとどまりますが、町を歩く人々の服装や町並みの違いを含め、インドネシアという国の多様性の一面を見た思いでした。

昼食後は、日本側からの講義が2本行われ、まずは、庄地美菜子ICD教官から、内

閣法制局の役割を中心に、日本における法案の起草・審査の流れが説明され、質疑応答では、法律と条令の整合性確保のための業務に携わっている実務家らしい専門的な質問がなされ、この問題に関するインドネシア側の関心の高さをうかがうことができました(写真⑤)。



写真⑤：法令整合性に関するセミナー（庄地教官講義）

続いて、今般の出張では2度目の登壇となる内藤部長から、条例制定の実務に焦点を当て、具体例を挙げた形で、日本の条例制定における法令との矛盾抵触の回避のための考え方についての講義がなされ、ここでも実務に根ざしていると思われる様々な質疑がなされ、予定されていた時間いっぱいまで熱心な議論が続きました(写真⑥)。



写真⑥：法令整合性に関するセミナー（内藤部長講義）



なお、写真をご覧いただくとお分かりのように、庄地教官、内藤部長の講義は、開放的な壇上で、ゆったりとした椅子に座って行うという、いかにもリゾート地バリでのセミナーらしい会場セッティングの中で行われました。

この日の夜は、予定されていたインドネシア側との夕食会が、先方の都合（上で触れた刑法改正に関する業務のためのようでした。）で中止となったため、日本人だけで、バリでの最後の夕食をとることになりました。バリに詳しい間澤専門家が探してくださったお店で、砂浜に置かれたテーブルを前に、新鮮な海産物とビールやワインで、一日早い打ち上げとなりました。

## 8 滞在6日目以降

バリでの最後の日程は、法務人権省バリ州地方事務所にて、同事務所所属のドラフター等の職員の皆さんが参加するセミナーでした。開会式では、私もお挨拶しましたが、続いてご挨拶をいただいた同事務所のアンギット所長のお話は、通常、私たちがこの種の会合の開会式での挨拶として想像するものとは質量ともに異なった、大変充実したものでした。条例間や上位法令と条例との間の整合性確保に関する地方の実情を踏まえた問題意識と今後の課題を的確かつ熱意を持って語られている姿は大変印象的でした。開会式の後には、同事務所所属のドラフターから、法令審査の実情などに関する詳細なプレゼンが行われ、引き続いて、日本側、特に、この問題について現地でプロジェクトの進行を担当している立場の及川専門家から、具体的な関心事項を踏まえた質問がなされました。地方で実際に条例の不適合解消の業務に従事している実務家からの生きた情報を得ることができたことは、今後のプロジェクトのために有用だったのではないかと思います。セミナー修了後は、会場で、バリの地元の料理が詰められた御弁当をいただきながらの昼食会となり、これでインドネシアでの業務は終了です。

仕事は終わり、ということで、同事務所内の部屋をお借りして、スーツ姿からカジュアルな服装に着替え（私は、日本から持参したかりゆしウェアに着替えたのですが、インドネシアの方たちからは、同国の伝統衣装であるバティックと間違われました。言われてみればよく似ています。）、その後、ジャカルタを経由して、羽田空港への帰途に就きました。翌朝、無事に羽田空港に到着し、今度は、リムジンバスで最寄り駅まで帰ることができました。

## 9 終わりに

今回の出張で最も印象的だったのは、西尾、及川両専門家が、それぞれのカウンターパートから強固な信頼を得て、積極的かつはつらつとプロジェクトの遂行に当たっている姿でした。実際の業務遂行に当たっては、様々な苦労があるのだろうと推察できますが、そのようなことを感じさせない明るさは、プロジェクト成功に向けた大切な要素ではないかと感じたところです。

また、カウンターパートである最高裁判所及び法務人権省法規総局の皆さんの姿から



は、自分たちの業務が現に抱えている問題点を必ず解決し、より良い実務を実現しようとする明確で、強固な意志を感じました。もちろん、課題解決は容易なことではないということは、当事者ではない私にも理解できることですが、幸い、プロジェクトに携わる両専門家との意思疎通は良好であることがうかがわれるところであり、その力をうまく使っていただくことで、それぞれの目標が必ず達成されるであろうことを確信しています。

最後に、もう少し付け加えさせていただきます。最高裁判所をカウンターパートとするプロジェクトでは、知財事件等を担当する裁判官の紛争解決能力の向上及び裁判の予見可能性の向上が期待されており、そのような観点から、上記の坂本教官による日本の判例制度に関する講義も行われ、知財事件に関する判例集の出版なども進められているわけですが、セミナーに参加したときの感想として上でも触れたとおり、日本の一法律実務家の感覚からすると、過去の判例、裁判例というものは、自分たちの仕事の基盤を構成する最も大きな要素の一つであることは当然のことで、そうした点に関する感覚、あるいは、実情の違いを改めて認識させられました。同様に、法務人権省をカウンターパートとするプロジェクトで問題となっている法令間の整合性確保に関しても、まだ若かったころ、法務省刑事局や司法制度改革の事務局に勤務していた時代に、連日連夜、内閣法制局に通い詰め、法案の趣旨から、文言の一字一句、句点の打ち方まで、逐一審査を受けた身からすると、感覚的にはなかなか理解が難しいことではありますが、それだけに、インドネシアにはそのような問題が生じる理由、原因があり、それを現実として理解し、踏まえた上での対応が必須なのだろうと思われました（この問題に関しては、及川専門家の前任である廣田桂前専門家執筆にかかる「インドネシアで法令間の不整合が起こる原因及び法令制定時の課題」（ICD NEWS 92号（2022年9月）9頁）に詳細な検討がなされています。）。

法総研に勤務し、ICDを所掌する任に就いている立場として、インドネシアに限らず、法制度整備支援の対象国それぞれに固有の課題があることは頭では理解していたつもりですが、僅かな知見とはいえ、今回の訪問で、インドネシアにおける課題とその解決のための取組をリアルなものとして把握することができたことは、今後の執務に当たって大きな財産となりそうです。今回の出張に当たり、限られた時間内にできるだけ多くの情報を与えようと様々な工夫をしていただいた、西尾、及川両専門家、全行程をご同行いただき、インドネシアの、様々な生の情報を教えてくださった間澤専門家、JICA現地スタッフの皆様、お忙しい中、我々のために時間を割いていただいた最高裁判所及び法務人権省の方々、在インドネシア日本国大使館とJICAインドネシア事務所の皆様に改めて感謝申し上げます。

出張報告とも、インドネシア見聞記ともつかない雑文に最後までお付き合いいただき、ありがとうございました。

以上

## 法と開発を巡る諸問題と日本の法支援への示唆\*

前 J I C A ラオス長期派遣専門家、前ニューヨーク大学ロースクール  
アメリカ・アジア法研究所客員研究員、弁護士

入江 克典\*\*

### I 本研究の目的 — 「法と開発」とは何か —

日本政府は、1990年代より、国際協力機構（JICA）、法務省法務総合研究所、大学、法学研究者などが主体となり、政府開発援助（ODA）として、東南アジア諸国を中心に、基本法令の整備、法律実務機関の機能強化、法曹人材の育成等（法整備支援）を実施している<sup>1</sup>。法整備支援は、ベトナム、カンボジア、ラオスなどにおける民法、民訴法等の起草、裁判所機能の強化、政府の法律人材育成の一助となってきた。また、日弁連も、法整備支援に弁護士専門家を提供するといった協力のほかに、独自に、各国弁護士及び弁護士会に対する支援活動（国際司法支援）を実施し、協力関係を強化している<sup>2</sup>。国際司法支援は、ベトナム、カンボジア、モンゴルなどの弁護士に知見を提供し、弁護士会に対する体制強化に寄与するなどの活動を通じて、弁護士会相互の関係を強化してきた。

筆者は、法整備支援、国際司法支援それぞれの活動に関わる中で<sup>3</sup>、20年を超える支援過程の中で独自に築き上げてきたそれらの手法に対し、素朴な疑問を抱くことがしばしばあった。それらは、果たして国際的にどのような位置づけにあるのか、体系化された理論に基づいているのか（そのような理論があるのか）、最も効果的なアプローチなのか（何が効果的なのか）、独善的になっていないのか<sup>4</sup>。本研究は、これらの疑問に答えるべく、「法と開発」の基本理論とグローバルな潮流の中で、実践としての法改革に対する示唆を分析し、日本の法支援に寄与することを目的とした。主として、ニューヨーク大学ロースクールのフランク・アップラム（Frank K. Upham）教授、ケビン・デイビス（Kevin E. Davis）教授及びコロンビア大学ロースクールのカタリーナ・ピストー（Katherina Pistor）教授から得た「法と開発」に関する視座に基づき<sup>5</sup>、自身の現場での経験を踏まえて検討し

\* 日本弁護士連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載の推薦留学生研究論文を転載

\*\* 東京弁護士会会員。本研究にあたっては（さらにはそれ以前より）、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授より貴重なアドバイスを頂戴した。松尾教授の提唱される「法の支配ユビキタス世界」の実現は、私の法と開発研究と法整備支援への関与における道標となった。この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

<sup>1</sup> 外務省ほか「法制度整備支援に関する基本方針」、JICA「法整備支援に関するポータルサイト」。なお、脚注において引用する文献については、本文末尾の参考文献を参照。

<sup>2</sup> 日本弁護士連合会「国際司法支援活動（法整備支援）」。

<sup>3</sup> 筆者は、2015年よりJICA本部（東京）において国際協力専門員として勤務し、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、中国、コートジボワール等の法整備支援に関与した後、2017年から2021年まで長期派遣専門家としてラオスにおいて勤務した。また、2015年から2021年まで日弁連国際交流委員会幹事を務め、ラオス、ベトナム等の弁護士会の支援に関わった。

<sup>4</sup> 日本の法整備支援について評価した海外の文献について、例えば、Taylor (2010), Nicholson & Kuong (2014) を参照。

<sup>5</sup> 各教授が具体的に指摘した点は、それぞれ Upham, Davis, Pistor として本文に記載する。

た<sup>6</sup>。

最初に、研究対象となる「法と開発」の学問的定義について明確にしておきたい（「開発」の意義についてはⅡにおいて検討する）。法と開発（Law and Development; 「開発法学」とも呼ばれる。）は、法を含む様々な要因（地理的、歴史的、経済的、文化的、政治的、社会的要因）とこれらから生ずる開発に対する影響（効果）との間の関係を検証することを目的とする学問である（Davis）。その意味で、法と開発は、法学、開発学のみならず、歴史的検証、比較文化論、経済分析、政策分析など社会科学の様々な側面に関わっており、その学際性に特徴がある。

他方、法と開発は、いかに迅速な開発（経済成長）を達成できるかを提供するものではない。この点は、開発実務上も誤解を招きやすく、歴史的にも、制度改革によって経済発展を達成できると単純化した結果、多くの制度改革が失敗に終わってきた<sup>7</sup>。法と開発は、様々な問題を、様々な切り口で考察し、問題解決へと導くクリエイティブな治療法（diagnostic tool）を提供するものである（Pistor）<sup>8</sup>。

また、グローバリゼーションにより法や社会現象が国境を越えている状況から、あらゆる国が社会的、経済的に発展の過程にあると考えれば、法と開発は、いわゆる途上国に対する法改革のみにおける概念ではなく、先進国にとっても普遍性のある重要な示唆をもたらすものである（Pistor, Davis）。したがって、閉塞感から脱却できない日本の経済的、社会的課題、日本人の権利、自由、幸福感に対しても、法の持つ役割を通じて何らかの示唆を与えうる。

さらに、法と開発は、法律家の役割を再定義することをも目的とする。法を活用する法律家は、法がその強大な力により個々人に自由や利益をもたらす一方、その用途によっては社会に対する弊害を生じさせることを認識しなければならない（Pistor）。資本主義社会において、形式的な財産に経済的な意味をもたせ資本（富）をもたらすのが法であるが、その正当性と構造上の不具合が格差と不平等を生み、環境破壊をもたらしている<sup>9</sup>。法律家は、単に既存の法を解釈する作業だけではなく、法の役割を認識し、想像力をもって問題解決へと導く思考が求められており、法と開発はそのためのツールである。

以上の観点から、法と開発に関わるいくつかの問題を考察しながら、日本の法律家たちが担う日本の法支援に対する示唆を検討してみたい。

<sup>6</sup> 本研究の目的に鑑み、英文にて公開されているものを中心に分析した。

<sup>7</sup> Pistor (2022) は、ロシアによるウクライナ侵攻の背景にある、「欧米の関与した制度改革の失敗」を指摘する。ソビエト崩壊後のロシアは、憲法改革や民主化改革に先行した迅速な市場経済化を実現するため、欧米の経済学者らが関与し、通称「ショック・セラピー」と呼ばれる急激な市場改革をわずか13か月の間に実施した。その結果、強大な権限をもった大統領、巨大資産を有するオリガルヒを生んだ一方、国民の経済は一向に潤わず、社会不安は解消されなかった。その問題は30年経った現在でも依然残ったままである。Pistor は、ウクライナ侵攻の責任をロシア大統領にのみ負わせようとする欧米諸国の風潮を受け、ソ連崩壊後の改革の経緯を忘れてはならない、と指摘している。

<sup>8</sup> 例えば、Ross (2009) は、今日の気候変動を考慮した「環境適応的な持続可能性」(ecological sustainability) を、自由、正義、平等と同じく本質的な法的原則とすべき、と主張している。この提案は、法を、開発目標達成の道具 (instrument) として活用して持続性の確保を目指すものであり、法と開発の本質的な発想に基づくものと評価できる (Pistor)。

<sup>9</sup> de Soto (2000), pp.153-161; Pistor (2019), pp. 1-22.



## II 「開発」とは何か —成長か、自由か—

「開発」の意義は、「法と開発」の分析対象を明確にするとともに、実践としての法改革の目標を提示する意味でも重要である<sup>10</sup>。開発機関の支援潮流も「開発」の捉え方から多くの影響を受けている。概して、経済発展さらにGDP（国民総生産）の成長こそが開発であると狭く単純化する考え方と、広く社会的発展や自由の獲得に必要な全てを含むとする考え方が<sup>11</sup>。

世界銀行の開発研究グループのディレクターを務めた経済学者のコーリア（Collier）は、「開発の罫」から抜け出せずにいる「最底辺の10億人（The Bottom Billion）」に対する経済成長の重要性を強調し、経済成長を通じて貧困層に対し国内産業成長の果実を提供できると考えている<sup>12</sup>。コーリアは、比較的注目されていない「開発の罫」として、紛争の罫、天然資源の罫、劣悪な近隣国に囲まれた内陸国の罫、小国における劣悪なガバナンスの罫の4つを提示し（なお、注目度の高いものとしてマラリアや健康問題を挙げる）、これらの罫に捉われた国々に焦点をあてて経済成長をもたらすことによって最下層から引き上げることの重要性を説く。これに対し、スウェーデンの経済学者であるミュルダール（Myrdal）は、開発を社会的発展（社会システム全体の上昇）と捉え、そのための諸条件は相互に関連しており、経済的条件がその他の条件に優先するわけではないとみている。ミュルダールは、それら諸条件の中でも、「貧困層にとって必要なのは少量の金銭ではなく、生産性と平等性を伴う社会的変革である」として生産性と平等性に着目し、富そのものが限られ、課税による再配分も実施上の困難が伴う途上国の文脈では、資源の分配を強調するべきではないという<sup>13</sup>。

開発概念に特に大きな影響を与えたのがセン（Sen）である。センは、富の獲得や経済成長は目的達成の手段の一つにすぎず、自由の獲得こそ開発の手段であり目的でもある、と述べている<sup>14</sup>。個々人が自由を得て、潜在能力が拡大することで世界に対し正の影響を与える、この個人の媒介的役割（agency role）に着目することが開発プロセスの中心であると指摘し、経済的な成功や貧困の問題はより大きな潜在能力の問題に統合されなければならないと述べる<sup>15</sup>。このようなセンの個人の自由を中心とした開発観念は、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）が策定した人間開発指標（Human Development Index）に大きな影響を与えた<sup>16</sup>。

<sup>10</sup> 「法と開発」研究の理論的基盤として、「開発」の意義のほか、「法」や「国家」の意義、両者の関係など、啓蒙思想に遡って議論することもできる（ホッブス、モンテスキュー、スミスなど）。法を国家の強制手段とみる伝統的な狭い見方から（ウェバーなど;Hogson (2009) 参照）、法は必ずしも国家の存在を前提とせず、非中央集権的な共通論理（common logic）が供給されることによっても達成されるとみる見解もある（Hadfield & Weingast (2012) 参照）。

<sup>11</sup> Escobar (2011) は、近代西洋社会の知識体系にのみ依存することで非西洋の知識体系を支配し、周辺化し、低質化してきた開発理論と戦略を批判的に論じ、人類学の観点から、開発概念の脱構築（deconstructing）を図っている。

<sup>12</sup> Collier (2007)。

<sup>13</sup> Myrdal (1974); ミュルダールは、「生産性問題から平等の問題を孤立させること」が伝統的経済学の不完全性を物語っているという（733頁）。女性の社会進出、外国人の雇用機会の創出、性的少数者の社会受容といった平等性に関する社会的課題の解消に、日本社会の生産性向上のヒントが潜んでいるのかもしれない。

<sup>14</sup> Sen (1999)。

<sup>15</sup> Sen (1999) は、「開発手段としての自由」として「社会的機会」が提供されることの必要性を強調し、基礎教育を通じて社会的機会が与えられたことで人間開発が達成され、経済的発展を生んだ例として、明治期以降の日本を挙げている（第2章）。

<sup>16</sup> UNDP (1990)。



以上の開発概念における議論は、実践面における開発への寄与に関する示唆を与える。国連が策定した持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）において「法の支配」そのものが開発目標として設定されたことが一因となり（ゴール16）、法の支配を冠しその実現を目指す改革プロジェクトが一層増えている。しかし、開発概念をセンの述べるように広く考えた場合、法の支配そのものが開発の核心である個人の自由や平等を危険にさらす可能性はないだろうか<sup>17</sup>。もちろん、法の支配は、法システムが内在する個人の尊厳、平等といった価値を包含するものである、または、法システムが社会的機能を営むための本質的価値であると捉えれば、法の支配は開発手段に留まらず開発目標であると捉えることは合理的である<sup>18</sup>。しかし、実践の文脈では、画一的に解釈された法の支配が企図した改革のためのレトリックとして用いられる危険性を否定できないというのが「法と開発運動」の教訓であった（後述Ⅲ1を参照）。そして、西洋由来の概念である「法の支配」が第三世界にも広がり、その理解において地域的に多様性を持っている状況において<sup>19</sup>、前提となる「法の支配」の理解に齟齬が生じたまま改革が進行する危険性も否定できず、これにより自由や平等といった普遍的価値が損なわれるようなことがあってはならない。目指すべき「法の支配」とは何であるのかを現地の文脈に沿って可能な限り具体化したうえ、普遍的価値の実現に寄与するものであるのかを精査しながら改革を進めることが肝要ではないだろうか<sup>20</sup>。

### Ⅲ 「法と開発」の展開

この項では、法と開発の主要な問題点を時代の流れに沿って整理してみたい。

#### 1 リベラル・リーガリズムと自己離反 — 1960年代「法と開発運動」 —

第二次世界大戦と世界的な植民地支配が終結した1960年代、アメリカの法学者たちは、アメリカ的法の支配に裏付けられた法体系を、ラテンアメリカを中心とする開発途上国に移植することを試みた。冷戦時のイデオロギーの対立を背景とした、いわゆる「法と開発運動」は、法は「力強く」「良いもの」であり、開発において有用な「道具」であるという規範的前提に立ち、近代的なアメリカの法体系をそのまま第三世界にも当てはめ、容易に発展が加速するものと想定した。1974年、この運動を先導していたトゥルーベック（Trubek）とギャランター（Gallanter）は、以上の規範的前提を「リベラル・リーガリズム（liberal legalism）」（以下本項目において「LL」という。）と呼び<sup>21</sup>、アメリカ的法の支配モデルそのものが自己中心的（ethnocentric）で世間知らず（naïve）であったと自ら批判するセンセーショナルな論文（その表題は「自己離反した

<sup>17</sup> Daniels et al (2011), p.114; Trubek & Galanter (1974) を参照。

<sup>18</sup> Davis (2008), p.912 を参照。

<sup>19</sup> 松尾（2012）193頁を参照。なお、World Justice Project が作成する法の支配指標（Rule of Law Index）も法の支配の概念が各国による異なることを前提としている。World Justice Project (2022) p.187 を参照。

<sup>20</sup> 日弁連「解釈指針」も、「法の支配」の定義の多様性を踏まえ、慎重な解釈姿勢を見せている。

<sup>21</sup> リベラル・リーガリズムの訳語は、訳者により様々であるが、「自由主義的法万能主義」と訳することができる。

学者たち (Scholars in Self-Estrangement)』) を発表した<sup>22</sup>。

アメリカによるLLモデルによる法改革は、実定的な国家法の改革、道具的な発想に立った法律家の教育、裁判所へのアクセスの促進にその焦点を当てていた。これに対し、トゥルーベックらは、LLモデルが持つ自己中心性を以下のように批判している。「経験的に、[LL (筆者補足。以下同じ)] モデルは、社会的・政治的な多元性を想定しているが、第三世界の多くは、権威主義または全体主義的政治体制とともに、社会的に階層化され、階級間の亀裂が生じている。[LL] モデルは、国家制度が社会統制の中心的な役割を担うと仮定するが、第三世界の多くは、種族 (tribe)、一族 (clan)、地方の共同体がより強固に支配している。[LL] モデルは、ルールは多数の市民の利益を反映し、内面化したものであると想定するが、多くの途上国では、ルールは少数者の意思によって多数に対し強制されるものであって、遵守することよりも違反することの方がしばしば尊重されている。[LL] モデルは、裁判所は社会統制における中心的な存在であり、政治、種族、宗教または階級の利益から相対的に独立していることを想定するが、多くの国においては、裁判所は独立していないし重要でもない。」<sup>23</sup>

以上のトゥルーベックらの指摘は、時代背景などが異なる今日の法改革においても有用な示唆を与える。まず、改革によって実現した法がその国で機能し、個人の自由、民主、平等といった普遍的価値を実現するか否かは、社会を構成する複雑かつ多様な変数によって左右されるということである。そのような社会の複雑性や多様性を捨象した単純化した法改革は、社会に浸透した規範や国民意識との乖離を生み、紛争の予防や解決、権利の実現において機能を果たさない法を生む危険がある。加えて、法改革は、法を扱う者のイデオロギーに基づく教化 (indoctrination) と洗脳 (brainstorming) という側面を否定できない、ということである (Pistor)。法律家は、多かれ少なかれ、最初にどこで誰から法を教わったかに重大な影響を受ける。そして、多くの法律家はその教義 (doctrine) に対する疑問を持たない。法改革者は、自身が教化と洗脳を受けていること、そして改革の過程では教化と洗脳を伴うことを謙虚に認識し、その国及び国民にとって適切な改革の道を常に問い続けなければならない。

## 2 制度論の隆盛 — 1980年代～1990年代前半 —

1980年代後半頃より、新制度派経済学の展開によって、経済発展の手段として「制度が重要である (institution matters)」との認識が主流化し、「良い統治 (グッド・ガバナンス)」の開発観が浸透していく。市場の機能に着目するミクロ経済学において、制度は、政府による介入としての市場に対する制約及び個人的選択の制約と捉えられる。これに対し、新制度派の代表的な経済学者であるノース (North) は、情報の非対称性や取引費用が生ずる場面においてはミクロ経済学が前提とする合理的経済人モデルでは説明できないとし、制度は、ゲーム理論の観点から「相互協力」の利益を増加さ

<sup>22</sup> Trubek & Galanter (1974).

<sup>23</sup> 入江訳。Trubek & Galanter (1974), p.1080 を参照。

せる一方「離反」の費用を増加させ、「取引費用」と「生産費用」を低減させる点で、社会に機会を与え、市場の拡大を促進するもの、と捉えている<sup>24</sup>。また、ノースは、制度を、実定化された制度のみならず、慣習、伝統、行動規範といったインフォーマルな制度（非実定的制度）を含むものとして捉え、その変更には経路依存性がある（すなわち、過去の制度の延長線上でしか変更は起こり得ない）とし、それゆえ、全体としてみれば制度変革は漸進的に生ずると考えている。この点、クラン（Kuran）は、中東において19世紀までに西洋由来の近代法が移植されたにもかかわらず機能せず、現在に至るまで目覚ましい社会的、経済的發展を遂げていないことについて、イスラム教的観念やその法制度の観点から説明しており<sup>25</sup>、中東における制度変更の経路依存性を実証している（Davis）。また、ストリーク（Streeck）らは、制度変革を、「置換」（displacement）、「層化」（layering）、「漂流」（drift）、「転換」（conversion）及び「枯渇」（exhaustion）の5つに分類したうえで、それぞれにおける変革のメカニズムを分析している<sup>26</sup>。例えば、判例法主義国における判例変更は「置換」、制定法主義国の下位法令制定は「層化」、法の機能不全（と代替する社会規範の確立）は「漂流」、市場経済への移行改革は「転換」、瓦解し制度の前提が失われたソビエト社会主義メカニズムは「枯渇」と考えることができよう（Pistor）。

以上の流れから得られる法改革への示唆は、制度変革の経路依存性の性質を考慮して、漸進的な改革プロセスを設定することである。有用性の高いフォーマットを使って形式的な実定法を一晩のうちに導入しても、現地における法の需要（demand of law）と乖離する可能性が高い。その結果、本質的な制度変革は生じず、形式法の「漂流」が生ずる。そのような事態を避けるためには、改革が奏功するよう段階的かつ長期的な「置換」、「層化」または「転換」の計画の設定が必要である。その漸進性から、改革が奏功しているのか、それとも実体との乖離が生じているのかを直ちに判断しにくいのが法改革の特徴であるから、地に足を着けてその改革の有効性について測定しつつ、着実に歩みを進めることが不可欠といえる。

### 3 法起源論と世界銀行 Doing Business — 1990年代後半以降 —

1970年代中頃より、企図した改革が実現できなかったことに起因してその勢いが衰えていた「法と開発運動」は、ソ連の崩壊により冷戦が終結すると、再び活気を取り戻した。アメリカに加えて西欧諸国や世界銀行などの国際機関がこれに参加し、主として社会主義からの移行経済国家に対して、形式的な資本主義経済制度の輸出を加速させた。これに際しては、前述した新制度派経済学の興隆を背景に、経済学者が重要な役割を担った<sup>27</sup>。

以上の新しい展開の中、法系（legal family）の属性（法の起源）と経済的影響との関

<sup>24</sup> North (1991) ; North (1993).

<sup>25</sup> Kuran (2010).

<sup>26</sup> Streeck & Thelen (2005).

<sup>27</sup> 移行期ロシアの制度改革における経済学者の関与については、前掲注7・Pistor (2022).



係を明確に述べ、アメリカ法及びこれに基づく国際的モデル法の輸出に対して重大な影響を与えたのは、ラ・ポルタ (La Porta) ら、新進気鋭の経済学者たち (通称「4人のギャング (gang of four)」) であった。彼らが述べる「法起源論」 (Legal Origin Theory) は、コモン・ローを起源とする国の方が、シビル・ローを起源とする国よりも、金融制度の設計として投資家保護に厚く、司法手続が非形式的で独立性が高い結果、契約執行と財産権の担保の関係で優れている一方、シビル・ロー国は、コモン・ロー国と比べ、国家所有と規制の効果により市場機能を制限すると述べたうえ、これらの要素がコモン・ロー国の経済発展での優位性をもたらしていると指摘した<sup>28</sup>。

このセンセーショナルでコモン・ローに偏った理論は、多くの批判に晒された。例えば、バーコウイツ (Berkowitz) らは、法起源論は、形式的法制度の変更は制度の有効性に大きな影響をもたらさないという「法と開発運動」の経験に矛盾するとし<sup>29</sup>、アセモグル (Acemoglu) らは、植民時代の法継受を法の起源と仮定する法起源論に対し、植民時代の経験が現代の制度を決定づけるものではないとして批判した<sup>30</sup>。ダニエルズ (Daniels) らは、法起源から完全に独立した特徴 (例えば、既存の国家法、宗教、倫理、慣習的規範) を捨象するものであって、法起源は、続く現代法における合法性 (legality) との関連性はほとんど存在しないと指摘し<sup>31</sup>、ダム (Dam) は、コモン・ロー国及びシビル・ロー国の多様性を捉えきれていないと述べた<sup>32</sup>。

しかしながら、ラ・ポルタらの法起源論は、多様な批判にも関わらず、国際的な法指標の形成に重要なインパクトを与えることとなった。彼らは、世界銀行の経済学者チームとの共同研究の実施を経て、Doing Business (以下「DB」という。) プロジェクトを立上げ、2004年よりDBレポートの公表を開始した<sup>33</sup>。DBレポートは、世界銀行グループが調査を実施し、ビジネスにおいて効率的で自由度の高い制度について分析した結果を踏まえて、投資環境に関するスコアとランキングを提示するものである。年を追うごとに調査対象を広げ、2020年時点においては、制度の調査分析対象は190か国、使用する指標は11となっていた<sup>34</sup>。以上の経緯を経て、DBは、指標を通じた画一的な法観念を輸出するとともに、法起源論に由来するコモン・ロー偏重、規制緩和、自由市場の強調などの特徴を踏襲し、法起源論に対する多くの批判を受け継ぐこととなった<sup>35</sup>。

以上の法起源論、そしてDBを巡る議論は、法改革の実施に際しての有用な示唆を与

<sup>28</sup> La Porta et al. (1997). La Porta et al. (1998). ただし、La Porta et al. (2008) は、コモン・ロー国は、世界経済が平穏で、市場が良く機能する場合に限り、シビル・ロー国に比し優位性を持つとして条件を付しており (327頁)、その主張の程度を弱めている。

<sup>29</sup> Berkowitz et al. (2003), pp. 166-169.

<sup>30</sup> Acemoglu et al. (2001), p. 1388.

<sup>31</sup> Daniels et al. (2011) pp. 116-119.

<sup>32</sup> Dam (2006), p.5

<sup>33</sup> Davis & Kruse (2007), pp. 1114-1116. Davis et al. (2012), pp.90-95.

<sup>34</sup> 11の指標は、例えば、起業 (Starting a Business)、信用の獲得 (Getting Credit)、納税 (Paying Tax) に関するものがある (World Bank (2020) 参照)。なお、世界銀行は、DBスコアの不正操作が発覚したことを受け、2021年、DBレポートの公表を継続しないことを発表した (World Bank (2021))。

<sup>35</sup> DBへの批判については、World Bank's Independent Evaluation Group (2008); Manuel et al. (2013); Alfaro et al. (2021) を参照。

える。それは、法制度の実証的分析は考慮すべき変数が極めて多く、法制度は複雑かつ不安定な性質を有すること、そして、その複雑な法現象を裏付ける明確な証拠はなく、これを簡略化して述べるものには隠された前提が含まれていること、それを疑うことが重要であることである。DBは、その歴史を紐解いてみれば、新自由主義的発想から市場における投資や貸付を促す目的とした法の測定であって、社会における法の機能性に応じたものではない。加えて、スコアやランキングを伴う評価手法は、対象国の「数値改善」や国家間の競争意識を動機付け、社会における法の正当性・適切性に関わらず、一定の法の導入を促進させる効果を有している。このような偏りをもった指標を基に、改革を実施したり、改革の有効性を測定したりすることは極めて危険である。前述の制度変更の漸進性も合わせて考慮すれば（Ⅲ 2 参照）、（法起源のように）単一の変数に従った、拙速で、現場への配慮を欠く制度改革は、需要のない法を創造し、その国民に重大な不利益を与える可能性が高い。

#### 4 グローバリゼーションと経済格差 – 2000年代以降 –

2000年代に入り、世界的に富の格差、特に国内格差の拡大が指摘されている。2022年において、世界人口の1%にあたる最上位富裕層が世界的な富の拡大の38%を保有する一方、貧困層50%はその富の2%しか保有しておらず（線グラフにすると、鼻を持ち上げた象のような形状から「エレファント・カーブ」と呼ばれる。）、現代の世界的格差は、20世紀初頭の帝国主義時代のものに近いと指摘されている<sup>36</sup>。この点、経済成長こそが格差を解消するとの観点から（前述Ⅱ、コリアの開発観を参照）、世界銀行は、グローバリゼーションに親和性のある国家政策から開発が生ずると強調してきた<sup>37</sup>。グローバリゼーションは、経済政策の観点からは、規制緩和と自由化を推進し、輸出入を増大させるとともに、国際取引ルールの統一化を促進し、取引費用を減少させるといえるが<sup>38</sup>、グローバリゼーションは現実に途上国にどのような影響をもたらしているのだろうか、さらにグローバリゼーション政策と経済的不平等の解消の間に一定の関係は見いだせるのだろうか。

この点、キリー（Kiely）は、グローバリゼーションに開発の本質を置く考え方は、本質的に、新自由主義的な発想に基づいた「近代化論（modernization theory）」に類するものであると指摘し<sup>39</sup>、グローバリゼーションによる世界的な相互接続を通じて途上国も発展の恩恵を受けられると仮定し、世界経済が途上国に利益と機会のみを与え制約を与えないという、世界銀行が採用する考え方の理論的前提に疑問を呈している。マコースラン（McAuslan）は、土地政策の観点から、グローバリゼーションと植民地主義を平行に考察している<sup>40</sup>。植民地主義の下では、途上国において新しい土地法が

<sup>36</sup> World Inequality Report (2022), p.11.

<sup>37</sup> World Bank (2002a), World Bank (2002b).

<sup>38</sup> 松尾（2012）263頁以下参照。

<sup>39</sup> Kiely (2005), p.908.

<sup>40</sup> McAuslan (2015).

施行され、先住民の土地が収奪されていく構造となっていたが、グローバリゼーション下においては、世界銀行など国際金融機関による土地政策改革（条件付融資、土地区画化・権利化、土地法改革など）により、土地市場や金融市場が整備され、法的保護がないまま、金融や政治の力が貧困層から土地へのアクセスを剥奪する構造となっていると指摘している。そのうえで、ブラジルとタンザニアを例に挙げ、貧困層の土地に対する権利の現地政府による法的保護の重要性を述べている。フォルティン（Fortin）は、独立以降のサブサハラ地域における、世界銀行のグローバリゼーション政策に基づく市場ベースの土地再分配モデルは、植民地支配により構築された富裕層と貧困層の間に生じた構造的な歪み（二重経済とその規制）を克服するのではなく、むしろその地域に存在する貧困を加速させ、不平等をより深いものとしていると指摘している<sup>41</sup>。

以上の議論において示唆的なのは、グローバルな処方箋は、途上国における構造的な歪みに必ずしもアプローチしないということ、及び法を構築する政府の役割の重要性である。上記フォルティン（Fortin）が挙げた例では、画一的な効率性を重視したグローバリゼーションプログラムによる、土地保有の「近代的な」様式である個人所有権を導入する改革は、かえって土地保有の安全性を害し、従来の土地保有者からの土地収奪と地域住民間の紛争を生み、土地保有の不平等を招来した。そして、それらの弊害に対処するとともに、土地の利益を確保するために土地資源を適切にコントロールできたのは現地の政府であり、現地に根付いた法や慣習であった。コミュニティの既存の慣習や法制度を介した社会構造の改革が、グローバル化が浸透した現代においてもなお重要であることを物語っている。

#### IV 開発における法の役割の再考

本項では、開発の促進のための法や制度の活用について、理論面及び実践面からいくつかの項目を取り上げてみたい。

##### 1 財産権と開発

財産権は、成長と繁栄の源泉として広く認識されている。経済理論は、（私有）財産権は、収用に対する安全性を確保し、市場を通じた譲渡性を高め、担保としての活用を可能にすることで、その権利者に投資を促進させるもの、と捉える。ノースと並んで代表的な新制度派経済学者であるデムセッツ（Demsetz）は、財産権の機能を、「外部性（externality）の内部化」にあると述べる。すなわち、財産権は、外部の利益を自己のものとする（内部化する）ことにより生ずる費用を発生する外部の利益が上回る場合、その設定に価値が発生する。そして、財産権の適切な分配は取引を通じて実現するため、財産権の設定により取引が促進され、経済成長に資することとなる<sup>42</sup>。

<sup>41</sup> Fortin (2015).

<sup>42</sup> Demsetz (1967), pp. 347-359. デムセッツは、「外部性の内部化」について、奴隷を例に挙げて説明する。法が奴隷に対し必要な報酬を企業に要求する権利を付与した場合、企業は、奴隷に課される高価な外部費用（必要な報酬や過酷な労働など）の負担とともに、奴隷の労働を通じて得られる外部利益を内部化することができる。



このような財産権理論は、途上国における開発の文脈でも妥当するのであろうか。フィッツパトリック (Fitzpatrick) は、デムセッツらの経済理論は、財産権が、(契約や不法行為における権利よりもはるかに) 複雑な社会構造と密接に関係していることを見落としているという<sup>43</sup>。途上国における民営化、国営化、農業開発の失敗など様々な文脈において、財産制度の慢性的な不確実性、財産制度に起因する紛争、財産保有環境の悪化の事例が数多く表出しているが<sup>44</sup>、これらの事例における共通原因は、生活保障や資源収入と財産との結びつきの強さ、国家能力の欠如や違法性、地域ごとに存在する社会規範に基づく財産システムの劣化、国家法と地域の規範との乖離・対立・重複などにあると分析している。これは、経済理論に基づく効率的な財産制度は、途上国の開発にとって最善でないことを意味する。ペルーの経済学者であり世界銀行とも深い関わりのあるデソト (de Soto) は、近代的な市場経済の実現のための統合された実定的な財産制度の重要性を述べる一方、新たな財産制度は、法律家を雇うことで達成されるわけではなく「鳴く犬の声を聴く」こと、それにより「人民法 (people's law)」を発見することが必要である (すなわち、社会に内在するインフォーマルな制度や市民の法に対する需要を最も良く知ることができるのは、現場においてである) と説いており、財産制度の構築における非実定的な (インフォーマルな) 社会規範の重要性を強調している<sup>45</sup>。また、東アジアの法と社会に対して深い知見を有するアッパム (Upham) は、世界銀行の「ベスト・プラクティス」に基づくカンボジアの土地改革が、市民社会において既にルールとして存在していた財産制度を破壊する結果を招いた事例を紹介したうえで、以下のように結論付けている。「外国の専門知識、善意、資金は、内部主導による国家建設という、時間のかかる漸進的なプロセスを代替できないことを、彼ら [21世紀の開発実務者 (筆者補足)] に警告しておかなければならない。結局のところ、開発が必然的に引き起こす苦痛に正統性を与えられるのは、自国が自ら生成する制度だけなのである。」<sup>46</sup>。

以上の分析から得られる規範的含意は、財産制度は、長い時代を経て市民の生活や生産活動に密着し社会的枠組みとして構成されている一方、新しい機会や経済成長に対応するために権威的に活用される傾向があり、その結果、そのような元の社会的枠組みは容易に破壊されうるということである。16世紀のイギリスにおいて、土地の生産性を高め資本を集約させるために共有地が収奪され (「囲い込み政策」)、19世紀のアメリカにおいて、裁判所が社会構造の変革の一役を担い、少数者の財産権よりも産業の発展を優先したように、経済成長を目指す国家が富を享受するためには、場合によって、その破壊を伴う社会経済的な財産制度の変革が不可欠といえるかもしれない<sup>47</sup>。その一方

<sup>43</sup> Fitzpatrick (2006), p. 996.

<sup>44</sup> グローバリゼーション下における土地政策により周辺層の権利侵害が生じている例については、Ⅲ 4 を参照。

<sup>45</sup> de Soto (2000), pp. 164, 179.

<sup>46</sup> 入江訳。Upham (2018), p. 146.

<sup>47</sup> 同上。アッパム (Upham) は、財産制度による開発における「通説」に対する挑戦として、実定的財産制度の整備を経ずして目覚ましい成長を遂げた中国を挙げる。もっとも、(アッパム自身の考えは明確ではないものの) 財産制度について、実定的な法に限らず、インフォーマルな慣習や社会規範も含めて考えれば、中国もその「通説」の範疇を超えるものではないとも思われる (pp.92, 100-102 参照)。

で、改革により権利を奪われる少数者の存在は、経済成長を正当化するために語られることが少ない。社会構造と密接に関わる財産制度の構築において、効率的なフォーマットは存在しないことを認識し、少数者の利益を最大限考慮するためには、現場において「犬の鳴き声」に耳を澄ませるしかない。

## 2 汚職と開発

制度と汚職（corruption）は相互に密接に関係している。汚職の定義や機能に関する説明は様々であるが、経済学者の多くは、制度と汚職は裏表の関係にあり、汚職の主たる原因は制度的欠陥にあると指摘している<sup>48</sup>。メオン（Méon）らは、先進国及び途上国を含む62か国にわたる汚職と制度枠組みにかかる調査を経たうえで、汚職は、制度が機能していない場所での有効な潤滑油（グリス）であると捉え、制度が極めて非効率的な国では、汚職は効率性と正の相関を示す可能性さえあると指摘している<sup>49</sup>。パーニ（Pani）は、植民時代の南インドにおけるイギリス法の法移植を例に挙げ、汚職は、法制度と社会に容認された倫理とのギャップにより生じると捉え、植民時代における法移植がその倫理とのギャップを埋める過程を経なかったため、社会が法を拒絶し、無視し、法が機能不全となった結果、社会において倫理が正当化され、新たな規範としての汚職が永続していると分析している<sup>50</sup>。ガンズモース（Gans-Morse）らは、汚職政策とその効果を調査した結果を踏まえて、汚職は、社会秩序からの逸脱ではなく「代替的な社会秩序」であって、集団的組織的行動であるという特性があると指摘している<sup>51</sup>。

これらからすると、汚職は、ある制度が社会的に受容されない結果生じるものであると同時に、汚職そのものが一つの社会秩序を形成しその他の制度とともに複雑に絡み合っていることがわかる。これに鑑みれば、汚職対策に際しては、個々の違反に着目してその撲滅のみに対する施策を講じても効果は薄く、体系的、包括的な政治・社会戦略、制度改革が必要となることを示唆する<sup>52</sup>。以上の視点は、法と開発において、複数の異なるルールや体制（regime）は、相互に作用し合うことで強固なものになっていることを認識したうえで<sup>53</sup>、異なる条件や文脈の下で、それらが相互にどのような影響を与えるかを分析することの重要性を示唆している。

## 3 リーガル・エンパワーメント —正義へのアクセス—

リーガル・エンパワーメント（Legal Empowerment）（以下本項目において「LE」という。）との用語は、法と同様に長い歴史を持つリーガル・エイド（法律扶助）の伝統を飛び出し、2003年、世界的な国際開発の専門家であり法学者でもあるゴラブ

<sup>48</sup> Lambsdorff (2006), p. 6.

<sup>49</sup> Méon et al. (2010).

<sup>50</sup> Pani (2016).

<sup>51</sup> Gans-Morse et al. (2018).

<sup>52</sup> Gans-Morse et al. (2018) は、汚職に対する個別対策として、①報償と罰、②モニタリング、③官僚制度の再構築、④雇用におけるスクリーニングと採用、⑤汚職対策機関、⑥教育、⑦国際取決の政策効果について分析し、本文と同様の結論を導いている（182頁）。

<sup>53</sup> なお、いわゆる「制度的補完性」について、青木（2003）を参照。

(Golub) により造られた<sup>54</sup>。法律扶助が専門家によるサービスと解釈され受益者への焦点が乏しいことがあるのに対し、LEは、市民の直接的な権利行使能力に焦点を当てる点に特徴がある<sup>55</sup>。2008年に国連が招聘した貧困層のLEに関するハイレベル委員会 (High Level Commission on Legal Empowerment of Poor) は、LEを「貧しい人々や排除された人々が、法律や法制度、法的サービスを利用して、市民として、また経済的主体として、自身の権利を守り、促進することができるようになるシステム変革のプロセス」と定義した上で<sup>56</sup>、法の支配と正義へのアクセス (access to justice) に加えて、貧困層の財産、労働、営業に関する権利の重要性を強調した (Commission on Legal Empowerment of Poor 2017)。以上の議論を経て、2015年、SDGsのゴール16として、法の支配と正義へのアクセスがその内容に組み入れられた。

LEは、いわゆる法の支配プロジェクト型の国家開発 (前述リベラル・リーガリズムに関するⅢ1参照) と比較するとその特徴が明らかになる (Davis)。国家開発がトップダウン型のアプローチを取り、法と司法制度に着目し、法律専門家と国家機関に焦点を当てるのに対し、LEはボトムアップ型で、法ではない社会規範やメカニズム、そして個人と現場における機能性に着目する。トップダウン型の法改革は、その社会構造を根本から変革する可能性を有する一方で、必然的に開発の目標である人々の権利や自由の獲得から離れてしまう傾向にある。他方、ボトムアップ型のLEは、貧困や不平等といった社会の歪みの根本原因に直接作用し直すことは困難である一方で<sup>57</sup>、貧困や不平等に苦しむその人の権利や自由の獲得に直接働きかけることができる<sup>58</sup>。法改革の効果を社会の隅々にまで行き渡らせるため、国家開発とLEは両輪として重要であり、いずれかを欠く場合その開発効果は不完全となりうる。

#### 4 制度改革の逆効果

制度改革は、常に想定通りの結果をもたらすわけではない。特に、市場の効率性を重視する金融制度改革において、経済理論と異なる帰結が生じた多くの例が指摘されている。マリオ (Mario) らは、1990年末のブラジル政府による住宅金融制度改革のケースについて、同改革は、アメリカの市場主導の開発モデルとして住宅制度改革に倣って実施されたが、国営銀行の活動に依存した国家主導の調整システムから脱却できなかったと指摘している<sup>59</sup>。また、クラントン (Kranton) らは、19世紀前半の英領インドにおけるイギリスの民事裁判制度と農業債券市場改革について分析している。この改革は、当初、執行費用を減少させ、新たな債権者の参入を促進し、これによる利率減少を通じて農家に利益が還元されるものと想定されていた。しかし、農家の生産価値はリスクと価格変動にさらされ、債権者は債権回収に奔走するようになった結果、生産性

<sup>54</sup> Goodwin & Maru (2017), p.158.

<sup>55</sup> Golub (2003), pp. 10-11.

<sup>56</sup> 入江訳。

<sup>57</sup> See Galanter et al. (2004).

<sup>58</sup> Hiil (2020) は、このようなLEの特徴を「利用者にやさしい正義 (user-friendly justice)」と表現している (11頁)。

<sup>59</sup> Mario & Alves (2019).



のある農家を破産に追いやり、土地の収奪を招くまでになった<sup>60</sup>。さらに、ヴィグ (Vig) は、2000年代初頭のインドにおける担保法制改革について分析している<sup>61</sup>。この改革は、債権者の権利を強化することで、執行費用を減少させ、担保の利用を拡大させ、もって金融市場の拡大を実現できるとする「法と金融」理論 (Law and Finance theory) に基づき実施されたが、債権者の権利の強化が、企業の財務構造の変更を生じさせ、会社の担保の活用を減少させるとともに流動性貯蓄を増加させるという逆の結果を招いた。

以上の事例は、制度改革は、論理的に想定された効果をもたらす場合がある一方で、副作用も生じ得ることを含意している。クラントン (Kranton) らは、副作用が生じる要因について、「制度改革は、『次善 (second best)』の世界で生じる」ことを指摘している<sup>62</sup>。これは、経済理論において、市場が最も効率的な状態 (パレート最適) を達成できるのは完全競争の条件がすべて整う場合 (すなわち「最善 (first best)」の場合) である一方、複雑性を有する制度改革においては、現実的にそのような完全な条件を達成するのは不可能であり、次善に好ましい状態を達成するための条件設定を検討すべきことを意味する。以上から導き出される実践的な教訓は、制度改革によって生ずる影響は時間をかけて見極め、常に改革の「副作用」が生じる事態を想定し、それに対処するための準備を怠らないことである。

## V さいごに —日本型法支援への示唆—

以上のとおり、「法と開発」を巡る諸問題を分析する中で、実践としての法改革に対する示唆を検討してきた。これらを踏まえて、僭越ながら、日本が実施する法整備支援、国際司法支援に対する普遍的な示唆を引き出してみたい。

### 1 単純化の危険

1748年、モンテスキューは、「法の精神」は、政治体制、地理、気候、宗教、歴史、文化などを密接に反映している、よって、法は、それぞれの国のため、そしてその国の人々のために作られるべきである、と説いた<sup>63</sup>。今日のグローバリゼーション下、国際ルールの一統化が図られ、法の在り方が集約されているが、それはしばしば形式的な法 (law in books) で見られるにすぎない。その実態 (law in action) は、依然多様で、複雑である。今日、改めて「法の精神」に則り、複雑な社会現象を切り取り単純化した法改革の試みは、その国の意思と乖離した結果をもたらす危険があることを再認識しなければならない。

日本政府の法整備支援は、法の複雑性や現地の文脈を重視し、特定の法や実務を押し付けることなく、相手国政府に寄り添い、その主体性を尊重することを主眼においてき

<sup>60</sup> Kranton & Swamy (1999).

<sup>61</sup> Vig (2013).「法と金融」理論については、La Porta et al. (1998).

<sup>62</sup> Kranton & Swamy (1999), p. 22; なお、「次善」の一般理論については、Lipsey & Lancaster (1956) を参照。

<sup>63</sup> Montesquieu (1989), Book I, Chapter 3.

た<sup>64</sup>。日弁連の国際司法支援活動も、現地の実情に応じた支援の実施、現地からの要請に基づいた「自立支援」が強調されており<sup>65</sup>、法整備支援と同様、支援対象国の主体性が尊重されている。筆者の認識する限り、これらの理念は、実際の支援の場面においても浸透しており、対象国の法制度や慣習、現に実施されている実務を尊重する姿勢が徹底されている。その意味で、日本の支援は、複雑な事象を単純化し「途上国」という文脈で支援態様を一般化するような体裁を取っておらず、この点で法改革を誤った方向に導く危険性は低いかもしれない。

しかし、単純化された発想は、国際金融機関などによるフォーマットやモデル法による法移植のみならず、日本の法律家も陥るリスクがある。法が特定のイデオロギーの洗脳、教化にも用いられた「法と開発運動」の教訓からも明らかのように、法律家は、最初に学んだ法体系、法知識に影響を受けやすい。これは日本で法を学び、研究し、実務を担う日本の法律家にとっても当てはまる。したがって、法改革の実施においては、無意識のうちに日本法の発想に囚われていないか、特に、大陸法の発想になりがちな日本の法律家は、英米法的発想を拒絶していないかを常に顧みることが求められる<sup>66</sup>。日本法のフィルターを通して法改革を進めることは、その国の人々が有している法の需要(demand of law)と乖離し、その改革によってもたらされたものが機能不全を起こす可能性があることを、私たちは常に念頭に置かなければならない。

## 2 断片化の危険

断片的な改革(piecemeal reform)は、想定とは異なる深刻な副作用を招来する可能性がある。経済理論における完全競争のような「最善(first best)」の状態のない制度改革においては、社会の複雑性を反映し、予測不能の事態が発生すること、正の効果とともに負の効果も伴うことを念頭に置く必要がある。多くの制約や欠陥がある複雑な社会において、その一部を暫定的に修正したり緩和したりする断片的な改革は、副作用が発生する可能性が高く、改革者がこれに備える準備を怠ればその副作用が増大し、特に社会の弱者層に影響を及ぼす。

この断片性は二つの点を含意する。一つは、改革の時間的な断片性である。制度による社会変革の態様は漸進的であることからすると、応急処置的な改革は奏功せず、それゆえ中長期的な改革戦略とその実施が必要不可欠である。この点、日本の法整備支援・国際司法支援は、対象国ごとに異なる事情は存在するものの、概ね、20年以上の長きに渡り支援が継続されており、「支援の効果の発現に時間がかかる」という共有された認識とともに活動が進められているかもしれない。加えて、より実践的には、時間的に連続したプロジェクトの実施に際して、分散した個々の課題に応ずるだけのパッチワーク的な支援を継続するだけではなく、真の開発目的達成のためには時間を要することを

<sup>64</sup> JICA (2009). JICA (2011).

<sup>65</sup> 日弁連「基本指針」。

<sup>66</sup> 筆者も、ラオス民法典の起草支援に際して、無意識のうちに日本民法の思考に捉われた経験があった。

踏まえて、従前の活動との一貫性を踏まえながら効果的な戦略を練る必要がある。

二つ目は、改革メニューの断片性である。複数の異なるルールや体制は相互に作用し、影響を与えていることから、体系的で包括的な戦略とそれに基づく制度改革が必要である。加えて、法改革を促進するとともに必然的に生じる負の効果の発生に適切に対処するためには、多様な角度から改革に対してアプローチできるのが望ましい<sup>67</sup>。日本政府による法整備支援は、政府機関に対するトップダウン型の支援であり、国家政策としての法の支配の促進と、それを現場において担う政府の法律関係者への教育に焦点が充てられる。その結果、民法等の起草や、法執行機関（司法省、裁判所、検察など）の関係者の能力開発、実務におけるマニュアルの作成などを成果として実現してきた。しかし、国民の自由や平等といった普遍的価値を実現し、基本的人権を擁護し、人間の安全保障を確保し、（センのいう広義の）「開発」を達成するためには、さらに一歩進んで、起草した民法等が社会に浸透し、国民の権利や利益の保護に寄与しているか、現地法律家への教育が社会の利益として還元されているのか、マニュアル化された実務によって公正かつ迅速な紛争解決が図られ、国民の利益に叶っているのか、といったところまで注視する必要がある。これと同時に、正義へのアクセスの向上を含むリーガル・エンパワーメント、いわゆる草の根的ボトムアップ型支援は、国民の権利・自由の直接寄与するものであるから、これを拡充することも、国民とはやや距離のあるトップダウン型との両輪で進めるという点で重要な意義がある。この観点から、日弁連の国際司法支援が弁護士や弁護士会の支援を通じて国民の権利・自由の獲得に一層近い場所で支援活動をする必要性は大きい。さらに、個々の大学や研究者、法律家などが、国際的な学術交流を通じて法や法律家の役割を共有し、国民の権利や自由の実現のために法教育（法学教育を含む）の拡充に寄与することも重要である<sup>68</sup>。加えて、法整備支援や国際司法支援の成果をより実効的なものにするためにも、各機関の連携をより強固なものとしてさらにボトムアップの取組みが拡充していくことも望ましい<sup>69</sup>。要約すれば、個々のプロジェクト目標の達成もさることながら、一国の法制度と社会を全体として観察し、多様な切り口で、戦略的に「開発」の実現に寄与することが何より肝要である。

本稿は、法と開発における多岐にわたる問題点について考察するものであった。その浅薄な洞察についてはご容赦頂き、法整備支援の実践において何らかの参考となれば大変幸いである。

## 参考文献：英文

Acemoglu, Daron, et al. (2001), *The Colonial Origins of Comparative Development: An Empirical*

<sup>67</sup> 言うまでもなく、財源や人的資源の有限性といった実施上の問題は残る。

<sup>68</sup> 例えば、名古屋大学、神戸大学、九州大学、慶應義塾大学は、法学研究に係る国際協力を積極的に推進している。

<sup>69</sup> 例えば、名古屋大学日本法教育研究センター・コンソーシアムは、大学・研究機関が中心となり、その法整備支援アクターの連携を強化し、アジアを中心とした法学研究と国際交流のさらなる発展を目的として設立された。ホームページ：<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/cjl-consortium/consortium>（2022年10月11日最終閲覧）



- Investigation*, 91 (5) THE AMERICAN ECONOMIC REVIEW 1369.
- Alfaro, Laura et al. (2021), *Doing Business: External Panel Review Final Report*.
- Berkowitz, Daniel, et al. (2003), *The Transplant Effect*, 51 THE AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW 163.
- Chancel, Lucas et al. (2022), *World Inequality Report 2022* (Paris: World Inequality Lab).
- Dam, Kenneth W., THE LAW-GROWTH NEXUS 5 (Brookings Institution Press, 2006).
- Daniels, Ronald J., et al. (2011), *The Legacy of Empire: The Common Law Inheritance and Commitments to Legality in Former British Colonies*, 59 THE AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW 111.
- Davis, Kevin E. & Kruse, Michael B. (2007), *Taking the Measure of Law: The Case of the Doing Business Project*, 32 LAW AND SOCIAL INQUIRY.
- Davis, Kevin E. & Trebilcock, Michael J. (2008), *The Relationship between Law and Development: Optimists versus Skeptics*, 56(4) THE AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW 895.
- Davis, Kevin E., Kingsbury, Benedict & Merry, Sally Engle (2012), *Indicators as a Technology of Global Governance*, 46 (1) LAW & SOCIETY REVIEW.
- Demsetz, Harold (1966), *Some Aspects of Property Rights*, 9 JOURNAL OF LAW AND ECONOMICS 61.
- Demsetz, Harold (1967), *Towards a Theory of Property Rights*, 57(2) THE AMERICAN ACADEMIC REVIEW 347.
- De Soto, Hernando (2000) THE MYSTERY OF CAPITAL (Basic Books).
- Escobar, Arturo (2011), ENCOUNTERING DEVELOPMENT: THE MAKING AND UNMAKING OF THE THIRD WORLD (Princeton University Press).
- Fitzpatrick, Daniel (2006), *Evolution and Chaos in Property Rights Systems: The Third World Tragedy of Contested Access*, 115 THE YALE LAW JOURNAL.
- Fortin, Elisabeth (2015), *Reforming Land Rights: The World Bank and the Globalization of Agriculture*, 14(2) SOCIAL & LEGAL STUDIES 148.
- Galanter Marc et al. (2004), *Bread for the Poor: Access to Justice and the Rights of the Needy in India*, 55 HASTINGS LAW JOURNAL 789.
- Gans-Morse, Jordan et al. (2018), *Reducing Bureaucratic Corruption: Interdisciplinary Perspectives on What Works*, 105 WORLD DEVELOPMENT 171.
- Golub, Stephen (2003), *Beyond Rule of Law Orthodoxy: The Legal Empowerment Alternative*, 41 CARNEGIE ENDOWMENT FOR INTERNATIONAL PEACE PAPER.
- Goodwin, Laura & Maru, Vivek (2017), *What do we know about legal empowerment? Mapping the evidence*, 9 HAGUE JOURNAL ON THE RULE OF LAW 157.
- Hague Institute for Innovation of Law (Hiil) (2020), *Justice Needs and Satisfaction in Uganda in 2020: Legal Problems in Daily Life*, (Hague, Hiil).

- Hodgson, G. M. (2009), *On the Institutional Foundations of Law: The Insufficiency of Custom and Private Ordering*, 43(1) JOURNAL OF ECONOMIC ISSUES 143.
- Kiely, Ray (2005), Globalization and Poverty, and the Poverty of Globalization Theory, 53(6) CURRENT SOCIOLOGY 895.
- Kranton, Rachel E. & Swamy, Anand V. (1999), *The Hazards of Piecemeal Reform: British Civil Courts and the Credit Markets in Colonial India*, 58 JOURNAL OF DEVELOPMENT ECONOMICS 1.
- Kuran, Timur (2010), *THE LONG DIVERGENCE: HOW ISLAMIC LAW HELD BACK THE MIDDLE EAST* (Princeton University Press).
- Lambsdorff, Johann Graf (2006), *Causes of Consequences of Corruption: What Do We Know from a Cross-section of Countries?* in INTERNATIONAL HANDBOOK ON THE ECONOMICS OF CORRUPTION (Ackerman, Susan Rose ed.).
- La Porta, Rafael et al. (1997), *Legal Determinants of External Finance*, LII (3) THE JOURNAL OF FINANCE 1131.
- La Porta, Rafael, et al. (1998), *Law and Finance*, 106 (6) JOURNAL OF POLITICAL ECONOMY 1113.
- La Porta, Rafael, et al. (2008), *The Economic Consequences of Legal Origins* 46 JOURNAL OF ECONOMIC LITERATURE 326.
- Lipsey, R. G. & Lancaster, Kelvin (1956), *The General Theory of Second Best*, 24 81) THE REVIEW OF ECONOMIC STUDIES 11.
- Manuel, Trevor et al. (2013), *Independent Panel Review of the Doing Business report*.
- Mario, Gomes Schapiro & Alves, Pereira Saylor (2019), *Developmental State with Neoliberal Tools: A Portrait of the Brazilian Housing Financial System*, 12 (2) LAW AND DEVELOPMENT REVIEW 457.
- McAuslan, Patrick (2015), *Property and Empire: From Colonialism to Globalization and Back*, 24(3) SOCIAL & LEGAL STUDIES 339.
- Méon, Pierre-guillaume et al. (2010), *Is Corruption an Efficient Grease? A Cross-Country Aggregate Analysis*, WORLD DEVELOPMENT.
- Montesquieu, Charles de (1989), *THE SPIRIT OF LAWS* (Cohler, Anne M. et al. eds: Cambridge University Press).
- Myrdal, Gunnar (1974), *What is Development?*, VIII (4) JOURNAL OF ECONOMIC ISSUES 729.
- Collier, Paul (2007), *THE BOTTOM BILLION* (Oxford University Press).
- Nicholson, Pip & Kuong Teilee (2014), *Japanese Legal Assistance: An East Asian Model of Legal Assistance and Rule of Law*, 6 HAGUE JOURNAL ON THE RULE OF LAW 141.
- North, Douglass C. (1993), *Institutions*, 5 JOURNAL OF ECONOMIC PERSPECTIVES 97.
- North, Douglass C. (1990), *INSTITUTIONS, INSTITUTIONAL CHANGE AND ECONOMIC PERFORMANCE* (Cambridge University Press).

- Pani, Narendar (2016), *Historical insights into modern corruption: descriptive moralities and cooperative corruption in an Indian city*, 25 (2) GRIFFITH LAW REVIEW 245.
- Pistor, Katharina (2019), *THE CODE OF CAPITAL* (Princeton University Press)
- Pistor, Katharina (2022), *From Shock Therapy to Putin's War*, Project Syndicate, available at: <<https://www.project-syndicate.org/commentary/1990s-shock-therapy-set-stage-for-russian-authoritarianism-by-katharina-pistor-2022-02>>, accessed September 20, 2022.
- Ross, Andrea (2009), *Modern Interpretation of Sustainable Development*, 36(1) JOURNAL OF LAW AND SOCIETY 32.
- Sen, Amartya (1999), *DEVELOPMENT AS FREEDOM* (Oxford University Press).
- Sen, Amartya (2005), *Human Rights and Capabilities*, 6 JOURNAL OF HUMAN DEVELOPMENT 151
- Streeck, Wolfgang & Thelen, Kathleen (2005), *Introduction: Institutional Change in Advanced Political Economies* in BEYOND CONTINUITY: INSTITUTIONAL CHANGE IN ADVANCED POLITICAL ECONOMIES 1 (Streeck & Thelend eds.).
- Taylor, Veronica L. (2010), *Rule-of-law Assistance Discourse and Practice: Japanese inflections in LAW IN THE PURSUIT OF DEVELOPMENT* (Perry-Kessaris, Amanda ed.).
- Trubek, David M. and Galanter, Marc (1974), *Scholars in Self-Estrangement: Some Reflections on the Crisis in Law and Development Studies in the United States*, WISCONSIN LAW REVIEW 1062.
- United Nations (2022), *The Sustainable Development Goals Report 2022* (New York: United Nations).
- United Nations Development Programme (1990), *Human Development Report 1990* (New York: Oxford University Press).
- Upham, Frank K. (2018), *THE GREAT PROPERTY FALLACY* (Cambridge University Press).
- Vig, Vikrant (2013), *Access to Collateral and Corporate Debt Structure: Evidence from a Natural Experiment*, 68(3) JOURNAL OF FINANCE 881.
- Watson, Alan (1993), *LEGAL TRANSPLANTS: AN APPROACH TO COMPARATIVE LAW* (2d ed).
- World Bank (2002a), *Global Economic Prospects and Developing Countries: Making Trade Work for the Poor* (Washington, DC: World Bank).
- World Bank (2002b), *Globalization, Growth and Poverty: Building an Inclusive World Economy*, (Oxford: Oxford University Press).
- World Bank (2020), *Doing Business 2020: Comparing Business Regulation in 190 Economies* (Washington, DC: World Bank).
- World Bank (2021), *World Bank Group to Discontinue Doing Business Report* (September 16, 2021), available at: <<https://www.worldbank.org/en/news/statement/2021/09/16/world-bank-group-to-discontinue-doing-business-report>>.



accessed October 11, 2022.

World Bank's Independent Evaluation Group (2008), *Doing Business, An Independent Evaluation: Taking the Measure of the World Bank-IFC Doing Business Indicator* (Washington, DC: World Bank).

World Justice Project (2022), *Rule of Law Index 2022* (Washington, DC: World Justice Project).

## 参考文献：邦文

鮎京正訓（2011）『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会）

青木昌彦（瀧澤弘和＝谷口和弘訳、2003）『比較制度分析に向けて』（NTT出版）

外務省ほか「法制度整備支援に関する基本方針」（改訂版）（2013年5月）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin\\_1305.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html)（2022年9月19日最終閲覧）

香川孝三＝金子由芳編著（2007）『法整備支援論－制度構築の国際協力入門』（ミネルヴァ書房）

金子由芳（2019）『アジアの法整備と法発展』（大学教育出版）

金子由芳編（2019）『アジアの市場経済化と民事法－法体系の構築と法整備支援の課題』（神戸大学出版会）

国際協力機構「法整備支援ポータルサイト」

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html>（2022年10月2日最終閲覧）

国際協力機構（2009）『法整備支援に関するプロジェクト研究：「法の支配」の実現を目指して：JICAの法整備支援の特色』

国際協力機構（2011）『課題別指針』

日本弁護士連合会「国際司法支援活動（法整備支援）」

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/shien.html>（2022年10月2日最終閲覧）

日本弁護士連合会「国際司法支援活動の基本方針」（2009年3月）

090318\_8.pdf (nichibenren.or.jp)（2022年10月2日最終閲覧）

日本弁護士連合会「国際司法支援活動基本方針の解釈指針」（2009年3月）

sisin090318\_8.pdf (nichibenren.or.jp)（2022年10月2日最終閲覧）

松尾弘（2009）『良い統治と法の支配－開発法学の挑戦』（日本評論社）

松尾弘（2012）『開発法学の基礎理論－良い統治のための法律学』（勁草書房）

松尾弘（2016）『発展するアジアの政治・経済・法—法は政治・経済のために何ができるか』（日本評論社）

安田信之（2005）『開発法学－アジア・ポスト開発国家の法システム』（名古屋大学出版会）

# カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の開始 ープロジェクトの計画・策定経緯を中心にー

JICAカンボジア長期派遣専門家

伊藤みずき

## 第1 はじめに

2022年11月1日、カンボジアにおいて、「法・司法分野人材育成プロジェクト」（英語名は“Legal and Judicial Development Project Phase VI”、以下「当プロジェクト」という。）が開始された。当プロジェクトは、王立司法学院<sup>1</sup>（Royal Academy for Judicial Professions、以下「RAJP」という。）の教育改善を目的とするプロジェクトで、プロジェクト実施期間は2027年10月31日までの5年間の予定である。

本稿では、これまで当プロジェクトがどのように計画・策定されてきたかという点を中心に、当プロジェクトの概要等についてご紹介したい<sup>2</sup>。

## 第2 計画・策定の経緯

### 1 課題の調査

(1) 当プロジェクトの前フェーズである「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」は、2017年4月から2022年10月までの間に実施された<sup>3</sup>ところ、その実施期間中に、カンボジア司法省から、新たなフェーズの支援が要請され、特に、RAJPに対する支援について強い要請があった。確かに、日本が起草を支援して成立した民法・民事訴訟法の適用開始から約10年が経過したが、カンボジアの裁判官等の民事法に対する理解が十分に進んだとは言い難い状況であることは、JICA長期専門家をはじめとするカンボジアにおける法制度整備支援の現場の関係者内の共通の認識であり、カンボジアからの前記のような要請を受けて、カンボジアにおける具体的な課題の所在、それに対する支援の必要性やアプローチの方法などについて、調査を行う必要性が高いと考えられた。

そこで、2020年夏頃から、ICDが主体となり、主にJICA本部、長期専門家と協力して調査を行い、プロジェクトの計画・策定を行った。

(2) 調査に際しては、カンボジアの法制度整備支援に長年携わってこられた日本の大学教授等の先生方から事前質問に回答いただく形で講義を賜り、また、カンボジアにおいて長期専門家として活動された経験のある日本の法曹等、RAJPの教官を

<sup>1</sup> 裁判官・検察官養成校、執行官養成校、公証人養成校、書記官養成校から構成されるカンボジア司法省傘下の教育機関である。最近の裁判官・検察官養成校の概況については、拙稿「裁判官・検察官養成校における法曹教育について（カンボジア）」ICD NEWS第90号（2022年3月号）を参照されたい。

<sup>2</sup> 筆者は、2022年3月からカンボジア司法省に長期専門家として派遣され、赴任前には、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の教官として当プロジェクトの計画・策定に携わった。

<sup>3</sup> 当初の予定では2022年3月末に終了予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、2022年10月末まで延長された。

はじめとするカンボジアのベテラン裁判官、裁判官・検察官養成校（以下「RSJP」という。）修了後に任官したカンボジアの若手裁判官、日本に留学してカンボジア及び日本両国での法学教育を受けた経験のあるカンボジアの若手法律家など、20名以上の方にインタビューに協力いただいた<sup>4</sup>。その他、ICDにおいてRAJPとの間で、RAJP教官を含む裁判官を対象とするセミナーを実施した際の質疑応答の状況や、過去のプロジェクトに関する資料等の文献等も参考にした。

調査においては、裁判官の民事法に対する理解が十分とはいえない現状の背景（課題）を探ることに重点を置いた。

- (3) そのような調査検討を経て把握された課題については、以下のとおり、大学における教育、RSJPにおける新規教育、任官後の裁判官教育（継続教育）の課題に分けて整理することができる。

#### ア 大学における教育について

大学における教育については、①研究を実施する環境が不十分であること（学会や論文発表の場がほとんどなく、講義の対価以外に研究費が与えられないのが通常であり、研究を行うことが難しい、参照できる文献が少ない）、②教育内容が不十分であること（教員の質が担保されているとは言い難く、教育内容も教員によって異なる）などが挙げられる。ただし、時間の制約上、大学教育の課題について詳細に調査を実施することができたわけではない。

#### イ RSJPにおける新規教育について

##### (ア) 教官の能力・教育内容について

RSJPにおける新規教育、すなわち、裁判官に任官することを目指す学生<sup>5</sup>に対する教育の課題については、まず、教官の能力のレベルが均一でなく、教官ごとに教育内容のレベルがまちまちであることが挙げられる。教官によって法の理解度にばらつきがあることがうかがえた。教官自身からも、教育内容や教育方法が教官ごとに異なり、どのように教えるべきか悩ましいという声が聞かれた。

また、教官の一部からは、条文の「解釈」の仕方が教官によって異なる場合があり、統一的な見解を教えることができないという声があった。教官らが言う「『解釈』が統一的ではない」というのは、大きく2つの場面に分けられるように思う。すなわち、(i) 裁判官によっては、条文の基礎的理解が不足していることによって誤った理解に基づき条文を適用することがある（そのため裁判官によって判断が異なる）、という場面と、(ii) カンボジアにおいて判例・学説の蓄積がされないために条文の定義や判断の枠組について統一的な見

<sup>4</sup> 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ICDが主体で行った調査活動は全てオンラインで実施した（2022年5月に現地で実施された詳細計画策定調査では、JICAによる調査団にICDからも参加した。）。

<sup>5</sup> RSJPは、裁判官及び検察官の任官希望者の教育を対象としており、将来的に検察官に任官する可能性がある者も同様に民事法教育を受けている。ただ、本調査においては、裁判官の民事法に対する理解が不十分であることの背景を探ることが目的であったため、裁判官任官予定者への民事法教育という観点から課題を分析した。



解が醸成されない、という場面があると思われる。前者の場面については、条文の基礎的理解を固める教育がまだ十分ではないことの裏返しであると考えられる。そして、後者の場面について教官の発言から考えると、一部の教官は、「全ての条文の定義や判断の枠組についてひとつの正解があり、それを学生に教えるべきであるし、その正解を日本の専門家に教えてほしいのだ」という意識を持っている可能性があるように思われた。しかし、条文の定義や判断の枠組について、全てにひとつの正解があるわけではなく、法律実務家としては、論理的に法律を理解・解釈し、結論を導くことができる能力を身に着ける必要がある。仮に、前記のような考えを持っている教官がいるという見立てが正しいとすると、そのような法律実務家としての能力を身に着けるための教育が重要であるという意識を醸成した上、そのような教育が実施される必要があると考えた。

(イ) 教材について

統一的な教材がRSJPを対象とするプロジェクトの終了後は新たに作成されていないことが挙げられる。2005年11月から2012年3月までの間、RSJPを支援対象として「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（以下「RSJPプロジェクト」という。）」が実施され、当時、教科書や各種マニュアルが作成され、2012年4月から2017年3月まで実施された「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」においても教科書が作成されたが、その後、RSJPにおいて新たな統一的な教材は作成されておらず、各教官が個人的にレジュメを作成するにとどまっている。RAJP（RSJP含む。）の教官は裁判官の業務を兼任しており、教官らが自ら統一的な教材を作成するための仕組みは存在しない。

(ウ) 専任教官について

前記のとおり、RAJPにおいて、専任教官が存在せず、教官らはいずれも裁判官等の業務と並行して教官業務を行っている。そのため教官が多忙であり、しばしば休講が発生し、予定していたカリキュラムを終了させることができず、学生の修了時期が延長される事態が発生している。

(エ) カリキュラムについて

カリキュラムは作成されているが、科目名、授業時間数及び担当教官名が記載されたシンプルなもの、各科目の講義内容やスケジュールについては記載されておらず、各教官に委ねられているようである。

ウ 継続教育について

RSJPは、新規教育のみならず、現役裁判官に対する継続教育の責務も担っている。JICAをはじめ、国際ドナーによる単発のセミナーが実施されることはあるが、RSJPが独自に継続教育を実施できているわけではない。RSJPとしても継続教育の実施の必要性は感じているが、学生に対する新規教育の実施

にリソースを優先させており、実現できていない。

また、RSJP自体の教育の範疇からは外れるが、例えば日本においては、任官後、実際の事件を担当する過程において先輩裁判官による若手裁判官の指導がなされ、いわゆるOJT（On the Job Training）によって若手裁判官の能力が育成されるどころ、カンボジアにおいては、年配の裁判官の中には、現行の民法・民事訴訟法に対する理解が不十分で、旧法時代の理解に基づいて実務を行う場合があり、年配裁判官からの適切な指導が受けられない場合があるという話も聞かれた。

#### エ RSJPプロジェクトの成果の持続について

以上が、RSJPにおける教育の課題のおおまかな概要である。このように課題は未だ多くあることが認められたが、他方、調査の過程で、過去のRSJPプロジェクトの成果が今なお持続していることも認められた。課題の分析とは趣旨が異なるが、調査の結果判明した重要な点であるため、ここでご紹介しておきたい。

例えば、現在RAJPで教鞭をとり、ベテラン教官としてRAJPにおける教育をリードしている裁判官教官たちは、過去のRSJPプロジェクトにおいて、将来の教官候補生として育成された方々である。歴代の長期専門家から優秀な人材として名前が挙げられていた裁判官たちが、最高裁判所の判事などとして現場で活躍する傍ら、今なお教官としても後進の育成に励んでいる。また、RSJPプロジェクトでは、カリキュラムを自ら作成し、持続的に改訂していく仕組みの導入が支援されたが、現在でも、カリキュラムの見直し、改訂が継続的に行われている。さらに、RSJPプロジェクトでは、模擬裁判が導入され、カンボジア側が自立的に行えるようになるための支援が行われたが、現在でも、RSJPにおいて模擬裁判がカリキュラムに組み込まれ、実施されている。

法制度整備支援の成果は、その性質上、短期的にその成果を評価することは難しい場合が多いが、RSJPプロジェクト終了後約10年が経過した時点での今回の調査において、その成果が確実に実り、持続していることを明らかにすることができたと言える。

- (4) カンボジアの現状に関する調査・検討を経て、カンボジアの裁判官について、法律（条文）を理解・解釈し、運用するための法律実務家としての基礎的能力を向上させる必要があると考えた。

そして、RSJPは、裁判官任官前の学生に対する新規教育とともに、現役裁判官の継続教育を担う教育機関であって、RSJPの教育が改善されることが、裁判官の能力向上には最も直接的で効果的なアプローチであり、それがカンボジア側のニーズとも合致しており適切であるという結論に至った（ただし、大学における法学教育が重要であることは言うまでもなく、大学を直接の支援対象にすることはできないまでも、何らかの形で大学の関係者をプロジェクトに巻き込み、大学教育に

も裨益するような方策が必要であるという点が、調査過程において指摘された。)

また、前記のとおり、教材、カリキュラム、教官自身の能力等に関する課題が挙げられたが、将来的に、それらをカンボジア側が組織的かつ持続的に改良していける体制を強化することが重要であると考えた。既に述べたような過去のRSJPプロジェクトの成果を土台に、更に持続可能な教育体制を構築するための支援を実施する必要性が高い。

- (5) 当プロジェクトの計画策定段階において検討した、法律実務家としての基礎的能力とは、「法律（条文）を理解・解釈し、事案に適用するべき規範を定立し、事実認定をし、その事実を規範（要件）に当てはめ、結論を導くことができる能力」と言い換えることが可能である。

RSJPにおいて、そのような能力を持った実務家を養成するために、まずは教官の育成が必要となるところ、調査検討の過程では、そのプロセスの重要性が指摘された。

すなわち、調査検討の過程の様々な場面で、法制度整備支援プロジェクトにおいて、しばしば「目に見えない成果」よりも、「目に見える成果」に重きが置かれる傾向にあるが、「目に見える成果」である成果物の完成自体だけではなく、それが作成されたプロセス自体が重視されるべきであるという点が指摘された。これは、例えばRSJPの支援においては、カリキュラムや教材という成果物の完成自体だけではなく、それらの作成にカンボジア側がどれほど主体的に関わり、それに伴ってどのような能力が向上したかというプロセスこそ重視するべきであるという視点である<sup>6</sup>。過去のプロジェクトを振り返っても、カンボジアの主体性確保と活動のプロセスの重要性については常々課題として認識されており、当プロジェクトの計画・策定段階でも、その点を意識する重要性を関係者間で共有した。

## 2 カンボジア側との協議

- (1) 前記のような調査検討と並行し<sup>7</sup>、当プロジェクトの計画・策定段階においては、司法大臣をはじめ、プロジェクトマネージャーとなる見込みであった司法長官らと繰り返し協議を重ねた。調査検討を経て、過去のプロジェクトの教訓も踏まえ、カンボジア側の主体性を高めるためには、プロジェクトのコンセプトやアウトラインに関して、あらかじめカンボジアとの認識を十分に共有し、協働して作成することが極めて重要であることが日本側の共通認識であったことから、可能な限り協議を重ねた。

その中で、カンボジア側から、優先課題としては、裁判官を含む司法関係者の法律の理解を深めさせることが重要と考えていること、そのための教官育成など、人

<sup>6</sup> カンボジアの主体性とプロセスの重視については、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授に賜った講義の中で強調され、関係者間において実感と共にその重要性が改めて意識された。

<sup>7</sup> カンボジア側との協議は、カンボジア側のニーズや問題意識の把握という意味では、当然ながら調査検討の一環でもあり、前述した調査検討により明らかになった課題については、この協議の結果得られたものも多く含まれている。



材育成支援のニーズが強いことが強調され、カリキュラムや教材の作成（改訂）の支援も必要である旨が伝えられた。

そのようなカンボジア側のニーズに沿いながらプロジェクトのアウトラインを作成するという作業を進めていったのであるが、その中で、カンボジア側に対して、「プロジェクト終了後の成果の持続可能性を担保するために、プロジェクト活動に際しては、長期専門家が主導するのではなく、あくまでプロジェクト活動を主体的に担うのはプロジェクト活動のために設置されるワーキンググループのメンバーであって、R A J Pの学生や現役裁判官を教育するのは、長期専門家ではなくカンボジアの教官（及びその候補者）であり、長期専門家はサポートを行う」という提案を折に触れて伝え、その認識を共有することに努めた。

これは、前記のとおり、調査検討の過程で、カンボジアの主体性や活動のプロセスの重要性が幾度も指摘され、従前のカンボジアにおけるプロジェクト活動の課題として、特にカンボジア側において期間内に目に見える成果を達成することが優先される傾向があったことにより、カンボジア側のメンバーが主体的に成果物を作成するのではなく、長期専門家が主導して進めざるを得ない状況が発生してきたことが認識されていたためである。

- (2) 協議の過程で、カンボジア側からは、R S J Pにおける裁判官教育だけではなく、公証人、執行官、書記官養成校の教育改善支援に関しても要望があった。これについては、調査検討の過程で、未だ裁判官の民事法の理解が十分とはいえない現状において、プロジェクトにおける日本側の限られたリソース<sup>8</sup>に鑑みても、対象を広げ過ぎれば効果的な活動が困難になることが予想され、優先すべきは裁判官の能力向上であるというのが日本側の共通した認識であった。他方、R S J P以外の養成校についての支援をカンボジア側が切に必要としていることは理解できし、R S J Pの教官が他の養成校においても教鞭を執っている場合もあり、R S J Pでの教育改善の成果を他の養成校にも波及させることが可能であり、かつそれが望ましいと考えられた。そこで、カンボジア側に対しては、R S J Pの教育改善のための活動を経て、そのノウハウや仕組みを蓄積し、プロジェクト後半からR S J P以外の養成校に共有してR A J Pの組織全体に広げていくため、裁判官教育の支援を優先するという日本側の提案を伝え、合意した<sup>9</sup>。
- (3) カンボジア側とのオンラインでの協議を重ねながら、2022年5月、現地において詳細計画策定調査を実施し、同年6月、“Record of Discussions”が署名・締結され、作成したP D M（Project Design Matrix）に基づくプロジェクトの実施の合意に至った。この際、協議の過程で双方において認識を共有するために特に強調すべき点については、“Main Points discussed”として書面化した。たとえば、R S J P

<sup>8</sup> プロジェクトの計画・策定段階で、長期専門家は前フェーズから1名減員され、3名体制（裁判官出身者、検察官出身者、業務調整）となることを見込まれていた。

<sup>9</sup> カンボジアからの要請に対する採択通報は、2022年4月になされた。

における専任教官の設置の重要性については、かねて度々協議し、双方でも認識を共有していたことから、専任教官の設置と、プロジェクトのワーキンググループメンバーに参加させることについて明記した。また、プロジェクト活動に際して、カンボジア側のワーキンググループメンバーが主体的に進め、長期専門家はそれをサポートする位置付けとなることについても明記した。合意文書にそのように明記しておくことで、プロジェクト開始後にも必要に応じて参照し、関係者と改めて認識を共有することが可能となる。

- (4) これまで述べたとおり、可能な限りカンボジア側との共通認識を醸成し、カンボジアの主体性を尊重しながらプロジェクトのアウトラインを作成し、最終的にPDMを作成していくことを目指したが、その過程には、様々な課題があったため、それについて紹介したい。

まず、JICAのプロジェクトにおいて運営管理のツールとして採用されているPCM手法では、関係者の分析、問題（課題）の所在・原因の分析、問題の解決手段の分析などのプロセスを経て、PDMが作成される場所、本来的には、この過程についてはカウンターパート側との間で協議をして共同作業によって進めるのが理想であるはずである。しかし、このPCM手法の考え方や、PDMの構造については容易に理解できるものではなく、少なくとも数日間の研修を経ない限り基本的な理解に至ることはできないと思われ、プロジェクト開始前の段階でカウンターパート側にそのような時間を取ってもらい十分に理解してもらうことは事実上不可能であると感じた<sup>10</sup>。そのため、カンボジア側との協議では、最低限、プロジェクトのアウトライン（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動）の方向性を共同して作成していくことを目指した。

そのようにして、協議において最低限の方向性を共有することはできたものの、カンボジア側の協議への参加者が非常に限られており、カンボジア側の関係者と広く共有することは難しかった。プロジェクトのカウンターパートは司法省であるが、直接の支援対象はRAJPであり、重要なアクターは裁判官である教官たちであるため、本来はそれらの教官らにも毎回の協議に参加してもらい、プロジェクトの方向性についてできるだけ詳細に認識を共有していくことが理想であったが、裁判官の本業と教官業務で多忙を極める教官たちが毎回の協議に参加することは現実的ではなかったと思われる。教官たちのニーズや問題意識については、ICDとRAJPとの間で開催したセミナー等、法務総合研究所とRAJPとの間で締結したMOCに基づく活動の機会を利用して調査した。計画・策定段階での協議に十分に巻き込むことができなかった関係者については、プロジェクト開始後も引き続き、広く対話の機会を持って認識を共有していくことが必要である。

また、RSJP教育についての問題意識に関しては、カンボジア側からは「教官

<sup>10</sup> 新規プロジェクトでは、プロジェクトマネージャーが、前フェーズまで長年担当していた司法長官とは別の司法長官に変更になった。

の不足」や「教材の不足」、「教官の能力育成の必要性」などが強調されたが、それらが不足する原因は何なのか、裁判官らの能力について具体的にどの点に問題があるのか、どのような能力を有する教官を育成すべきなのかなどについて、深く掘り下げて十分に議論するというところまでには至らなかった。前記のとおり、これまでの調査検討を経て、日本側において課題の分析は一定程度できたものの、日本側の見立てをそのままカンボジア側に押し付けるようなことは当然望ましくない。むしろ、プロジェクトが終了した後を見据えて、将来的にRSJP（RAJP）の教育が持続的に改善される体制を強化するためには、現状の課題やその原因、その解決手段の分析などについては、カンボジア側が自ら行っていくべきであり、そのような組織的な能力を強化することも、プロジェクトの活動に組み込むべきであると思われた。そのため、プロジェクトの初期段階では、問題やその解決手段の分析等を行う調査フェーズを設けることを提案し、カンボジア側と合意した。

### 第3 新規プロジェクトの概要

- 1 以上のとおり、調査検討、カンボジア側との協議等を経て、当プロジェクトが策定された。プロジェクト期間は、2022年11月1日から2027年10月31日までの5年間となっている。長期専門家は、現在、検察官出身者、裁判官出身者、業務調整の3名体制である。当プロジェクトの概要は以下のとおりである。詳細については、別添のPDMを参照いただきたい。

#### 【上位目標】

裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力が向上する。

#### 【プロジェクト目標】

RAJPにおける裁判官その他司法関係者のための民事法に関する解釈・適用能力を向上するための教育を効果的に行う体制が強化される。

#### 【成果】

- 1) 裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的なカリキュラムの作成又は改訂がなされる
- 2) 裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教材の作成又は改訂がなされる
- 3) RAJPの教官（専任教官、兼任教官、教官候補生を指す。以下同じ。）が効果的なカリキュラム及び教材の作成等に参加することにより、これに関する教官の教育能力（民事法に関する解釈・適用能力を含む）が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される
- 4) 裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教育方法の研究・実践がなされる
- 5) 教官が効果的な教育方法の研究・実践に参加することにより、これに関する教



官の教育能力（民事法に関する解釈・適用能力を含む）が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される

- 2 前記第2の1(5)で述べたとおり、目に見える成果である成果物の完成自体だけではなく、それが作成されたプロセス自体が重視されるべきであるという観点から、教材やカリキュラムの作成・改訂などだけではなく、そのプロセスを通じた能力向上や組織における知見の蓄積・共有（すなわち体制強化）についても成果（成果3及び成果5）としてPDM上に掲げることとなった。単に「成果の達成に至るプロセスを重視する」というだけにとどまらず、そのプロセス自体を成果の一つとして掲げることによって、その重要性をより意識した活動が行えると考えたからである。

成果1及び成果2のカリキュラムや教材の改訂に関する活動では、実務の現状や課題を調査・分析し、それに基づく教育の在り方（到達目標）を検討した上、既存のカリキュラムや教材の改善点を抽出などする調査フェーズが設けられている。成果4の教育方法の研究・実践に関する活動では、改訂・作成したカリキュラムや教材に基づき、授業計画を作成し、教育方法を研究・実践などすることが予定されている。

#### 第4 新規プロジェクトの課題

- 1 筆者を含む長期専門家は、当プロジェクトの“Record of Discussions”の合意後、前フェーズである「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」の実施中に、同プロジェクトの事業評価を実施した。その機会に考察した成果や教訓を踏まえ、当プロジェクトの実施に当たって留意しておくべきと考えている課題について述べる。

#### 2 カンボジアの主体性確保

これまでも述べたとおり、短期間で目に見える成果を出すことが優先される傾向にあることにより、カウンターパート側の主体性を十分に確保できないという問題が指摘されることがある。前フェーズのプロジェクトにおいては、特に司法省側に目に見える成果を優先する意識が強く、成果を達成するに当たり時間的制約が大きかったことから、プロセスを重視した活動を進めることに難しさが生じていた。プロセスを重視した活動は、プロジェクト終了後も持続可能な体制の構築に直結するものであり、特に教育機関の支援を実施する当プロジェクトにとっては、極めて重要である。既に述べたとおり、これまでも、その点をカンボジア側と共有するべく様々な工夫を行ってきたが、引き続き、関係者との認識共有を図り、活動を進めていきたい。

#### 3 成果物の活用・普及

前フェーズのプロジェクトでは、カンボジアの全国の裁判官を対象とし、実務上多く見られる事件類型に関し、判決書等の書式例が作成された上、セミナーが数多く開催された。成果物である書式例やセミナーの資料は、司法省のホームページで公開されており、誰でも入手することが可能になっている。前フェーズのプロジェクトに限らず、これまで、過去のプロジェクトでは、多くの教材や資料が作成されてきた。そのようなこれまでの成果物を活用し、適切に普及することが必要であり、その仕組み

作りも含めて進めていくべきであると考えている。

#### 4 効果的かつ効率的な成果の評価

JICAの現在の運用では、プロジェクト終了時の事業評価については、通常のプロジェクト活動と並行しながら、プロジェクト終盤に専門家とカウンターパートとで実施することが想定されており、より効果的かつ効率的な方法で実施することが必要であるとする。プロジェクトの評価は、プロジェクト終了時の事業評価のみに限られるものではないが、ここでは、事業評価を念頭に置いて、筆者の私見を述べたい。

法制度整備支援プロジェクトの性質上、その成果を定量的に評価することができる場面は少なく、定性的な評価が主となる（特に本プロジェクトは、教官らの能力向上を成果の一つとして掲げているところ、その能力はペーパーテストで単純に測ることができる性質のものではない。）。

定性的な評価は、関係者のヒアリング・アンケート調査結果や、ワーキンググループ会合の議事録の内容等に照らして実施する場面が多いところ、プロジェクト終盤になってから、専門家が、過去に担当した専門家も含め広くヒアリングやアンケート調査を実施し、膨大な量の過去の議事録を参照するなどして情報を収集・分析することは非常に効率が悪い。

そのため、プロジェクトの終盤で効果的かつ効率的に評価を実施するためには、プロジェクトの全般にわたって、評価のための材料を収集しておく必要がある。例えば、セミナー等を実施した際には、その都度アンケートを実施して結果を記録として残しておくことや、関係者から聴取した事項を記録に残しておくことが考えられる。関係者からのインタビューの機会をあえて設けずとも、日々の活動の中で関係者から聞いたコメントや、日々の活動を振り返り、成果に対する所感のようなもの（ワーキンググループメンバーの能力向上を実感したことなど）を記録しておくことも考えられるだろう<sup>11</sup>。このような記録を引き継いでおくことで、終了時の事業評価を実施する専門家の主観のみに偏ることもなく、より効果的かつ効率的に評価をすることが可能になると考える。

筆者が長期専門家として活動する中で、しばしば感じるのは、法制度整備支援の成果に対する理解を得ることの難しさである。その成果が見えづらいことによって、目に見える成果ばかりを重視する傾向が強まり、本来は目に見える成果と同等に、あるいはそれ以上に重視すべきはずの、目に見えない（見えづらい）成果に光が当たりづらくなってしまわないだろうか。そうであれば、その目に見えない成果を少しでも可視化するべく、評価の在り方を工夫していくべきであると思う。

## 第5 おわりに

以上のような計画・策定段階を経て、当プロジェクトは、2022年11月1日に開

<sup>11</sup> これらの評価方法については、2020年度にICDが主催した法制度整備支援の評価・指標に関する研究会において講義をしてくださった先生方から多くの示唆をいただいた。

始し、同年12月15日には、ローンチングセレモニーを開催した。同セレモニーには、カンボジア側からはカウト・ルット司法大臣、日本側からは、在カンボジア日本大使館三上正裕大使（当時）をはじめ、JICAカンボジア事務所亀井温子所長、法務省法務総合研究所総務企画部川淵武彦副部長らに出席いただいた。カウト・ルット大臣からは、日本による長年の法制度整備支援について謝意が述べられるとともに、当プロジェクトによる人材育成等に対する期待が述べられた。セレモニーでは、大臣からの直接の要望を受けて、長期専門家から、プロジェクトの概要のほかに、日本の法曹養成制度についてもプレゼンを行うなどし、大臣が当プロジェクトに対して強くコミットし、意欲的な姿勢であることが感じられた。

当プロジェクトでは、計画・策定段階から現在に至るまで、数多くの方にご協力・ご支援をいただいていた。この場をお借りし、心よりの感謝をお伝えするとともに、引き続きの温かいご支援をお願い申し上げたい。



## 法・司法分野人材育成プロジェクト プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)

法・司法分野人材育成プロジェクト  
 期間：2022年11月1日～2027年10月31日  
 ターゲットグループ：王立司法学院 (RAJP)  
 対象地域：プノンペン (カンボジア全土)  
 Version 0  
 作成日：2022.5.12

プロジェクトの概要	指標	指標入手手段	外部条件
<上位目標> 裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力が向上する	1. 民事裁判及び民事法の関連制度の運用について、関係者（最高裁判所、司法省、法曹、ビジネス関係者等の利用者）からの評価が向上する。 2. RAJP 修了生の民事法に係る理解度が向上する	・関係者（最高裁判所、司法省、法曹、ビジネス関係者等）へのヒアリング ・修了試験の結果、RAJP 教官等に対するヒアリング・活動1-2に基づく調査及びプロジェクト事後評価における類似調査項目との比較	
<プロジェクト目標> RAJP における裁判官その他司法関係者のための民事法に関する解釈・適用能力を向上するための教育を効果的に行う体制が強化される。	1. RAJP がカリキュラムを作成等する仕組みが構築される 2. RAJP が教材を作成等する仕組みが構築される 3. RAJP が効果的な教育方法を実践する仕組みが構築される	・教官の確保実績 ・カリキュラム及び教材の策定実績 ・RAJP 教官、専門家へのヒアリング	
<成果> 1. 裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的なカリキュラムの作成又は改訂がなされる	1-1 新規教育の到達目標に活動1-2に基づく調査・検証結果が反映される 1-2 継続教育の到達目標に活動1-2に基づく調査・検証結果が反映される 1-3 RAJP において、活動1-2に基づく調査検証及び RAJP における新規教育及び継続教育の到達目標を踏まえたカリキュラムが作成等又は改訂がなされる	・WG 活動記録 ・カリキュラムの評価（教官の自己評価、学生からの評価、第三者からのヒアリング） ・講義記録、教官及び教官候補生からのヒアリング	
2. 裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教材の作成又は改訂がなされる	2-1 教官及び教官候補生が作成等した教材数 2-2 活動2-2に基づく調査の結果が教材に反映される 2-3 教材の内容に、WG において議論された民事法に関する解釈・適用についての法理論及び公開されている判決の検討結果が反映される	・作成した教材 ・当該教材の評価（教官の自己評価、学生からの評価、第三者からのヒアリング） ・講義記録 ・公開された教材に関する情報	

<p>3. RAJPの教官(専任教官、兼任教官、教官候補生を指す。以下同じ。)が効果的なカリキュラム及び教材の作成等に参加することにより、これに関する教官の教育能力(民事法に関する解釈・適用能力を含む)が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される</p>	<p>3-1 WGの開催数及び検討内容  3-2 カリキュラム及び教材の検討のための教官ミーティングの開催数及び検討内容  3-3 RSJP以外の各養成校へのカリキュラム等及び教材の配布及び応用状況  3-4 資料にカリキュラム及び教材の作成・改訂の過程が記載される  3-5 WGメンバーのカリキュラム及び教材への理解度</p>	<p>・教官ミーティング記録  ・WG活動記録  ・各養成校への配布資料  ・各養成校へのインタビュアー</p>	
<p>4. 裁判官その他司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教育方法の研究・実践がなされる</p>	<p>4-1 カリキュラム等の内容を踏まえた授業計画モデルが作成され、RAJPにおいて効果的に利用される。  4-2 開発された授業計画モデルの実践度  4-3 授業計画モデルの検証及び改善状況</p>	<p>・授業計画モデル  ・WG活動記録</p>	
<p>5. 教官が効果的な教育方法の研究・実践に参加することにより、これに関する教官の教育能力(民事法に関する解釈・適用能力を含む)が向上するとともに、その過程で得られた知見が組織的に蓄積・共有される</p>	<p>5-1 プロジェクト活動に関与した法律家等による論文発表状況  5-2 プロジェクト活動に関与した法律家等による研究会、シンポジウムの開催状況  5-3 活動5-1の経過及び結果を取りまとめた資料等の情報及び活動4において検討された教育方法に関する情報のRSJP以外の各養成校への共有・普及状況</p>	<p>・教官作成の論文  ・研究会、シンポジウムの記録  ・各養成校への配布資料  ・各養成校へのインタビュアー</p>	

＜活動＞	＜日本＞	＜投入＞	外部条件
<p>【成果1】</p> <p>1-1 教官等をメンバーに含むWGを設置する。必要に応じ、学識経験者等をWGに参加させる</p> <p>1-2 WGが、民事法に関する新規教育（特に裁判官の養成を目的とするもの）の既存のカリキュラムの内容（試験、評価制度を含む。以下同じ。）並びに民事司法の実務の現状及び課題等を調査・検証する</p> <p>1-3-1（新規教育）</p> <p>1-2記載の調査・検証結果に基づき、1-2記載の新規教育の到達目標を検討する</p> <p>1-3-2 WGが、1-2及び1-3-1の検討に基づき、当該新規教育のカリキュラムの改善点を抽出する</p> <p>1-3-3 WGが、1-3-2の改善点に基づき、当該新規教育のカリキュラムを改訂する</p> <p>1-4-1（継続教育）</p> <p>WGが、1-2の調査・検証に基づき、裁判官に対する継続教育の到達目標を検討する</p> <p>1-4-2 WGが、1-4-1の検討に基づき、当該継続教育のカリキュラムを作成する</p>	<p>＜日本＞</p> <p>＜長期専門家＞</p> <p>＜短期専門家＞</p> <p>＜本邦研修＞</p> <p>＜現地業務費＞</p> <p>＜アドバイザリーグループ＞（必要に応じて）</p>	<p>＜カンボジア＞</p> <p>＜カウンターパート＞</p> <p>・プロジェクト責任者</p> <p>・プロジェクト・マネージャー</p> <p>・WGメンバー</p> <p>＜施設・機材＞</p> <p>・プロジェクト用オフィス（司法省内）（RAJP内）</p> <p>・ワークショップ／セミナー開催のための場所</p>	<p>外部条件</p> <p>・プロジェクト関係者の人事配置について大きな変更がない</p> <p>・WGメンバーが活動に参加するため業務量が適切に調整される</p>
<p>【成果2】</p> <p>2-1 教官等をメンバーに含むWGを設置する。必要に応じ、学識経験者等をWGに参加させる</p> <p>2-2 WGが、民事法に関する既存の教材の内容等を調査・検証し、新たに作成等が必要となる教材を決定する</p> <p>2-3 WGが、教材の作成等に関する計画を策定する</p> <p>2-4 WGが、2-3の計画に基づき、法理論を基礎として、公開されている判決等の実務の運用を踏まえ、民事法に関する解釈・適用の在り方、方法等を検討する</p> <p>2-5 WGが、2-4の検討に基づき、教材の作成等を行う</p> <p>2-6 司法省又はRAJPが、2-5で作成等された教材等を公開する</p>		<p>＜ローカル・コスト＞</p> <p>・カンボジア職員の給与</p> <p>・供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用</p> <p>・施設・資機材維持管理費用</p> <p>・セミナーのためのその他の費用</p>	
<p>【成果3】</p> <p>3-1 WGが、カリキュラム等作成の経過及び結果を取りまとめ資料化する</p> <p>3-2 WGが、3-1で作成した資料をRAJPの教官に配布し、RSJP以外の各養成校の教育への活用を検討する</p>			

<p><b>【成果4】</b></p> <p>4-1 WGが、本プロジェクトで作成等をしたカリキュラム等に基つき、授業計画モデルを作成し、効果的な教育方法を研究する</p> <p>4-2 WGが、4-1の研究の結果に基づき、教育方法を実践する</p> <p>4-3 WGが、4-2の実践を検証し、改善点を抽出する</p> <p>4-4 WGが、抽出した改善点を教育方法の研究の結果に反映する</p> <p>4-5 効果的な教育方法の研究・実践への反映を念頭に民事司法実務の改善に資する活動（調停人トレーニングなどADRに関する研修、ジェンダー平等に関する活動等）を行う</p>			
<p><b>【成果5】</b></p> <p>5-1 本プロジェクトにおけるカリキュラム等の作成や教育方法の研究・実践において得られた知見について、WGの企画により、研究会、シンポジウム又は論文発表等を通じて検討を深める</p> <p>5-2 WGが、成果4に関連した活動と5-1の活動の経緯及び結果を取りまとめ資料化する</p> <p>5-3 WGが、5-2で作成した資料をRAJPの教官に配布し、RSJP以外の各養成校の教育への活用を検討する</p>			<p>前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力の高い専任教官が確保され、プロジェクト終了時まで継続して雇用される</li> <li>・能力の高い兼任教官（教官候補者を含む）がプロジェクト終了時まで継続して雇用される</li> </ul>



# 被支援国の独自のな規律の一例 —カンボジアにおける離婚訴訟と和解

王立法律経済大学法学部 非常勤講師

KUNTHEA Sreysocheata (クンティアー・スレイソチェター)<sup>1</sup>

## 1. はじめに

### 1. 1 問題意識

周知のように、カンボジア民法は、日本政府の法整備支援の下に、日本側がまず草案を起草し、カンボジア側と多数回にわたり協議した上で、現行のような法典が出来上がった。そして、カンボジア民法においては、カンボジアの旧法や日本民法などを参照しながら、カンボジアの社会状況に応じて親族編の規定が設けられている。本稿では、日本民法の影響を受けながら、カンボジアの社会の在り方や文化などに照らして設けられた、カンボジア民法の独自のな規律の一例として、離婚訴訟における和解とその範囲について紹介していきたい。

カンボジア民法<sup>2</sup> 984条は、「(1) 裁判所は、当事者の一方が離婚を強く求めている場合でも、和解を勧告し試みることができる。(2) 和解により合意に達しなかったときには、裁判所は離婚の訴えを審理し判決を言い渡さなければならない。」と、裁判所による和解の試みについて規定している。同条の規定は、旧法である婚姻家族法に従い、裁判所が和解を勧告できることを定めている<sup>3</sup>。しかし、同条については、次のような問題を指摘できるのではないか。すなわち、カンボジア人事訴訟法に目を向けると、同法13条2項においては、民事訴訟法の規定の適用除外として、裁判上の和解、請求の放棄又は認諾、和解調書等の効力についての規定の適用を除外すると規律している。離婚訴訟で裁判上の和解ができないとすると、離婚訴訟において裁判所が試みる和解とは何か、つまり、民法984条の「和解」とは何を意味するのか、検討の余地があるように思う。

### 1. 2 検討の方法

本稿における検討方法は、カンボジア民法制定当時の立法趣旨を確認することである。具体的には、上述のような問題点について、起草当時の背景や起草に携わった関係

<sup>1</sup> 現在、司法省司法大臣官房においても勤務。2014年8月から2016年3月、2020年6月から2022年11月までJICA法整備支援プロジェクトにナショナル・スタッフとして従事。

<sup>2</sup> カンボジア民法については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のウェブサイト日本語訳が掲載されている。< [https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_houkoku\\_cambo.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html), 「最終アクセス2023年1月2日」 > カンボジア人事訴訟法及び民事非訴訟事件手続法も同様である。

<sup>3</sup> គណៈកម្មការទទួលបន្ទុកការពារសេចក្តីព្រាងក្រមរដ្ឋប្បវេណី និងក្រមការងារជំនួសដែលទទួលបន្ទុកធ្វើសេចក្តីព្រាង ក្រមរដ្ឋប្បវេណី «សេចក្តីកំណត់ចំពោះមាត្រានីមួយៗនៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី ភាគ៥ គន្លឹះ៧» (ឆ្នាំ២០១០) [民法作業部会・司法省民法準備委員会『民法逐条解説 第5巻 第7編』(2010年) 44~45頁]。独立行政法人国際協力機構（JICA）のウェブサイトにもメール語版が掲載されている。< [https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/0701047/materials/c8h-0vm000000zsb2-att/clause05\\_05\\_k.pdf](https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/0701047/materials/c8h-0vm000000zsb2-att/clause05_05_k.pdf), 「最終アクセス2023年1月2日」 >

者の見解などを確認し、対象とする条文の趣旨を明らかにしたい。さらに、カンボジア民法制定当時の立法趣旨を確認した上で、カンボジアの旧法の内容とも比較し、適切な解釈を提示したい。

## 2. カンボジアの離婚制度

前提として、カンボジアの離婚制度<sup>4</sup> についての基本知識を確認した上で、本稿の論点を細かく検討していきたい。

### 2. 1 法規制の概要

カンボジアにおける家族法の内容は、日本から全く新しい概念として導入されたのではなく、現行民法制定前もフランス植民地時代（1863年～1953年）に制定された旧民法<sup>5</sup> から維持されてきた。しかし、ポルポト時代の独裁政権（1975年～1979年）により、司法制度が破壊されたとともに旧民法が適用されなくなり、その代わりに制定された当時の憲法においては一夫多妻や一妻多夫禁止という婚姻制をとっていたが、強制的婚姻が導入された<sup>6</sup>。その政権崩壊後、カンボジア人民共和国時代（1979年～1989年）においては、ベトナム・ソ連の法システムをモデルとして司法制度を再開し<sup>7</sup>、社会の必要性に応じて婚姻家族法が制定された<sup>8</sup>。

家族法に加え、その他の制度も十分に整備されていなかったため、1991年パリ平和協定以降、内戦時に崩壊した司法制度の構築のため、カンボジア政府は、日本政府と協力し、1999年からカンボジア民法及び民事訴訟法の起草プロジェクトを開始した<sup>9</sup>。その結果として、カンボジア民法は2007年8月に、カンボジア民事訴訟法は2006年7月に公布されている。その後、身分関係の手続きを適切に実施することなど目的として、カンボジア人事訴訟法及び民事非訴訟事件手続法が、2010年6月に公布されており、これらの法律は、2011年12月からカンボジア民法とともに適用されている。

### 2. 2 離婚の方式

カンボジアにおいては、離婚の方式が2つに分けられている。第1に、民法で定める離婚原因をもって、一方の配偶者が離婚を求めるといった裁判離婚である。第2に、配偶者双方が離婚に合意するという合意離婚である。具体的には、次のとおりである。

<sup>4</sup> カンボジアにおける離婚をめぐる裁判実務については、篠田陽一郎「カンボジアにおける判決調査報告書（2019年）（1）」ICD NEWS 第79号2019年6月号、63～67頁に詳しい。

<sup>5</sup> カンボジア旧民法の変遷史については、傘谷祐之「植民地期カンボジアにおける法典編纂（1）～（3）」ICD NEWS 第81号2019年12月号、第84号2020年9月号、第86号2021年3月号に詳しい。

<sup>6</sup> Pin Yathay, Thomas J., Walsh. "The law of the family in Cambodia: Assessing Cambodia's Law on the Marriage and Family", *Regent Journal of International Law*, Vol8, (2012), Pp.153.

<sup>7</sup> 前掲注6) Pp. 154.

<sup>8</sup> 同法においては、婚姻、離婚、養子など親族関係に関する規定が置かれていた。しかし、同法は、2011年の民法適用に関する法律によって、多くの規定が廃止されている。

<sup>9</sup> 独立行政法人国際協力機構「世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援」（文藝春秋企画出版部、2018年）92～143頁。

第1に、裁判離婚については次のとおりである。カンボジア民法978条によると、夫婦の一方は、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき、③配偶者の生死が一年以上明らかでないとき、④配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき、⑤その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないときに離婚の訴えを提起できる。しかし、同条2項によると、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、離婚の請求が棄却される。また、同条3項によると、上記の原因④及び⑤の場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることにより、その離婚請求が信義に反すると認められるとき、裁判所は離婚請求を裁量により棄却することができる。このような制度は、日本民法770条改正提案を参考にして、破綻主義的婚姻原因の明確化、徹底化を図るとともに、これに伴う弊害として身勝手な離婚を阻止するために導入された<sup>10</sup>。なお、当事者が裁判所に離婚の訴えを提起するに当たっては、コミュニオン又はサンカット・カウンシルによる離婚の和合調整の制度がある。つまり、カンボジア民法982条2項によると、当事者は、コミュニオン又はサンカット・カウンシルに対して離婚の申立をすることができる。コミュニオン又はサンカット・カウンシルは、その申立の受理後、15日以内に和合調整を行うことができ、和合調整が不調となった場合には、裁判所に訴えの提起があったものとして訴状を回付しなければならない。

第2に、合意離婚については次のとおりである。婚姻家族法40条には、夫婦の双方は離婚に合意することができるという規定が置かれており、それを参考に、カンボジア民法979条においても、上述の原因の有無に関わらず、夫婦双方の合意による離婚が認められている<sup>11</sup>。そこで、合意離婚の効果を発生させるために、婚姻の当事者は裁判所に離婚の申立をしなければならず、当事者双方が真に婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを裁判所が認めた後、離婚させることになる。なお、未成年の子がいる場合、当事者双方は離婚の合意のみならず、未成年者である子の親権者の特定も合意すべきことであると指摘されている<sup>12</sup>。その理由としては、カンボジア民法1037条1項においては、父母が離婚するときは、母父の協議で父母の一方を子の親権者と定めなければならないと規律していることが挙げられる<sup>13</sup>。

### 2.3 離婚の手続き

裁判離婚及び合意離婚は、それぞれの手続きによって裁判所で処理される。つまり、裁判離婚とは、裁判所に離婚の訴えを提起することであり、合意離婚とは、裁判所に合意離婚を申し立てることである。この点について、その共通点として、裁判離婚と合意離婚はいずれも必ず裁判所が関与しなければならないことが挙げられる。しかし、裁判

<sup>10</sup> 前掲注3) 39～40頁。

<sup>11</sup> 前掲注3) 40頁。

<sup>12</sup> JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト「民事訴訟手続に関する書式例・ケース4・離婚及び財産分割・訴状記載例」6頁(脚注5)。同プロジェクトが作成した書式例のクメール語版は司法省のウェブサイトに掲載されている。< <https://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents>, 「最終アクセス2023年1月2日」 >

<sup>13</sup> 前掲注12) 6頁(脚注5)。

離婚及び合意離婚は、同じ裁判所を通じて身分関係を解消する手続であるにも関わらず、次の点で大きく異なる。裁判離婚においては、一方の配偶者が裁判所に対して離婚の訴えを提起することによって、裁判所が判決を下さなければならない。これに対して、合意離婚は、配偶者双方が裁判所に対して合意離婚の申立をすることによって、裁判所が決定を出さなければならない<sup>14</sup>。この手続については、民法の明文規定で定められているのみならず、裁判離婚については、カンボジア人事訴訟法3条3号によってその適用範囲に該当し、合意離婚については、カンボジア民事非訴訟事件手続法3条別表4項5号によってその適用範囲に該当する。

### 3. カンボジアの離婚訴訟における和解

ここでは、カンボジア民法984条起草の背景を確認し、起草当時の議論を踏まえ、同条の「和解」の意義や適用範囲について検討する。

#### 3. 1 起草の背景

カンボジア民法984条を始めとする同法における離婚の手続に関する規定は、婚姻家族法の規定を参照して起草されている。

婚姻家族法をみると、裁判所による和解の試みについては、同法43条で次のように規定されている<sup>15</sup>。すなわち、裁判所は、離婚の申立てを受理したときに、切迫した状況下でされていることが判明した場合を除き、申立人を裁判所に呼び出して離婚しないように説得する。また、更に具体的にみると、同法45条から52条は、それぞれ次のように規律している。申立人がまだ強く離婚を求める場合には、裁判所は和解をするために夫婦それぞれを直ちに裁判所に呼び出す。和解が成立しない場合には、裁判所は、第2回の和解を実施する。そして、申立人と相手方が最初の和解期日に出頭しなかった場合には、裁判所は、第2回の和解の呼出しをする。申立人が第1回及び第2回の和解の呼出状を受領しながら、正当な理由を示すことなく、2回とも出頭しなかった場合には、申立人は離婚の申立てを取り下げたものとみなす。また、相手方も同じように、第1回及び第2回の和解の呼出状を受領しながら、正当な理由を示すことなく、2回とも出頭しなかった場合には、相手方が離婚の申立てを争わないものとみなす。もっとも、当事者が呼出状を受けつつ、第1回の期日には出頭しなかったが、第2回の期日には出頭した場合には、裁判所は、第3回の和解の呼出しをする。各和解が成立しても、しなくても、裁判所は、和解調書を作成しなければならない。

上述のような、婚姻家族法における規定と比較すると、カンボジア民法においては、裁判所による和解の試みについて、婚姻家族法の手続の一部を簡略化したといえるが、裁判所による和解の試みという制度は維持されている。おそらく、起草者は、当時のカ

<sup>14</sup> 実務上、夫婦双方は、裁判所に対して合意離婚を申し立てる際に、合意書も添付することが通常である。

<sup>15</sup> カンボジア婚姻家族法は、旧民法の規定と比較すると、大部分の規定が同様に規律している。旧民法上、裁判所による和解の試みは、214条～224条で定めている。



ンボジア社会の価値観を重視し、可能な限り婚姻を存続させるという、伝統的な離婚の  
手続を尊重したのではないだろうか。

### 3. 2 和解の意義

婚姻家族法における裁判所による和解の試みは、専ら婚姻関係の存続に向けられたものであることや、カンボジア人事訴訟法13条2項は、離婚訴訟を含む人事訴訟において、裁判上の和解に関する規定の適用を除外していることを総合すると、カンボジア民法984条の「和解」とは、離婚を成立させる和解ではなく、当事者に対し、離婚をやめ、もう一度仲直りして、婚姻を存続させるよう説得するものと理解すべきである<sup>16</sup>。このように、和解による離婚が認められない背景としては、カンボジアでは、旧民法<sup>17</sup>の時代から、離婚を成立させるためには、裁判所の裁判が必要であるとされており、和解による離婚の制度が認められていなかったことがあるように思われる。これは、カンボジアの社会における身分関係についての考え方と繋がっているかもしれない。人事訴訟の対象である身分関係というのは、当事者だけではなく、社会関係にとっても重要なので、当事者の自由な合意による離婚をそもそも認めるべきではないという考えがあったのではないだろうか。

以上によれば、カンボジア民法984条における「和解による合意に達しなかったとき」というのは、当事者が仲直りし、婚姻を存続させるという合意に達しなかったことを意味し、この合意ができない場合には、裁判所は判決で離婚請求の当否を判断しなければならない。

しかし、カンボジア民法984条を厳密に検討すると、その用語に問題があるように思う。同条では、「和解 (ឃ្ល័ត្ត) 」という用語が活用されているので、これだけみると、和解によって離婚を成立させることもできると読み取る者がいるかもしれない。カンボジア民法982条では、コミューン又はサンカット・カウンシルが、当事者から離婚の申立てを受理した後、夫婦に離婚しないように説得するという意味で、「和合 (ស្រប) 」調整を行うことができると規定する。当事者が仲直りし、婚姻を存続させると合意するという趣旨であれば、カンボジア民法984条も、「和解 (ឃ្ល័ត្ត) 」ではなく、「和合 (ស្រប) 」を使ったほうが誤解を避けることができたのではないかと。

### 3. 3 カンボジア民法984条の適用範囲

カンボジア民法984条の適用範囲、すなわち、どのような場合に、裁判所は和解を試みるのかについて2点指摘をしたい。

第1に、カンボジア民法984条が1項において「当事者の一方が離婚を強く求めている場合」と、2項において「裁判所は判決を言い渡さなければならない」と規定していることや、同条は、カンボジア民法第7編・第3章・第4節・第2款「離婚の手続」

<sup>16</sup> 起草に携わった関係者にこの点について尋ねた際も、同様の見解であった。

<sup>17</sup> カンボジア旧民法232条～237条、241条～242条を参照。

の中に配置されており、同部分は専ら離婚訴訟の手續について規定していることからすると、カンボジア民法984条は裁判離婚のみに適用されると解釈できる。逆にいうと、同法は合意離婚には適用されない。

第2に、カンボジア民法984条は、裁判所に和解の試みを義務付けるものではない。上述のとおり、婚姻家族法43条は、裁判所は、必要と認めるときは、離婚の申立てを取り下げるよう説得するために、申立人を呼び出すが、離婚の原因が重大であると認められる場合には、申立人を呼び出さないこともできると規定している。同じように、カンボジア民法984条は、和解を勧告し試みることが「できる」と規定し、同条の解説<sup>18</sup>には、「一方が離婚を強く求めている場合でも、裁判所の裁量で和解を勧告できる」と記載されている。同条の文言や解説の記載によると、裁判所は和解の試みを義務付けられてはおらず、婚姻家族法43条と同じように、当事者を説得するのが適当と認めた場合に、和解の試みができるにとどまる。そして、その適当性の有無の判断については、裁判所の裁量に委ねられていると考えられる。

#### 4. おわりに

これまでの考察を踏まえ、本稿における検討の結果を次のようにまとめることができる。カンボジアの離婚訴訟における和解は、日本法とは異なる概念をもつ。カンボジアにおいては、離婚の成立は必ず裁判によらなければならない、裁判所による和解の試みというのは当事者が仲直りするために説得するものである。日本人事訴訟法のように、民事訴訟法の規定の適用除外の例外<sup>19</sup>はなく、離婚訴訟に裁判上の和解は適用されない。

しかし、身分関係は、カンボジアの社会において重要なものであり、一度成立した婚姻関係をなるべく存続させるべきと考えるのであれば、カンボジア民法984条のように、裁判離婚においてのみ、裁判所による和解の試みを認めるだけで、果たしていいのか、将来民法が改正される際に、カンボジアの社会全体を改めて見ながら、更に検討する必要があるように思う。そして、その機会をもって、用語の使い方などを見直しても良いかもしれない。

本稿では、日本の法整備支援の被支援国であるカンボジアの独自の規律の一例を紹介してきた。カンボジア民法は、日本法から影響を受けて制定されたにも関わらず、日本の規定を全て受け入れたわけではない。つまり、日本の法整備支援は、カンボジアの社会、文化、伝統などを尊重しつつ、各規定の起草を支援したので、独自の規律は本稿で取り上げたもののみならず、他にも多くの日本法にない規定がある。そこで、日本法の理論も念頭に置いた上で、独自のそれぞれの規律を研究することによって、カンボジア独自の新しい解釈論を提示できるのではないかと。

<sup>18</sup> 前掲注3) 44頁。

<sup>19</sup> 日本人事訴訟法37条によると、民事訴訟法の規定の適用除外の例外として、離婚訴訟においては、裁判上の和解が認められる。

# ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 2） （地方における関連機関の実情・第2 サワンナケート）

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

## 第1 はじめに

本稿は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、前稿（ICD NEWS 第93号）でご報告させて頂いたルアンナムター県の関連機関の実情報告に続くものであり、Access to Justice の普及の難しい地方の具体的状況について報告する（調査の概要ないしは端緒の詳細については前稿参照）。前稿では下記①及び②のルアンナムター県所在の関係機関を取り扱ったが、本稿では、ラオスの中規模都市であるサワンナケート県中心部所在の下記③及び④の機関への視察結果について報告させて頂く。

（視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会事務所
- ④ サワンナケート村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

前稿同様、本件報告はあくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であるため、これをその他の地域や機関全てに同じく当てはめることはできない。

また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するためのリアルな様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

## 第2 サワンナケート県概要<sup>1</sup>

- 1 人口 およそ102万人（2017）
- 2 面積 2万1774km<sup>2</sup>（滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫の5府県の合計程度）
- 3 位置 ラオスの中南部、首都ヴィエンチャンから南東方向（陸路で約460km）。タイとベトナムを結ぶ東西回廊が通過しており運輸上の要路。<sup>2</sup>

<sup>1</sup> knoema「World Data Atlas『Savannakhet』」  
（<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国/Savannakhet, 2022年12月7日最終閲覧）

<sup>2</sup> JICAラオス事務所「ラオス概況」2022年8月（[https://www.jica.go.jp/laos/ku57pq00000468zk-att/summary\\_202208.pdf](https://www.jica.go.jp/laos/ku57pq00000468zk-att/summary_202208.pdf), 2022年12月7日最終閲覧）

(位置情報 /Google Map)

<https://www.google.com/maps/place/カイトーン・ポムウィハーン>

[/@16.5672097,104.7334977,13z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x313dc5e0e65d9353:0xd7aa0b924e1d8a3f!8m2!3d16.5720526!4d104.7686868](https://www.google.com/maps/place/@16.5672097,104.7334977,13z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x313dc5e0e65d9353:0xd7aa0b924e1d8a3f!8m2!3d16.5720526!4d104.7686868)



(出典 : maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)



### 第3 サワンナケート県弁護士会事務所（サワンナケート県司法局内）

#### 1 視察先概要

サワンナケート県弁護士会事務所は、県の弁護士会活動及び個々の弁護士活動に関する日常業務を管理する組織であり、<sup>3</sup> 2020年時点において、首都及びサワンナケートを含む8県に弁護士会事務所を設置している。これは、ラオス弁護士会（Lao Bar Association: LBA）の地方単位会という構成ではなく、あくまでラオス弁護士会の一要素である。<sup>4</sup> 本稿においては、サワンナケート県弁護士会事務所について、単に「県弁護士会」という。

#### 2 視察日時：2022年2月7日 午前8時30分～午前9時55分

県弁護士会のブンティン会長、チンダーラット会長補佐、ブタノン弁護士らに当方の視察にご対応頂いた。

#### 3 県弁護士会について

弁護士会の施設としては、県司法局の建物内の2部屋を借りて弁護士の執務室として使用しており、その他に弁護士会事務局の部屋を県司法局と共有している。

視察当時において7名の弁護士が県弁護士会に所属しており、その他に研修生が5名いる。<sup>5</sup> 会員弁護士の中には、弁護士会での常勤弁護士<sup>6,7</sup>が3名おり、その他に非常勤弁護士が所属している。ラオスでは、弁護士となるためには弁護士会の組織に加入する必要があり強制加入団体である。<sup>8</sup>

#### 4 県内の弁護士について

##### (1) 事務所の設置状況

現在、県内には2つの法律事務所（会社のような組織形態を有する事務所）が存在しているが、そのような事務所を設置せずに在宅で仕事をしている弁護士も存在する。

##### (2) 弁護士の担当事件の概要

刑事事件は、軽微な事件（全体の10%程度）以外はほとんど裁判所に係属するという感覚。

民事事件では、調停から裁判移行後も、裁判の中での和解が試みられる。

民事での交渉・調停段階では弁護士が関与しないことが通常である。そこで話し

<sup>3</sup> 2016年弁護士法49条1項（6号/国民議会）

<sup>4</sup> 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号25頁（2020.6）

<sup>5</sup> 入江・前掲注4）23頁によれば、2019年3月時点ではあるが、ラオス全体の弁護士数は243名、うち首都ヴィエンチャンに所属する者は211名である。このように、弁護士の大多数が首都に偏在しており、地方における弁護士数は、サワンナケートのような比較的人口の多い県であっても少数である。

<sup>6</sup> 2016年弁護士法41条、42条（6号/国民議会）

<sup>7</sup> 前掲注6記載の弁護士法の定める常任委員会委員を指している可能性もあるが、単に県弁護士会に常駐している弁護士を指している可能性もあり、定かではない。以下、文中の「常勤弁護士」について同様。

<sup>8</sup> 2016年弁護士法16条、17条（6号/国民議会）

合いがまとまらず裁判となった段階で、当事者が弁護士に依頼する場合がほとんどである。

県内で事件数の多い事件は、民事では離婚、消費貸借契約の債務不履行。刑事では麻薬、窃盗事件が多い。

### (3) 弁護士の担当事件数

弁護士会の常勤弁護士は、裁判所からの信頼に基づき裁判所から依頼された仕事を引き受けることが多く、その数は年間20件～40件程度である（弁護士会が関与しない事件については未聴取）。

なお、2021年中のサワナケート県での事件中、県弁護士会が関与した裁判所係属事件は、民事事件10件、刑事事件4件であるが、そのほとんどを同県弁護士会の常勤弁護士のうち1名が受任し担当している。その他、当該常勤弁護士1名は、死刑事件6件、少年事件10件をこれとは別に受任している。<sup>9</sup>

## 5 裁判手続上の課題について

### (1) 弁護士費用

刑事の場合、サワナケート県の事件の控訴審は南部チャンパサック県の裁判所に係属するが、控訴審もサワナケート県の弁護士が担当になり、その多くは常勤弁護士が担当している。

裁判所からの委任事件の場合、弁護士費用は1件あたり35,000KIP（視察当時のレートで3USD未満）のみと極めて少額である。これは、死刑事件の被告人や親族との面談打ち合わせ、法廷での手続対応など含め、全ての手続に関する弁護士費用となる（なお、通常の依頼人から受任した場合の報酬は、当然これとは異なる）。少年事件でも同様の経済的な問題がある。

しかしながら、その弁護士費用は南部チャンパサック県の裁判所の予算不足で支出されないこともあり、弁護士の完全な自腹での活動が発生している。被告人のいる場所が遠方であるなど旅費や宿泊費が必要である場合があり、この場合、例えば担当事件の処理のため200km以上の距離の移動があったとしても、費用が全く支出されないこととなる。

### (2) 選任時期の遅さ

裁判所からの担当弁護士任命後、2、3日以内に刑事事件の法廷が開かれて判決が下されるという事例が多い。その為、準備時間がなく、弁護活動が十分にできないという問題がある。

このような状況を踏まえ、裁判の直前からではなく、被疑者に対し捜査が進行している取調中から弁護士が刑事手続に参加するべきであると考えている。これに対し、依頼人から直接委任を受けた事件の場合には、逮捕後3、4日後には弁護士が

<sup>9</sup> 上記刑事事件4件とは別に、県弁護士会を通さない個人受任の裁判所係属事件があるという趣旨であると思われるが、不明。

依頼人（被疑者や親族等）に対し対応可能である。

### (3) 事件処理の長期化

刑事事件は通常の場合、裁判所での事件処理に1年～1年半程度かかるケースもあり長期化することがある。

民事事件の場合でも、視察当時、COVIDによる影響もあり事務処理が難しくなっているとはいえ、それを度外視しても9ヶ月を超えて長期化する事件が多い。

## 6 民法典の理解度についての課題について<sup>10 11 12 13</sup>

弁護士の中には、民法典成立前の政府によるチャンパサックでの意見聴取会に参加したり、理解を深めている者もいる。<sup>14 15</sup> しかしながら、多くの弁護士がそうであるわけではない。

ラオス民法典が2020年5月から施行されているが、弁護士全員が民法典や刑法典の条文の本を持っているわけではない。経験が少ない弁護士では、民法典の理解が不足しており、法律用語や民法典の具体的内容についても理解していない人も多い。現状、依頼人から法律上の質問をされても答えられないとか、法律の詳細について依頼人の方が詳しいという場合もあり得ることが懸念される。

もし可能であれば、弁護士への民法の研修、用語の理解の促進、さらにはどの条文を適用して具体的事件を解決すべきなのかなど、弁護士に対し民法典の詳細に至る研修を実施することが必要である。民法典は量が多いので自主的に読み理解することが難しいが、研修を受けた後は、自分で勉強することが必要となるし可能となる。<sup>16</sup>

弁護士の手持ち資料は、国会や政府から1冊持ってきて、それをコピーして使用し

<sup>10</sup> 2018年民法典（55号／国民議会）。2020年5月27日施行開始（630条1項）。

<sup>11</sup> 法律の普及の困難性については、前稿記載のルアンナムター県同様の困難性が感じられる。ただし、サワンナケート県はラオスの中では比較的人口も多い県であり、ヴィエンチャンからも主要道路が通じており航空便もあることから、県中央部へのアクセスは必ずしも悪くない。そのような状況下であっても情報普及が難しいという点を理解する必要がある。

<sup>12</sup> 阿讃坊明孝「各国プロジェクトオフィスから」ICD NEWS第92号124頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381613.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）。

ラオスに限られないが、首都と比較し、地方は飛行機や電車でアクセスできる場所は限られ、陸路では移動に長時間を要し、移動コストも上がり、必ずしも容易に移動できるとは限らないため、情報伝達について大きな影響が生じる。これは、地方県の中心都市と遠隔地にある町との間の情報伝達事情についても同様である。オンライン環境整備についても、遠隔地ほどインフラが整っておらず、類似の状況が見られ得る。

ただし、前掲注5のとおり、それでもサワンナケート県は前稿ルアンナムター県と比較し、人口の多い県である。

<sup>13</sup> 松元秀亮「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」ICD NEWS第35号39頁～40頁（2008.6）（<https://www.moj.go.jp/content/000010350.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）が指摘するように、人材育成は長期的な取り組みが必要であり、実務に活かせるレベルに達するには繰り返し研修の機会が与えられることが重要である。

ただし、資金的な問題は避けられず検討の必要があることは当然である。

<sup>14</sup> 入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS第79号32頁（2019.6）（<https://www.moj.go.jp/content/001300677.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）。

<sup>15</sup> 松尾弘「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」ICD NEWS第79号26頁（2019.6）（<https://www.moj.go.jp/content/001300678.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）の記載から、回答された意見聴取は、2015～2017年実施のパブリックヒアリング及び2017年～2018年の国会審議段階におけるものであると思われる。

<sup>16</sup> 石岡修「基調講演 法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から」ICCLC NEWS 第64号14頁（2020.2）（[https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news\\_64.pdf](https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_64.pdf)、2022年12月7日最終閲覧）の指摘によれば、法律を作ることも重要だが、法律がラオスにおいて実際に使われ有効に機能するためには、それを根付かせることが法律起草以上に重要であるとしており、非常に説得力が強い。



ている状況であり、当地では文献が不足している。

## 7 無償法律相談の運営についての課題について

お金がない方、暴力被害を受けた女性、体が不自由な方などへの支援に関する無償法律相談に関連し、数年前はアジア財団から支援によりサワンナケートの10郡へ配分された予算から、相談1件ごとに費用を頂いていた。<sup>17</sup> しかしながら、今ではその支援による当県の弁護士への費用負担は終了している。

その為、現在では、無償法律相談実施に対する運営費、スタッフの給与等の経費支払いのため、例えば400万KIPの弁護士報酬を受領した場合には、当該弁護士が20万KIPを寄付することなどとし、運営を継続しようと努力している。

(サワンナケート県司法局外観)



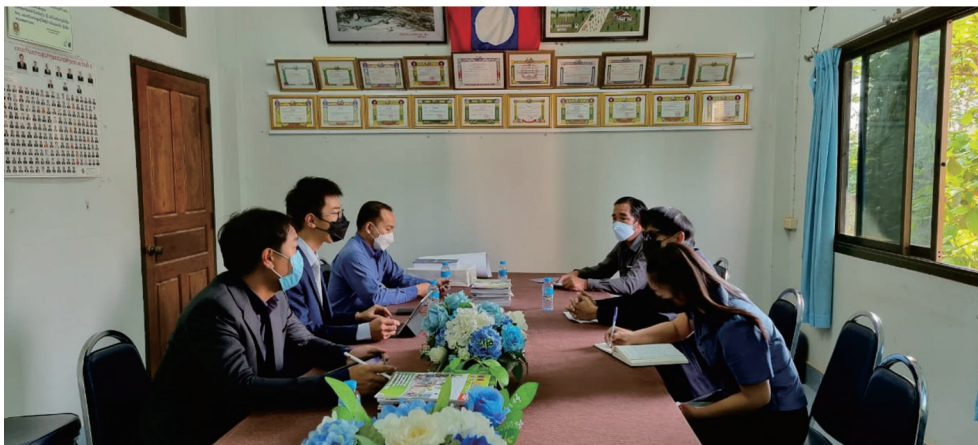
<sup>17</sup> 入江・前掲注4) 33頁。当該アジア財団からの支援は、法律扶助基金による支援のことであると思われる。



(弁護士執務室・2室が県司法局から弁護士会へ提供されている)



(県司法局内・県弁護士会の方達との面談)





#### 第4 村落調停ユニット (Village Mediation Unit: VMU)

(サワンナケート県カイソーンポムヴィハーン市ナトゥイ村)

##### 1 視察先概要

ラオスの民事訴訟法の想定する紛争解決方法としては、話し合いや調停という裁判外紛争解決手続や和解は非常に重視されていると考えられる。

ラオスの民事訴訟法上、<sup>18</sup> 商事事件については、訴えに先立ち、債務の弁済請求、債務の整理や調停を実施しなければならない（同法40条）。加えて、家族関係、家畜の所有権、通路の要求、土地使用权、商事事件、少年事件、労働事件、行政事件などは、訴訟提起前に村落調停又は関係機関の調停の手続等を経ることが要求されている（同法194条1項、198条）。なお、高額な争いのみが直接裁判所へ訴えることができる（同法194条2項）。そして、法律に定める調停を経ない場合には、訴状が不受理（同法170条1号2号）となる。

また、訴訟係属後においても、裁判所は訴訟手続のいかなる段階においても当事者の平和的解決を模索するために和解を試みる義務を有しており（同法18条）、当事者の申し立て又は裁判所自身の判断により和解手続を実施することができる（同法195条）。更に、商事事件（同法41条）、離婚事件（同法46条）などについては、裁判所は、判決を下す前に和解手続を実施して適切な解決を模索しなければならないとされている。

このように、ラオスの紛争解決において重要な役割を果たしている話し合いの手続のうち、本件視察先は、訴訟提起前の村落調停を実施するために設置されている機関である。

##### 2 視察日時：2022年2月7日 午前10時14分～午前12時00分

<sup>18</sup> 2012年民事訴訟法（13号/国民議会）

同村村長のほか、ホーン村落調停チーフ（副村長）、プースン村落調停副チーフ（ラオス国家建設戦線所属）、パンマハ村落調停副チーフ（女性同盟所属）が視察に対応して下さり、県及び郡の司法局立会の下、お話を伺った。なお、村落調停を担当する彼らが回答するに際しセンシティブな部分については、立会人に気を使い、正直な回答が得られていない可能性は考慮する必要がある。

### 3 調停ユニットについて

#### (1) 構成

調停ユニットメンバーのうち、3名が視察時の面談に参加して下さった。村長が調停の指導管理を行っており、調停ユニットは常勤ではなく、調停事件が発生した場合にのみ活動する。

ユニット内には、一般と少年の2つのグループがある。少年の方には、少年が怖がるなどの問題があるので、警察所属のメンバーは調停手続に入れないこととなっている。

#### (2) ユニットメンバーの任期・選任

調停ユニットメンバーには任期は定められておらず、メンバーが辞めるなどして欠員が生じた場合、村長が指名した者の名前を記載した新しい名簿を郡の司法局に提出し、郡の長が許可して選任することとなる。

メンバーについては、各組織（村の女性同盟、青年同盟、ラオス国家建設戦線、副村長、党委員長、警察）から1人ずつ選出する。

### 4 ナトゥイ村の村落調停ユニットでの事件処理について

#### (1) 調停事件概況

年間の平均事件数は3、4件程度であり、一般的には窃盗、暴力、消費貸借、夫婦関係、離婚の事件等が多い。他の村においては、村の基金からお金を借りて返さないなどの問題もあるとのことである。

事件の端緒は、被害者からの申告（窃盗事件等の場合）、隣家や親戚からの申告（親子関係の場合）などである。

#### (2) 調停手続

調停開始にあたっては、事前に調停手続を双方に説明するのではなく、調停期日の冒頭に、調停の具体的内容や進め方を双方に伝えることとなる。

平均的な1回の調停期日に要する時間はおよそ2時間ほどであり、1件の事件あたり1回の調停を開催する。調停には、調停ユニットメンバー5名が関与し、当事者は申立人と相手方双方が同時に立ち会う同席調停である。少年の場合は、両親も共に調停に参加する。

調停進行中は、別の当事者が話しているときには、他方はしっかり聞くように説明をしている。当事者が感情的な時は、双方を分けて別席調停とし、一方のみの当

事者の話を聞く方法も実施する場合がある。

処理が困難な事件、例えば子供が親から暴力を受けている場合や精神的被害を被っている場合、調停ユニットメンバー2、3名が自宅を訪問し、現地調停を実施し解決することもある。そのような調停実施であっても、親は一般的には調停実施自体を断ることなく協力的であるとのことであり、村落内で面識がある者による手続であることが円滑な運営に影響している可能性が考えられる。

### (3) 調停の解決内容の具体例

同村では詳細は不明であるが、解決不能であった事件はないとのことである。

例えば窃盗事件の場合の調停の具体例としては、両当事者には、調停開始時に、誰が間違っているとか、調停で刑を与えようとかいうことはなく、調停ユニットはそのようなことを判断する立場にはないと伝える。その上で、加害者が事件を認めるなら、再び行わないように加害者を説得し当事者同士を和解させる。

もし、被害者が盗品を取戻したいと述べた場合、加害者には売却先などに連絡し取り戻してもらおう。もし取り戻しが不可能であれば加害者からの弁償の話を進める。加害者に弁償資金がなかった場合、例えば両親に話して少しずつ返済してもらおうように話を進めたりもする。

また、例えば親の子に対する暴言の事件などの場合には、親子双方が納得し、かつ遺恨を残さないように、双方を説得するように努めている。

## 5 調停ユニットメンバーの法律知識について

調停ユニットメンバーであっても、ラオス民法典が施行されていることは知っていたとしても、内容については分からないことが多い。法律に関する各種資料は必要だが、資料だけでは不十分で、読むだけでは内容を理解できない。詳しい人が来て説明してもらったのが一番良いとのことである。

なお、郡司法局によれば、郡による各種法律の普及活動（民法典以外も含む）としては、毎年、67村（サワンナケート14郡とカイソンポムヴィハーン市）を訪問して実施されている。例年、基本的な法律の知識を学ぶ研修であり、1グループに4村の村長と副村長などを集め、司法省からのマニュアルに沿って、刑事民事含め幅広く研修を実施している。

しかし、それ以外の市民レベルでは、民法典の詳しい内容を知らないと考えて貰えば良いとのことである。



(ナトゥイ村役場・調停室でのインタビュー)







(ナトゥイ村役場・入口)



(ナトゥイ村役場・外観)



## 第5 おわりに — 課題への総合的対応

### 1 地方の実情の提供

前稿冒頭で述べた通り、前稿及び本稿の目的は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連する視察訪問時の調査を基に、地方の各機関の実情について報告することである。そのため、地方への Access to Justice 普及と向上へ向けた個別課題について、対応策を詳細に考察することは本稿の目的ではなく、ここでは差し控える。

反面、実情視察としては、わずか2県4機関のみからではあるものの、機関ごとの置かれた状況や直面する問題点など、地方における Access to Justice に関連する課題につき生の声を聞くことができた。ラオスにおける Access to Justice、ひいては法の支配の今後の発展に向けて、実情把握に資するため、地方の直面する状況について、前稿及び本稿が具体定理解に資することができていれば幸いである。

### 2 総合的改善の必要性

なお、本件視察のみににおいても、現地における文献・物資・資金不足、法律知識及び情報の伝達普及の困難さ、人材育成の必要性、弁護士不足及び偏在、法律相談や弁護士などの重要性が知られていないこと、機関ごとの運営及び事務処理上の問題など、様々な要検討事項が浮上した。

全ての問題点は法制度の基盤の発展において重要な問題であるという点に関連しており、一つの問題点のみを対処すれば解決するというものではない。この点、私の所属するラオスにおける JICA 法の支配発展促進プロジェクト（2018年7月～

2023年7月)<sup>19</sup>は、民法典・刑法典を含む基本法の理論的研究と普及、法律分野の中核人材の育成などに携わって来ており、Access to Justiceにおける人々の紛争解決におけるアクセス先司法機関の解決の質の向上のため必須の支援である。ただし、それだけではなく、その他の法的紛争解決に向けたアクセス方法の充実やアクセス後の運営確保、幅広い人材のレベルアップ、法情報の幅広い普及など、全体的な問題点の解決により初めて充実した Access to Justice や法の支配が確立されることとなる。端的に言えば、仮に素晴らしい法律があっても優秀な裁判官や弁護士がいても、その紛争解決制度が利用されなければ意味がなく、逆に紛争解決制度へのアクセスが十分であっても、法に基づく適切な解決がなされなければ利用価値がなくなってしまう。その意味において、ラオス政府自身による改善作業はもとより、それを側方支援する JICA 及び各国各機関が時間をかけて各種問題点に対して総合的に改善を進めていくことにより、全体的に解決されていくべき問題である。

ラオスにおける JICA の当プロジェクト期間は間もなく一旦区切りの時期を迎えるが、当地でのプロジェクトが今後も継続する限り、ラオスにおける法制度発展の必須の一助となることを信じている。

---

<sup>19</sup> JICA「法の支配発展促進プロジェクト プロジェクト概要」(<https://www.jica.go.jp/project/laos/025/outline/index.html>, 2022年12月7日最終閲覧)



# インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)

JICAインドネシア長期派遣専門家

西尾 信員

## 1 はじめに

インドネシアでは、平成27年(2015年)12月から令和3年(2021年)9月までの間、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「前プロジェクト」という。)が実施されたが、同年10月からは令和7年(2025年)9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」(以下「現プロジェクト」といい、前プロジェクトと併せて「当プロジェクト」という。)が開始した<sup>1</sup>。

当プロジェクトのうち最高裁判所をカウンターパートとする案件(以下「最高裁案件」という。)では、専ら知財を担当する裁判官の能力を向上させることを目標として、知財に関する研修や執務参考資料の作成を行ってきた<sup>2</sup>。

最高裁案件では、前プロジェクトにおいて、知財全般に関する判決集第1集が作成され、平成30年(2018年)11月に200冊を発行するに至った。これは、インドネシアにおいて、未だ知財事件の判例の蓄積が不十分であり、裁判官が執務の参考となる判例を検索することが困難な状況にあったこと<sup>3</sup>等から、インドネシアの裁判官が参考にすべき同国の重要判決8件を掲載するとともに、同国における判例の蓄積が乏しい論点に関する日本の重要判決9件も掲載したものである<sup>4</sup>。さらに、前プロジェクトでは、引き続き商標に関する判決集第2集の作成活動が進められ、現プロジェクトの開始後である令和4年(2022年)3月に完成し、400冊を発行するに至った。

本稿は、判決集第2集の概要について紹介することを目的とするものであり、次号において、判決集第2集に登載されたインドネシアの判決の要約を紹介する予定である。

## 2 判決集第2集作成の背景

インドネシアは、1995年の設立当初からWTOに加盟し、WTO協定の付属書で

<sup>1</sup> 当プロジェクトの概要は、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」(ICD NEWS第67号・2016年6月号)及び西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」(ICD NEWS第89号・2021年12月号)を参照。

<sup>2</sup> 前プロジェクトでは、最高裁案件担当の専門家として、裁判官出身の間明宏充専門家、石神有吾専門家及び細井直彰専門家の3名が順次派遣され、現プロジェクトの開始に伴い、小職が派遣された。

<sup>3</sup> 最高裁の判決ウェブサイト(Direktori Putusan)(<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/>)からは、現在では2006年以降の全ての最高裁判決及び下級審判決が検索でき、それ以前の判決も順次公開作業を進めており、「Merek Terkenal(周知商標)」等のキーワード検索もできるようになったとのことである(ただし実際には判決原文を入手できない下級審判決があるし、キーワードの「AND/OR検索」もできない)。また、少なくとも1980年頃以降、最高裁判例集(Yurisprudensi)が作成されているが、判例の掲載数は民事・刑事合わせて10件程度(知財判例の掲載数は乏しい)である上、2019年以降は未だ作成されておらず、同ウェブサイトには2018年分のみ掲載されているようである。

<sup>4</sup> 判決集第1集の作成の背景及びその概要は、石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」(ICD NEWS第74号・2018年3月号)を参照。

ある TRIPS 協定に基づき、商標に関する法律 2001 年第 15 号（以下「旧商標法」という。）<sup>5</sup>を制定し、さらに改正法として商標及び地理的表示に関する法律 2016 年第 20 号（以下「商標法」という。）<sup>6</sup>を制定した。また、雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号（通称オムニバス法）により、商標法の一部（20 条及び 23 条）を改正した。

インドネシアでは、最高裁の下に、通常裁判所系列、宗教裁判所系列、軍事裁判所系列、行政裁判所系列という 4 系列の下級裁判所が設置されており、それぞれに第一審裁判所及び第二審裁判所が設置されている。そして、特定の知的財産権（商標、意匠、著作権、特許等）に関する民事事件（商標権侵害訴訟等）や行政事件（商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟、商標登録取消訴訟、商標登録抹消訴訟等<sup>7</sup>）は、通常裁判所系列の第一審である地方裁判所のうちの 5 か所（中央ジャカルタ地裁<sup>8</sup>、スラバヤ地裁、スマラン地裁、メダン地裁及びマカッサル地裁）に設置された商事裁判所（商事特別法廷）に提訴することとされ、商事裁判所の判決に対する不服申立ては、高等裁判所に対する控訴ではなく、最高裁に対する上告によって行うものとされている<sup>9</sup>。

インドネシアにおける 2018 年から 2022 年までの知財事件の新受件数は、別紙 1 「知財事件の新受件数」記載のとおりであり<sup>10</sup>、商標事件が最も多く<sup>11</sup>、中でも周知商標と類似する商標登録の取消し等を求める商標登録取消訴訟<sup>12</sup>が多いが、商標の類否、商標の周知性、悪意の有無といった重要な論点の判断に当たって参考となる資料も十分であるとはいえず、適切な判断ができていない事例も散見されていた。

そこで、当プロジェクトでは、インドネシアの裁判官がこれらの重要論点の判断に当たって参考にするための資料として、判決集第 2 集を作成することとした。

### 3 判決集第 2 集の概要

判決集第 2 集には、日本の判決 14 件、インドネシアの判決 10 件が掲載されている。判決集第 1 集では、インドネシアの判決を先に掲載していたが、インドネシア側から、日本の判決は、法律上の論点の判断内容が充実しているのみならず、起案の論理構成が整理されており、インドネシアの判決の参考にしたいとの意見があったため、日本の判決を先に掲載することにした。

<sup>5</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/indonesia-shouhyou.pdf> を参照。

<sup>6</sup> [https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_syoku/attach/pdf/index-11.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syoku/attach/pdf/index-11.pdf) を参照。

<sup>7</sup> 法務人権大臣による職権に基づく商標登録の抹消決定に対する不服申立ては、行政裁判所に対する提訴によって行うものとされている（商標法 73 条 1 項、72 条 6 項、7 項）。

<sup>8</sup> 当事者のいずれかがインドネシア国外に住所を有する場合は、中央ジャカルタ地裁商事裁判所が管轄権を有する（商標法 85 条 2 項等）。

<sup>9</sup> 知的財産権に関する刑事事件や営業秘密等に関する民事事件は、原則どおり全国の通常裁判所系列の地裁が第一審、高裁が第二審、最高裁が最終審となる。

<sup>10</sup> インドネシアでも、最高裁は法律審であり、上告理由も再審事由も法律で制限されているものの、実際には上告も再審も多く認められ、かつ、法律問題と事実認定の区別も曖昧なように思われる。

<sup>11</sup> 前記判決ウェブサイト（注 3）における知財判決の登録件数は、2022 年 12 月 31 日現在で、商標 964 件、意匠 125 件、著作権 222 件、特許 97 件である。

<sup>12</sup> 日本の商標登録無効請求に対応するものであるが、日本とは異なり当初から商事裁判所に対して提訴することとされている（商標法 76 条 3 項）。

#### (1) 日本の判決

日本の判決14件は、別紙2「日本の判決一覧」記載のとおりであり、いずれも知的財産高等裁判所の判決である<sup>13</sup>。

インドネシアで最も問題となる商標の類否が争点になった判決を中心に選定しているが、商標の周知性や「不正の目的」による使用の有無（日本国商標法4条1項19号）について判断した判決も含まれている。インドネシアの裁判官の参考に供するため、専ら欧文字ないし図形からなる商標を選定し、結合商標も含めて外観類似や称呼類似の判断手法を学ぶことができるようにしている。商標の類否について、原判断と結論を異にした判決も含まれており、限界事例における判断の分岐点も参考になると思われる。

#### (2) インドネシアの判決

インドネシアの判決10件は、別紙3「インドネシアの判決一覧」記載のとおりであり、判決1から3及び5から9は最高裁の再審判決、判決4は最高裁の上告審判決、判決10は中央ジャカルタ地裁商事裁判所の第一審判決で、それぞれ確定している。

判決1から7は、いずれも商標登録取消訴訟であり、被告商標（対象商標）と原告商標（引用商標）の類似性、原告商標の周知性、被告の悪意が認められ、被告商標の登録が取り消されている。

判決8から10は、いずれも商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟であるが、判決8では、原告商標（出願商標）と引用商標の類似性、引用商標の周知性、原告の悪意が認められ、商標審判委員会の審決が維持されたのに対し、判決10では、原告商標（出願商標）と引用商標の類似性、原告の悪意が否定され、商標審判委員会の審決が取り消されるとともに原告商標の登録が命じられている。判決9では、原告が、法務人権省知的財産総局に対して原告商標の登録出願をしたところ拒絶査定を受け、法定の審判請求期間内に商標審判委員会に対する審判請求をせず、同委員会の正式な審決が存在しない状態で商事裁判所に提訴したところ、同裁判所は、旧商標法の定める訴訟要件を具備しないとして、これを却下している。法務人権省知的財産総局による拒絶査定に関する紛争は、通常の行政事件のように行政裁判所に提訴することはできず、あくまで商標審判委員会に対する審判請求及びその拒絶審決に対する商事裁判所への提訴という手続を経なければならないことになる。

## 4 今後の活動予定等

現プロジェクトでは、判決集第1集について、判決集第2集と同様に日本の判決を先に掲載するなどの編集を加えた上で、第2版として200冊を発行することとした。

判決集は、すでに最高裁長官、副長官その他の最高裁判事、司法研修所、全国5か所

<sup>13</sup> 判決は、いずれも日本国の裁判所ウェブサイト（[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search7](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7)）や知財高裁ウェブサイト（[https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search)）から検索可能である。

の地裁に設置された商事裁判所、インドネシア各地への知財研修である「ショートコース」で訪問した高裁・地裁等に配布してきたが、これまでは紙媒体の書籍しか存在しなかったことから、その普及の範囲には限界があった。しかし、今般、最高裁側と協議し、判決集のPDFないし電子書籍をウェブサイト上で提供することとした。まずはJICA本部のウェブサイト<sup>14</sup>に掲載したが、今後はインドネシア側のウェブサイトにも掲載していくことを検討している。

現在は、商標事件の事件類型ごとの要件、手続、主文例及び参考判決等をまとめたガイドブックの作成作業を続けており、これについてはインドネシア語版だけでなく日本語版も作成したいと考えている。その後も、順次、著作権や特許に関する判決集及びガイドブックを作成していくことを目指している。

当プロジェクトの執務参考資料については、ただ作成するだけでなく、いかに普及させて、これを利用してもらうかが重要であり、ウェブサイトでの公開が実現したことも踏まえ、さらに裁判官その他の法律家、日系企業ないし大学等に周知・普及していく活動も併せて実施していきたいと考えている。



判決集第1集（第2版）（知財全般）



判決集第2集（商標）

<sup>14</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html> を参照。



## 知財事件の新受件数

商事裁判所（第一審）						
	中央ジャカルタ	スラバヤ	スマラン	メダン	マカッサル	全国
2018	66	29	7	3	0	105
2019	83	11	9	5	0	108
2020	72	9	6	2	3	92
2021	87	10	10	2	0	109
2022	122	10	4	7	3	146
合計	430	69	36	19	6	560

最高裁							
	上告	再審	合計	知財種別		訴訟種別	
2018	44	22	66	商標	35		
				意匠	10		
				著作権	16		
				特許	5		
2019	54	15	69	商標	37		
				意匠	8		
				著作権	20		
				特許	4		
2020	50	14	64	商標	41	侵害	3
						審判異議	1
						取消	36
						抹消	1
				意匠	6	侵害	1
						取消	5
				著作権	14	侵害	11
						取消	2
特許	3	不明	1				
		審判異議	1				
2021	57	10	67	商標	47	侵害	4
						審判異議	2
						取消	36
						抹消	5
				意匠	5	取消	5
						侵害	8
				著作権	12	取消	4
						侵害	2
特許	3	抹消	1				
		侵害	1				
2022	53	16	69	商標	51	侵害	5
						審判異議	5
						取消	39
						抹消	2
				意匠	3	取消	2
						不明	1
				著作権	11	侵害	7
						取消	4
特許	4	侵害	3				
		抹消	1				
合計	258	77	335				

## 日本の判決一覧

番号	判決日	本件商標	引用商標	指定商品(本件商標)	裁判種類	結論	審決取消	備考
1	知財高判 H30.3.29			プラスチック製の化粧品用容器、その他の木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器	拒絶査定	類似		11号 商品類否も判断
2	知財高判 H20.2.21			自動車等	無効	非類似		11号非該当
3	知財高判 H25.1.31		BEAMS	建築物の設計等	無効	類似	○	11号
4	知財高判 H30.6.12		GODZILLA	鉱山機械器具、土木機械器具、荷役機械器具、農業用機械器具、廃棄物圧縮装置、廃棄物破砕装置	無効	類似	○	15号
5	知財高判 H20.10.29	STELLA	STILA	化粧品、せっけん等	拒絶査定	類似		11号
6	知財高判 H26.2.27		STELLA STELLA McCARTNEY	化粧品等	無効	非類似		11号、15号非該当
7	知財高判 H30.8.29	VANSNEAKER	VANS	履物	異議	類似		11号
8	知財高判 H25.12.18		RAFFINE	化粧品等	無効	類似	○	11号
9	知財高判 H30.9.10	UNITED TOKYO	UNITED UNITED ユナイテッド	被服等	無効	非類似		11号非該当
10	知財高判 H21.10.13		AGATHA	身飾品等	侵害	類似	○	原告が、被告の各標章(左)が、原告商標AGATHA(右)と類似するとして、侵害訴訟を提起。
11	知財高判 H29.12.25			洗浄用ガソリン添加剤等	無効	類似	○	15号
12	知財高判 H24.11.15			履物、運動靴	無効	類似	○	15号
13	知財高判 H24.2.15	BLACK		たばこ マッチ	拒絶査定	類似		11号 指定商品「たばこ」の関係では非類似 指定商品「マッチ」の関係では類似
14	知財高判 H30.7.25			ランプ	無効	類似		19号

日本国商標法4条1項11号は、先願の登録商標(引用商標)と類似する商標(本件商標)であって、引用商標に係る指定商品・指定役務と同一・類似の商品・役務について使用するものを無効とする規定

同項15号は、他人の業務に係る商品・役務と混同を生ずるおそれがある商標(本件商標)を無効とする規定

同項19号は、日本又は外国における周知商標(引用商標)と同一・類似する商標(本件商標)であって、不正の目的で使用するものを無効とする規定

## インドネシアの判決一覧

番号	判決日	事件番号	被告商標	原告商標	原告商標のインドネシアでの商標登録	裁判種類	結論		
							類似	周知	悪意
1	2018/12/19	246 PK/Pdt.Sus-HKI/2018				商標登録取消訴訟	○	○	○
2	2019/10/23	90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019				登録商標取消訴訟	○	○	○
3	2018/2/6	7 PK/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
4	2018/5/15	438 K/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
5	2018/11/13	217 PK/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
6	2018/3/28	32 PK/Pdt.Sus-HKI/2018			○	登録商標取消訴訟 (商品/役務が別種)	○	○	○
7	2017/8/28	119 PK/Pdt.Sus-HKI/2017			○	登録商標取消訴訟	○	○	○
8	2017/1/11	126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016			○	商標審判委員会審決に対する異議訴訟	○	○	○
9	2016/1/6	Nomor 115 PK/Pdt.Sus-HKI/2015	 Hong Tashan	 Hong Tashan	○	商標審判委員会審決に対する異議訴訟	原告は、商標審判委員会への審判請求を商標登録拒絶査定から3か月以内にしておらず、商事裁判所への出訴も、商標審判委員会審決を根拠としていないとして、訴えを却下。		
10	2018/5/2	71/Pdt.Sus-Merk /2017/PN.Niaga Jkt.Pst.			○	商標審判委員会審決に対する異議訴訟	×		×

## 活動報告

### 【会合】

## 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF） の開催について

国際協力部教官

村上愛子

### 第1 はじめに

2022年12月3日及び同月4日の2日間にわたり、国立京都国際会館において、法務省の主催、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）による協賛、外務省及び日本弁護士連合会による後援のもと、「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（以下、「本フォーラム」という。）が開催された。

今回のフォーラムは、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式で開催され、来場とオンラインでの参加を合わせて約50か国・地域から100名以上のユース（若者）が参加登録した。法務総合研究所からは、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）より、奥田善紀教官及び高井文香教官が、当部より、國井弘樹教官、庄地美菜子教官、坂本達也教官及び当職がモデレーターとして参加し（当職以外の5名は来場参加、当職はオンラインでの参加）、ユース達による議論の進行をサポートするなどの役割を担った。

本稿では、本フォーラムの概要や、当職がモデレーターとして参加した分科会のサブグループにおける議論の様子などをご紹介したい。

なお、本稿記載の意見にわたる部分は、当職個人の見解である。

### 第2 我が国におけるグローバルユースフォーラムの背景と本フォーラムのテーマについて

我が国では、2021年の京都 kongress（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）の開催に合わせて、「京都 kongress・ユースフォーラム」が開催され、京都 kongressの成果展開（レガシー）として、刑事司法分野における次世代を担うユースの育成に向けた取組が掲げられた。このような背景から、法務省は、kongressの事務局を務めるUNODCの協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催することを決定し、今回のフォーラムは、2021年10月に東京で開催された第1回ユースフォーラムに引き続き、第2回目として開催されたものである。

本フォーラムでは、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマのもと、参加者のユース達が、2つの分科会に分かれ、英語で議論を行った。2つの分科会では、それぞれ、①「インターネット上の誹謗中傷のない社会を目指して」、②「組織的な犯罪への若者の関与と組織からの離脱・更生、組織的な犯罪への対処のた



めの若者の役割」という個別テーマが定められ、2日間にわたり、グループごとのディスカッションが行われた。

### 第3 本フォーラムの概要

本フォーラムの主なプログラム及びその概要は、以下のとおりである。

#### 1 1日目（12月3日）

- 開会式

法務大臣による開会挨拶（法務大臣政務官による代読）の後、UNODCの条約局長によるビデオメッセージが上映され、続いて、ご臨席賜った承子女王殿下がおことばを述べられた。

- 基調講演

ダンサー・女優である甲田真理氏により、“A Life of Dance From Hollywood to Correctional Facilities”とのテーマのもと、パワフルなダンスを交えながらの講演が行われた。

- 全体会合

全体会合では、ユースの中から議長とラポラトゥール（Rapporteur、報告者）が選出された後、分科会1及び分科会2のそれぞれについて、実務家や国連職員により議題に関する基調報告が行われたほか、各分科会のリードモデレーターより、議論のポイントに関する説明がなされた。

- 分科会（グループディスカッション及び分科会内での中間報告）

1日目の午後からは、参加者が各分科会に分かれ、それぞれのサブグループでのディスカッションが行われた。本ユースフォーラムでは、ユース達は、まず、分科会1又は分科会2のいずれかに割り当てられ、各分科会の個別テーマに基づき、議論を行うこととされた。そして、各分科会においては、それぞれ5つのサブグループ（10名ほどのユース及び1名又は2名のモデレーターにより構成される）が設けられており、ユース達は、あらかじめ定められたサブグループに所属し、議論を行った。

この日は、約3時間半近くにわたって行われたグループディスカッションの後、分科会ごとに、各サブグループの代表者が中間報告を行った。この中間報告では、各グループから、主に立候補によって選ばれた代表者のユース1名が、約5分程度で、グループ内での議論の経過や内容を発表した。

#### 2 2日目（12月4日）

- 分科会（グループディスカッション（続き）、分科会内での最終報告及び勧告案の承認）

2日目の午前も、前日から引き続き、各分科会に分かれ、それぞれのサブグループにおけるディスカッションが行われた。

この日は、約2時間半のグループディスカッションの後、それぞれの分科会ごと、各グループの代表者が、議論の結果について、最終報告を行った。そして、これらの報告を踏まえ、それぞれの分科会のラポルトゥールが勧告案のドラフトを作成した。

続いて、分科会ごとに、全体会合が開かれた。この全体会合では、それぞれの分科会に所属するサブグループのユース及びモデレーターが集結し、勧告案のドラフトにつき、全員で確認をしながら、修正等を行った。ユース達は、勧告案のドラフトを一文ずつ確認し、修正意見のある者は、その理由と修正文言を提案するなどして、自分たちの考えを勧告案に反映させた。このようにして、ユースらの議論により創り上げられた勧告案のドラフトが、各分科会において承認された。

- 全体会合

最後の全体会合では、2つの分科会に所属するユース達全員が集結して行われた。ここでは、各分科会のラポルトゥールが、各分科会において承認された勧告案の内容について説明し、その後、「勧告」として採択された。

- 閉会式

法務省大臣官房審議官による閉会挨拶及び修了証書の授与が行われた。



【グループディスカッションの様子】

#### 第4 グループディスカッションについて

本フォーラムでは、2日間にわたり、それぞれのサブグループに分かれて、グループディスカッションが行われた。各サブグループは、それぞれ国や地域の異なるユースが集まり、英語で自己の意見を述べ合った。本フォーラム開催に先立ち、サブグループメンバーの顔合わせも兼ねた事前説明会が行われていたものの、参加者のユース達は、ほぼ初対面のメンバーと、大半の者にとって第二言語となる英語でコミュニケーションを図る必要があったが、当職が担当した分科会2サブグループ④（以下、「本サブグループ」という。）においては、全員が主体的にそれぞれの意見を述べ、自由闊達な議論が繰り広げられた。

本サブグループでは、分科会2の個別テーマである「組織的な犯罪への若者の関与と組織からの離脱・更生、組織的な犯罪への対処のための若者の役割」について、ディスカッションを行った。グループでの議論を進めるにあたっては、⑦組織的な犯罪及びそれが若者に与える影響の多様化、①若者が組織的な犯罪に関与することを防ぐための具体策、②犯罪組織から離脱した若者の社会復帰のための具体策といった観点を意識しながら、ユース達の意見を尋ねていった。

本サブグループにおけるディスカッションの冒頭では、前記⑦に関し、それぞれの国・地域において、組織的な犯罪としてどのような類型があるかについて議論したが、日本では特殊詐欺がその典型として挙げられる一方、他国からの参加者は、違法薬物の密輸、人身売買、クレジットカード等の偽造のほか、若者のギャング集団による多様な犯罪なども挙げられた。続いて、若者が組織的な犯罪に関与する要因について議論が及ぶと、「好奇心や仲間内で楽しむため」、「遊ぶための小金欲しさ」といった意見が出た一方で、「生き残るため (To survive)。多額の金を得るため、より凶悪な犯罪に関与する若者もいるのではないか。」といった意見も出され、若者が犯した罪の厳罰化を検討すべきといった指摘をする者もいた。さらには、「若者が組織的な犯罪に関与する要因は、その国の経済状況に左右されるのではないか。先進国と発展途上国とでは、状況が異なるのではないか。」といった意見も出され、それぞれの社会の実情を踏まえた深い考察が示された。

また、前記①若者が組織的な犯罪に関与することを防ぐための具体策に関しては、「読み書き、算数といった基本的な学力を身に付ける機会を設ける」、「スラムに拠点を置く教育施設を設ける」といった教育面に焦点を当てた意見が多く出された。この中には、「若者の考えを理解するためには、若者によって運営される機関を設けるべきだ」といった若者の主体的関与の必要性を訴える参加者もいた。加えて、コミュニケーションスキルや感情のコントロールに関するカウンセリングや指導の必要性を説く者もあり、参加者のバックグラウンドが反映された多様な意見が出された。そして、これらの取組について、若者がどのように関わることができるかという点については、ボランティアグループの立ち上げ等も含め、若者自身がボランティアとして支援活動を行うという意見のほか、NGO、NPO及び政府の活動など既存のスキームを利用して、その



活動に参加するという案も示された。

さらに、前記④犯罪組織から離脱した若者が社会復帰するための具体策については、住居の提供、職業訓練支援、就労先の提供といった意見が出された。その中でも、犯罪集団からの完全な離脱や、再加入を防ぐためには、生活拠点や環境を完全に变える「移住」をすべきであり、それには政府の支援が必要であるといった具体的な見解も示された。これら社会復帰に向けた取組について、若者がどのような役割を果たすことができるかといった点については、同世代の若者等を中心としたメンターの存在の重要性を指摘する者が多かった。

2日間にわたり、合計約6時間近くに上るグループディスカッションは、いざ始まってみると、あっという間に時間が過ぎていった。本サブグループのユース達は、自国及び国際社会全体を取り巻く課題を真剣に捉え、それらを解決するためにはどうすべきであるかといった点について、様々な意見を述べてくれた。モデレーターを務めた当職としても、ユース達が、社会の抱える問題に真摯に向き合い、他者との意見交換を通じて自己の考えを深めていく様子を間近で見ることができ、とても刺激を受け、学びの多い機会となった。

## 第5 終わりに

本フォーラムの名称として掲げられている「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化をいい、「法の支配」を支えるものである。本フォーラムは、ユース達が、世界各国から集まった様々なバックグラウンドを有する多様な「仲間」達との議論を通じ、法・司法分野の課題に関する理解を深めるとともに、法遵守の文化を実践的に身に付ける機会になったものと考えられる。

今回ユース達が創り上げた「勧告」は、本フォーラム翌日、国連の「国連犯罪防止刑事司法委員会」に提出され、今後、専門家の議論に反映されることが期待されている。このような取組が更に広まり、ユースの意見が社会を動かす原動力になっていくことを望みたい。そして、本フォーラムに参加したユース達が、ここで出会った「仲間」達との友情やネットワークを継続し、将来につながる関係性を構築していくことを願っている。



【モデレーターを務めた当部教官と参加者のユースの皆さん】



## 【海外出張】

### ウズベキスタンにおける現地セミナーの開催及び関係機関訪問について

国際協力部教官

庄 地 美菜子

坂 本 達 也

#### 第1 はじめに

令和4年9月14日（水）から同月23日（金）までの間、内藤晋太郎法務総合研究所国際協力部長、法務総合研究所国際協力部教官庄地美菜子、同坂本達也、法務総合研究所総務企画部国際事務部門主任国際専門官菅原優志、吉村幸司法務総合研究所研究部総括研究官は、名古屋経済大学特任教授市橋克也（以下「市橋教授」という。）とともに、ウズベキスタンを訪問した。

ウズベキスタンに対しては、法執行アカデミー（旧・最高検察庁アカデミー）<sup>1</sup>に対する刑事司法統計に関する支援、司法省に対する行政法解説書作成支援、独立行政法人国際協力機構（JICA）による国別研修「権利の保護と経済の自由化のための民事法の運用等に関する研修」（以下「JICA民事法研修」という。）等多くの活動を行っており、新型コロナウイルス感染症流行後、オンラインでの活動を継続してきたものであるが、今回、ようやく訪問をすることが叶ったものである。本出張の日程は別添のとおりであるが、本稿では現地でのセミナーの概要を中心に報告する。なお、本稿中の意見にわたる部分はすべて当職らの私見である。

#### 第2 概要等

##### 1 法執行アカデミーでの現地セミナーについて

法務総合研究所と同アカデミーは令和元年7月に包括的な相互協力の枠組みを定める協力覚書（MOC）を締結し、これに基づいて刑事司法統計に関するオンラインセミナー等を行ってきたものであるが、今回、現地でセミナーを実施した。

セミナーでは、同アカデミーの職員及び学生等を対象に、国際協力部庄地教官及び研究部吉村総括研究官から「犯罪白書の編さん 2021年の詐欺特集部分を中心に」と題する講義を行った。

参加者からは、どのような窃盗のタイプが多いのか、高齢者を対象とした犯罪が多いのはなぜか、検挙犯罪のうち再犯者によるものの占める割合が多いとのことだが、その理由や再犯防止のために政府が執っている方策は何か、など日本の犯罪情勢や政策全般についての質問のほか、地域別に犯罪多発地域について統計を取っ

<sup>1</sup> 2022年11月28日に発出された大統領令「On the introduction of a qualitatively new system of training qualified personnel」に基づき設立された、検察官、警察官など刑事捜査に関する人材のトレーニングを行うことを主な目的とする研修・研究機関であり、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーをベースとして設立された。

ているか、日本のような犯罪白書を作成することでウズベキスタンにとってどのようなメリットがあると考えられるか、など統計作成に関する質問も多く寄せられた。なお、同アカデミーにおいては、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の協力の下、地域別の犯罪頻発地域についての分析、グラフ等の形式による可視化を進めているとのことであり、当部において令和5年2月に実施する刑事司法統計に関する共同研究には、同アカデミーから所長以下5名の研究員が参加予定である。



（左）法執行アカデミー訪問の様子



（右）同所におけるセミナーの様子

## 2 行政法解説書作成支援活動について

(1) ウズベキスタンにおいては、2005年から2012年まで続いたJICAの支援の成果が結実し、2018年に行政手続法及び行政訴訟法が制定された。行政手続法は改正が予定されているものの、同国には、行政法の法原理（比例原則、信頼保護原則等）や法概念（行政行為、事实现象等）とその背景にある法理論についての蓄積がなく、法運用に向けた課題が多くあることから、当部においては、2019年から、市橋教授の御協力の下、それらの基本概念に関する解説を中心とした解説書作成支援を行っている。

本出張では、司法省行政手続法WGメンバーを中心とする10数名のウズベキスタン側参加者に対し、行政手続法に関するセミナーを実施するとともに、同WGメンバーと上記解説書作成支援のワークショップを実施した。また、タシケント区行政裁判所を訪問し、行政事件を傍聴するとともに同裁判所に所属する裁判官に対するインタビューを実施した。

### (2) 行政手続法セミナー

行政手続法セミナーでは、市橋教授による日本の行政手続法の制定経緯に関する講義及び意見交換が実施されたほか、司法省担当者から行政手続法改正案の要点について紹介があった。

市橋教授による講義においては、日本の行政手続法の制定までには複数回の挫折があり、その中で最高裁判所が適正手続の基本原則を示すことなどによって、行政手続に適正手続を定着させ、1993年の行政手続法において結実したこと、日本の行政手続法は裁判例を基礎とする法典化の典型例である一方、ウズベキスタンの

行政手続法は、日本とは異なり、実務に先立って適正手続の基本原則に関する仕組みを設けており、この抽象的かつ一般的な仕組みが裁判や行政実務を通じて、いかに適用され実現されるかが課題であることなどが説明された。講義に対しては、参加者から多数の質問が寄せられ、特に行政手続法の施行に伴う行政機関の準備に関して質問が集中した。市橋教授からは、日本では特に行政手続法制定時には各自治体担当者が改正を要する処分基準、審査基準の洗い出しを行うなど大きな役割を担ったことなどが説明された。

また、司法省担当者からは、行政手続法の改正案についての要点が紹介された。最も重要な改正点として、行政手続法の適用範囲が大きく拡大され、租税関係、年金関係等もその適用対象となった点が紹介された。このほか、重要な改正点として、行政機関の理由付記を求める恣意性禁止原則の導入、裁量権濫用禁止の原則の導入、行政行為の職権取消と信頼保護原則に関する規定の改正などが紹介された。

### (3) 解説書作成支援ワークショップ

これまでオンラインで続けてきたワークショップにつき、初めて対面で実施することができた。今年度は、本出張までに2回のオンラインワークショップを実施し、比例原則、信頼保護原則について、ウズベキスタン側から、各原則を適用した裁判例が紹介され、日本側からコメントをするなどの活動を実施してきた。一方、ウズベキスタン側においては、抽象的な法原理から、具体的な事例をイメージすることに困難があり、必ずしも各原則を適用した事例が紹介されたわけではなかった。

そこで、本出張におけるワークショップにおいては、8月のオンラインセミナーにおいて議論した信頼保護原則について、国際協力部坂本教官から、信頼保護原則と職権取消が問題となった日本の裁判例を複数紹介し、抽象的な法原理と具体的な事例を繋げるような講義を行った。

その上で、司法省行政手続法WGメンバーから信頼保護原則に関する解説書草案が発表され、これに基づいて、今後作成される解説書のイメージを共有した。時間の制約から、解説書の草案全てをその場で議論することはできなかったが、作成される解説書の中にはウズベキスタンの事例とともに日本の事例をも盛り込むこととなった。

ウズベキスタン側においては、法原理や法概念に対する事例の蓄積が少ないことから、今後は、まずはテーマとなった法原理や法概念に関する日本側の事例を紹介し、日本の事例を参照しながら、ウズベキスタン側でも解説書の掲載に適した事例を探すこととなり、約1か月に1回のペースでオンラインのワークショップを行い、適法性原則、比例原則、聴聞の機会、公開性、透明性及び明確性、平等原則、信頼保護原則、行政裁量の適法性をテーマとした検討を行うこととなった。

### (4) タシケント区行政裁判所への訪問

タシケント区行政裁判所を訪問し、裁判傍聴を行うとともに、同裁判所所属の裁



判官らに対するインタビューを行った。

傍聴した事件は土地を巡る紛争であったが、介在した行政手続に誤りがあり（不利益処分となる職権取消につき、告知・聴聞の手続を怠っていた）、行政手続法の周知、運用改善の必要性を感じた。

また、上記事件の傍聴後に担当裁判官を含む同所所属の裁判官にインタビューを行った。ウズベキスタンの行政裁判所では、全体の判決のうち約7割が認容判決であるところ、その認容判決のうち約8割が行政庁の手続違法を原因とするものであり、また認容率が高いことなどから行政事件の出訴件数は増加傾向にあるとのことであった。行政手続法が求めるレベルと行政実務の実態との間には大きなそごがあり、多くの紛争を招いていることを実感した。今後も市橋教授をはじめとする日本側関係者の援助を得ながら、解説書を早期に完成させ、行政実務レベル向上の一助となるよう支援を継続する必要性を感じた。



(左) 行政手続法セミナーの様子



(右) タシケント区行政裁判所訪問の様子

### 3 JICA民事法研修について

ウズベキスタンにおいては、現在、民法改正を検討しており、私的財産に関する権利を強化するなど、企業活動を活性化させ、計画経済から市場経済への移行を促進する方向での改正が検討されている。

JICA民事法研修は、2020年より3カ年計画で、私的自治や第三者保護規定など、我が国における民事法の原則や仕組みを紹介したり、ウズベキスタンの改正民法案を検討したりするなどの支援を行っており、2023年度以降も継続して実施予定である。

本研修は、新型コロナウイルス感染症流行後、オンラインセミナーを中心に行ってきたところ、今回の訪問では司法省法政策研究部<sup>2</sup>の担当者と直接協議を行った。

ウズベキスタン側からは、調停について関心があり、特に調停前置主義など裁判所が実施する司法調停の手続等について知りたいという意向があったほか、これまでの

<sup>2</sup> 2015年に司法省内に設立され、司法部、行政管理促進部、社会福祉部、経済部の部門に分かれており、ウズベキスタン共和国の新政策下での法律問題の検討を行っている部門。現在は、民法改正のほか、社会監督、司法制度のデジタル化、汚職、サイバー化、道路交通に関する法律問題等の検討を行っている。



オンラインセミナーで行った第三者保護規定の事例を用いた検討が非常に有用であったので引き続き行いたいことや、民法改正に関する様々な個別論点について日本側の知見を提供してもらいたいという要望が寄せられた。日本の民法は、典型契約の数が少なく、多くの混合契約の性質決定を契約解釈に委ねている一方、ウズベキスタンの改正民法では典型契約の数を増やす方向が想定されているなど、前提とする民法典の在り方に相違は見られるものの、引き続き、日本側関係者の援助を得ながら、ウズベキスタン側から求められる必要な支援を行っていく所存である。



民事法研修の打合せの様子

### 第3 おわりに

ウズベキスタンは、当省から派遣された長期派遣専門家が対象国に常駐しているベトナムやインドネシアなどと比べると、カウンターパートとの関係構築に苦勞することも多く、新型コロナウイルス感染症蔓延による往来の困難な状況で支援を継続することには特有の難しさがあった。

特に行政法解説書作成支援及び刑事司法統計に関する法執行アカデミーに対する支援については、具体的な活動が始まる前に新型コロナウイルス感染症が蔓延したこともあり、スキームが何らできていない中、市橋教授や研究部研究官の御協力を得つつ、工夫を重ねながらほぼ毎月、オンラインセミナーを継続して行ってきたという経緯があるが、今回の訪問において、オンラインによる活動の2年間の積み重ねは相当なものであり、そのような努力を双方が続けてきたことには大いに意味があったと感じた。

今後、現地出張や訪日研修が再開後もオンラインでの活動を併用し、効果的な支援を行っていきたい。

最後に、市橋教授、関係機関との調整のほか現地での活動を全面的にサポートしていただいた名古屋大学ウズベキスタン事務所のエルドール・エルムロドフ副所長、通訳を引き受けていただいたタシケント法科大学准教授のジュラベック・ネマトフ氏ほか、全ての関係者の皆様にこの場をお借りして心より御礼を申し上げたい。

## 令和4年9月ウズベキスタン共和国出張日程表

日付	曜日	午前（開始）	フライト 時間	午後（開始）
9月14日	水	移動日		
9月15日	木	09:50 最高検察庁アカデミー (現・法執行アカデミー) 着 ・10:00 コレンコ所長と会談 ・所内見学		(最高検察庁アカデミー) ・15:00 犯罪白書に関する講演(庄地 教官、吉村総括) ・16:40 記念館見学(刑事・司法に関 する統計の共同研究(招へい)に関 する打合せを含む。)
9月16日	金	09:50 在ウズベキスタン日本国大使館着 ・10:00 藤山大使との会談		14:00 名古屋大学ウズベキスタン事務所着 ・事務所メンバーと打合せ等  15:50 司法省着 ・16:00 司法省副大臣表敬 ・省内見学 ・WGメンバーとの打合せ
9月17日	土	移動日		
9月18日	日	移動日		
9月19日	月	09:45 司法省着 ・10:00 行政法に関する講義 (市橋教授) (WGメンバーを含む。)		14:20 裁判所着 ・14:30 裁判傍聴(行政)等
9月20日	火	08:30 タシケント駅発  10:40 サマルカンド駅着  11:00 内務省サマルカンド地方支局 ・所内見学  11:40 司法省サマルカンド地方支局 ・支局内見学 ・会談		14:00 最高検察庁アカデミー担当者との意見交 換等  18:00 サマルカンド駅発
9月21日	水	09:50 司法省着 ・10:00 民事法(JICA 国別研修) 打合せ		13:50 JICA 事務所着 ・14:00 所長との意見交換
9月22日	木	09:50 汚職対策庁着 ・10:00 アクマル長官と会談		13:50 司法省地方事務所(ワンストップサー ビス関係) ・14:00 所内見学 ・WGメンバーMT(市橋先生、坂本 教官)  17:30 名古屋大学ウズベキスタン事務所着 ・書類・荷物整理  19:00 タシケント空港(タシケント)着  21:20 タシケント空港(タシケント)発 (KE0942)
9月23日	金	移動日		

# 東ティモール出張報告 ～法案起草能力向上支援、土地財産委員会及び司法研修所におけるセミナー～

国際協力部教官

川野 麻衣子

## 1 はじめに

当部は、2022年9月21日（水）から10月1日（土）まで東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に出張した。

今回の出張では、司法省と起草中の法案等について協議をし、関連する日本の法制度の情報を提供したほか、土地財産委員会及び司法研修所においてそれぞれセミナーを実施した。

本稿では、これらの協議及びセミナーの概要について紹介し、今後の東ティモールに対する法整備支援の方向性について検討する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

## 2 出張に至る背景

東ティモールに対する法制度整備支援については、2009年以降、先方の要望を踏まえ、個別具体的な法案をテーマとして取り上げて、年に2回程度、当部の教官等を現地に派遣してセミナーを実施するほか、年に1回、約一週間程度、司法省の職員等を日本に招へいして共同法制研究を実施してきた。

近年は、主に土地関連法を題材として当該活動を継続してきたところ、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの活動となり、現地を訪問する必要性を感じていたところである<sup>1</sup>。また、2020年には、土地に係る紛争の解決を図るための専門的な機関として土地財産委員会が設立され、同委員会から委員の能力強化についても支援の要請があった。そのため、現地に赴いて司法省と対面で起草中の法案についての協議を行うとともに、土地財産委員会の委員に対するセミナーを実施し、同委員会の現状を把握することとした。

さらに、当部では、2018年度から、司法省の職員に対する法案起草能力の向上支援に係る活動に加え、法曹人材育成の観点から、法律司法研修所と協力し、裁判官や検察官、弁護士等を対象とした現地セミナーも実施していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で同研修所での研修自体が実施されず、当部も活動をすることができていなかった。しかし、同研修所が研修を再開し、当部の出張の機会にセミナーを実施してほしいとの要請もあったことから、裁判官、検察官及び公設弁護人の候補生（以下、「法曹候補生」という。）に対するセミナーを実施することとした。

<sup>1</sup> ICD NEWS 第89号108ページ以下参照。

### 3 司法省職員の法案起草能力向上支援

#### (1) 地籍情報法

東ティモールでは、2017年に不動産所有権の決定に関する特別措置法（Regime Especial Para a Definição da Titularidade Dos Bens Imóveis。法律第13/2017号）が施行され、予め決められた区域について、土地一筆ごとの測量を実施して、土地の境界及び所有者の確認をする作業を進めることとされている。

2022年8月31日には、同法に基づく地籍調査の手続について定めた地籍情報法が成立したので、同法の運用上の課題について司法省職員と協議した。今回の協議を通じて、下位法令や運用に係る細かいルール設定にまでは手が回っていないことがわかれ、特に土地の境界や所有者についての証明書の様式、土地の分筆や合筆をした場合の手続等について重点的に協議をし、下位法令の必要性について説明した。

#### (2) 国籍法

東ティモールでは、国籍法が2002年に、同法に基づく手続を具体化した国籍規則法が2004年にそれぞれ施行されたが、国籍取得の要件が比較的緩やかであるため、問題が指摘されているとのことである。

そこで、当職から日本の国籍の取得要件について説明し、司法省職員と意見交換を行った。参加者からは特に二重国籍の取扱いについて質問が集中し、日本での取扱いを説明しながら、東ティモールにおける今後の制度設計について議論した。

#### (3) 個人情報保護法

東ティモールでは個人情報保護法は未だ制定されていないが、行政情報のデジタル化を進める必要があり、当該法案の作成が急がれているとのことである。そこで、当職から個人情報保護法に関する国際的な動向と日本の主な規定について説明し、意見交換を行った。

参加者からは個人情報の適正な取扱いを監督する独立機関の必要性や個人情報保護法の対象とすべき者の範囲等についての質問が多くなされた。





【司法省との協議の様子】

#### 4 土地財産委員会の委員を対象としたセミナー

土地財産委員会は、2020年に設立された土地の紛争解決を担当する行政機関である。同委員会委員長から、これまでの当部と司法省との活動を踏まえ、同委員会委員の能力強化のためのセミナーの実施を依頼されて今般開催に至ったものである。

委員は土地の紛争に関して、境界や土地の所有者等についての決定を下す立場にあり、その前段階に当たる土地の紛争に係る調停を行う調停人は別途採用するとのことであるが、現時点では調停人は採用されていない。そのため、調停人が採用されるまでの間は委員が調停も行うとのことであり、調停及び土地の所有者の特定に関する能力向上のためのセミナーを実施してほしい旨の要望があった。

そこで今回は、当部曾我教官から日本の調停の特徴や技法等、土地所有者の認定に係る時効取得の制度や事実認定等についてオンラインによりセミナーを実施した。

同委員会の委員9名が参加し、参加者からは、日本の調停制度における調停人の地位や調停合意後の取扱い等について質問があった。また、一つの土地に対してポルトガル時代の権利者、インドネシア時代の権利者がそれぞれ存在し、さらに別の占有者もいる場合等の紛争の整理の方法、事実認定における証拠の評価方法といった、実際に東ティモールにおいて多数発生している土地に関する紛争を解決するために必要な情報についての質問が多くなされた。



【委員との集合写真】

## 5 司法研修所における法曹候補生を対象としたセミナー

司法研修所は新型コロナウイルス感染症の影響により活動を停止していたが、2022年から法曹候補生の育成コースを再開しており、現在7期目に当たる45名が在籍しているとのことである。今回は、同所から、これらの法曹候補生に対して、東ティモールが関わることの多い国際的な事案に関するセミナーの開催の要望があった。

そこで、JICAとも協力し、司法研修所に法曹候補生に集まってもらい、当部曾我教官から国際取引及び渉外事件の紛争解決について、名古屋経済大学の富岡仁副学長から海洋法について、それぞれオンラインにより講義をする形式でのセミナーを開催した。

曾我教官が国際裁判管轄や国際私法等についての基本的な概念を説明した後、設定した事例に基づいて参加者の意見を聞く双方向の形で講義を進めたところ、参加者からはたくさんの意見が発表され、積極的に講義に参加する姿勢が見られた。また、司法研修所所長及び副所長からもこのような形式での講義は初めてであり、大変良かったとの感想があった。

海洋法についても富岡副学長から、海洋法の発展の経緯や国連海洋法条約の概要等について説明があり、領海やEEZをめぐる紛争を日本がどのように解決したかについての質問など紛争解決に関する質問が多くなされ、参加者の関心の高さがうかがわれた。

なお、今回のセミナーには、現地紙のティモールポストが取材に来ており、同紙にセミナーの概要だけでなく、JICA及び当部のこれまでの支援の内容等も掲載された。



【司法研修所におけるセミナーの様子】

## 6 今後の方向性について

今回は2019年以来となる現地出張であったこと、また訪問した司法省及び土地財産委員会、司法研修所の職員や委員の中には、当部の本邦研修や現地セミナーに参加したことのある者が多くいたことから、どこを訪問しても歓迎していただいて多くの質問や相談があり、当部の支援への信頼と期待が大変高いことを感じることができた。

一方で、支援先が増え、それぞれの要望事項も増えていることから、中長期的な戦略を立てて効果的な支援をしていく必要性を感じた。

具体的に、司法省に対しては、これまでと同様に個別具体的な法案をテーマとし、司法省職員の法案起草能力強化を目的とした活動を続けるが、どの法案を題材とするかに関しては、東ティモールの立法計画も踏まえながら、支援計画を立てて実施していく必要があると考える。

また、土地財産委員会については、土地紛争の判断や調停に関するどのような能力が必要であるかをもう少し詳しく特定し、今後の活動に関する計画を立てる必要があると考える。

司法研修所については、中長期的には、司法研修所の教官を養成することが重要であると考えられるが、現時点では未だ東ティモール人の教官を採用することができておらず、外国人の裁判官等が教官を担っている状況にあることが分かり、教官の養成は時期尚早であると感じた。

他方で、司法研修所が実施する裁判官及び検察官向けの研修や法曹候補生向けの研修に関して、今回のような出張の際に単発ではあるが先方が必要とする情報を提供することは法曹の能力強化という点で意味があるものと考えられ、今後も続けていくべきであると考えられる。

また、司法研修所からは当部に対し、新たに公証人及び登記官候補生向けの研修の一角を担当しないかとの打診もあった。上記3に記載したとおり、不動産登記の運用に



については下位法令の策定について課題が見受けられるので、制度を運用する者の養成に関わることも重要であると考えられ、今後、オンラインも活用しながら試行することとしたい。

## 7 おわりに

今回の出張では、上記の3機関以外にも控訴裁判所や地方裁判所、国連開発計画（UNDP）東ティモール事務所等にも訪問して意見交換を行った。

裁判所においては、裁判官の人数が不足している一方で事件数が増えていることから、一人一人の裁判官の業務量が増えている状況にあるようである。また、少年事件の判断が難しいとの話もあり、裁判官の能力強化が必要であるとの意見があった。

UNDP東ティモール事務所では、これまで実施してきた司法分野におけるプロジェクトが終了し、司法分野に対する支援は続けているものの、女性に対する暴力への対応など、よりグローバルに対応が必要とされている課題に焦点が移っているように感じた。

このように東ティモールの司法分野については、状況が絶えず変化していることから、現地の機関との対話を続け、状況を常に把握し、限られたリソースをうまく配分しながら今後も支援を続けていきたい。



【ディリ地方裁判所前での集合写真】



# モンゴルにおける現地セミナーの開催について

国際協力部教官  
庄 地 美菜子

## 第1 はじめに

令和4年10月21日（金）から同月28日（金）までの間、当職、法務総合研究所総務企画部国際事務部門大久保志朗統括国際専門官、同湯浅竜祐主任国際専門官は、九州大学大学院法学研究院副院長徳本穰教授（以下、「徳本教授」という。）、現在九州大学大学院法学府在学中でモンゴル弁護士のサランゲレル バトバヤル氏とともに、モンゴル国（以下、「モンゴル」という。）に出張した。

本出張の目的は、モンゴル国立法律研究所（N L I）（以下、「N L I」という。）における少年法制に関するワークショップの開催、来年2月に実施する刑事司法関連統計に関する共同研究（招へい）についての協議、モンゴル国立大学法学部における商法セミナーの開催、モンゴル法務・内務省における商法典起草の進捗状況の調査、令和4年12月15日に開催した日本モンゴル外交関係樹立50周年記念講演<sup>1</sup>開催に向けた関係機関（モンゴル法務・内務省、在モンゴル日本国大使館、J I C Aモンゴル事務所等）との協議等、多岐にわたるものであったが、本稿では、N L Iにおける少年法制に関するワークショップ及びモンゴル国立大学法学部における商法セミナーについて報告する。

本文中、意見にわたる部分は全て私見である。

## 第2 N L Iにおける少年法制に関するセミナーの開催について

### 1 N L Iの概要

N L Iは、モンゴル法務・内務省の一機関であり、モンゴル国内の司法関係者の研修や法分野研究、国民に対するリーガルサービスの提供（法律知識の強化）、法令データベースの作成・管理、法令外国語訳（英語）の提供などの業務を行っているほか、近年では犯罪白書の編纂も行っている。

2021年8月、日本国法務省法務総合研究所とN L Iは、M O C（Memorandum of Cooperation、協力覚書）を締結し、「意見交換、情報共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成のための協力関係を推進する」ことが合意された<sup>2</sup>。

本M O Cに基づく活動として、当部はU N A F E Iの御協力も得つつ、N L Iとの間で、2021年10月、2022年2月の2回にわたって、両国の刑事司法制度比較、検察官の役割比較等のオンラインワークショップを開催し、両国の知見を共有し

<sup>1</sup> 日本モンゴル外交関係樹立50周年記念講演については、次号において詳細を報告予定である。

<sup>2</sup> N L Iの組織概要やM O C締結に至る経緯については、I C D NEWS 第89号113頁以下に詳しい。

てきたものである。

そして3回目となる今回は、両国の少年法制をテーマとして、N L Iにおいてモンゴル現地で開催した。

## 2 ワークショップ概要等

当職からは、我が国の少年法制の特徴（家庭裁判所への全件送致の仕組みや、家庭裁判所での専門性の調査そのものが少年や保護者にとって有効な働きかけとなっていること等）につき解説したほか、近年の大きな動きとして、民法上の成人年齢引下げに伴い、18歳及び19歳の少年を特定少年として、特別に責任ある主体として取り扱う法改正がなされたこと及びその背景等について解説を行った。

モンゴル側からは、家庭裁判所の処分のうち、審判不開始と不処分が約6割を占めることに強い関心が寄せられたほか、日本における少年法制における捜査機関の役割等について幅広い観点からの質問がなされた。

続いてN L I所長のエルテム・オンダラフ・フレルバータル所長より「Criminal responsibility of Juvenile in Mongolia」と題する講義が行われ、モンゴルの少年法制の概要や刑罰制度（モンゴルでは刑法の中に14歳以上18歳未満の者に対する特則が置かれ、適用罰条が限定されており、刑罰としての社会奉仕命令があること等）の紹介がなされた。

さらにモンゴル国立大学法学部ボローマ教授からも「Criminal procedure against juvenile suspect, accused, and defendant in Mongolia」と題する講義が行われ、少年の刑事手続における特則や付添人制度等について解説がなされた。

## 第3 モンゴル国立大学における商法セミナーについて

### 1 モンゴルにおける商法典起草支援について

モンゴルでは現在、商法典が存在せず、商取引に関する規定は民法典の中に規定されているが、投資家等関係者の予見可能性を高めるとともに取引の円滑化、安全性を確保することを目的として、商法典を制定する方向で検討がなされている。国際協力部では、2018年より共同研究を実施してこれに対する支援を行っている。

### 2 モンゴル国立大学法学部と共催の商法セミナーについて

本セミナーにおいては、徳本教授より、我が国においては、商法の各規定により、取引の円滑性、安全性が確保されていることにつき、商業使用人と商業登記をテーマに紹介がなされた。

講義の中では、商業使用人のうち特に支配人と表見支配人を中心に採り上げ、取引の円滑性、安全性確保の観点から権利外観法理ないし禁反言の原則が各規定の中に取り入れられていること、商業登記により取引の安全が確保されていることにつき詳細な解説がなされた。

同セミナーには、商法典起草ワーキンググループ<sup>3</sup>のメンバーの一人であるモンゴル国立大学法学部バトボルド・アマルサナー法学部長、ほか同学部の教授、講師、学生が多数参加したほか、モンゴル法務・内務省の商法起草担当者や商工会議所メンバー、弁護士も多く出席した。

セミナーでは、商行為を業とはしないが経済活動を行っている者（非商人であるが結果として営利活動を行っている者）についてどのように取り扱うか、モンゴルにおいて今後どのような登記制度を取り入れるか（登記官の審査権限のあり方について、形式的審査主義をとるべきか、実質的審査主義をとるべきか等）について具体的な場面を想定した質問が相次いだ。商行為を業とはしないが経済活動を行っている者の法的地位に関しては、遊牧民の法的地位を経済的な主体としてどのように位置づけるべきかというモンゴルならではの事情が背景にあり、これまでのセミナーでも繰り返し示されてきた問題意識である。

### 3 おわりに

モンゴルには、広くビジネス環境を整備のため、商法典起草のほか、民事訴訟法を改正等も検討されており、今後商取引分野を中心に大きな制度改革がなされる見込みである。

国際協力部においては、日本に商法典起草ワーキンググループメンバーをはじめとする関係者を招へいしての共同研究等、商法典起草及びその後の運用についての引き続き支援を行っていく所存である。

また、NLIからは、2023年2月にエルデム・オンダラフ・フレルバータル所長以下5名の研究員が、刑事司法に関する統計の共同研究に参加予定であり、犯罪白書をはじめとする刑事司法統計に関する双方の知見を共有予定であるが、今後も引き続き協力関係を続けていく予定である。

最後に、本出張においてセミナー講師をお引き受けくださった徳本穰教授、関係各所との調整等をしてくださったサランゲレル バトバヤル弁護士、我々を温かく迎えてくださったモンゴル側関係者の皆様に心より御礼を申し上げたい。

<sup>3</sup> 2019年5月に発出された、商法を制定する旨の法務・内務大臣令に基づいて設置されたワーキンググループ。法務・内務省司法政策局職員、大学教授、裁判官、弁護士、モンゴル商工会議所代表等により構成されている。

## 【国際研修・共同研究】

### 第23回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官

川野 麻衣子

#### 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2022年10月21日から同年11月5日までの間、第23回日韓パートナーシップ共同研究を実施したので、その概要を報告する。なお、本稿中、意見部分は当職の私見である。

#### 第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討並びに比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

研究者は、韓国の法院<sup>1</sup>の職員から選ばれた韓国側研究者5名と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究者5名の合計10名であり、不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）、供託<sup>2</sup>及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題について、講義及び関係機関の訪問・見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。

#### 第3 第23回日韓パートナーシップ共同研究について

従来、本共同研究は、我が国で開催する日本セッション及び韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションを春と秋にそれぞれ実施していたところ、今回は新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから、2つのセッションを統合し、16日間のうち前半を日本セッションとして東京都昭島市の国際法務総合センター等において、後半を韓国セッションとして京畿道高陽市の法院公務員教育院等において実施することとなった。

以下のとおり、研究者は、日韓両国の最新の法制度や実務等に関する講義及び関係機関の見学により知見を広めたほか、研究者同士の活発な協議により、それぞれが設定した課題の実務研究等を行った。

<sup>1</sup> 法院とは我が国の裁判所に相当し、大法院とは我が国の最高裁判所に相当する機関である。我が国においては、登記、戸籍及び供託は法務省が、民事執行は裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しており、教育院とは、その法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。なお、教育院は、登記、家族関係登録（戸籍）及び供託担当の職員の研修を実施しているという点で我が国の法務総合研究所の役割も果たしていると言える。

<sup>2</sup> 戸籍（家族関係登録）と供託は隔回で行われており、今回は供託についての調査研究が行われた。



## 1 講義

### (1) 日本セッション

#### ア 超高齢社会における司法書士の取組

日本司法書士会連合会の高尾昌二常任理事から、高齢化社会に向けた司法書士の取組として、主に民事信託の促進、遺言・相続登記の促進、相続登記相談センターの取組等についてお話を伺った。

#### イ デジタル社会の推進と登記関連システム

法務省民事局総務課登記情報センター室の水嶋英治補佐官から、日本におけるデジタル社会推進に関する動向とその中での登記関連システムの位置づけや今後の方向性等についてお話を伺った。

### (2) 韓国セッション

#### ア 未来登記システムの推進状況

法院行政処のビョンスンギ法院書記官から、未来登記事業として検討されている、スマートフォンによる登記申請や登記審査業務へのAIの導入、管轄を問わない登記申請等の検討状況と課題についてお話を伺った。

#### イ 不動産引渡・撤去執行に関する立法課題

水原地方法院のイジェソク執行官から、韓国における不動産引渡執行上の問題点につき、その原因と解決策についてお話を伺った。

## 2 見学

### (1) 日本セッション

横浜地方法務局では、我が国の不動産登記、商業法人登記及び供託の各事務について説明を受け、事務室を見学した。また最高裁判所では、大法廷首席書記官と意見交換をし、大法廷等を見学したほか、東京地方裁判所民事執行センターでは、民事執行の事務について説明を受け、事務室を見学した。

### (2) 韓国セッション

大法院では法院の歴史等について説明を受けた後、大法廷及び小法廷を見学した。ソウル中央地方法院では、電子訴訟に対応することができる法廷の見学や執行の事務室等を見学した。また同法院登記局では、登記に関する証明書発行の窓口や事務室を見学した。

電算情報センターでは、主に訴訟事務の電子化の歴史や現状、課題等について説明を受け、管制室やサーバー室等を見学した。



【左 横浜地方法務局の見学の様子、右 ソウル中央地方法院登記局の見学の様子】

### 3 実務研究

研究員は、全員で各研究員の課題について検討する全体協議及び相手国のパートナー研究員との1対1での個別協議等を通じて課題の研究を行い、総合発表会においてその概要を発表した。各研究員の課題の概要は以下のとおりである。

#### (1) 日本セッション（韓国側研究員の研究課題）

##### ア 民法上不動産登記の公信力を認めることについて

近年、韓国において不動産登記の公信力が認められないことによって損害が発生した事例があり、国民の関心が高まっていることを受け、不動産登記の公信力を認めるべきか否か、また不動産登記の公信力と密接に関連する登記官の審査権の範囲について日韓の制度を比較し研究するもの。

##### イ 遺言代用信託登記と受益者連続信託に関する研究－民事信託としての実務上の問題点を中心に－

高齢化社会を迎えつつある韓国では、民事信託制度が積極的に利用されていない状況にあることから、特に遺言代用信託及び受益者連続信託について日韓両国の活用の状況や登記手続等を比較することで、民事信託制度の有用性を研究するもの。

##### ウ 支店登記簿の必要性に関する検討

韓国において支店登記簿の必要性についての議論が行われていることから、日韓の制度を比較し、支店登記簿の在り方及び支店登記簿と本店登記簿を統合する場合の問題点等について研究するもの。

##### エ 弁済供託の供託金の中で費用等を除外した一部供託申請をする時における供託受理の可否と供託事件申請手数料の納入制度に関する比較法的考察

弁済供託の際に一部費用等を任意に控除してされる一部供託について、韓国では実務に関する規定がないことから、日韓における一部供託に関する取扱いや供託官の審査手続等を比較し、今後の取扱い方策について研究するもの。

オ 未登記建物の競売開始手続に関する日韓比較

未登記建物の競売手続が不法な建築物の登録のためになされることを防ぐため、日韓両国の未登記建物に係る競売手続を比較し、建物登記の適切な管理及び善意の債権者の権利保護のための執行方法について研究するもの。

(2) 韓国セッション（日本側研究員の研究課題）

ア 日韓における請求権保全の仮登記の意義の違いについて－不動産登記法改正後の比較－

日韓両国ともに不動産登記法の全面改正から10年以上が経過したが、日韓パートナーシップ共同研究では改正後の仮登記について研究がなされていないことから、不動産の請求権保全の仮登記に焦点を当て、その意義や効力といった実体的な側面及び本登記の際に必要な登記原因証明情報等といった手続的な側面について、日韓の制度を比較して研究するもの。

イ 新型コロナウイルス感染症の中における不動産登記事務の在り方について

新型コロナウイルス感染症を契機として、様々な行政事務の見直しがなされているところ、不動産登記事務について、押印の必要性、登録免許税等の納付方法、テレワーク等の勤務形態を取り上げて日韓の対応を比較し、今後の不動産登記事務の在り方について研究するもの。

ウ 日本における商業登記分野での近時の法令等改正事項に係る韓国の制度との比較

商業登記分野における近時の法令等の改正に関して、会社の実質的支配者を確認し、公示するための制度及び登録免許税等のキャッシュレス納付に係る事務を主な論点として取り上げ、日韓の制度や実務を比較しながら今後の在り方について研究するもの。

エ 現金取扱事務の廃止に向けて～更なるオンライン利用率の向上へ～

キャッシュレス化の進む韓国における供託受入の手続や実務について調査し、日韓両国の制度を比較することで、供託のオンライン利用率の向上及び事務処理体制の見直しに資する新たな供託金の受入方法を研究するもの。

オ 執行官に関する日韓の比較

日本における近年の執行官の職域拡大や民事執行分野のデジタル化の議論の進展を踏まえ、日韓両国の執行官の地位や職務、事務等の執行官に関する制度や手続を比較し、今後の執行官制度や民事執行分野のデジタル化の在り方について研究するもの。





【左 研究員の協議の様子、右 総合発表の様子】

#### 第4 おわりに

日韓パートナーシップ共同研究は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第21回（2020年度）は準備段階で中止となり、第22回（2021年度）はオンラインでの開催となっていたところ、今年度は開催時期が従来とは異なったものの、両国の研究員が相互に訪問し合っただけの従来どおりの形式で開催することができた。

日程的には、従来は春と秋にそれぞれ約10日間で実施する共同研究を、連続して合計16日間で実施したため、後半には研究員にも疲れが見られた。事情が許せば、従来形式に戻した方が、研究員にとってもより実務研究に集中することができるのではないかと感じた。

他方、新しい試みとして、総合発表についてはオンラインでも視聴することができる形式としたことで、特に韓国セッションの総合発表で行われる日本側研究員の発表を日本側の多くの関係者にも視聴していただくことができたことは大変良かった点だと感じている。

当職は昨年度も本共同研究を担当し、オンラインでも十分な共同研究を実施することができたと感じてはいるが、相手国の状況を体験することで研究にも深みが増すものと感じた。例えば今回は、現金を使わずに登録免許税等を納付する方法について複数の日本側研究員が課題として捉えていたところ、韓国では現金を使わないことが既に当たり前の社会となっており、それを基に制度も設計されていることから、日本側研究員の課題を韓国側研究員に伝えることに苦勞をしていたように思われる。このように、似ている制度や実務に関する課題であっても社会状況によって捉え方に違いがある点が複数見られ、相手国の社会状況を短期間でも体験し、違いの原因を理解して分析することは貴重な経験であり、相互の国を訪問することが本共同研究を深めるためには必要であると思われる。

最後に、本共同研究の開催に御協力いただいた日韓両国の全ての関係者の皆様に感謝を申し上げたい。





【法務省赤れんが棟前での集合写真】

## 第23回日韓パートナーシップ共同研究研究員名簿

		氏名	所属	研究分野
日本側研究員	1	北島 真琴	東京法務局 民事行政部不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2	坂上 優晟	法務省大臣官房人事課 司法試験第三係 係長	不動産登記
	3	前川 清香	大阪法務局 民事行政部第一法人登記部門 登記相談官	商業法人登記
	4	田代 訓久	千葉地方法務局 不動産登記部門 登記官	供託
	5	川井 亮	最高裁判所 事務総局民事局第三課執行制度係 調査員	民事執行
大韓民国側研究員	1	ジョ ソンス 趙 城秀	議政府地方法院 南楊州支院 法院事務官	不動産登記
	2	イム ジョンス 林 廷洙	水原地方法院 城南支院 登記主事補	不動産登記
	3	キム ファンジュン 金 滉中	ソウル北部地方法院 登記主事補	商業法人登記
	4	キム インシク 金 因植	ソウル北部地方法院 法院事務官	供託
	5	カン ジョンア 姜 貞娥	ソウル中央地方法院 法院主事	民事執行

法務省法務総合研究所

国際協力部教官

総務企画部国際事務部門主任国際専門官

総務企画部国際事務部門国際専門官

川野 麻衣子

清水 勇一

飯澤 聖愛

大法院法院公務員教育院

法院書記官

法院主事

文 炳朝 (ムン ビョンジョ)

姜 奎錫 (カン ギュソク)

## 第23回日韓パートナーシップ共同研究日程表

月日	曜日	12:00	14:00
10 / 21	金	(日本側研究員入寮)	14:00 オリエンテーション 韓国滞在の留意点 在韓国大使館書記官 (オンライン)
10 / 22	土	(韓国側研究員入国・入寮) オリエンテーション	
10 / 23	日		
10 / 24	月	9:50 開講式 10:00 実務研究(1) 韓国側全体協議	12:30 法務総合研究所長 主催意見交換会 14:00 14:30 実務研究(2) 韓国側全体協議 17:30
10 / 25	火	10:00 講義(1) 「超高齢社会における司法書士の取組」 日本司法書士会連合会 高尾昌二 常任理事	12:30 (昼食・移動) 15:00 見学(1) 横浜地方務局 17:00
10 / 26	水	9:45 見学(2) 民事執行センター 12:00	(昼食・移動) 14:30 実務研究(3) 個別協議 17:30
10 / 27	木	9:35 民事局長 表敬 10:00 講義(2) 「デジタル社会の推進と登記関連システム」 法務省民事局総務課登記情報センター室 水嶋英治 補佐官 12:30	(昼食・移動) 15:30 見学(3) 最高裁判所
10 / 28	金	総合発表準備	14:00 総合発表 16:45 17:00 閉講式
10 / 29	土	(韓国へ移動)	オリエンテーション
10 / 30	日		
10 / 31	月	9:20 実務研究① 日本側全体協議	11:30 法院公務員教育院 事務局長主催昼食会 14:00 実務研究② 日本側全体協議 17:00
11 / 1	火	9:30 講義① 未来登記システムの推進状況 法院行政処 ビョン・スング法院書記官 11:20	(昼食) 13:40 実務研究③ 個別協議 16:40
11 / 2	水	見学① 大法院 大法院司法登記局長 主催昼食会	見学② ソウル中央地方法院
11 / 3	木	9:30 講義② 不動産引渡・撤去執行に関する立法課題 水原地方法院 イ・ジェソク執行官 11:20	(昼食・移動) 見学③ 電算情報センター
11 / 4	金	10:00 総合発表	11:30 大法院法院教育院長 表敬・昼食会 15:00 総合発表 16:30 17:00 修了式
11 / 5	土	(日本側研究員帰国)	

# ベトナム：調停セミナーの実施について

国際協力部教官

曾 我 学

坂 本 達 也

## 第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ベトナム法整備支援プロジェクトに関し、2022年11月21日（月）から同月25日（金）（移動日を含む。）までの間、「裁判所における調停対話法施行の展開支援」と題するワークショップ（以下「本セミナー」という。）が開催された。

本セミナーには、日本側から、ベトナム現地において、稲葉一人弁護士、JICA長期派遣専門家である塚原正典氏、河野龍三氏が参加し、日本（オンライン）から、国際協力部教官である当職らが参加した。ベトナム側からは、グエン・ビエン・トゥイ最高人民裁判所裁判官のほか、人民裁判所所属の裁判官及び調停人らが多数参加した。

本稿では、本セミナーの概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 本セミナーに至る経緯

ベトナム最高人民裁判所においては、2020年までの司法改革戦略についての共産党政治局決議第49号実現のため、2017年10月3日、人民裁判所に関する和解強化の指令を発出し、2018年3月から各人民裁判所におけるパイロット調停を実施するなどして調停制度の導入を進めた。これら諸活動の成果として、ベトナムにおいては、2020年に調停対話法が成立し、2021年1月1日から同法が施行されている。

JICAベトナム法整備支援プロジェクトは、前プロジェクト（2020年までの法・司法制度改革支援プロジェクト）においても、パイロット調停の支援を行うなど積極的な支援を行ったが、現行プロジェクト（法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト）においても、最高人民裁判所を実施機関とする活動の重要課題の一つとして、調停制度の効率性向上を掲げている。現行プロジェクトは、課題の特定を目標とする第1段階と、課題解決のための検討・提案を目標とする第2段階の2つのフェーズが予定されているところ、本セミナーは、第2段階のものとして実施された。

## 第3 本研修の概要

### 1 日時

2022年11月21日（月） ベトナム・ビンフック省

2022年11月23日（水） ベトナム・ゲアン省

2022年11月25日（金） ベトナム・ホーチミン市



## 2 形式

対面及びZ o o mを使用したオンラインのハイブリッド形式

## 3 スケジュール（日本時間）<sup>1</sup>

- 10：30－10：40 参加者紹介
- 10：40－11：00 オープニングリマークス  
【グエン・ビエン・トゥイ最高人民裁判所裁判官】  
【J I C A長期専門家】
- 11：00－11：30 裁判所における調停対話法の概括的説明  
【グエン・ヴァン・ヴ最高人民裁判所検査監督第3局副局長】  
裁判所における調停対話法の強化に関する指示の普及  
【ホアン・ティ・トゥイ最高人民裁判所法制及び研究管理局副局長】
- 11：30－14：00 調停人のトレーニング①（休憩含む。）  
【稲葉一人弁護士】
- 14：00－15：30 ランチブレイク
- 15：30－16：00 裁判所における調停対話法の施行から得られた経験  
【ファム・ティ・ハン最高人民裁判所法制及び研究管理局職員】
- 16：00－16：45 調停人のトレーニング②  
【稲葉一人弁護士】
- 16：45－17：30 調停条項の書き方  
【法務省・法務総合研究所国際協力部教官】
- 17：45－18：00 質疑応答
- 18：00－18：45 裁判所における調停対話法施行にかかる問題点解決のための討論  
【アイン・ハオ元最高人民裁判所長官】
- 18：45－19：00 クロージングリマークス  
【グエン・ビエン・トゥイ最高人民裁判所裁判官】  
【J I C A長期専門家】

## 第4 各プレゼンテーションについて

### 1 ベトナム側プレゼンテーション

- (1) グエン・ヴァン・ヴ最高人民裁判所検査監督第3局副局長からは、「裁判所における調停対話法の概括的説明」と題して、裁判所が調停申立てを受理してから事件

<sup>1</sup> 第3・1記載の各所において、同様のスケジュールのセミナーを実施した。

の終局に至るまでの手続が調停対話法の条文を引用しながら説明された。

- (2) ホアン・ティ・トゥイ最高人民裁判所法制及び研究管理局副局長からは、「裁判所における調停対話法の強化に関する指示の普及」と題して、人民裁判所における調停事件の概況等が説明されるとともに、調停事件の機能強化のために最高人民裁判所長官から発出された指示書（02号）の内容が概説された。

ベトナムの調停事件の概況として、統計データも示された。2021年1月1日から同年9月30日まで、人民裁判所に対する民事訴訟の訴え提起件数は22万9887件であったところ、このうち調停に付されたのは2万8004件（約12%）であり、1万470件が調停成立により終局したとのことであり、2022年3月時点で調停人リストに登録された調停人は全国で2367名とのことである。

調停対話法の施行に関する課題として、調停人の能力向上、調停の施設確保等が挙げられ、上記指示書においても、専門性が高い又は地域の実情に精通した調停人の育成、オンライン調停の利活用が目標とされていた。

- (3) ファム・ティ・ハン最高人民裁判所法制及び研究管理局職員からは、「裁判所における調停対話法の施行から得られた経験」と題して、調停対話法施行後の運用面における課題等が紹介された。ベトナムにおいては、裁判所利用者の調停に対する信頼感が高くなく調停の申立てをためらうことが課題であるとされており、手続案内の際に調停のメリットを案内する重要性が指摘された。参加者からは稲葉弁護士の講義内容が参考になったというコメントもあった。ベトナム最高人民裁判所としては、人間関係を維持したまま紛争解決を図ることができる点が調停のメリットであり、特に夫婦関係紛争、賃貸借関係紛争、家族間の土地関係紛争について調停の利活用を勧めていく意向があるとのことであった。
- (4) アイン・ハオ最高人民裁判所元長官からは、「調停対話法施行にかかる問題点解決のための討論」と題して、人民裁判所から提出された疑問に対して、一定の見解が示された。人民裁判所から提出された疑問点の中には、調停の結果をまとめた議事録（2020年調停対話法31条）と裁判所の承認決定（同法32条）の関係を問うものもあり、例えば、調停の合意事項のうち、①強制執行を要する場合や②離婚の合意のようにその後何らかの行政手続を要する場合には裁判所の承認決定を要するが、これらに該当しない場合には裁判所の承認決定を求める申立ては任意的であるという整理がされた。

## 2 日本側のプレゼンテーション

- (1) 稲葉弁護士からは調停人のトレーニングについて講義がなされた。

講義においては、まず調停と裁判の違い、調停のメリット・デメリット、調停人としての心構えや望ましい態度等といった基本的な事項について、ベトナム側参加者と意見交換をしながら認識共有がなされた。次に、事前に作成したビデオ教材を放映し、稲葉弁護士からビデオ教材を解説する形で講義が進められた。ビデオ教材

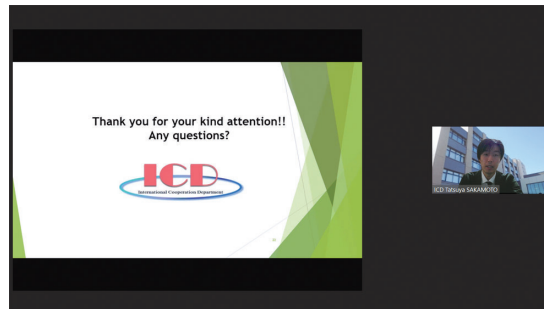
では、申立人がアルバイトとして勤務していた運送会社から、事前の解雇予告も解雇予告手当の支払もないままに突然解雇された事例を題材として、調停の受付段階から調停期日における進行までの手続が再現された。ビデオ教材の放映のみならず、稲葉弁護士を調停人役、JICAプロジェクトスタッフを当事者役として模擬調停のロールプレイも行われ、ベトナム側参加者が調停の手続を具体的にイメージできるような工夫が各所においてなされていた。また、ベトナム側参加者からは、日本の調停制度について、ベトナムのような承認制度はあるのか、調停人はどのようなプロセスを経て選任されるのかなど、多くの質問が寄せられ、これらの質問に対して稲葉弁護士が丁寧に回答されていた。



【稲葉弁護士による講義の様子（左）。模擬調停の様子（右）】

- (2) 国際協力部教官である当職らからは、調停条項の書き方に関する講義を実施した。

調停条項の基本的な構造や留意点を解説するとともに、いわゆる評価型調停と交渉促進型調停のモデルケースとなる事例を設定し、調停の進行方法と連動させながら調停条項を解説することを試みた。例えば、交渉促進型調停のモデルケースとして設定した賃貸借契約終了による明渡申立て事件の例では、争点となる用法違反の有無に関する心証は判然としないものの、申立人は早期の明渡しを求めており、相手方は退去自体に異存はないが金銭的負担を要するのであれば退去したくないという意向を有している事例を設定し、当事者の優先順位の高い利益を探り、未払賃料、賃料相当損害金、立退料、敷金等を調整する中で調停成立の可能性を探る調停の手法を紹介した。



【当職（坂本）による講義の様子】

## 第5 終わりに（所感）

セミナーは、上記第2において記載したとおり、現行プロジェクトにおいて、課題の特定をした結果、実施されたものである。ベトナムの調停対話法は施行されてから間もなく、運用面における種々の検討が必要不可欠であるところ、ベトナム側プレゼンテーションでは、各人民裁判所の経験の蓄積を踏まえた課題及びこれに対する最高人民裁判所の方針が日本側に共有された。また、日本側プレゼンテーションでは、ロールプレイを活用するなどして手続の具体的なイメージを得られるような情報提供がされた。本セミナーは、今後の活動指針を検討するための重要な機会となった。国際協力部としても、ベトナムの調停手続がより良いものになるよう、できる限りの支援をしていきたい。



## 【国際協力人材育成研修】

### 令和4年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

福島 崇之

#### 第1 はじめに

令和4年11月7日から同月18日までの間（移動日を含む。）、令和4年度国際協力人材育成研修を実施した。

同研修は、平成21年から、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に対する理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として、毎年1回実施しているものである。

新型コロナウイルス感染症拡大及びそれに伴う移動制限等により、直近2回（令和2年度及び3年度）の同研修は完全オンラインにより実施していたが、第14回目となる今回は、日本及びベトナムの渡航・行動制限の緩和を受けて、3年ぶりに対面及び海外での研修を含む従来の方式に戻して実施した。

本稿は、本研修の概要について紹介するものであり、意見にわたる部分は本職の私見である。

#### 第2 研修参加者

谷矢 愛 （法務省民事局付）  
藤原 茂樹 （法務省訟務局訟務企画課訟務調査室法務専門官）  
鈴木 洸祐 （東京法務局総務部職員課係員）  
白石 久美 （千葉地方検察庁検事）  
石水 佑佳 （京都地方検察庁検事）  
山下 拓郎 （福岡地方検察庁小倉支部検事）  
松田 真梨子 （大阪高等検察庁検察事務官）

#### 第3 研修概要

本研修は、別添「令和4年度国際協力人材育成研修日程表」記載の日程により実施した。

##### 1 国内研修（前半）

国内研修の前半は、法務省職員及び外部講師による講義を実施した。

前者については、法制度整備支援を概説する国際協力部長の講義に始まり、長期派遣専門家の役割やラオス長期派遣専門家として法制度整備支援活動に従事していた際の活動内容等に関する当部副部長の講義、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAF

E I) 次長によるUNA FE Iの歴史、組織概要及び活動状況に関する講義、当部教官によるベトナムに対する法制度整備支援や民事局出身教官の活動等に関する講義、法務省大臣官房国際課補佐官による同課の業務に関する講義等を行った。

後者については、TMI 総合法律事務所ハノイオフィス小幡弁護士によるベトナム国内法の現状等に関する講義、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム西木調査役による政府開発援助（ODA）の全体像並びにJICAの組織及び業務に関する講義、JICA国際協力員白出弁護士による中国に対する法制度整備支援プロジェクトに関する講義、原弁護士によるコートジボワールでの法制度整備支援活動を題材とした法制度整備支援の在り方や長期派遣専門家に必要な素養等に関する講義をそれぞれ行っていただいた。

## 2 国外研修

今年度の国外研修はベトナム1か国で実施した。

### (1) 最高人民検察院（Supreme People's Procuracy: S P P）訪問

最高人民検察院を訪問し、ブー・ティ・ハイ・イエン（Vu Thi Hai Yen）国際協力・刑事共助局長（以下「イエン局長」という。）及び同局課長等と両国の検察制度について意見交換を行った。冒頭イエン局長以下から、ベトナムの検察制度の概要や検察官の職務内容等について説明があり、研修参加者からは、日本との制度の違いを中心に数多くの質問が寄せられた。そのほかにも、研修参加者からは、刑事共助に関する質問、被害者保護や再犯防止等の刑事政策に関する質問が寄せられた。



【ベトナム最高人民検察院への訪問の様子】

(2) ハノイ人民検察院 (People's Procuracy of Hanoi) 訪問

ハノイ人民検察院を訪問し、同検察院のダオ・ティン・クオン (Dao Thinh Cuong) 長官以下、副長官及び各課長等同席の上、日越両国の検察制度についてより実務的な見地から意見交換を実施した。

冒頭、ダオ長官より、同検察院の概要について説明があり、研修参加者から、取調べの録音・録画が義務化された2015年の刑事訴訟法改正への対応や近年管内で問題となっている犯罪類型、2021年に導入された刑事手続のIT化等について質問が行われた。

(3) JICA長期派遣専門家との意見交換

JICAプロジェクトオフィスを訪問して、ベトナムに派遣されているJICA長期派遣専門家から、同国に対する法制度整備支援の歴史及び2021年に開始された現行JICA法整備支援プロジェクトの概要について説明を受けた。

(4) 司法省 (Ministry of Justice) 訪問

司法省を訪問し、同省国際協力部ドゥオン・ティエン・フォン (Duong Thien Huong) 次長及び同部職員から、これまでの法務省及びJICA等による法制度整備支援活動に対する謝意が示されるとともに、2020年10月に署名された法務省及び司法省との間の協力覚書 (MOC) の実施や2023年の日ASEAN友好協力50周年に向けた取組等に対する期待が示された。なお、この訪問の折、外出のため同省庁舎内を移動中であったレー・タイン・ロン (Le Thanh Long) 司法大臣と偶然会う機会があり、同大臣から研修参加者に対して今回の同省訪問を歓迎する旨声をかけていただいた。

(5) JICAベトナム事務所訪問

JICAベトナム事務所を訪問し、同国に対するODA及び同機構が行っている具体的な支援・協力の内容について説明を受けた。

(6) 裁判所学院 (Viet Nam Court Academy) 訪問

11月15日、ハノイ市内にある裁判所学院とオンラインで面談を行い、ファム・ミン・トゥエン (Pham Minh Tuyen) 所長からこれまでの法務省及びJICAの支援<sup>1</sup>に対して大変感謝している旨の挨拶があった。研修参加者からは、実務における判例の利用状況等や判例変更の有無、オンラインによる訴訟運営への対応等について質問が行われた。

(7) ベトナム弁護士連合会 (Vietnam Bar Federation: VBF) 訪問

ベトナム弁護士連合会とオンラインで面談を行い、フイン・フォン・ナム (Huynh Phuong Nam) 同会国際協力委員会副委員長及びハノイ弁護士会副会長以下により手厚い歓迎を受けた。研修参加者からは、ベトナムにおける弁護士のニーズや弁護

<sup>1</sup> トゥエン所長は元裁判官で省級人民裁判所の長官を務めていた経歴もあることから、特に少年事件、判決書の起案や判例制度等に関する専門的な助言やセミナーの開催等に対して感謝の意が示された。また、同所長からは、大学等の教育機関・法曹等養成機関に対してもJICAの支援が得られると更なる能力向上につながるのではないかと要望も示された。

士の偏在の問題、会員弁護士に対する研修の実施状況や指定弁護士制度<sup>2</sup>を含む刑事弁護活動の拡充の現状等について質問が行われた。

(8) 在ベトナム日本国大使館訪問

ハノイ市内にある在ベトナム日本国大使館を訪問し、法務省から外務省に出向し同大使館に派遣されている書記官から、法務アタッシェの業務内容及び在外公館と法制度整備支援の関わり等について説明を受けた。研修参加者からは、検察事務官として勤務してきた経験が法務アタッシェの業務にどのように役立っているか等の質問が寄せられた。

(9) 名古屋大学ハノイ日本法教育センター（Nagoya University Research and Education Center for Japanese Law in Hanoi Law University：C J L V）での講義

ハノイ法科大学内にある名古屋大学ハノイ日本法教育センターを訪問し、同センターで日本語による日本法教育を受けているベトナム国籍の大学4年生13名に対して、研修参加者による講義を実施した。

研修参加者7名を民事系と刑事系の2グループに分け、民事系グループは「民事訴訟及び法務行政におけるIT化」、刑事系グループは「裁判員制度」をテーマとしてそれぞれ30分間の講義を行った。

民事系グループの講義では、今年の民事訴訟法改正により段階的に施行することとなった民事訴訟手続のオンライン化及び2000年代から段階的に実施されてきた登記や供託事務のオンライン化について、旧法からの変更点や期待される効果を中心に説明した。学生からは、オンライン化に伴う個人情報の流出等の課題への対応等数多くの質問が出された。

刑事系グループの講義では、裁判員制度が導入された経緯や趣旨、実際の手続の流れ、同制度導入による効果等を中心に説明を行った。学生からは、裁判員裁判の対象事件や裁判員になるための資格等に関する質問が寄せられた。どちらの講義も議論は白熱し、予定時間を超過しても質問が絶えることがなかった<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 我が国の国選弁護士制度類似の制度で、一定の重大犯罪について被告人が弁護人を選任しない際に訴訟執行管轄機関が弁護人を指定・選任する制度。松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」(ICD NEWS第79号)45頁参照。

<sup>3</sup> 今回このような講義を行うに当たり、同センターのド・ティ・テウ・フーン (Do Thi Thu Huong) 及び神谷英里両講師には多大なるご尽力をいただいた。





【ハノイ法科大学での講義の様子①】



【ハノイ法科大学での講義の様子②】

### 3 国内研修（後半）

帰国後、課題発表及び総括質疑応答を実施し、各研修参加者において、本研修で習得した知見や経験を披露するとともに、本研修に対する感想や法制度整備支援の意義やその在り方に対する考察を発表した。

### 第3 終わりに

今年度の本研修は、過去2年の全面オンラインによる実施から対面での実施に戻され、法制度整備支援等の国際協力に従事している又は従事していた講師から各自の経験を通じて国際協力の基礎を学ぶことに主眼を置いた国内研修及び法制度整備支援の現場を体感することによりその活動に必要な素養や技能を習得することに主眼を置いた国外研修の2部構成という新型コロナウイルス感染症拡大前と同様のプログラムで実施した。

研修参加者は、新型コロナウイルス感染症対策に常に気を配りつつ、質量ともに従来に近い内容のプログラムを受けることとなったが、国内研修及び国外研修ともに、事前に関連資料を読み込んでよく準備し、積極的に質疑応答を行うなど、非常に意欲的に本研修に取り組んでいた。本研修が、研修参加者の法制度整備支援に対する関心や意欲を高め、国際協力人材としての能力や素養を深めていく契機となれば、この上ない喜びである。

最後に、多忙の中、本研修にご協力いただいた関係者の皆様には、この場を借りて厚く御礼を申し上げる次第である。

## 令和4年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜	午前	午後	備考				
11 /月 7				16:00 法務総合研究所宿泊棟 (国際法務総合センター内) 入寮 寮泊				
11 /火 8		9:45 10:25 オリエンテーション	10:30 11:10 講義「国際協 力部の法制度 整備支援」 内藤国際協力 部長	11:20 12:00 UNAFEIの 業務 入江次長	13:00 14:30 長期派遣専門家の業 務等 須田国際協力部副部長	14:45 15:45 ベトナムに対 する法制度整 備支援 茅根教官	16:00 17:00 ICD教官業務 ～民事局出身 教官として～ 川野教官	寮泊
11 /水 9		9:45 10:45 官房国際課の業務 官房国際課 山下補佐	11:00 12:30 ベトナム法の現況 TMI総合法律事務所 ハノイオフィス 小幡葉子先生	13:30 15:00 JICAの法整備支援 JICA法・司法チーム 西木陽子氏	15:15 15:55 国際専門官の 業務 飯澤専門官	16:10 17:10 海外研修オリ エンテーシ ョン 福島教官 飯澤専門官	寮泊	
11 /木 10		10:00 12:00 長期派遣専門家(司法アドバイザー)の業務 原 若葉弁護士	成田発 ハノイ着 日本(成田) 18:20発 ベトナム(ハノイ) 23:05着 (便名NH897)		ハノイ泊			
11 /金 11		9:30 11:30 最高人民検察院訪問	14:00 16:00 ハノイ人民検察院訪問	ハノイ泊				
11 /土 12				ハノイ泊				
11 /日 13				ハノイ泊				
11 /月 14		10:30 ベトナム長期派遣専門家との意見交換	14:00 司法省訪問	16:00 JICAベトナム事務所訪問	ハノイ泊			
11 /火 15		9:00 裁判所学院訪問	14:30 ベトナム弁護士連合会訪問	ハノイ泊				
11 /水 16		9:00 11:00 大使館井倉職員との意見交換 在ベトナム日本国大使館	13:00 名古屋大学日本法教育研究センター(ハノイ法科大学内) 講義・意見交換 ハノイ法科大学	ハノイ発 成田着 ハノイ 00:25発 成田 07:00 (翌日) 便名H898				
11 /木 17		7:00 成田着	資料整理・研修結果報告書作成		寮泊			
11 /金 18		9:45 研修結果報告発表・総括質疑応答 国際協力部	13:15 閉講式 国際協力部					

# 令和4年度国際協力人材育成研修

法務省民事局付

谷 矢 愛

## 第1 はじめに

令和4年11月7日から同月18日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された令和4年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。本研修では2年ぶりに国外（ベトナム）でのプログラムも実施することができ、実務の現場を見聞きすることによって、より一層深い学びを得ることができる貴重な機会となった。本稿では、本研修の概要や感想について報告する。

## 第2 国内研修

### 1 国内研修の概要

国内研修では、ご講義を通じて日本の法制度整備支援の在り方等について学ぶとともに、法制度整備支援の主体、方法、内容には様々なものがあることを知った。本研修に臨むまでは、法制度整備支援についてきちんと学んだことがなかったこともあり、法令の起草支援等の具体的なプロセスにばかり関心が向いていたため、法制度整備支援は多様な側面について考えていくべきものであると知ったことは、大きな学びであった。

また、上記のご講義に加え、本研修の国外研修先であるベトナムに対する法制度整備支援の概要等についてもご講義をいただき、これまでのベトナムに対する法制度整備支援の長く深い歴史と現在の状況について学んだ。ベトナムとの間には、その積み重ねによって厚い信頼関係があることを知るとともに、ベトナムの現在のニーズ、今後の法制度整備支援の在り方について関心を抱き、国内研修を終えた。

### 2 国内研修を通じて学び、考えたこと

#### (1) 日本が行う法制度整備「支援」の在り方

法制度整備支援は、基本法令の起草支援、法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、法曹等の人材育成支援が軸となるところ、各ご講義において、日本は「寄り添い型」の支援をしているというお話があった。

まず、上記の各支援をするに当たっては、お互いの法制度、文化など前提が違うことについてきちんと理解すること、支援のニーズが何であるか、そのニーズが生じる原因が何であるかをきちんと理解することが基本であり、これができなければ、その成果物はその国になじまず、機能しないまま根付かないという結果になってしまう。その上で、一方的に教えてあげる、作ってあげる、と「押しつける」のではなく、対象国の人々自身が、なぜその法令を起草、整備する必要があるのかを考えなければ、生きた法として存続していかないため、その国の人々自身が検討の過程に携わり、自主的に作り上げていく過程に「寄り添う」ことが、より浸



透し、持続していく法令の支援になることを学んだ。

このような法制度整備支援の在り方は、対象国に法令の起草や既存制度の見直しについてのスキル、ノウハウを蓄積させることに繋がり、いずれは「支援」という形から、共に研究し情報共有するなどの「司法協力活動」という形に変わっていくことを可能にする重要な方法であることがよく分かった。「押しつけ型」ではなく、「寄り添い型」という支援の在り方は、支援を受ける側もする側も、「この国と一緒に法制度を整備していきたい」という気持ちになり、双方向のやりとりを可能にして相乗効果を生み出し、厚い信頼関係を構築するようになった。

## (2) 他ドナーとの関係、法制度整備支援の位置付け

また、一つの対象国について、日本以外の他国はもちろん、国際機関、民間企業、ファンド、NGOなど多様な主体が支援を行っていること、そして、ODAにおいてもJICAによる二国間援助のプロジェクトに対する支援の他に、国際機関への拠出といった多国間援助のプロジェクトに対する支援もあるなど、その枠組み、態様も様々であることを知った。このような多様なドナーとの関係調整も支援業務の一環であるとお話であったが、様々な主体、態様等がある中で、日本に対するニーズ及びその変化を分析していくこと、また、日本としても、どのような支援をすべきと考えるのかという意義を検討していくことは大変重要であるように思われた。

そして、このことは、法制度整備支援というものをどのようなものとして位置付けていくかという検討にも繋がり、「法制度整備支援に関する基本方針」等の政策や、司法制度をソフトパワーとして法の支配等の普遍的価値を国際的に浸透させるために司法分野の施策を推進していく、という司法外交にも関わることであり、法制度整備支援が多様な側面から検討していかなくてはならないものであると感じ、大きな気づきとなった。これは壮大な検討課題ではあるものの、ベトナムとの関係で見た場合には、現在の状況、今後の見通し等がどうであるか、実際に見聞して自分なりに考えを深めようという思いでハノイへ向かった。

## 第3 国外研修（ベトナム・ハノイ）

### 1 国外研修の概要

#### (1) プログラムの内容

国外研修では、①最高人民検察院とハノイ人民検察院の訪問、②JICAプロジェクトオフィスの訪問、③司法省の訪問、④JICAベトナム事務所の訪問、⑤裁判所学院とのオンライン会議、⑥ベトナム弁護士連合会とのオンライン会議、⑦在ベトナム日本大使館の訪問、⑧名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ法科大学内）での学生に対する講義というプログラムが実施された。

#### (2) ①最高人民検察院とハノイ人民検察院の訪問

最高人民検察院では、国際協力・刑事共助局の方々から、公訴権の実行及び司法

活動の監督というベトナムの検察制度の概要、組織といった総論から、検察官の任期更新要件の厳しさ、異動の有無といった実情、刑事政策分野の取組状況といった具体についてもお話を伺った。

また、ハノイ人民検察院では、同検察院の構成等についてご説明をいただいた後、質疑応答を行った。ベトナムからは、インターネットを活用した詐欺など新しい犯罪類型への対応に苦慮していること、刑事裁判ではオンライン化が進んでいること、取調べの録音録画の義務化により法令遵守の意識が高まったが、機材や人材の確保といった技術面で課題があること、質の良い人材を確保するために党に増員を要請していることなどのお話を伺った。

従前、ベトナムでは、手続の透明性という点に課題があると認識していたものの、上記のとおり、各場面において手続の適正さ、透明性を図るための改正がされ、その運用についても見直しをしながら整備がされていっており、オンライン化という点では日本よりも先に導入がされているなど、法制度の整備がかなり進んでいるような印象を受けた。

### (3) ② J I C A プロジェクトオフィスの訪問

J I C A プロジェクトオフィスでは、長期派遣専門家の方々から、プロジェクトオフィスの構成、O D A の枠組み以外のものも含む具体的業務の内容等についてご説明をいただいた。2段階スキームをとる現行プロジェクトについては、各カウンターパートが最優先課題を特定し、これを解決するためのワーキンググループを設置する第1段階から、各ワーキンググループにおいて活動計画を策定し、最優先課題について研究討議し、解決策を提案する第2段階に移行しているとして、カウンターパートごとの課題の進捗等についてご説明いただくとともに、他ドナーの状況等も分析して優先課題を調整していくことも業務の一環であることを伺った。

また、ベトナムのニーズも変化しており、基本法令の整備、法制度の運用改善から国際競争力の強化やデジタル化へと多様化しており、全ての面において支援ができるというわけではないというお話も伺った。長期派遣専門家の方々には、他のプログラムにもご同席をいただき、実際の現場で日頃感じていらっしゃるなどについてもお話を伺うことができた。

### (4) ③ 司法省の訪問

急遽司法省の訪問が実現し、I C D 幹部、教育訓練課長（ハノイ法科大学、裁判所学院等担当）及び同課職員との間で表敬訪問という形で実施された。偶然にも、会場に向かう途中のロビーにおいて外出前のロン司法大臣とお会いでき、全員握手をしていただいた。

日本に対する待遇等からしても、日本への信頼は高く、司法における協力関係という意味では今後も期待されていると捉えられるように感じられた。

### (5) ④ J I C A ベトナム事務所の訪問

J I C A ベトナム事務所では、日本のベトナムにおけるO D A の活動概要につい

て幅広くご説明をいただいた。そして、民間同士の支援も増えており、民間セクターとの連携が重要になっているなどの変化はあるものの、日本はベトナムにおける最大のドナーであることに変わりはなく、日本にとっても、ベトナムは重要回廊の玄関口という重要性があるというお話を伺った。

どの分野においても、担い手が多様化したり、社会の情勢に応じて関係機関と連携していく必要が生じたり、国際的な位置付けが変動したりすることもあると考えられるが、法制度整備支援を含むODAの活動も、これらの変化に柔軟に適応していく必要があり、これが実現されていることからすると、現在もなお日本のベトナムにおける存在は大きなものであるように思われた。

(6) ⑤裁判所学院とのオンライン会議

裁判所学院からは、これまでのJICAによる法制度整備支援について感謝が述べられるとともに、今後の支援も期待している旨のご挨拶をいただいた。そして、新型コロナウイルスの流行を契機に民事裁判についてもオンライン化が導入されたことについてご紹介を受け、制度の創設に当たってはアメリカによるセミナーが実施されたことや研修等の導入プロセスについてもご説明いただいた。質疑応答では、創設された判例制度について、選定数が少ないことやその選定方法については改善の余地があるものの、判例を判決書に引用する方法により活用していく取組が行われているなど、課題や現状についてお話を伺うことができた。

以上のお話等から、これまでの積み重ねによって、社会情勢に応じて新たな仕組みを作ることや既存の制度を改良していくというノウハウが蓄積されていることを感じるとともに、「支援」という形だけでなく、お互いの法制度について研究、情報共有等をする「司法協力」が実現できる分野が生まれているように思った。

(7) ⑥ベトナム弁護士連合会とのオンライン会議

ベトナム弁護士連合会との質疑応答では、幅広い分野のお話を伺うことができた。国内研修において、ベトナムでは企業法務が主であり、一般の国民が弁護士に相談することはハードルが高いというお話を伺っていたところ、現に一般の国民からのニーズに答えることができているのは2割程度にとどまっており、その原因としては報酬の支払が難しいという点が大きいことや、弁護士が偏在しているという問題もあり、地方の弁護士の質を向上させつつ地域格差を解消する方策が講じられているとのご説明をいただいた。また、刑事弁護の分野でも選任通知の運用や証拠開示の手續等に課題があることもご紹介いただいた。もっとも、弁護士連合会という団体ができたことで、国に対する要望が可能となったり、各自の研鑽に委ねるのではなく、全体の研修制度を通して弁護士の質を向上させたりすることができるなど、設立による効用は大きいという実感があるように見受けられた。

国民の司法アクセスや地域格差、刑事弁護に係る手續の拡充といった問題は、日本においても従来問題となっていたものであり、ベトナムにおいても同様に対策が講じられていることを知り、より良い司法のために法曹三者がそれぞれの立場から

尽力していることが感じられた。

(8) ⑦在ベトナム日本大使館の訪問

国外研修最終日には在ベトナム日本大使館を訪問し、井倉書記官から大使館での業務についてご説明をいただいた。ベトナムと日本は、安全保障上、そして経済上重要な関係にあることはもちろん、「自由で開かれたインド太平洋の実現のための基本的な考え方」を実現するためのパートナーであり、法務・司法分野での関係性についても重視されている旨のお話があった。

国外研修においては、ベトナムから見た日本、日本が考えるベトナムとの関係について一層考えさせられる場面が多々あったが、井倉書記官のお話を伺い、様々な側面から総合的に考えていく必要はあるものの、これまでの積み重ね、そしてこれからの国際協力関係においても、日本とベトナムは厚い信頼関係を基礎に、前向きに協力していく関係にあるのではないかと感じた。

(9) ⑧名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ法科大学内）での講義

国外研修最後のプログラムとして、ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本教育研究センターにおいて、日本の法律について勉強されているベトナムの学生（大学4年生）の方々に対し、研修員が民事分野と刑事分野に分かれて民事裁判のIT化と裁判員裁判制度について講義を行った。

私は、民事裁判のIT化に関する講義を担当し、令和4年の民事訴訟法の改正点について概要説明をするとともに、ベトナムとの比較になればと考え、弁論準備手続等における争点整理の具体など日本の民事裁判の実務についても話をした。

学生の方々からは、講義の中身に関するものだけでなく、民事訴訟法に関する学術的な質問も含め、時間が足りない程の質問をいただいた。学生の方々は、外国語で外国法を学び、外国からやってきた初対面の者たちから外国語で講義を受け、外国語で質問をするという大変高度なことをされているにも関わらず、真剣に耳を傾け、積極的に質問をしてくださり、大変感激した。ベトナムでは既に民事裁判のオンライン化が始まっていることもあり、日本でオンラインの実施が難しかった要因や、コロナ禍での対応についてなど鋭い質問も多々あり、私自身も大変勉強になった。

また、いずれの講義でも、証人や裁判員等への威迫に対する法制度に関する質問が多く寄せられ、裁判所と当事者の関係性や司法に対する国民の感覚など、背景の違いを感じるような場面もあり、大変興味深い機会となった。熱心に勉強されている学生の方々にお会いし、ベトナムの今後の法曹界が期待に溢れていると感じるとともに、初心を忘れず、常に学ぶ姿勢でいることの大切さを改めて感じながら国外研修を終えることができた。



## 2 国外研修を通じて学び、考えたこと

### (1) ベトナムの現状と支援の「先」

ベトナムの各機関を訪問し、実際に見聞きすることによって、ベトナムにおける法制度整備支援の現状としては、既に基本法令の整備、法制度の運用改善について成果が積み重ねられ、次のステップへ移行した段階であること、そして、日本に対するニーズ、これに対する日本の支援の態様、在り方は変化しており、今後も変化し続けていくであろうことが大変よく分かった。

法制度整備支援は、支援した「先」できちんと機能していなければ意味がない。支援の効果については目に見えづらい部分があるものの、何のために、誰のために支援したもののなのか、という原点に立ち戻り、当初の目的が達成されているかということを確認、検証しなければ、形だけのものになってしまう。効果という面では、上記のようなベトナムの現状は、これまでの日本の法制度整備支援の長い歴史、これまで携わってこられた方々のご尽力の結果の現れであると感じた。

検察においては、手続の適正さ等を意識した制度の見直しがされ、裁判所においても、統一的な法の適用を図るために創設された判例制度について改善が試みられているなど、法曹として、適切な司法制度を構築したいという思いは共通であると感じる場面があり、大変感銘を受けたが、このような共感を抱くことができること自体も、「法の支配」というものを広めてこられたこれまでのご功績があるからこそと実感した。また、ベトナム弁護士連合会でも、地方格差や一般の国民の司法アクセスという、最近まで日本でも課題であったことについて対策が講じられ、裁判のオンライン化など、司法が国民にとって利用しやすいものになるように社会情勢にも応じた整備がされており、支援の「先」に成果が生まれているように感じられた。

法制度整備支援が変化し続けていき、共同研究や司法協力が可能となる分野も生まれていくなど、「今後」を考えることができること自体もまた支援の「先」の成果であると思われた。

### (2) 日本が行う法制度整備支援の今後

国外研修で分かったベトナムの現状も踏まえると、日本が行う法制度整備支援について、日本としても、今後なぜ支援を継続していくのか、何をしていくべきであるのか、多角的な検討を行っていくことがより一層重要に感じられ、様々な分野に跨がってシビアな判断も求められていくのではないかと考えた。

予算や人材を確保するためには相応の理由が求められ、他のドナーの状況等にも鑑みれば、司法分野と他分野とを関連させた戦略的、政策的な観点が必要になり得る場面もあり、また、司法外交という側面では、日本の司法制度自体がどのような価値を持つかといった点についても検討が及ぶものであり、国外研修を踏まえたことで、より一層直ちには答えが出ないような複合的な課題であることが分かった。

もっとも、ベトナムでのこれまでの積み重ね、その成果、現在も法制度整備支援

に携わっている方々のご様子を見て、これまで日本が行ってきた「寄り添い型」の支援は他ドナーと比較してみても日本の特徴、強みであり、司法分野における日本への期待や信頼はなおも厚いことが感じられ、日本は今後もベトナムにとって、支援や共同研究、司法協力のパートナーとして関係を継続していく存在であるように思われた。

また、日本の司法制度がソフトパワーとして外交の一要素になると考えれば、「法の支配」というものが普遍的な価値とされていることからして、「寄り添い型」の法制度整備支援を広く、長く行い、これを継続していること自体も、意味を持つてくるように思われた。以上のようなことからすると、日本が行う今後の法制度整備支援は引き続き前向きなものであると考えた。

#### 第4 最後に

本研修により、以前には全く考えが及んでいなかった法制度整備支援の多面性、奥深さを知ることができ、大変大きな学びを得ることができた。直ちには答えが出ないような課題についても、今回の研修を反芻しながら、日々の執務の中で考えを深めていきたい。また、各プログラムにおいて意見交換等をさせていただく場面では、前提の違いを正確に理解しているかが、きちんと話がかみ合うための大きなポイントになると感じ、これを日々積み重ねていく法制度整備支援の現場では、正確な法的知識はもちろん、粘り強さや相手を尊重することが必要で、時には人間同士の距離感を縮めるための交流も重要であると身をもって感じることができ、この気づきは日々の執務にも生かしていきたいと考えた。

今回の学びや気づきは、本研修に参加させていただかなければ決して得ることができなかったものであり、本研修に参加する機会をいただいたことに感謝し、充実したプログラムをご準備、進行いただいたICDの方々、そしてこの研修に携わられた全ての皆様に厚く御礼申し上げ、本研修のご報告とさせていただきたい。

# 令和4年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省訟務局訟務企画課訟務調査室法務専門官

藤原茂樹

## 第1 はじめに

この度、令和4年11月7日から同月18日までの間に法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）において開催された令和4年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本レポートは、国内研修及び国外研修の概要並びに本研修を通じて得た所感について報告をするものである。

## 第2 研修の概要及び所感

### 1 国内研修について

国内研修においては、日本の法整備支援の概要や推進体制について講義を受けるとともに、ICDの教官や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の長期派遣専門家として派遣されていた講師の方々から、実経験を通じた法整備支援の具体的な活動内容について講義を受けた。

私は、自身が法務省に入省した当初から、法務省が開発途上国に対して法整備支援を行っていることについて漠然と認識はしていたものの、その具体的な活動内容については、各講義を通じて初めて知るに至った。

まず、各講義を通じて、法整備支援は、1994年のベトナム司法省に対する研修の実施をして以来28年にもわたる実績を有する施策であること、政府開発援助（ODA）の二国間援助のうち贈与としての技術協力という位置付けでJICAのプロジェクトにより実施されているものであること、JICAのプロジェクト以外にもICD主導による独自の活動もあること、近時は法務省が重要施策として掲げている「司法外交」の推進の一翼を担うものとしても位置付けられていることなどについて理解を深めることができた。

加えて、法整備支援においては、いわゆる基本法の起草支援にとどまらず、解説書や執務参考資料の作成、人材の育成（本邦研修の実施を含む。）といった総合的な支援が行われていることについても、新たに知ることができた。

また、法整備支援を行うに当たっては、支援対象国のオーナーシップを尊重するという視点を持つことが重要であり、単に日本と同様の制度を押し付けるような方法ではなく、支援対象国の担当者に自ら考えてもらい、しっかりと議論をした上で制度を立案していく（すなわち寄り添い型の支援を行う）ことが重要であり、それが、ひいては支援対象国のニーズに沿った支援となり、また、支援後の運用段階における支援対象国の主体性の確保にもつながっていくということを講義で拝聴したことは、非常

に印象深かった。

## 2 国外研修について

国外研修においては、最高人民検察院、ハノイ人民検察院、司法省、裁判所学院及びベトナム弁護士連合会といった司法関係機関、JICAベトナム事務所並びに在ベトナム日本国大使館の職員の方々と意見交換をするとともに、名古屋大学日本法教育研究センターの学生に対して日本の民事訴訟手続及び法務行政のIT化について発表し、意見交換を行った。

いずれの意見交換等も得る所が非常に多いものであったが、その中でも特に印象深かった司法関係機関及び名古屋大学日本法教育研究センターとの意見交換を中心に、概要及び所感を記すこととした。

### (1) 最高人民検察院

最高人民検察院では、国際協力・刑事共助局長を始めとする職員の方々から、人民検察院の役割、組織機構などについて説明を受けた。また、ベトナムにおいて検察官となるためには、4年以上の実務経験を有し、かつ、所定の試験に合格する必要がある、最初の任期は5年間、その後の任期は10年間とされていること、初級検察官から中級検察官、高級検察官、最高人民検察院検察官に進級する際には難関な試験に合格する等の必要があることについても説明があった。その後、説明に関連して、任命や再任命時の試験の内容や人事異動の状況などについて活発な質疑応答が行われた。その際、先方から、検察官は、基本的に任期中に他の地方の検察院に異動することはないとの説明があったところ、ベトナムでは汚職・腐敗の防止が課題とされていることからすると、一定の権限を持つ者が同じ官署に長く留まることにより汚職・腐敗を招くおそれがあると考えられることから、検察官についても数年程度で他の官署に異動するという人事異動を行うことも検討の余地があるのではないかと感じた。

最高人民検察院が国外研修の初めての訪問先であり、また、私自身としても外国の政府機関の幹部職員の方々と話をすることが初めての機会であったため、幾分緊張をしていたが、疑問に思った点については質問をすることができた（その時の反省点については後に述べる。）。

### (2) ハノイ人民検察院

ハノイ人民検察院では、日本側からの質問に答えていただく形で意見交換を行った。その中で、ハノイではインターネットを利用した詐欺事件や児童に対する性犯罪が増えていることが問題となっていること、2021年から裁判手続をオンラインで行うことができるようになり、検察官や被告人が裁判所に出廷することなく公判期日を開くことができるなど便利になった反面、インターネット回線の不具合に伴う支障なども生じており、期日後に検察院と裁判所、捜査機関との間で改善に向けた協議の場を設けていることなどについて伺ったことが印象に残った。



(3) 司法省

司法省は、急遽、訪問が実現したものであったが、司法省国際協力局副局長を始めとする職員の方々に丁寧に御対応をいただいた（司法省の建物内を移動中、司法大臣にお目にかかることができたことは光栄であった。）。

司法省での面談は大臣の表敬訪問時に使用するような応接室（テーブルがなく一人掛けのソファがいくつも並んでいる部屋）であった。長期専門家の方々によると、ワーキングレベルでの会合であっても当該応接室が使われることが多いとのことであり、仮に意見交換が行われたとしても、多人数で実務的な内容の協議を行うことは難しいのではないかと感じた。

なお、偶然かもしれないが、司法大臣を除き、司法省内でお会いした方は、廊下ですれ違った方を含め全て女性であったことは、女性の社会進出が進んでいるという点で印象深かった。

(4) 裁判所学院及びベトナム弁護士会連合会

裁判所学院及びベトナム弁護士会連合会との意見交換はオンラインで行われたが、日本側からの質問に対して非常に丁寧にお答えいただき、大変有意義であった。しかし、インターネット回線が不安定であったため、先方の答えが聞き取れないことが度々あったことは少し残念であった。この点、ベトナムは、民事・刑事裁判手続のオンライン化が日本よりも先行して実施されているが、インターネット回線の不安定さによる支障が生じていないのか、そのような事態や可能性に対してどのように対処しているのか関心を持った。

また、外国の政府機関を訪問して意見交換をすることの臨場感や緊張感は、オンラインでは感じる事が難しいと考えられるため、国際協力人材育成研修の趣旨や目的に照らすと、対面で実施することの方が多くを学ぶことができるのではないかと感じた。

(5) 名古屋大学日本法教育研究センター

前述のとおり、名古屋大学日本法教育研究センターの4年生である学生に対して、日本の民事訴訟手続及び法務行政のIT化について発表し、意見交換を行った。同学生は、ハノイ法科大学のカリキュラムに加えて、同センターにおいて日本法についても学習している者であるとのことであった。

発表は、日本で法律を学んでいる者にとっても理解をすることが難しい内容であったと思われるところ、質疑応答の時間では、IT化に伴う個人情報保護に係る対策の有無や本人確認の方法、IT化後も対面の手続が併存するのか、コロナ禍において裁判手続をどのように進めたのか、現行民事訴訟法で認められているインターネット申立ての具体的内容についてなど、発表に関する多くの質問が寄せられた。また、提訴権に消滅時効があるか、訴訟外での和解が成立した後に提訴することができるかといった民事訴訟法制に関する質問も寄せられるなど、時間が不足するほど活発な質疑が行われた。

法整備支援においては、日本の制度を支援対象国に説明する機会も多いものと考えられるところ、本発表では、言語や法制度といったバックグラウンドが全く異なる学生に対して日本の制度を分かりやすく伝えることの難しさを体感できたという点で、法整備支援に通じる非常に良い経験をさせていただいたと感じた。

### 第3 研修全体を通じて学んだこと

#### 1 質問をすることの重要性

本研修のオリエンテーションにおいて、福島教官から、積極的に質問をするよう指示があった。

私自身、これまでの研修等においては、仮に疑問が生じた場合でも「後で調べればいいか」という気持ちとなり、それほど積極的に質問をするといったことはしなかったように思う。しかし、特に外国の方との意見交換においては、疑問が生じた場合に後で調べようとしても、たどり着ける情報（特に日本語での情報）に限りがあり、事後的に調べるのが困難な場合が多いものと考えられる。そのため、本研修においては、疑問に思った点は可能な限り質問をするということを念頭に置きつつ講義や意見交換に臨んだ。

他方、質問をすることの難しさを感じる場面もあった。前述した最高人民検察院での意見交換において、「最高人民検察院として抱えている最も大きな課題とそれに対する取組を御紹介していただきたい」との質問をしたところ、「ケースバイケースで困難なことも生じるが、現時点で特に問題となっているような課題はない」との回答があった。日本では、組織の課題や取組について質問した場合に何らかの回答を得られることが多いため、この回答は予想外であった。このような回答となった要因としては、「例えば日本では再犯防止が課題となっているが・・・」といったように組織が抱える課題について問うものであるという例を示さずに質問をしたことから、おそらく、先方が所管する「個別の刑事事件における課題」の質問と捉えられ（又はそのような趣旨で通訳され）、その結果「ケースバイケースである」との回答になったものと推察される（そもそも初対面である他国の研修員に対して、組織の抱える課題や取組を口外することに抵抗があった可能性もある。）。

本研修を通じ、外国の政府機関等の方々から必要な情報を得るためには受け身ではなく積極的に質問をすることが重要であることを学んだ一方、質問をすることの難しさについても身をもって感じることができた。そして、質問をするに当たっては、先方がどのような業務を担当しているのかなどを踏まえつつ、質問意図が明確に伝わるよう、日本の取組を例示するなどの工夫をして丁寧な質問をすることが重要であるということを学んだ。

また、法整備支援の支援対象国は、多種多様な言語が用いられているところ、本研修のように通訳を介して意見交換を行う場合には、日本語の趣旨を適切に訳することができる通訳人の確保が重要になるということも感じた。

## 2 法整備支援における総合的な知識・コミュニケーション能力の重要性

前述したとおり、本研修を通じて、法整備支援が基本法令の起草支援にとどまらず、法整備からその運用までを含む幅広い支援を行っているものであるということを知った。そのため、法整備支援を行うに当たっては、支援対象国のニーズを的確に汲み取ることができるよう、日本の法令に関する知識だけでなく、支援対象国の法制度や一般教養など、総合的な知識及び経験が必要になるということを知った。また、支援対象国といえども簡単に情報を入手することができないケースもあることから、現地の人脈を作り、粘り強く交渉を重ねて情報を得るといった努力も必要になるなど、高いコミュニケーション・調整能力が求められるということも知った。

もっとも、これらの能力は、一朝一夕に身につけることができるものではないため、日ごろから知的好奇心を持って幅広い知識を身につけるとともに、関係者との積極的なコミュニケーションを図ることが重要であると感じた。

## 第4 終わりに

本研修は、私にとって初めて法整備支援の業務を見聞するものであり、いずれの科目についても非常に得る所の多い研修であった。また、本研修で学んだことは、法整備支援の業務だけでなく、他の業務においても活かすことができるものであり、その点でも有意義な研修であったと感じている。

また、私は、これまで人事・採用関係の業務に従事したことがある関係で、大学生等に対して法務省の業務を説明する機会を多くいただいていたところ、これまでは法務省の内部部局が行っている業務を中心に説明を行ってきたが、本研修を通じて学んだ法整備支援は、法務省が誇ることのできる活動の一つであり、また、国際関係業務は学生の関心の高い分野であることから、今後、業務説明の機会を得たときには、法整備支援について積極的に説明をしていきたいと思った。

最後に、新型コロナウイルス感染症が未だ収束を見ない中、3年ぶりとなる対面での研修を企画し、かつ、円滑に研修を実施していただいた福島教官及び飯澤国際専門官を始めとする法務総合研究所の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、本研修に快く送り出していただいた法務省訟務局訟務企画課訟務調査室の皆様、そして3歳と1歳という手の掛かる二人の子供の育児に追われる中、約2週間という長期間の研修に参加することに理解を示してくれた家族に感謝を申し上げます。

以上

# 国際協力人材育成研修に参加して

前東京法務局総務部職員課係員（現法務省訟務局訟務企画課係員）

鈴木 洸 祐

## 第1 はじめに

令和4年11月7日から同月18日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）による令和4年度国際協力人材育成研修に参加する機会を得た。本研修は、支援活動の実務を直接見聞することにより、日本の法制度整備支援活動をより具体的に理解し、必要な知識及び技術を学ぶことを目的として行われたものである。

国際的な業務には馴染みのない職場で勤務している筆者にとって、本研修は通常の勤務では得ることのできない貴重な経験をすることができた。本稿は、研修の概要や全体を通しての所感について報告をさせていただくものである。

## 第2 研修の概要について

### 1 国内研修（前半）について

国内研修の前半では、内藤国際協力部長による「国際協力部による法制度整備支援」の講義、国連アジア極東犯罪防止研究所（以下「UNAFEI」という。）の入江次長による「UNAFEIの業務」の講義、須田国際協力部副部长による「長期派遣専門家の業務等」の講義をはじめとした、日本の国際協力や法整備支援の概要、ベトナムの法制度の現状などについての講義を受けた。

筆者は大学時代に国際関係や開発援助の分野について勉強したことがあるものの、法制度支援については、法律分野でも国際協力が行われているという程度しか知らなかったもので、国内研修で初めて具体的な内容について知ることとなった。

国内研修の各講義において、相手国の主体性を尊重し、各国の発展段階や特徴に応じた支援を行うという「寄り添い型」の支援が日本の法整備支援の特徴であることを知った。また、長期派遣専門家の業務や、教官・国際専門官の実際の業務についてイメージを持つことができた。

### 2 国外研修について

国外研修では、ベトナムの各機関を訪問し、説明を受けるとともに質疑応答や意見交換が行われた。

#### (1) 国外研修1日目

国外研修の1日目は、最高人民検察院とハノイ人民検察院を訪問した。この2か所の訪問を通して感じたのは、ベトナムで検察官になることの大変さであった。検察官になるには大学を卒業した後、検察官のサポート業務を4年間行ったあとで試験を受けなければならない、10年間勤務しても試験に合格できない者もいるほど、



難関な試験だということであった。また、ベトナムの検察官には4つのレベルがあるが、上のレベルの検察官になるにも試験があり、特に高等検察官の試験は合格率が10%程度ということであった。

このような難関な試験を合格して検察官になった方は、誇りを持って職務にあたっているものと思われる。筆者は、実際にベトナムに来て検察院の方々に会う前は、国際協力や支援の場面では、途上国や支援を受ける側の政府は、先進国の政府や専門家に対して教を請うような、上と下の関係が無意識のうちに想像してしまっていた。しかし実際には、自国のことを真剣に考え、その時々の問題に真摯に取り組んでおり、その過程で支援を受けるに過ぎないということを感じた。このようなイメージを持っているのは、日本の法整備支援の特徴である、「寄り添い型」の支援は決してできないと反省したところである。

## (2) 国外研修2日目

国外研修の2日目は、ベトナム J I C A 長期派遣専門家との意見交換、司法省の表敬、J I C A ベトナム事務所の訪問を行った。まず、J I C A 法整備支援プロジェクトオフィスを訪問し、河野長期派遣専門家から説明を受け、その後、塚本長期派遣専門家、渡部長期派遣専門家及び寺本業務調整専門家も交えて質疑応答や意見交換が行われた。そして午後に J I C A ベトナム事務所を訪問し、日本の対ベトナム ODA の概要についてご説明をしていただいた。

プロジェクトオフィスでは実際のプロジェクトの進め方や、困難さなどについて伺うことができ、また、J I C A ベトナム事務所では、法整備支援プロジェクトを含む J I C A によるベトナムへの支援全般について伺うことができ、有意義であった。

寄り添い型の支援というのは、自国の法制度を押しつけるのではなく、相手国のニーズに沿った支援を行うものだとして理解していたが、一方で、先進国である日本の専門家の目から見ると、相手国が提示してきた問題点ではなく、もっと別の問題から先に取り組むべきだと思えることがないのか、疑問に思っていた。この点について、長期派遣専門家の方々は、取り組むべき問題について、確かに認識の相違もあるが、そういった部分を調整していくことが長期派遣専門家の役割の1つだとおっしゃっていた。ベトナムの法整備支援は7フェーズに及んでおり、各カウンターパートも自信をつけてきているとも伺っていたところ、相手の提示してきたものに対して別の提案を行い、両者を調整していくというのはなかなか困難な面もあるだろうと思ったが、それこそが自らの専門性を発揮しつつ相手国のために最善は何かを考えるという法整備支援の面白さなのだろうと感じた。

## (3) 国外研修3日目

国外研修の3日目は裁判所学院、ベトナム弁護士会連合会との意見交換を行い、裁判所や弁護士会連合会が抱えている問題意識や取り組んでいる課題等について認識を深めた。

#### (4) 国外研修4日目

国外研修の4日目は、在ベトナム日本国大使館井倉書記官との意見交換、ハノイ法科大学院内の名古屋大学日本法教育研究センターでの講義・意見交換を行った。

午前中の同大使館の訪問では、井倉書記官から大使館の業務についてのご説明をしていただいた。研修中に初めて法務アタッシュという言葉を知ったが、これまで漠然としていた大使館の業務について具体的なイメージを持つことができ、また法務アタッシュに求められる資質についても知ることができた。

午後に、研修員によるハノイ法科大学院の学生に対する講義を行った。筆者のグループは民事訴訟及び法務行政におけるIT化について発表し、筆者はその中で法務行政（登記・供託）のオンライン化の部分を担当した。登記のオンライン申請について学生から質問があり、興味を持ってもらうことができたのは良かったと思っている。一方で、学生は非常にハイレベルではあったものの、不動産登記や供託に関しての理解度を確認できないまま発表を続けてしまった。特に、不動産登記制度については、国内研修において、ベトナムでは不動産登記が公開されていないことや、日本とベトナムでは土地制度や所有権の考え方に違いがあることなどを聞いておいたにもかかわらず、研修開始前に作成した発表内容にこだわってしまい、日本とベトナムの制度の違いを踏まえた発表をすることができなかったのは大いに反省した点である。法整備支援の現場では日本の制度について説明する機会があると聞いているが、前提条件の違う相手に説明することの難しさを実感した体験であった。

#### 3 国内研修（後半）について

日本に帰国後、本研修の結果報告発表を行った。どの研修員からも、それぞれ独自の観点から考察した内容のものが発表された。この報告会だけでも得るものが非常に多かった。

### 第3 全体を通して考えたこと

#### 1 専門性を高めること及び能力を身につけることの重要性について

コートジボワールで長期専門家をされていた弁護士の原先生の講義で、国際協力には、自国においてプロであることが求められるという話があった。例えば、弁護士として法整備支援に関わるのであれば、国内における法律家としての実力や経験が問われるということであった。

筆者は法曹資格者ではないことから、法律家のプロとして関わることはできないが、自分の専門性といえるものを作り、高めていくことは必要だと感じた。また、研修期間中を通して、教官や専門家から、土地制度や登記、戸籍といった民事関係の分野も今後求められてくると聞いた。今後、法務局でキャリアを積んでいくにあたり、そういった分野で高い能力・専門性を身につけることができれば、何らかの形で関わるチャンスがあるかもしれないと思った。

また、筆者が今後法整備支援に関わる機会がある場合、国際専門官として携わるのが一般的であると思われるところ、「国際専門官の業務」の講義では、コミュニケーション能力や臨機応変さなどが求められるという話があった。また、研修全体を通して、一般的な事務処理能力としても、高いレベルが求められそうだと感じた。そういった能力はどの職場でも必要だと思われるので、今後法整備支援に関わる機会があれば当然として、そうでなくても、しっかり求められるレベルに達しておきたいと感じた。

## 2 語学の必要性について

本研修に参加するにあたって、言葉については通訳の方がいることや、ハノイ法科大学での講義についても日本語で行うと聞いていたことから、ベトナム語については最低限の挨拶ぐらいしか確認していなかった。そのため、研修プログラム外の街中での買い物や飲食においては、言葉が通じずに困る場面もあった。また、掲示されている注意書きや商品のパッケージに記載されているものも当然ベトナム語であったため、せめて英語で書いてあればと思うこともあった。しかし、買い物の時にお店の方が英語で話しかけてくれても、最低限の理解しかできなかつたり、自分の話す英語も片言だったりと、英語ですら満足にはコミュニケーションを取ることができなかった。

法整備支援にあたって、通訳や言語スタッフの必要性・重要性についての話もあった。適切な通訳がない場合、日本語と英語、現地語との間でのやり取りとなることもあるが、その変換により意味が変わってしまう法律用語もあると聞いた。また、「ある情報がない」という事実を確認することは非ネイティブには困難であり、そういった情報収集は現地のスタッフが行っているとのことであった。このようなことから、現地で法整備支援に携わろうとする場合、現地語も最低限理解できるべきであり、英語についてはできて当然というレベルなのかもしれないと思った。本研修を通して、これまで国内で日本人相手の仕事しかしたことがなく、英語を使う機会もなかったため、それを言い訳に大学以降あまり英語の勉強をしてこなかったのを反省した次第である。今後、最低限の英語力はしっかり身につけておきたい。

## 3 実際に現地に赴くことの重要性について

今回、ベトナムを訪れ、各機関で意見交換等を行うことで、文献や国内の座学だけでは感じ取れない、国際協力の現場を見ることができた。また、初めてベトナムに行ったが、想像以上に発展していて活気があると感じた一方で、まだまだこれから改善されていくのだろうと感じる面もあった。改めて、インターネットや書籍の情報だけではリアルな姿を知ることはできないと痛感した。普段、日本国内で一般的な行政の仕事をしていると、海外に思いを馳せることはほとんどないが、今後は、仕事においてもまたプライベートにおいても、積極的に海外に目を向け、自分自身の世界も広げていきたいと思った。

#### 4 法整備支援と国益との関係について

学生時代に国際協力について勉強したとき、国際協力の場に国益を持ってくるのはおかしいのではないか、相手国のことを最大に考えて援助するべきではないのかといったことを考えていた。しかし、就職して自分でも税金を納めるようになったことや、国際協力に関して接点のない周りの人や社会の意見などを聞くにつれて、国民の税金が原資となっているのだから、日本のためにもなるような国際協力をするべきだと思うようになっていた。そこで、本研修では法整備支援の現場では国益と支援についてのどのように考えているのか知りたいと思っていた。

これについては、JICA長期派遣専門家から、どのような制度が相手国にとって最善かを考えているという話があった。また、国内研修でのJICA国際協力専門員の弁護士の出先生からは、無償の技術協力という理想や使命感を持ちつつも、現実的な説明責任や臨機応変さを持ち合わせる必要があるという趣旨の話もあった。

このようなことから、実際に法整備支援の現場で国際協力にあたっている方は、相手国にとっての最善のために目の前の問題に真摯に取り組んでいることが分かった。ベトナムに到着後、空港からホテルに向かう道中でニャッタン橋に差ししかかった際、現地のガイドが、この橋は日本の援助で建設されたことから、「日越友好橋」とも呼ばれていると嬉しそうに語ってくれたことや、ICDやUNAFEIの本邦研修等を通じて、人的ネットワークが形成され、友好的な関係が築かれているということを見聞きして認識できたことが非常に印象的であったが、日本の「寄り添い型」の法整備支援の長い歴史によって、このような日本に対する肯定的な感情が形成されているのだと感じた。国内向けの説明責任や支援の持続可能性という点では、日本側のメリットを強調しなければならない場面も出てくると思われるものの、第一には相手国のために誠実に支援を行うことが、最終的に日本のメリットになるのだろうと思った。

#### 5 今後の法整備支援及び日越関係について

今回、ベトナムを訪れてみて、単純に支援する国・される国という構図では本質を捉えきれないと感じた。例えば、IT化に関しては、ベトナムでは出廷せずに公判期日を開くことができるようになってきているということであった。また、司法省をはじめ、今回対応してくださった各機関の幹部職員の中には女性が多いように感じた。後者については体感ではあるが、このような面についてはベトナムの方が進んでいるといえ、日本の方がベトナムから学んでいくところだと思われる。また、法整備支援に関しては、現在のベトナムのニーズは基本法令の整備や法令間の整合性など運用面の改善を超え、国際競争力の強化などといった点にシフトしている。これはまさに今の日本にとっても必要なものであり、相互に学び、協力し合う関係になりつつあると感じた。

現在日本と韓国では、「日韓パートナーシップ共同研究」において、対等な立場で双方の民事関係の実務の研究が行われている。これは研究成果を両国において自国の



制度や実務の改善・発展に繋げるために行われているもので、民事局出身教官の川野教官からは、このような共同研究は、法整備支援の一つの発展形となるのではないかという話があった。日本とベトナムの関係もこれに近い形になっていくと思われるところ、この日韓パートナーシップ共同研究は筆者の職場からも例年参加者を出しているため、その動向には注視しておきたいと感じた。今年の参加者の報告会も近日中に行われることとなっているので、ぜひ話を聞いてみようと思っているところである。

#### 第4 終わりに

以上、簡単ではあるが研修を通じて特に印象に残った点や考えたことについて報告させていただいた。今後、法整備支援に関わる機会が得られた場合には、本研修を通して学んだことを最大限活かしていきたい。また、今回得られた経験はその他の業務においても有用であると感じたので、今後も法整備支援やベトナムを含めたASEAN諸国の動向にも注視しつつ、職務に励んでいきたいと思っている。

最後に、研修が有意義なものとなるよう尽力してくださった福島教官及び飯澤国際専門官をはじめとした法務総合研究所の皆様、現地において業務内容の説明や様々な手配をしてくださった長期派遣専門家の皆様、そして業務繁忙の中、本研修に参加する機会を与えてくださった東京法務局の皆様に感謝申し上げたい。

## 2022年度国際協力人材育成研修に参加して

千葉地方検察庁検事

白石久美

### 第1 はじめに

私は、2022年11月7日から同月18日までの間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）及びベトナムで実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

私は、中学生時代をアメリカで過ごしたことや海外旅行が好きであることなどから、かつては海外に関わる仕事に就くことも考えていた。

しかし、司法修習を通じて捜査の興味深さに惹かれて検察官に任官し、以降、目の前の事件のことに夢中になって、海外に関わる仕事について考えることもほとんどなくなり、法制度整備支援についてもほとんど知識がなかった。

そのような私が、本研修に参加する機会を得られたことは、大変光栄なことであったし、さらに、ベトナムでの法制度整備支援の現場を直接見聞することができ、大変貴重で得難い経験をさせていただいた。

以下、本研修の概要及び印象に残った点等について報告させていただく。

### 第2 国内研修

#### 1 概要

国内研修では、冒頭に内藤ICD部長と入江国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長からそれぞれICDとUNAFEIの活動の全体像について講義があった後、法制度整備支援に関する各分野についてICD教官や弁護士の方々等から講義をいただいたことで、法制度整備支援に関する基礎知識、日本の法制度整備支援の特徴、各業務の内容等について、具体的なイメージを持つことができた。

加えて、内藤部長の講義の中で、法制度整備支援への基本的な視点として、戦略的視点と現場的視点の両立・調和というお話があったところ、その後の各講義において、法制度整備支援の意義、課題、今後の展望等についての戦略的ないしマクロの視点についても示唆があった。

さらに、本研修においては、国内研修の講義において学んだそのような視点をその後の他の講義や現地での国外研修において実感できるような内容になっており、説明を聞く度に、質問に対する回答を聞く度に、「これはあの講義で説明があったことだ。」と講義の内容が結び付くようなものになっていた。

以下、国内研修の講義で学んだ視点を国外研修で実感できた点のうち、特に印象的だったものについて述べることにしたい。

## 2 国内研修の講義で学んだ視点がその後の講義や国外研修で実感できたこと

### (1) 法制度整備支援の意義については複数の講義でお話があった。

例えば、官房国際課山下補佐官の講義の中で、司法外交についてのお話があった。

司法外交は、法の支配等の普遍的価値の国際的浸透を目的に、日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして位置付けて国内外の施策を総合的・戦略的に推進する取組を意味するものとのことであった。

この取組は、国際社会における日本のプレゼンスを高めることで、目先の利益というより長期的な有形無形の利益につなげるものであるという考え方と理解した。

この講義よりも後に行われた元JICA長期専門家の原弁護士やJICA国際協力専門員の白出弁護士の講義は、コートジボワールや中国でのご経験談をお話しいただいたものだったが、司法外交の視点に通じる話があった。

そして、国外研修におけるベトナムの長期派遣専門家の方々とのお話の中では、日本の強みとしての「寄り添い型」支援とその継続についてのお話、支援の意義という文脈で、個々の支援レベルでは相手にとって良い制度をどうするか、それがひいては国益につながるという話、ベトナムが全方位外交の国であって約200分の1の中でいかに日本のプレゼンスを発揮するかという話があり、やはり司法外交の視点に通じるお話があった。

このようなベトナムの長期派遣専門家の方々のお話は、まさに、目の前の相手のための現場的視点に加え、国際社会における日本の強みや立ち位置という戦略的視点を合わせ持ったお話だと思った。

長期派遣専門家の仕事は、目の前の相手のニーズ等の把握という近いところへのフォーカスだけでなく、広い視野も有している必要があり、難易度の高いものだという感じた。

### (2) また、今後の法制度整備支援の課題と展望についても講義の中で触れられていた。

ICD川野教官や山下補佐官の講義の中で、相手国のニーズが多様化していること、今後の展望として、教える関係から対等な立場での研究に移行していくことや1対1の関係に限らず同じ価値観を共有することというお話があった。

この点に関しても、国外研修において、特にベトナムは、既に基本的な法制度は整い、刑事手続のオンライン化など日本よりも進んでいる取組もある中で、ニーズも多様化しており、現在のプロジェクトを終えた今後の在り方については議論になり得るという状況、いわば過渡期にあることを知った。

目の前のカウンターパートとの関係やプロジェクトそのものの遂行だけでなくその後の将来も見据える必要があることから、長期派遣専門家やICD教官の役割は重要かつ難しいものだと感じた。

### 第3 国外研修

#### 1 概要

最高人民検察院、ハノイ人民検察院、JICAベトナム事務所、司法省、JICAプロジェクトオフィス（以下「プロジェクトオフィス」という。）、裁判所学院、ベトナム弁護士連合会及び在ベトナム日本大使館において意見交換をさせていただき、また、名古屋大学日本法教育研究センターで学生向けの講義をさせていただきました。

研修員という立場の私たちが、国家機関の幹部職員と意見交換会させていただき貴重な機会をいただけたことに感謝するとともに、そのようなセッティングを可能としたのは、これまでの法制度整備支援の積み重ねやプロジェクトオフィスの方々のカウンターパートとの関係作りに基づく信頼関係があるからなのだろうと感じた。

以下、国外研修について、雑多な感想にとどまるが、感じたことを述べさせていただきます。

#### 2 コミュニケーションの難しさ

一部オンラインでの意見交換会となったものの、オフラインで訪問をすることができた各訪問先では、相手方のほとんどが笑顔で私たちを迎え入れてくださった。

しかしながら、現行の制度や運用の課題となるような点について十分な回答が得られなかった場面があったこと、研修参加者からの質問に対する相手方の回答がかみ合わない場面があったことが印象に残った。このような経験により、コミュニケーションの前提として、相手のバックグラウンドをよく知り、十分な知識を持ち、十分な準備をし、相手の事情にも配慮してTPOにふさわしい発言ができるかどうかことが重要だと感じた。

#### 3 目に見える成果と目に見えない成果

ベトナムに到着したその日、ノイバイ国際空港の到着ロビーからバスまで向かう途中、日本の国旗の付された記念碑のようなものを見て、空港ターミナルが日本のODAによって建設されたのだと知った。

さらに、空港からホテルまで向かう途中に、ガイドの方から、日本のODAで建設されたニャットン橋についての説明を受けた。

空港や橋を作るというインフラ整備の成果は、交通状況の改善や投資の増加等数値でも測れる効果につながるもので、また、その物自体も象徴的であって、目に見える、分かりやすい成果だと感じた。

他方で、国内研修の講義でも触れられていたが、法制度整備支援はその成果が目に見えにくく、JICAベトナム事務所の田中次長も、何年後にどうなったかという点や人間関係も含めた評価をしないと価値が計れないものである旨話されていた。

しかし、目には見えにくいけれども成果は確実にあるということは、国外研修を通じて感じたことである。

法制度が整うことは、治安の維持、経済の発展につながり、ひいてはその国の人々の生活の向上、安定した社会を形成していくことにつながるものであり、ベトナムに



において、プロジェクトを重ねるごとにカウンターパートが増えていることがベトナム側からの評価の現れであることはもとより、ベトナム側が主体的に自らプロジェクトの最優先課題を設定するというスキームができるようになったことも、首都ハノイの治安が悪くはないことも、名古屋大学日本法教育研究センターにおいて日本語で日本法を学ぶ積極的な学生達の存在があることも、長年にわたる法制度整備支援の成果といえるかもしれないと考えた。

人間関係という点について、私は、人が動くのは、経済的利益のためだけではないと思うところ、先に述べたように、研修参加者という立場の私たちと国家機関の幹部職員との間での意見交換会がセッティングされたということも、プロジェクトオフィスの方々とベトナムのカウンターパートとの間の関係性によるものであり、25年以上にわたる支援の継続で築いた人間関係の価値は計り知れないものであると思った。

#### 第4 所感

本研修開始前、私には、①ICDやUNAFEIとは何か、②法制度整備支援の仕事内容は何か、③民事系の法制度整備支援で検察庁職員としての経験が活かせることがあるのか、④法制度整備支援の仕事の経験がその後の検察業務に活かせるのか、⑤現地の言葉が話せないと効率的な仕事ができないのか、といった疑問があったが、本研修を通じ、疑問を解消することができた。

①、②については、国内研修の講義でご教示いただいて、理解ができたと思う。

③の検察庁職員の経験が活かせるかについては、例えば、相手が教えてくれないならば自分で調べること（白出弁護士）、関係者と共通認識を持って一緒に課題を理解し特定すること（ICD須田副部長）、質問を受ける際には前提としている法制度や国の文化にも配慮すること（UNAFEI入江次長）、コミュニケーションと調整力が重要であること（ベトナム長期派遣専門家の方々、在ベトナム日本大使館井倉二等書記官）等、これまで捜査・公判に関して、警察官との関係や被疑者・参考人等の取調べに関して指導されてきたことと共通する面があり、検察庁職員としての経験が活かせる場面があるということが分かった。

④の法制度整備支援の経験がその後の検察官業務に活かせるかについては、活かせるという結論に至った。

まず、相手国を知ることにより、日本や日本の現行制度について、正確な理解となぜそうなっているのかという経緯等について深く、広く知ることにもつながり、この点はその後に生きるだろうと思った。

また、多種多様なバックグラウンドを持つ相手に対して、十分な事前準備をして相手をよく知り、相手をよく見て、相手のことを考え、信頼関係を築いていくことは、被疑者・参考人の取調べにも生きるということを感じた。

⑤の現地の言葉については、その国にしかない制度や単語の存在があること、相手との距離を縮めるに当たっては公式ではない場での会話が重要になり得ることなどからす

れば現地の言葉はできた方が良くと改めて思った。

研修前のこれらの疑問に加え、研修中にも、講義を受けたことで、例えば司法外交における法の支配の定義とは何なのか、具体的には、ベトナムのように共産党の方針が全てに優先する国においては、「寄り添い型」の支援によって相手国の主体性を最優先に考えるとすると、恣意的な行政裁量を許すことにつながって法の支配との抵触が生じることにはならないか等様々な疑問が湧き、それらの疑問について考えることは面白く、また、何より、法制度整備支援についてほとんど知識がなかった私にとっては、知らなかったことを知っていくという面白さもあり、有意義な研修を受けさせていただいたと思う。

## 第5 最後に

本研修を有意義なものにさせていただいた福島教官及び飯澤国際専門官を始め法務総合研究所の皆様、JICAプロジェクトオフィスの皆様、本研修に送り出してくれた千葉地方検察庁の皆様、ご協力いただいた全ての皆様に、この場を借りて、感謝を申し上げます。

# 国際協力人材育成研修に参加して

前京都地方検察庁検事（現和歌山地方検察庁検事）

石水 佑佳

## 第1 はじめに

今回、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、久しぶりに対面かつ国外研修が行われるということであり、このタイミングで研修参加者に選んでいただいた幸運に感謝している。

本研修により貴重な経験をさせていただいたので、その概要と感想等を報告することとしたい。

## 第2 本研修に参加するまで

中学、高校時代に夏休みを利用してホームステイ等に行ったことがあった私は、「大学生になったら留学して、将来は国際的な仕事をしたい。」と思ったこともあったが、検事に任官し、いわゆる「国際的な仕事」に関わる機会は無く、この先も関わることはないだろうと思っていた。

しかし、任官して間もない頃だったと思うが、検事がJICA長期派遣専門家として外国で法制度整備支援を行っているらしいと知り、私もいつかそのような仕事がしてみたいと思うようになった。

そのような折、当時の次席検事から、本研修についてのお話をいただいた。私は、語学に自信がないことで若干のためらいはあったが、「行きたいです。」と即答し、思い切って本研修に参加することとした。

## 第3 国内研修

1 国内研修は、内藤ICD部長の講義に始まり、各講義において、法制度整備支援等の基礎的な知識を得る機会を設けていただいた。

一口に法制度整備支援と言っても、JICAによるプロジェクト等に対する支援、ICDが主体となって行う支援等があることが分かった。

また、法制度整備支援は、法令起草支援だけでなく、制定された法令を運用するための司法関係機関の制度整備支援、法曹実務家の人材育成支援という法執行のための制度や人材育成など制定された法令の執行までの総合的な整備支援を行っていることを知った。

国内研修で、講師の方々から度々語られたのは、「寄り添い型」の支援ということである。支援対象国のニーズを調査し、そのニーズに応えるとともに支援対象国に合ったその国なりの制度を構築するために、上からではなく、寄り添って支援をする

という支援方法は、他国からの技術や文化を受け入れて自国なりに発展させ、日本独自の文化として成長させてきたという我が国がこれまで歴史的に培ってきたノウハウを生かしたものであり、日本らしい支援方法であると感じた。

- 2 また、ラオスにJICA長期派遣専門家として派遣されていた須田国際協力部副部長の講義も、その経験を聞くことができ大変興味深かった。

須田副部長がラオスで作成した人材育成のためのラオス語の執務資料を回覧して下さった。私は、実際の成果物を手に取って見せてもらいながら、「そうか。総合的な支援と抽象的なことを想像していたが、こうして目に見える形で成果物が出来上がることもあるのか。」と、考えてみれば当然のことであるが、新鮮な気持ちで一文字も読むことができないそれらをまぶしく眺めた。

そして、その講義の中で「自分たちが主体となることで、人材育成の際の教材を作成する場面でラオス社会に適合するよう応用できるし、教材を使用する段階でも浸透しやすくなる」といったラオス側のコメントを見て、「寄り添い型支援」の成功例の1つであることをひしひしと感じた。

- 3 国際協力部茅根教官からは、ベトナムに対する法制度整備支援のことを講義いただいた。

講義を通じて、我が国のベトナムに対する法制度整備支援の歴史と厚みを感じた。

ベトナムでは、現在、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が進んでおり、その内容も各カウンターパートに最優先課題を特定してもらい、その解決策討議のためのワーキンググループを設置してもらい第1段階、ワーキンググループにおいて活動計画を策定し、それに基づく活動において最優先課題を研究・討議し、解決策を提案する第2段階という2段階に分かれるスキームを用いているということだった。

このようなスキームのプロジェクトを行えるのは、これまでに関係構築ができてい  
るベトナムだからこそだと思つるとともに、これもまた、支援対象国の主体性を重視した「寄り添い型支援」の1つの手法だと思った。

- 4 国内研修では、大臣官房国際課山下補佐官から「司法外交」等について講義いただいた。

「支援」という相手国をベースに考えていたものが、別の側面では、日本の外交の中で価値を有するものとなるという新たな見方を知ることができた。

私たちにとっては、当然の存在である日本の司法制度、その強みを重要なソフトパワーと位置づけ、司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進するという  
ことを聞いて、私は、この頃から、「支援」と「外交」という法制度整備支援が持つ  
2つの側面が対立するような状況になることはないのだろうかという疑問を感じた。  
そして、その疑問について考えることを本研修のテーマにしようと考えた。

- 5 国内研修では、弁護士の方々からもご講義をいただいた。

特に原先生のご講義は、プロジェクト専門家ではなく個別専門家というポジション



で支援した際の貴重なお話であった。

自分で計画を策定できるという反面、全てのことをワンオペレーションでしなければならないという責任と負担の重さを知った。

それでも、原先生は、可能な範囲で最大限の効果を得られるよう工夫し、また、それがコートジボワールに根付くように考えて支援されていた。支援の場面では持続可能性ということも重要な視点であることも知った。

## 第4 国外研修

### 1 最高人民検察院及びハノイ人民検察院

初日は、最高人民検察院及びハノイ人民検察院を訪問し、職員の方々と意見交換を行った。

ベトナムは、日本と国家機関の構成が異なり、最高機関の国会の下に裁判所や検察院といった組織があり、三権分立構造ではないことや、日本のように法曹一元ではないこと等について説明を受けて学んだ。

ハノイ人民検察院において、最近の課題となっている犯罪類型やその対応状況を質問したところ、ベトナムで課題となっている犯罪類型は、インターネットを使用した詐欺と年少者に対する性犯罪であるとの回答があった。特に年少者に対する犯罪は、目撃者がいない状況で犯行に及んでいることが多く、証拠の収集、処分の決定及び立証に苦労しているとのことであった。

それらの犯罪に対し、サイバー犯罪についてはITの専門家を招いた研修を実施し、性犯罪については、予防と再犯防止のために厳罰を求めたり、メディアを活用した意識啓発を展開したりするなどの取組を行っているとのことであった。

サイバー犯罪や年少者が被害者となる犯罪は、日本でも近年課題となっている犯罪類型である。ベトナムの検察官が同じような課題に直面し、同じようなことに悩み、苦労していることを知り、親近感をもった。

また、ベトナムでは、2015年に刑事訴訟法が改正され、取調べの録音録画が義務化され、取調べ時の法令遵守及び適正手続確保に役立っているほか、既に全面的なオンライン審理が行われており、同国の経験から学ぶことも多いのではないかと思った。

### 2 ベトナム長期専門家との意見交換及びJICAベトナム事務所訪問

ベトナムでは、検事1名、弁護士1名、法務省職員1名、業務調整専門家1名がJICA長期派遣専門家としてプロジェクトオフィスに勤務していた。

専門家の皆さんは、意見交換の場だけではなく、様々な場面で私たち研修参加者の話に耳を傾けてくれ、ベトナムの現状等を丁寧に教えて下さった。私は、専門家の方々に、「支援」と「外交」の関係につき質問したところ、専門家の方々から「そもそもODAも外交政策の最も重要な手段の1つと位置付けられており、両者は目的と手段の関係に立つ。その関係が保たれている限り両者は対立しない。」という回答を

いただいた。

また、支援をするに当たって、他のドナー（支援国）がどのような支援をしているのか、支援対象国にとって、他のドナーとの関係で日本がどのような位置づけになっているのかということにも意識を及ぼし、支援をしていることを知った。

支援対象国のニーズに沿って目の前の支援に全力で取り組みつつも、別の場面においては、その支援の外交的価値を考えたり、支援対象国にとってそのような支援を行う日本のプレゼンスを考えたりするという多面的な物の見方をする必要があるということを知った。

### 3 大使館職員との意見交換

在ベトナム日本国大使館では、法務省から出向している井倉書記官から法務アタッシュの仕事について説明いただいた。

検察事務官としての経験が在外公館の業務でも役立っているとのことであり、来年に迫る日越外交樹立50周年事業に向けて様々な準備を行っていること等を教えていただいた。

実際に日本大使館を訪問するのは初めての経験であり、とても興味深かった。そして、井倉書記官が明るくはつらつとお仕事をされていることが伝わり、とてもまぶしい存在に思えた。

### 4 名古屋大学日本法教育センターでの講義

ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育センターでは、同センターで日本法を学ぶベトナム人学生に対し、日本の裁判員制度について講義を行った。

単に概要を説明するのではなく、仮定したスケジュールを基にどのような証拠を取調べているのか、どのようなことを工夫しているのか、現時点でどのような問題点があるのかという点を中心に講義した。

学生からの質問は、ベトナムの制度との比較という観点だけでなく多岐にわたっていたが、「裁判員が被告人やその関係者から威迫を受けることはないのか。」という趣旨の質問が複数あったことから、同国ではその点が特に解決すべき課題になっているのではないかと感じた。

### 5 その他

訪問先で女性に対応してくれることが多く、女性の社会進出という側面でも日本がベトナムから学ぶべきことがあるのではないかと感じた。

## 第5 法制度整備支援に関する新たな認識

今回研修に参加して、国内研修で川野教官が、「支援する側と支援される側ということではなく、対等な関係で互いの国の法制度を共同で研究できるような関係になるのが法制度整備支援のゴールの1つ」という趣旨を話されていて、とても納得できた。

そして、そのためには、各国において支援した法制度が施行され、それが適正に運用され、人々の生活に根付く必要があり、法制度整備支援というのは、息の長い支援が必

要な分野であると感じた。

そのような総合的支援を行う中で、支援対象国だけでなく、場合によっては、他のドナーとの関係で日本の位置づけを考えるなど複数の視点や切り口をもつことの必要性も認識できた。これらの様々な気づきや新たな認識を得ることができたことは本研修に参加した大きな収穫である。

それと同時に、戦略的で効率的な支援を行うためにも、日本国内における幅広い人材の確保、各所との連携の強化という課題があるとも感じた。

## 第6 最後に

検事の執務をしていて、大局的に物事を見なければならぬと意識することはあるが、国又は国際レベルにまでその視野を広げてみたことはなかった。

内向きで局所的であった視野を一気に広げられたような感覚があった。

日本と支援対象国は、国家機関の仕組みも違えば、文化も歴史等も全く異なる。日本の常識は、世界の常識ではないと頭では理解しているつもりだったが、実際にそれを感じることができた。

もっとも、異なる背景をもつベトナムの検察官も法曹として同じようなことで悩み、適正手続の遵守など我々と同じようなことを意識して職務を執行しているなど共通する部分があることも知ることができた。

最後の報告会で他の研修参加者から「そのような共通認識を持てるのも法の支配という普遍的価値を国際的に浸透させようと先輩方が尽力されたからではないか。」という趣旨の見解が示され、自分の中に腑に落ちるものがあった。

法制度整備支援は、インフラ整備のように目に見えるものではなく、その成果を評価する場面においても、評価自体が難しいことが多々あると考えられる上、既に述べたように支援対象国に根付くまでには時間もかかると思われる。

しかし、確実に法の支配という普遍的な価値をベースに共通する考えや悩みを有する人々が世界中に広がっている。それこそが法制度整備支援の効果の1つであろう。

最後に、忙しい時期に快く研修に送り出して下さった上、研修後も時間を作ってそれぞれの国際経験を語って下さっただけでなく、アドバイスまで下さった京都地検の皆様、研修員のサポートに徹し、惜しむことなく色々な場面でご自分のご経験を語って下さり、私たちに細やかなアドバイスを下さった福島教官を始めとする教官の皆様、支えて下さった飯澤国際専門官を始めとする法務総合研究所の皆様、現地でどんな些細な質問にも丁寧に答えて下さったJICA長期派遣専門家の皆様、国内外問わずご講義下さった皆様に対し、この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

# 令和4年度国際協力人材育成研修を終えて

福岡地方検察庁小倉支部検事

山下 拓郎

## 第1 はじめに

私は、令和4年11月7日から同月18日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

私は、下記第2で述べるように、大学生の頃に法整備支援に関わったことがあったが、当時は、座学で学び、法の支配をいかに定着させるかを検討してきたにすぎなかったところ、本研修では、3年ぶりに国外研修が実施されることとなり、初めて現地の様子等を肌で実感できるとの期待に胸を膨らませ、意気込んで参加した。ここでは、私が本研修で学んだことや感じたことについて、本研修に関与するまでの経緯を振り返りながら述べることにする。

## 第2 本研修に至るまでの経緯

### 1 私と法（制度）整備支援との関わり

私は、大学生の頃、慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授の研究会に所属し、松尾教授のご指導のもと、法と開発の分野において、法の支配を浸透させ、良い統治（グッドガバナンス）を構築することの意義やその方法等について検討してきた。

また、同研究会活動の一環として、名古屋大学で毎年実施されている法整備支援に関するサマースクールに参加し、さらに、ICD主催のパワーアップサマー2010「サマーシンポ 私たちの法整備支援2010」シンポジウムにも参加させていただき、同シンポジウムでは当時ICD教官をされていた森永太郎国連アジア極東犯罪防止研修所長が作成した架空の発展途上国に対する法整備支援計画を作成するという課題に取り組んだ（同シンポジウムについてはICD NEWS 46号参照。）。

この経験は、私が法整備支援の難しさに初めて直面した出来事であるとともに、法整備支援の奥深さや面白さを感じた出来事であった。

### 2 本研修への参加が決定してからのこと

私は、検事任官してからは、専ら捜査・公判に従事していたが、可能であれば司法分野での国際協力に関わりたいと思っていたところ、本研修への参加の機会をいただいた。

本研修に参加できることになってからは、数年ぶりに法と開発の分野に関わることや、ICDと再び関わるができることに対する嬉しさや、ベトナムでの海外研修を含むプログラムに対する期待に若干浮き足立った時期もあったが、そのような状況は、通常業務によってすぐに現実に引き戻された。その後、私は、通常業務をこなし



ながら、その合間に学生時代の資料を読み返したり、ハノイ法科大学の学生に対する講義資料を作成したりして、研修に備えることとなった。

### 第3 本研修の内容について

#### 1 国内研修①

本研修は、日本国内において3日間に渡る講義により、幕を開けた。その内容は、ICD、国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」という。）及び大臣官房国際課の取り組みに関する講義や、独立法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の取り組みやラオスやコートジボワールにおける長期専門家の活動等に関する講義、そして、ベトナムに対する法整備支援の概要や、ベトナムの司法制度の現況等に関する講義など多岐にわたった。

私が過去に法整備支援について学んだことがあると言っても、それは10年以上前のことであり、情報の更新が不十分な状況であったため、講義はどれも新鮮で、非常に勉強になった。

私が大学生の頃、ちょうどベトナムでは法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1が進行中であり、実務能力向上や法曹養成など人材育成約10年前にも現れていた問題（法律文書の間を生じている不整合の問題等）が依然として問題になっていることに、法整備支援の成果が現れるのにはやはり時間を要するものであると改めて再認識することとなった。

また、約10年前には、実際の支援活動のみではなく、法整備支援の重要性についてなんとか理解を得ようと周知活動にかなり力を入れていた印象であったが、今や司法外交という言葉が用いられ、日本が国際社会に貢献するために、法整備支援がそのうちのひとつとして重要な位置付けとなってきた状況を学び、この分野の重要性を改めて再認識するに至った。

特に、大臣官房国際課は、組織の存在は知っていたものの、結局どのようなことをやっている部署なのかを全く知り得なかったため、ICDとは違うマルチの研修やパートナーシップ構築等の取組について、二国間支援とは異なる意義があることを認識するきっかけとなった。

#### 2 国外研修

国外研修では、まず最高人民検察院及びハノイ人民検察院を訪問した。

それぞれの場所では、ベトナムの検察制度や検察官の職務内容等について紹介があったほか、取り調べの録音録画、刑事手続のIT化などの話題についても意見交換をすることができた。

特に印象に残ったのは、ベトナムの検察官は、そもそも、検察官になること自体が狭き門であること、最初の任期が5年で、その後は、更新されれば10年の任期になるということ、特に希望がない限り検察官が他の地方の人民検察院に異動することがないことなど、日本と大きく異なる運用を行っていたことである。ベトナムでは、

検察官になるだけでも、非常に高いハードルを越えなければならないとのことであり（検察官になるため採用試験を受ける要件として最低でも4年間、検察官の下で、そのサポートをしつつ実務の経験を積むことになっており、採用試験の合格率も低いいため、検察官に任官するまでに長期間を要する者もいるとのことであった。）、検察官を育成する仕組みが確立されているとの印象を持った。

また、ベトナムの方から、日本の制度等について質問された際に、答えるべき内容がすぐに出てこなかったり、何を答えればいいのか理解できたとしても、それを翻訳しやすいように説明しようとすることに頭を悩ませたりと、日本の法制度の理解やその説明の仕方についても、私にはまだまだ実力不足であると感じ、どのようなことを質問されたとしても適切に打ち返せるだけの日本法の理解も重要であると、今回の経験を経て、身に染みて感じるようになった。

名古屋大学日本法教育センターでの講義は残念ながらオンラインで参加することとなったが、ベトナムの学生が真剣に講義を聞いて鋭い質問を投げかけ、研修参加者がそれに答える様子を見ることができた。その場にはない我が身を歯がゆく思うこともあったが、私が作成に関わった講義資料を基に白熱した議論が行われている様子を目の当たりにし、参加した学生にとってこの講義が彼らの今後の学習の糧となれば幸いであると感じた。

#### 第4 終わりに

本研修により、司法分野での国際協力に触れる貴重な経験をさせていただき、今後の自分のキャリアプランを考えるために、非常に有益であった。実際に、国内研修は、私の知識のアップデートにかなり有益であった上、国外研修中に訪問できた最高人民検察院及びハノイ人民検察院における意見交換の機会はかなり有意義なものであり、これだけでもベトナムに行った意味があったと言える。残念ながら体調不良によりその他の訪問には参加できない又はオンラインでの参加となり、悔いが残るところではあるが、この経験により、これまで諸先輩方が行ってきたように、手探りの状態で、自ら汗をかき、知恵を出して、積極的に情報収集、自己研鑽及び人脈づくり等に励み、法整備支援に取り組んでいきたいと思う気持ちはいっそう強くなった。

このような思いがどのような形で結実するにせよ、今回の研修で考えたこと、感じたことを胸に留めて、今後も地道に日々精進し、将来的に法制度整備支援に従事する人材になりたいと感じた次第である。

最後に、本研修に参加する機会を与えていただいた上、様々な面において支えていただいた福島教官や飯澤専門官をはじめとする法務総合研究所の方々や、JICAベトナムプロジェクトオフィスの方々、そして、多忙な業務の中、研修に送り出してくださった福岡地検小倉支部の皆さまに、この場を借りて心から感謝申し上げます。

# 国際協力人材育成研修に参加して

大阪高等検察庁検察事務官

松田 真梨子

## 第1 はじめに

私は、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施する令和4年度国際協力人材育成研修に参加する機会をいただいた。

本研修には、「法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、同支援への理解を深めさせ、また、将来同支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させる」という大切な目的があると承知している。しかし、私はすでに、平成28年度からの2年間をICD、引き続き平成30年度からの2年間を国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」という。）にて、それぞれ国際専門官として執務した経験がある。そのため、本研修への参加が決まった際には、恐縮する思いがありつつも、せっかくいただいた機会を最大限に活用して、法制度整備支援について学び直すこと及びICDとUNAFEIの両方の元専門官としての視点から法制度整備支援について再度考えることの2つを自分なりのテーマとして本研修に臨もうと決意を固めた経緯がある。

上記の経緯を踏まえて、以下、本研修を通じて私が学び直したことや感じたことについて報告させていただく。

## 第2 国外研修

### 1 出発の前に

本研修は、大まかに述べると、日本国内にて法制度整備支援に携わる様々な講師からご講義いただく前半の国内研修と、法制度整備支援の相手国に実際に赴き直接現地カウンターパートを訪問したり現地に派遣されている長期派遣専門家にお話を伺ったりできる後半の国外研修に分かれている。ここでは順番が前後するが、後半の国外研修から報告をすることとしたい。

実際に支援相手国を訪れる国外研修が、本研修の大きな特徴であることは言うまでもない。例年、研修中に1週間あまりの日程で1か国ないし2か国を訪問してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、直近の2年間は国外研修に相当する内容をリモートにより国内で実施したと聞いている。まず、その間、コロナ禍においても研修の質を維持し、存続させる工夫をされてきたICD職員の皆様に敬意を表したい。そして、今回3年ぶりに国外パートが海外出張の形式で復活するに至ったことも、職員の皆様の配慮や調整の賜物と感じており、まずは深く感謝を申し上げたい。

### 2 現地カウンターパートの訪問

現地では、複数のカウンターパートを直接訪問することができた。その中で印象に

残った事柄を3つ報告したい。

まず、ベトナムを通して「法制度整備支援のステップ」を再確認した。

ベトナムのカウンターパートを訪問したことにより、法制度整備支援が「法令の起草」、「法令の解釈・運用」、そして「法的整合性の確保」と段階的に進む過程を目の当たりにするとともに相手国と日本の協力で整備した法制度が今後相手国自身によって活用されていく上で、常に人材育成に注力していくことがいかに重要かということを感じた。

ベトナムは、2020年までに法治国家を目指すという目標のもと、刑法や民法などの基本法に加え、ビジネス関連法などの必要な法律の起草は終わっている状況だという。カウンターパートを訪問した際も、法律を運用する上での苦労や人材育成のための研修制度について多く話題に上がっており、法制度整備支援のステップを着実に登っている印象を受けた。判例の活用や法的整合性の確保については、その重要性を日本側からベトナム側へ伝えている最中との印象を受け、それはICDがこれまで行ってきた法制度整備支援の新たなステップとして他国の参考となっていくのだろうと思った。

次に、「言葉の壁を乗り越える知識量の大切さ」を感じた。

国外研修では、法制度整備支援のカウンターパートを訪問し、相手方に質問できる貴重な機会を得たが、こちら側の想定するような回答を得られない場面が度々あった。質問の意図が正確に伝わっていないということもあると思われるが、その原因の1つとして、ベトナムと日本の法制度の違いを理解できていないための外れの質問になってしまったということが考えられるが、研修参加者は現地で活動する長期派遣専門家が、常に最新の情報を収集し、相手国への知見を深めている姿を拝見して、カウンターパートと正確なやり取りをするためには、常に相手国等の情報を収集し、日本の法制度についても知識を最新のものに更新しておく努力の重要性を再認識するとともに、日本の支援が「寄り添い型」と呼ばれる所以は、相手を理解するために努力を惜しまない姿勢にも現れているのだと思った。

なお、このカウンターパートの訪問時に「嬉しい再会」があった。最高人民検察院とハノイ人民検察院を訪問した際、UNAFEI研修の卒業生に偶然再会することができたのである。私は、本研修でベトナムを訪問するにあたって彼らの存在を思い出してはいたものの、彼らと出会ったUNAFEI研修からすでに3年以上が経っており、それ以来連絡を取り合っている間柄でもなかったため、すっかり油断していた。そんな失礼な私だったのにもかかわらず、彼らは研修参加者の中に私を見つけて、笑顔で声をかけてくれた。UNAFEIのネットワークの強固さを改めて認識するとともに、人の縁は大切にしなければならないと痛感し、一度出会った人とは会わない期間が長くとも簡単に他人に戻るものでもないことを思い知った。

### 3 名古屋大学日本法教育研究センターでの講義

ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターにおいて、研修参加者



から学生の皆さんに講義をさせていただく貴重な機会を得た。学生の皆さんは本当に日本語が堪能で、私たちが日本語で行う日本の法制度に関する講義を聞いて、日本語で質問してくれた。質問の内容から、ベトナムにある問題意識が臍げに伝わってきたように感じ、その点でも大変有意義な時間だった。

また、日本で講義資料を準備している際に、研修参加者同士で説明内容の検討や伝わりやすい表現を探って試行錯誤する場面が多々有り、その時間を含めて大変有意義であったと感じている。

#### 4 現地で法制度整備支援に携わる方々

カウンターパートの訪問だけでなく、JICA長期派遣専門家との意見交換、JICAベトナム事務所訪問、大使館職員との意見交換など、現地で法制度整備支援に携わっている方々からも貴重なお話を伺うことができた。それぞれに役割が違い、ベトナムを異なる視点で眺めていると感じたことが面白かった。

特に、JICA事務所で、法制度整備支援プロジェクトの評価の難しさについて質問した際に、「プロジェクト終了何年後にどうなったかなど、人間関係も含めて評価しないとプロジェクトの真価を測れない」との回答を得て、法制度整備支援では成果だけに捉われない評価基準が意識されていることに心強い印象を受けた。

また、大使館に訪問した際は、ICDで共に仕事をしていた先輩が外交官として働く姿を見ることができた。再会の喜びも大きかったが、法制度整備支援以外のあらゆる分野でも日本とベトナムの関係が深いこと、そして今後の課題について、ICD時代とは違った視点で自分の考えをお話いただいて、大変刺激になった。

### 第3 国内研修

#### 1 魅力的な講義

本研修の醍醐味が国外パートにあることは前述のとおりだが、個人的には、前半の国内パートに大変魅力を感じている。日本の法制度整備支援に携わっている様々な立場の方々を講師として、ご本人からその経験を直接教えていただける機会であり、しかも7名という少人数の研修参加者を相手にお話をしていただける機会は、本当に貴重かつ贅沢だと思った。それぞれの講義の概要や印象に残った点を簡潔に書き出した。

#### 2 ICDによる講義

ICD部長からは法制度整備支援の全体像について俯瞰的にご教示いただき、各国に対する法制度整備支援の近況が網羅されたご講義だった。印象に残ったのは、法制度整備支援の魅力として、「様々な職種の総力を結集した多数関係者との共同作業」と述べられていた点である。その後続く講師の方々のご講義を拝聴しながら、この言葉に深く納得した。

ICD副部長からは、ご自身がラオスに長期派遣専門家として派遣されたご経験から、長期派遣専門家の業務内容についてご講義いただいた。ベトナムへ出発する前

に、長期派遣専門家の日常業務や苦勞、魅力について具体的にイメージすることができ、また、一つ一つのエピソードがご自身の経験に基づいているため説得力があり、大変有意義なご講義であった。元 I C D 専門官としては大変恐縮ながら、正直、長期派遣専門家の日々の業務については具体的なイメージが持てずにいた自分にとって、この講義は本当に面白く、多くのことを学び直した。

I C D 教官からは、ベトナムに対する法制度整備支援の現在や、I C D 教官の業務についてご講義いただいた。ベトナムの特徴としてカウンターパート機関が多数であること、そのメリットは組織をまたいだ問題も包括的に解決できること、そしてデメリットは組織間の利害関係が複雑で調整に時間を要することとご説明いただいたが、この点は、その後のベトナムでの現地視察の際にも肌で感じたため、講義と相まって印象に残った。また、I C D 教官の講義では、日韓パートナーシップ共同研究を担当したご経験から、「法制度整備支援の1つの終わりは、法制度に関する共同研究が対等な立場でできる関係になった時」と考えるようになったとお話があり、自分がぼんやりと思いついていた法制度整備支援の終わりと同じ意見であったため、強く印象に残った。

I C D 専門官から、専門官の業務についてご説明いただいた。コロナ禍を経て、リモート形式と参集形式のハイブリッド型が主流となる流れがあるとのことで、コロナ禍前に専門官をしていた自分には想像もつかないご苦勞を経験されていると感じたが、逆境にも諦めずに目の前の仕事にポジティブに取り組む専門官の存在が、I C D の業務の可能性を広げているのだと思った。

### 3 関係機関による講義

UNA FE I 次長からは、UNA FE I の業務について、組織の成り立ちから丁寧に講義いただいた。UNA FE I でも、コロナ禍ではリモートなど様々な工夫を講じて研修を実施し、UNA FE I の強みである人的ネットワークの構築を進め、研修参加国は139に、研修同窓生は6100人以上に増やしている。また、ちょうど本研修と同時期に参集型の研修も復活させたと聞き、その歩みを止めない姿勢には、尊敬するとともに背中を押してもらったようで心強く感じた。

法務省大臣官房国際課の補佐官からは、国際課の業務やその体制、また法務省が掲げる「司法外交」の取り組みについてご説明いただいた。私は、国際課の新設時に I C D 側からその経緯を眺めており、当時は、「法制度整備支援が司法外交の一端として注目を集めると、短期的な評価を求められてしまうのだろうか。細く長く続ける支援は難しくなるのだろうか。」と勝手に心配していた。しかし、今回の講義で「法制度整備支援での日本と支援対象国の関係を考えるときも、1対1ではなく、ASEANの枠の中でも考えてみる必要がある。」とお話もあり、かつて自分が抱いていた心配はミクロな視点に終始していて、マクロな視点で法制度整備支援という取組みを捉えるための知識不足が原因だったと思い知った。

T M I 総合法律事務所ハノイオフィスの小幡弁護士からは、ベトナム法の現況につ

いて、主にビジネスの視点から、そしてご自身がこれまでベトナムの法制度整備支援に携わってこられた経験についてお話をいただいた。外資企業が関わる重大な案件は国外で仲裁する手段を取ることも多く、ベトナム国内でビジネス関連や知財関連の裁判例が増えず、裁判官の専門性が育たない問題があるなど、ベトナムの課題について非常にリアルなお話を伺うことができた。

JICA法・司法チームの講師によるご講義では、JICAの中での法制度整備支援の位置付け、プロジェクトの組み立て方などを学ぶことができた。また、講義の後半では、JICA国際協力専門員から中国での法制度整備支援のご経験について伺うことができた。中国での活動は大変なご苦勞を乗り越えてのものだったと想像されるどころ、生き生きとお話をされていたことが大変印象的だった。

最後に、長期派遣専門家としてコートジボワールで活動された講師から、ご自身の経験に基づいてご講義いただいた。大変エネルギーが湧く講義で、コートジボワールで法律相談のコールセンターを創設されたご経験は、映画化できてしまいそうなくらい聞き応えのあるご講義だった。しかし、現地での活動とは、本当に細やかな配慮や工夫次第で、大きな協力を得られたり、現地に馴染んでいったりするものなのだと感じ、法制度整備支援の繊細さについて考えさせられた講義でもあった。

#### 第4 終わりに

以上、最初に掲げた2つのテーマを胸に本研修から得られた所感を報告した。

最後に、僭越だがICDとUNAFEIの関係についても所感を述べたいと思う。私は、両組織が昭島に移転し事務統合をした前後の時期にちょうど在籍していたため、昭島移転以来の両組織が様々な面で連携を深めていると承知しているが、本研修に参加してみて、改めて、両組織がお互いの得意を活かし合うことでさらに可能性を広げていけるのではないかと強く思った。

自分なりに両組織の特徴をキーワードで表すと、ICDは「未来、成長、戦略、変化するニーズに合わせた柔軟な対応、現地に根付いて活動する長期派遣専門家」、UNAFEIは「歴史、伝統、知名度、国連の政策に沿った専門性の高い研修、世界中に広がる人的ネットワーク」などが思い浮かぶ。特にUNAFEIの人的ネットワークの強さは、本研修中にベトナムでUNAFEI研修の元参加者と再会を果たし、2人とも各検察院の幹部でありながら非常に友好的に対応してくれたことや、コートジボワールで活動していた講師のご講義でUNAFEI研修の元参加者が協力者として尽力してくれたお話が登場したことでも実感した。

これらの特徴を共有し、例えば、UNAFEIの人的ネットワークがICDの長期派遣専門家の活動に役立ったり、ICDの柔軟な招へい対応がUNAFEIのセミナー運営に活用できたりする場面は必ずあると考える。

多くのことを学び直し、また、新たな視点を得られた本研修は、大変有意義であった。今後も、本研修で感じたことを忘れず目の前の職務に邁進するとともに、本研修の

経験を踏まえて法制度整備支援に関する広報は積極的に行っていきたいと思う。

末筆ながら、本研修の引率をしてくださった福島教官、飯澤専門官を始めとして本研修をあらゆる面から支えてくださったICD職員の皆様、ベトナムで我々を暖かく迎えてくださった長期派遣専門家、JICAプロジェクトオフィスの皆様、ご講義いただいた講師の皆様、そして一緒に研修に参加することができた研修参加者の皆さんに心から感謝を申し上げたい。2週間とは思えないほど濃い内容の研修を過ごさせていただいたのは、関わってくださった方々のご尽力のおかげと感じている。

そして、今回、私が本研修に参加するにあたって快く送り出してくださいました大阪高等検察庁の皆様、消極的な私を励まし研修参加へ背中を押し続けてくれた夫にも深く感謝して本報告を終えることとしたい。



## 【講義・講演】

2022年11月から2023年1月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 長崎大学における講義

日 時：2022年12月7日（水）

形 式：オンライン形式

対象者：学生

テーマ：法整備支援

講 師：教官 池田曉子

#### 2 名古屋大学における講義

日 時：2022年12月7日（水）

形 式：オンライン形式

対象者：学生

テーマ：外交ツールとしての法制度整備支援

講 師：教官 國井弘樹

#### 3 信州大学における講義

日 時：2022年12月12日（月）

場 所：信州大学

対 象：学生

テーマ：現代法務

講 師：教官 池田曉子

#### 4 関西学院大学における講義

日 時：2023年1月13日（金）

場 所：関西学院大学

対 象：学生

テーマ：外交における法曹の役割

講 師：教官 國井弘樹

#### 5 東京地方検察庁における講義

日 時：2023年1月18日（水）

場 所：東京地方検察庁

対 象：司法修習生

テーマ：法務省による法制度整備支援

講 師：教官 庄地美菜子

## 【研修等実施履歴】

2022年11月から2023年1月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

### 記

#### 1 研修

令和4年度国際協力人材育成研修

日 時 2022年11月7日（月）から同月18日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 教官 福島崇之

国際専門官 飯澤聖愛

#### 2 セミナー

##### (1) ベトナム

調停セミナー

日 時 2022年11月21日（月）、同月23日（水）及び同月25日（金）

場 所 ベトナム・ビンフック省ほか

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

テーマ 裁判所における調停対話法施行の展開支援

担 当 教官 曾我学、坂本達也

国際専門官 千葉真希子

##### (2) カンボジア

王立司法学院（RAJP）とのセミナー

日 時 2022年12月15日（木）

場 所 カンボジア・プノンペン

形 式 対面形式

テーマ 人事訴訟法等について

担 当 教官 戸部友希、川野麻衣子

国際専門官 神田浩太郎、向井沙織

##### (3) 東ティモール

司法省とのオンラインセミナー

日 時 2023年1月18日(水)  
形 式 オンライン形式  
テ ー マ 国籍法  
担 当 教官 川野麻衣子  
国際専門官 千葉真希子

- (4) ラオス  
国立司法研修所(NIJ)とのオンラインセミナー  
日 時 2023年1月24日(火)  
形 式 オンライン形式  
テ ー マ 強盗罪等の財産犯について  
担 当 教官 村上愛子、坂本達也、戸部友希  
国際専門官 徳井靖士

### 3 シンポジウム

- (1) 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(Co1-YF)  
日 時 2022年12月3日(土)及び同月4日(日)  
場 所 国立京都国際会館  
形 式 ハイブリッド形式(来場参加・オンライン参加の併用)  
担 当 教官 國井弘樹、庄地美菜子、村上愛子、坂本達也  
国際専門官 菅原優志
- (2) 国際知財シンポジウム(JSIP)フォローアップセミナー2022  
日 時 2022年12月6日(火)及び同月9日(金)  
形 式 オンライン形式  
担 当 教官 福島崇之、曾我学、池田暁子、坂本達也  
国際専門官 菅原優志
- (3) 日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」  
日 時 2022年12月15日(木)  
場 所 国際法務総合センター  
形 式 ハイブリッド形式(来場参加・オンライン参加の併用)  
担 当 教官 庄地美菜子、池田暁子  
国際専門官 菅原優志、飯澤聖愛



## 【活動予定】

2023年4月から同年6月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

### 記

#### 1 研修

ラオス本邦研修

日 時 令和5年4月20日（木）から同月28日（金）まで

場 所 JICA東京国際センター（TIC）ほか

テーマ 民事判決書起案能力向上

#### 2 共同研究

第24回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

日 時 令和5年6月19日（月）から同月28日（水）まで

場 所 大韓民国大法院法院公務員教育院ほか

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題

#### 3 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 令和5年5月27日（土）

場 所 国際法務総合センター

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

## 法整備支援活動年表

### 法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2022年12月31日現在

年度	ベトナム
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請
1992	
1993	・森島昭夫名古屋大学教授（当時）が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（1996年まで年1回）
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」（通称：石川プロジェクト）実施
1996	・法整備支援フェーズ1開始（1996年12月～1999年11月） ・長期専門家1名（弁護士）派遣
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修（年2回へ） 現地セミナー開始（年4回）
1998	・前年と同様
1999	・日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始（1999年12月～2002年11月） ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名（業務調整員）派遣
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修（年4回） 現地セミナー（年8回） ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名）派遣 ・民法改正共同研究会開始
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名（検事、弁護士各1名）派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣
2003	・法整備支援フェーズ3開始 （2003年7月～2006年6月） 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） 判決書・判例整備共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名（検事）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成） ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施（法曹養成）
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例） ・民事訴訟法成立（6月15日） ・改正破産法成立（6月15日） ・本邦研修実施（1月、2月）（法曹養成、民法改正共同研究）

年度	ベトナム
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援フェーズ3継続</li> <li>・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・現地セミナーを開催（判決書・判例、判決執行法、法曹養成）</li> <li>・改正民法成立（6月14日）</li> <li>・本邦研修実施（9月、2月）（判決書標準化、法曹養成）</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長</li> <li>・長期専門家1名（業務調整員）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・現地セミナーを開催（判決書・判例）</li> <li>・日越司法制度研修及び共同研究実施（10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月～2011年3月）</li> <li>・民法共同研究会開始</li> <li>・裁判実務改善研究会開始</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）</li> <li>・現地セミナーを開催（9月、国賠法）</li> <li>・本邦研修実施（11月、国賠法起草）</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・本邦研修実施（6月：犯罪学研究、8月：裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月：刑訴法改正）</li> <li>・民事判決執行法成立（11月14日）</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・本邦研修実施（8月：不動産登記法・担保取引登録法起草、10月：日弁連の組織、活動、12月：改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月：行政訴訟法起草）</li> <li>・国家賠償法成立（6月）</li> <li>・現地セミナーを開催（行政訴訟法、弁護士連合会の組織・運営方法等）</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・JICA調査団派遣（終了時評価・詳細計画策定調査）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究（6月）</li> <li>・現地セミナーを開催（8月）</li> <li>・司法省次官招へい（10月）</li> <li>・本邦研修実施（9月：弁護士職務基本規程・単位会の役割等、11月：戸籍法起草、12月：改正刑事訴訟法起草、1月：改正民事訴訟法起草）</li> <li>・行政訴訟法成立（11月）</li> <li>・改正民事訴訟法成立（3月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始（2011年4月～2015年3月）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月）</li> <li>・本邦研修実施（2月：弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月）</li> <li>・本邦研修実施（2月：刑事司法における弁護人の権利の確立、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（8月、最高人民検察院長官招へいも同時に実施）</li> <li>・本邦研修実施（10月：破産法、地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治、3月：民法改正～国際私法分野の改正について）</li> </ul>



年度	ベトナム
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続（2011年4月～2015年3月）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月：刑法改正、7月：検察官養成）</li> <li>・本邦研修実施（12月：検察官養成、3月：民法改正）</li> <li>・現地セミナーを開催（簡易手続、上訴制度、刑訴法改正等）</li> <li>・JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：詳細計画策定プレ調査、11月：詳細計画策定調査、12月：第三次詳細計画策定調査、1月：JCC）</li> <li>・刑法改正支援現地ワークショップ（9月、11月、2月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（2015年4月～2020年3月）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家1名（検事）を増員し5名に（10月：裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月：刑事政策研究等）</li> <li>・本邦研修実施（9月：法令の整合性、11月：法令の整合性、12月：検察官養成）</li> <li>・JICA調査団派遣（10月：JCC）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（4月：JCC、11月：財産登録法）</li> <li>・本邦研修実施（7月：法令の整合性、検察官養成、9月：財産登録法、11月：裁判官養成）</li> <li>・現地調査実施（11月：財産登録法）</li> <li>・現地セミナー（2月：財産登録法等）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・現地調査実施（4月：財産登録法）</li> <li>・本邦研修実施（5月：判例制度等、7月：財産登録法、11月：民事執行制度・登記制度）</li> <li>・JICA調査団派遣（1月：中間レビュー）</li> <li>・現地セミナー（9月：判例制度、10月：家庭裁判所）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・本邦研修実施（6月：和解・調停、10月：法令の整合性）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月、1月：JCC）</li> <li>・現地セミナー（12月：調停人養成、2月：家裁調査官養成）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修実施（10月：三者共同活動、2月：法令の整合性に関わる基礎理論と実務）</li> <li>・JICA調査団派遣（4月：JCC、9月）</li> <li>・現地セミナー（8月：争訟原則における検察官の尋問技術）</li> <li>・ワークショップ（8月：裁判官による司法面接的手法の導入）</li> <li>・JICA調査団派遣（1月：詳細計画策定調査）</li> <li>・本邦研修実施（2月～3月：司法省）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続・期間延長（～2020年12月）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JCC（7月）</li> <li>・JCC、次期プロジェクトローンチング・セレモニー（12月）</li> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（2021年1月～2025年12月）</li> <li>・CPは、前プロジェクトの司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会に共産党中央内政委員会を加えた6機関</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・新規プロジェクトキックオフ・ミーティング（4月）</li> <li>・JCC（9月）</li> <li>・オンラインワークショップ（11月：少年司法についての国際経験）</li> <li>・オンラインワークショップ（3月：証拠の提出、3月：裁判員等の国民の司法参加）</li> <li>・JCC（3月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JCC（4月）</li> <li>・ハノイ法科大学日本法教育研究センター（CJLV）のインターン生へのオンライン講義（6月）</li> <li>・現地調査（7月）</li> <li>・オンラインワークショップ（法の適用関係）（9月）</li> <li>・現地セミナー（調停）（11月）</li> <li>・現地セミナー（司法共助）（11月、12月）</li> <li>・現地セミナー（判決書改善活動）（12月）</li> </ul>

年度	カンボジア
1993	
1994	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催
1995	
1996	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始（年1回）
1997	・上記本邦研修継続
1998	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意
1999	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始（1999年3月～2003年3月） ・カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催
2000	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回） ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催
2001	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー（第1回～第4回）を開催 （なお、これは、カナダ弁護士会（3回開催）、リヨン弁護士会（1回開催）との共同プロジェクトであり、計8回開催）
2002	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続（2003年3月まで） ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催（フン・セン首相が演説） ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）開始（3年間） ・本邦研修を実施（起草支援、立法化支援）
2003	・本邦研修実施（立法化支援） ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事）
2004	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始（2004年4月～2007年4月） 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事） ・本邦研修実施（2月）（民法・民訴法）
2005	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・現地セミナーを開催（模擬裁判） ・本邦研修実施（2月） （民法・民訴法） ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（2008年3月まで） ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は検事） ・本邦研修実施（10月）（法曹養成） ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）が終了

年度	カンボジア
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続（2007年4月まで） 立法化支援 附属法令整備</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ 民事訴訟法成立（6月）・公布（7月）</li> <li>・ 短期専門家派遣（8月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（8月：民法特別講義、3月：民法）</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（12月）</li> <li>・ 法総研、(財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい</li> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定（2008年4月まで）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>・ 法曹養成研究会継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ 現地セミナーを開催（8月）（判決書セミナー）</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（4月、12月）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月）（法曹養成）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家1名（弁護士）を追加派遣、合計3名</li> <li>・ 民事訴訟法適用（7月）</li> <li>・ 民法成立（11月）・公布（12月）</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（8月：民法）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（1月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>・ 法曹養成研究会継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月、9月）</li> <li>・ 本邦研修実施（7月、法曹養成、民法）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（11月：民法、12月：民事模擬裁判）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始（6月）</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始（2008年4月～2012年3月） 附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（12月：民法関係）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月：民法）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：不動産登記法）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始（2008年4月～2012年3月）</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ開始</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（9月）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月、3月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月、2月）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月：民法関係）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月、11月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（6月、8月、12月）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>

年度	カンボジア
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続  附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省への長期専門家3名の派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナー開催（12月：法人登記）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：不動産登記）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続、新たに1名（裁判官出身）を派遣</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月：民事訴訟法）</li> <li>・ 現地セミナー開催（9月：民法）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月：法曹養成）</li> <li>・ 現地セミナー開催（3月：民法）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了（5月）</li> <li>・ 法総研が現地調査実施（5月：ニーズ調査）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続（2012年3月まで）  附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 民法適用法公布（6月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（8月、9月、11月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 民法適用、同記念式典（12月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（12月：民法普及）</li> <li>・ 本邦研修実施予定（2月：法人登記）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続（2012年3月まで）</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月、10月：法曹養成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 現地セミナー開催（1月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣（10月：次期案件詳細計画策定）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始（2012年4月～2017年3月）  不動産登記共同省令起草支援</li> <li>・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事・弁護士等）派遣</li> <li>・ 現地セミナー開催（9月、12月：不動産登記）</li> <li>・ 現地セミナー開催（2月：親族相続法）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：人材育成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（11月：JCC参加）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続  ただし、法令起草支援の分野は終了（～3月）</li> <li>・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名派遣継続、1名は派遣終了</li> <li>・ 現地セミナー（9月、12月：民事訴訟法 3月：民法）</li> <li>・ 本邦研修（10月、2月：人材育成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：運営指導調査、12月：JCC）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続  司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月、10月、2月）</li> <li>・ 長期専門家1名（検事）派遣、1名派遣終了（9月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：中間レビュー、12月：JCC）</li> <li>・ 現地セミナー開催（12月：判決公開、3月：不動産登記共同省令）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続  司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名は派遣継続（裁判官・弁護士各1名は、3月で派遣終了）</li> <li>・ 本邦研修実施（9月、3月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（12月：JCC及び次期プロジェクト協議）</li> <li>・ 現地セミナー開催（7月：不動産登記共同省令、1月：民事保全）</li> </ul>



年度	カンボジア
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続（2017年3月まで） 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家2名（検事、弁護士）は派遣継続（弁護士1名は9月で派遣終了、検事1名は3月で派遣終了）、1名（弁護士）新規派遣</li> <li>・ 本邦研修実施（10月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：次期プロジェクト詳細計画策定調査、1月：JCC）</li> <li>・ 短期専門家1名派遣（10～3月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（8月：民事実務上の諸問題－訴状の不備等、1月：民事実務上の諸問題－再審等、2月：民事実務上の諸問題－強制執行等）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始（2017年4月～2022年3月）</li> <li>・ 民法作業部会終了（～8月）、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続</li> <li>・ 現地セミナー（8月：実務上の諸問題）</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（1月：遺産分割、3月：離婚等）</li> <li>・ RULE・ICDセミナー（3月：離婚）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 民事訴訟法作業部会継続、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月）</li> <li>・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（8月：不動産強制執行、3月：民事保全）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等）</li> <li>・ 本邦研修（2月）</li> <li>・ 不動産登記法ワークショップ（2月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 民事訴訟法作業部会会合（9月）、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月）</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（3月：民事訴訟）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等）</li> <li>・ 本邦研修（1月：不動産登記法）</li> <li>・ 不動産登記法セミナー（10月）</li> <li>・ 執行官法セミナー（1月）</li> <li>・ 王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（1月）</li> <li>・ 執行官法オンラインセミナー（3月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ JCC（1月）</li> <li>・ 王立司法学院とICDとの共同活動について協議（2月～）</li> <li>・ 執行官法オンラインワークショップ（3月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続（2022年10月まで延長）</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 王立司法学院とICDとのオンラインセミナー（8月）</li> <li>・ 不動産登記オンラインワークショップ（7月、10月、11月、12月）</li> <li>・ JCC（2月）</li> <li>・ 王立司法学院とICDとのオンラインセミナー（2月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 現地調査（5月）</li> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト終了（10月）</li> <li>・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト開始（2022年11月～2027年10月）</li> <li>・ 王立司法学院とICDとの現地セミナー（人事訴訟法等）（12月）</li> </ul>

年度	ラオス
1995	
1996	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請
1997	
1998	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査（12月）、本邦研修（2月）を実施
1999	・本邦研修（11月）、現地セミナー（2月）を実施
2000	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施（約3か月） ・現地セミナー（6月）、本邦研修（11月）を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣（12月） ・日弁連が司法調査団を派遣（4月）
2001	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣（合計8か月間） ・本邦研修（10月・3月） ・現地セミナー（2回）
2002	・長期専門家1名を派遣（検事） ・現地セミナー（4回） ・本邦研修（10月・3月）
2003	・JICAプロジェクト開始（2005年5月まで予定） 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣（検事） ・本邦研修（11月・2月）
2004	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（年2回） ・現地セミナー
2005	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（2回） ・現地セミナー（民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル） ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 （判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書） ・本邦研修（11月） （プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容）
2007	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各CPによる普及ワークショップ、JICA現地事務所でのモニタリング（5～12月）
2008	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施（9月・11月・12月） ・現地調査（1月）
2009	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 （5月・6月・11月・2月） ・現地調査（5月・9月・3月） ・現地セミナー（9月）

年度	ラオス
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研による現地調査を実施（7月・8月：司法制度）</li> <li>・JICA-Netセミナーを実施（5月・7月・10月・12月：民法）</li> <li>・法律人材育成強化プロジェクト開始（2010年7月～2014年7月）</li> <li>・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）を派遣（7月）</li> <li>・国内アドバイザーグループを設置（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー（2月）</li> <li>・本邦研修実施（3月：民法）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（6月：刑事訴訟法、7月：民法・民事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー実施（8月：民法、9月：民事訴訟法、3月：刑事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、1月：民事訴訟法）</li> <li>・JICAによる各CP（司法省、最高裁、最高検、ラオス国立大学）副大臣級招へい</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（10月：刑事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー実施（6月・8月・3月：民法、2月：刑事訴訟法、民事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、11月：民事訴訟法、2月、3月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（7月：中間評価）※民法典起草支援をプロジェクトに追加</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家（検事）1名増員し4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名）</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月・7月・11月・3月：刑事訴訟法、5月・7月・10月・11月・12月・1月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（8月・11月：民法、12月：刑事訴訟法等、3月：民事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（7月：刑事訴訟法、10月：民事訴訟法、2月・3月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：運営指導調査、2月：終了時評価、3月：詳細計画策定調査）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続（7月まで）</li> <li>・長期専門家4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名）</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月・5月・6月：民法）</li> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（2014年7月～2018年7月）</li> <li>・10月までは長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）、10月から1名（弁護士）増員</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（7月・9月・10月・1月・2月・3月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（7月：法曹人材育成、8月：民法、3月：刑事訴訟法等）</li> <li>・本邦研修実施（11月・2月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（10月：第1回JCC参加等）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月：民法）</li> <li>・本邦研修実施（9月：法曹人材育成、11月：刑事訴訟法等、12月：民事経済法）</li> <li>・司法大臣招へい（8月）</li> <li>・現地セミナー実施（3月：法曹人材育成、2月：刑事訴訟法等）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：第1回JCC参加）</li> <li>・本邦研修実施（9月：民事経済法、11月：刑事訴訟法等、2月：法曹人材育成）</li> <li>・JICA調査団派遣（11月：第2回JCC参加）</li> <li>・現地セミナー実施（12月：法曹人材育成、2月：刑事訴訟法、3月：民事経済）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事2名、弁護士2名（6月に弁護士の長期専門家1名が交代、10月に1名が離任。）、業務調整員1名）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：JCC、11月：第1回詳細計画策定調査、1月：第2回詳細計画策定調査）</li> <li>・本邦研修（8月：民事経済、12月：教育研修改善、3月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（6月：教育研修改善、8月：民法、2月：刑事法）</li> <li>・国会法務委員会アドバイザー等招へい（3月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続（7月まで）</li> <li>・法の支配発展促進プロジェクト開始（7月～）</li> <li>・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）派遣継続</li> <li>・JICA調査団派遣（7月：JCC）</li> <li>・現地セミナー実施（6月、11月：教育研修改善、8月：民法）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（8月：立法手続、不動産登録法制）</li> <li>・本邦研修（12月：教育研修改善、3月：民法）</li> <li>・新民法典がラオス国会で承認（12月）</li> <li>・法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（NIJ）との間で法・司法分野における協力覚書（MOC）締結（12月）</li> </ul>

年度	ラオス
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：刑事法、12月：教育研修改善、3月：民法典）</li> <li>・現地調査実施（5月～7月）</li> <li>・日越ラ刑事ローフォーラム（9月）</li> <li>・法総研と司法省国立司法研修所との刑法典共同セミナー実施（10月）</li> <li>・首相府共同セミナー（1月）</li> <li>・JCC（1月）</li> <li>・現地セミナー（8月：民法典、1月：民事判決書、2月：民事系合同、刑事法）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・民事合同セミナー（11月）</li> <li>・JCC（12月）</li> <li>・教育研修改善共同リトリートセミナー（2月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法・法曹養成）（6月）</li> <li>・JCC（7月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（9月）</li> <li>・刑法典セミナー（10月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（執行官、公証人教育）（12月）</li> <li>・民事判決書マニュアル改訂セミナー（1月）</li> <li>・JCC（2月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（6月）</li> <li>・現地調査（7月、8月）</li> <li>・民事合同セミナー（8月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（9月）</li> <li>・JCC（10月）</li> <li>・現地調査（12月）</li> </ul>



年度	インドネシア
1997	
1998	・ 経済法研修
1999	
2000	・ 日本貿易振興会（JETRO）等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・ JICA調査団派遣（2月）
2002	・ 本邦研修（7月） ・ 現地セミナー（年1回） ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・ JICA調査団派遣 ・ 外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・ 本邦研修（6月） ・ 企画調査員として長期専門家派遣（弁護士） ・ 日本・インドネシアADR比較研究セミナー（本邦研修・10月）
2004	・ 本邦研修（6月） ・ インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会、2006年7月まで） ・ 企画調査員1名を派遣
2005	・ 本邦研修（12月） ・ アチェに対するADR現地セミナー（JICA・日弁連）
2006	・ アチェに対するADR遠隔セミナー（全5回）（JICA・日弁連） ・ 本邦研修（7月） ・ JICA調査団派遣、M/M締結（9月） ・ JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家（弁護士）を派遣（3月）
2007	・ アドバイザー・グループ会合（6月・7月・9月・12月・2月） ・ 現地セミナー（8月・3月） ・ 本邦研修（10月）
2008	・ アドバイザー・グループ会合（5月・6月・9月・12月・3月） ・ 第2回本邦研修（7月） ・ インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号（裁判所が行う和解・調停手続に関する規則）が施行（7月） ・ 現地セミナー（11月） ・ JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣（11月）
2009	・ アドバイザー・グループ会合（6月・8月・10月・12月） ・ 現地調査（9月） ・ JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」（11月） ・ インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会（3月）
2010	・ 現地調査（8月） ・ 第1回裁判官人材育成強化支援研修（本邦研修・11月） ・ 最高裁副長官等招へい（12月） ・ JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	・ 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査（8月） ・ インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2012	・ 現地調査（8月） ・ 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2013	・ 現地調査（5月） ・ JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査（11月） ・ 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）

年度	インドネシア
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（4月）</li> <li>・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等（10月）</li> <li>・インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究（12月）</li> <li>・JICA調査団派遣（2月・3月）</li> <li>・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAとインドネシア最高裁判所（7月）及び同法務人権省（8月）との間で、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトに関する実施合意文書締結</li> <li>・JICA調査団派遣（8月・10月・12月）</li> <li>・JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始（2015年12月～2020年12月）</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）を派遣（2月）</li> <li>・現地調査（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）継続</li> <li>・現地調査（4月～5月）</li> <li>・法務大臣等現地訪問、日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典（5月）</li> <li>・共同研究（5月：法務人権省法規総局）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（6月・10月・2月）</li> <li>・本邦研修（7月：3機関合同、10月：最高裁判所・法務人権省法規総局、2月：法務人権省法規総局）</li> <li>・JICA調査団派遣（6月・8月：国際シンポジウム出席等、9月：第1回JCC参加等）</li> <li>・現地セミナー（3月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（4月・5月：第2回JCC参加等、8月）</li> <li>・法務大臣等現地訪問（9月）</li> <li>・本邦研修（7月・11月：法務人権省法規総局、2月：最高裁判所）</li> <li>・現地セミナー（6月・1月）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（11月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：第3回JCC参加等、8月：国際シンポジウム参加等、11月）</li> <li>・本邦研修（10月・2月：法務人権省法規総局、1月：最高裁判所）</li> <li>・現地セミナー（7月・1月）</li> <li>・判決集（第1集、知的財産法）完成（11月）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（12月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JICA調査団派遣（6月：第4回JCC参加、6月・1月：現地セミナー等）</li> <li>・本邦研修（7月・1月：最高裁判所、9月・3月：法務人権省法規総局）</li> <li>・現地セミナー（6月・1月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続・期間延長（～2021年9月）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（1月：最高裁判所）</li> <li>・第5回JCC（11月・オンライン）</li> <li>・現地セミナー（1月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・第6回JCC（8月・オンライン）</li> <li>・オンラインセミナー（9月、法令の整合性確保のための施策）</li> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト終了（9月）</li> <li>・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト開始（2021年10月～2025年9月）</li> <li>・オンラインセミナー（1月、法令の整合性確保のための施策）</li> <li>・判決集（第2集、商標法）完成披露会（3月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・「法制執務資料条例・地方首长規則編」完成披露会（7月）</li> <li>・オンラインセミナー（国の法令と自治立法の関係）（7月）</li> <li>・現地調査、現地セミナー（判例制度、知的財産権の刑事的規制、法案の起草・審査、条例案の作成）（8月）</li> <li>・第7回JCC（8月）</li> <li>・オンラインセミナー（条例案の作成）（10月）</li> </ul>

年度	モンゴル
1993	
1994	・森島昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言
1995	
1996	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
1997	
1998	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催（JICA短期専門家は司法書士他）
1999	・前年と同様（モンゴル）
2000	
2001	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー（本邦研修）を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
2002	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施
2003	・モンゴルへ専門家派遣（名古屋大学・弁護士）
2004	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル）
2005	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル） ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学）
2006	・弁護士会強化計画プロジェクト開始（2006年9月～2008年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）
2007	・弁護士会強化計画プロジェクト継続
2008	・弁護士会強化計画プロジェクト終了（～11月）
2009	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター（モンゴル）3周年記念行事開催
2010	・調停制度強化プロジェクト開始（2010年5月～2012年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）
2011	・調停制度強化プロジェクト継続
2012	・調停制度強化プロジェクト終了（～11月） ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣
2013	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始（2013年1月～2015年7月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・短期専門家2名を派遣
2014	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続

年度	モンゴル
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了（～12月）</li> <li>・長期専門家（弁護士）派遣終了（～12月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（3月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（9月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（8月）</li> <li>・共同研究実施（8月：商取引法関連）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（6月・9月）</li> <li>・共同研究実施（10月：商取引法関連第2回）</li> </ul>
2020	
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー（5月：商取引法関連）</li> <li>・モンゴル国立法律研究所（NLI）と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（8月）</li> <li>・NLIとのオンライン・ワークショップ（10月：刑事司法制度比較）</li> <li>・オンラインセミナー（2月：商取引法関連）</li> <li>・NLIとのオンライン・ワークショップ（2月：検察官の役割比較）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（少年法制、商法典起草）（10月）</li> <li>・日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演（12月）</li> </ul>



年度	中央アジア
1999	
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定</li> <li>・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催</li> </ul>
2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・JICA調査団派遣</li> </ul>
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・本邦研修実施</li> <li>・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催</li> <li>・ターゲット法科大学に専門家1名派遣（名古屋大学）</li> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・現地調査実施（日弁連）</li> <li>・現地セミナー開催（法総研・名古屋大学）</li> </ul>
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・現地調査、現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・専門家1名派遣（北海学園大学）</li> <li>・本邦研修実施</li> <li>・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウム開催</li> <li>・専門家2名（法務省・早稲田大学）を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナー開催</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・M/M締結（倒産法注釈書支援）</li> <li>・本邦研修を実施（倒産法注釈書）</li> <li>・民商法典起草支援を継続（名古屋大学）</li> <li>・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣（三重大学）</li> <li>・最高経済裁判所副長官招聘（法務省）</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・現地フォローアップセミナー開催（法務省）</li> </ul>
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・本邦研修実施（5月・11月）（倒産法注釈書）</li> <li>・短期専門家派遣（8月・3月）（法務省、大阪大学等）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト開始（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始（司法省一名古屋大学）（11月～2008年10月まで）（中小企業振興、担保法制改革、法令データベース）</li> <li>・長期専門家1名派遣（名古屋大学）</li> <li>・ターゲット法科大学に日本法教育研究センター設立（名古屋大学）</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始（名古屋大学）</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト継続（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名（弁護士）派遣（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・本邦研修（5月・8月・9月・11月）（倒産法注釈書）</li> <li>・短期専門家派遣（6月・2月）（法務省、弁護士）</li> <li>・倒産法注釈書（ロシア語版）発刊（3月）</li> <li>・長期専門家1名追加派遣（名古屋大学）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施（6月）</li> <li>・現地にて注釈書普及セミナー開催（7月・12月）</li> <li>・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催（9月）</li> <li>・注釈書（日本語版及びウズベク語版）発刊（9月）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト終了（9月）</li> <li>・注釈書（英語版）発刊（3月）</li> <li>・[その他]</li> <li>・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了（名古屋大学）（12月）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）</li> </ul>

年度	中央アジア
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）協力準備調査団派遣（11月）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始（名古屋大学）（4月～2012年4月まで）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続（司法省一名古屋大学）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了（名古屋大学）（5月）</li> <li>[その他]</li> <li>・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン）（11月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（11月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法（行政手続法、行政訴訟法）セミナー開催（3月）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（9月・2月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）実施（3月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（7月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（7月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究継続</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」プロジェクト開始（2020年4月～2023年3月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」開始（6月）</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（3月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究継続</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5、6月）</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（6月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援及び犯罪予防研究支援」開始（8月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪予防）（10、11月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪白書）（12月）</li> <li>・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係開始（11月）、同センターとのオンラインセミナー（司法分野における改革）（12月）</li> <li>・JICA国別研修オンラインセミナー（デジタル時代の契約）（1月）</li> <li>・JICA国別オンライン研修（契約及び電子契約）（3月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（5月、7月、8月、10月、11月、12月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5月）</li> <li>・現地調査、現地セミナー（犯罪白書、行政法）（9月）</li> </ul>

年度	中国
1995	
1996	・ ICCLCが日中民法セミナー開始（年1回）
1997	・ ICCLCが日中民法セミナー開催
1998	・ ICCLCが日中民法セミナー開催
1999	・ ICCLCが日中民法セミナー開催
2000	・ ICCLCが日中民法セミナー開催
2001	・ ICCLCが日中民法セミナー開催
2002	・ 法総研・ICCLCが日中民法セミナー開催
2003	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民法セミナー開催
2004	・ 経済産業省等が中国に対する法整備支援（経済法）を開始 ・ 法総研・ICCLCが日中民法セミナーを開催 ・ 法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催（東京、大阪）
2005	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民法セミナーを開催
2006	・ 法総研・ICCLCが日中民法セミナーを開催
2007	・ JICA調査団派遣（6月） ・ JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結（11月） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 国内研究会を設置（11月） ・ 現地セミナーを実施（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民法セミナーを開催
2008	・ JICAが弁護士を長期専門家として派遣（2年間） ・ 本邦研修実施（5月・11月） ・ 法総研・ICCLCが日中民法セミナーを開催
2009	・ 中国現地セミナー開催（5月・7月・3月） ・ 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会（清華大学副教授招へい） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 権利侵害責任法成立（12月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民法セミナーを開催
2010	・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価（5月） ・ 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」（7月） ・ 国別研修 中国「司法人材育成研修」（7月） ・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修（10月） ・ 涉外民事関係法律適用法成立（10月） ・ 中国行政訴訟法現地セミナー（11月） ・ 長期専門家派遣（弁護士） ・ 法総研・ICCLCが日中民法セミナー（3月）
2011	・ 本邦研修実施（11月：司法人材育成） ・ 現地セミナー開催（11月：民事訴訟法） ・ 本邦研修実施（1月：民事訴訟法及び民事関連法） ・ 石川民法センターが金沢セミナーを開催（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民法セミナーを開催（10月）

年度	中国
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催（6月：相続法）</li> <li>・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始（7月）</li> <li>・本邦研修実施（7月：「行政訴訟法及び行政関連法」、1月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」）</li> <li>・中国民事訴訟法改正（8月）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（10月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修実施（5月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」、10月：「同（著作権法）」）</li> <li>・現地セミナー開催（8月：相続法）</li> <li>・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了（10月）</li> <li>・消費者権益保護法改正（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催（12月）</li> <li>・JICA調査団（12月：詳細計画策定調査）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始（2014年6月～2017年6月）</li> <li>・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）</li> <li>・JICA調査団（5月：第1回JCC）</li> <li>・本邦研修（10月：立法法、11月：行政訴訟法・行政関連法（教育法・食品安全法）、1月：インターネット安全法）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（1月）</li> <li>・JICA調査団（2月：第2回JCC）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・本邦研修（10月及び11月：犯罪被害者権利保障立法、1月：業界協会 商會法、労災保険法）</li> <li>・JICA調査団（10月：JCC）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（2月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・JICA調査団（4月：JCC）</li> <li>・本邦研修（9月：特許法、9月：民法、11月：行政手続法）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（11月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2020年6月まで期間延長）</li> <li>・JICA調査団派遣（6月、JCC）</li> <li>・現地セミナー（11月：民法）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・JCC（5月）</li> <li>・本邦研修（4月：民法、9月：専利法）</li> <li>・現地セミナー（1月：民法）</li> <li>・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民商事法セミナーを開催（7月：東京、11月：北京）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：民法、11月：専利法）</li> <li>・現地セミナー（9月：民法）</li> <li>・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民商事法セミナーを開催（11月：東京）</li> <li>・JCC（1月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2021年3月まで期間延長）</li> <li>・民法典成立（5月）</li> <li>・改正専利法成立（10月）</li> <li>・オンラインセミナー（民法典及び改正専利法）（1月）</li> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト終了（3月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー（会社法）（11月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン意見交換会（前科）（7月）</li> </ul>



年度	ネパール
2007	
2008	・ 刑事法比較研究現地セミナー（2回）
2009	
2010	・ 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施（7月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（7月） ・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（8月） ・ 現地調査実施（2月）
2011	・ 「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施（9月） ・ 現地調査実施（11月）
2012	・ 「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施（7月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・ 本邦研修実施（「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月） ・ 現地調査実施（11月）
2013	・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（8月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始（2013年9月～2018年3月） ・ 同プロジェクト長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・ 同プロジェクト第1回本邦研修実施（12月） ・ 現地調査実施（3月）
2014	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ JICA調査団派遣（6月：運営指導調査） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（9月） ・ 同プロジェクト第2・3回本邦研修実施（9月「調停」、12月「事件管理」） ・ 現地調査実施（11月・2月）
2015	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ 同プロジェクト長期派遣専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月） ・ 現地セミナー実施（10月） ・ 同プロジェクト第4回本邦研修（12月） ・ 現地調査実施（12月、2月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2016	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ 「ネパール民法の制定、普及及び施行支援のための招聘」実施（4月） ・ 同プロジェクト第5・6回本邦研修実施（7月・11月） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 現地調査実施（12月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2017	・ 現地調査実施（11月） ・ 裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー（2月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月） ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了（3月）
2018	・ 現地セミナー、ワークショップ（改正刑事訴訟法、5月・8月） ・ 現地セミナー（改正民法、8月） ・ 現地調査（12月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2019	・ 現地セミナー（契約法、不法行為、国際私法、公判前整理手続、8月） ・ 現地セミナー（物権法、不法行為、国際私法、12月） ・ 現地大学での民事模擬裁判（12月） ・ Nepal Law Societyとのセミナー（物権法、不法行為、12月） ・ 現地調査（11月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（2月）

年度	ネパール
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（12月、不法行為法、国際私法、公判前整理手続）</li> <li>・オンラインセミナー実施（3月、不法行為法、国際私法、刑事手続）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（9月、不法行為法、国際私法）</li> <li>・オンラインセミナー実施（12月、仮釈放、保護観察）</li> <li>・JICA国別研修（1月～3月（計5回）、民法改正に向けた検討）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（法令整合性、不法行為法、家族法）（4月・1月）</li> <li>・民法改正ハイレベルセッション（6月）</li> </ul>

年度	東ティモール
2008	
2009	・ 法案作成能力向上研修実施（7月）
2010	・ 法案作成能力向上研修（フェーズ2）実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：逃亡犯罪人引渡法、仲裁法）
2011	・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：麻薬取締法、法案起草作業）
2012	・ 法制共同研究実施（9月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法） ・ 現地セミナー及び現地調査実施（12月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法）
2013	・ 東ティモール法制度アドバイザー（2013年4月～2014年3月）（活動内容～法案起草能力向上） 現地調査及び現地セミナー実施（6月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（9月：調停法） JICA-Netセミナー実施（12月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（3月：調停法）
2014	・ 現地調査実施（7月） ・ 共同法制研究実施（12月：少年法、国際法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2015	・ 共同法制研究実施（7月：調停法、婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（12月：調停法） ・ 共同法制研究実施（3月：調停法、国籍法）
2016	・ 現地調査実施（8月） ・ 共同法制研究実施（2月：市民登録法、婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2017	・ 現地調査実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（1月：土地関連法） ・ 現地調査実施（3月）
2018	・ 現地調査及び現地セミナー実施（8月：不動産登記法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：矯正関係） ・ 共同法制研究実施（12月：不動産登記法） ・ 現地セミナー実施（3月：司法制度）
2019	・ 現地調査及び現地セミナー実施（7月：不動産登記法、司法制度） ・ 現地調査実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（2月：不動産登記法、司法制度）
2020	・ オンラインセミナー実施（11月：不動産登記法、1月・2月：不動産登記法、土地の紛争解決、3月：土地関連法）
2021	・ オンラインセミナー実施（4月：地籍法、6月：地籍法、土地関連法、7月・9月：市民登録法、11月：不動産登記法、土地の紛争解決、12月：不動産登記法、市民登録法、1月：不動産登記法、市民登録法）
2022	・ 現地調査及び現地セミナー（土地関連法、国籍法、紛争解決等）（9月）

年度	ミャンマー
2011	
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（7月）一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい（法総研）</li> <li>・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結（8月）</li> <li>・現地セミナー開催（8月、JICA・UAGO：「公開会社の法制度及び企業統治の改革」）</li> <li>・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施（11月）一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい（法総研・慶應義塾大学）</li> <li>・現地セミナー開催（12月、JICA・UAGO：「国営企業の民営化にかかる法的側面」）</li> <li>・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施（2月、法総研・JICA）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催（4月、JICA・UAGO「商事仲裁」）</li> <li>・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（6月）一連邦法務長官及び連邦議会（下院）法案委員会委員長ら6名を招へい（法総研・JICA・ICCLC）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（7月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、法曹養成」）</li> <li>・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立（7月）</li> <li>・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結（8月22日）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（9月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」）</li> <li>・現地調査実施（10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO・SC対象「知財法」）</li> <li>・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始（11月20日～、3年間）</li> <li>・JICA長期専門家（弁護士）派遣（1月）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（2月以降、複数回、長期専門家：UAGO・SC対象「会社法」）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（2月、長期専門家：UAGO・SC対象「著作権法」）</li> <li>・現地調査、小規模セミナー実施（3月、法総研：UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」、「知的財産事件の捜査方法」）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・現地小規模セミナー実施（4月、長期専門家：UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（4月～5月、法総研：UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」）</li> <li>・JICA長期専門家（業務調整）派遣（5月）</li> <li>・JICA長期専門家（検事）派遣（5月）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（5月、日本取引所：UAGO・SC対象「証券市場、資本市場の概要等」）</li> <li>・第1回本邦研修（5月「日本の法・司法制度、機関の紹介」）</li> <li>・ワーキンググループ活動実施（6月以降、随時開催）</li> <li>・第1回合同調整委員会（7月）</li> <li>・現地セミナー実施（7月、JICA・特許庁：UAGO・SC対象「知財法」）</li> <li>・現地セミナー実施（8月、JICA：UAGO・SC対象「仲裁法」）</li> <li>・会社法アドバイザーグループ開催（10月）</li> <li>・第2回本邦研修（11月「人材育成」）</li> <li>・第2回合同調整委員会（2月）</li> <li>・第3回本邦研修（3月「立法過程の効率化」）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・現地セミナー実施（SC対象「事実認定」）</li> <li>・第4回本邦研修（6月「会社法」）</li> <li>・中間評価、第3回合同調整委員会（7月）</li> <li>・第5回本邦研修（11月「研修手法、知財関係」）</li> <li>・現地セミナー実施（11月「知財裁判制度」）</li> <li>・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」日弁連 知財ネット等と共催）</li> <li>・第6回本邦研修（2月SC、UAGO、MOST、警察、税関対象「知財裁判制度」）</li> <li>・第4回合同調整委員会（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続（延長～2018.5）</li> <li>・小規模セミナー実施（5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催）</li> <li>・第7回本邦研修（6月、SC、UAGO、DICA、国会議員対象「倒産法」）</li> <li>・現地セミナー実施（7月 SC対象「和解、調停を含む紛争解決制度」）</li> <li>・現地セミナー実施（8月 SC対象、これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始）</li> <li>・運営指導調査（10月 JICA 次期プロジェクト協議）</li> <li>・小規模セミナー実施（11月「倒産法」）</li> <li>・第8回本邦研修実施（11月 SC、UAGO、労働省、国会議員「和解、調停を含む紛争解決制度」）</li> <li>・JICA長期専門家（検事）交代（12月）</li> <li>・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」）</li> <li>・第9回本邦研修（2月、SC、UAGO、中央銀行、MOPF、会計検査院対象「倒産法」）</li> <li>・第5回合同調整委員会（3月）</li> <li>・現地セミナー実施（3月「調停制度」）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・JICA長期専門家（弁護士）交代（5月）</li> <li>・現地調査実施（6月「不動産法制」）</li> <li>・第10回本邦研修（6月、SC、UAGO、MOPF、MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」）</li> <li>・共同法制研究実施（8月、「不動産法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（10月、SC対象「新任裁判官用知的財産法教材の作成」）</li> <li>・第11回本邦研修（10月、SC、UAGO、MOE対象「知的財産制度」）</li> <li>・現地調査実施（2月「不動産法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（2月、SC、UAGO、MOE、警察、税関「知的財産制度」）</li> <li>・第12回本邦研修（3月、SC、UAGO、警察対象「新しいタイプの証拠」）</li> </ul>



年度	ミャンマー
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13回本邦研修（7月、SC、UAGO「効率的な紛争解決」</li> <li>・現地セミナー実施（8月、知的財産裁判制度）</li> <li>・現地セミナー実施（9月、調停制度）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」）</li> <li>・第14回本邦研修（11月、法曹の人材育成・研修制度改善）</li> <li>・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度）</li> <li>・現地セミナー実施（1月、裁判官向けビジネス法令テキスト）</li> <li>・共同法制研究実施（1月、「土地登録法制」）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（2月「土地登録法制」）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（6月、知的財産裁判制度）</li> <li>・第16回本邦研修（7月、SC、UAGO「立法過程」）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（10月、知的財産裁判制度）</li> <li>・第17回本邦研修（10月、SC、UAGO「調停制度」）</li> <li>・共同法制研究実施（11月、「土地登録法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（12月、裁判官向けビジネス法令テキスト）</li> <li>・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度）</li> <li>・第18回本邦研修（3月、SC、UAGO「知的財産裁判制度」）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（8月、商標法の運用等、オンライン）</li> <li>・共同法制研究実施（12月、「土地登録法制」、オンライン）</li> <li>・現地セミナー実施（1月、調停人、オンライン）</li> <li>・現地セミナー実施（1月、商標法の運用等、オンライン）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治情勢に鑑み、全ての支援を停止（2月～）</li> </ul>
2022	

年度	バングラデシュ
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（6月、12月）</li> <li>・共同研究実施（3月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施（10月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回本邦研修実施（12月：ADR等）</li> </ul>
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（7月：調停人養成）</li> <li>・第2回本邦研修実施（11月：ADR等）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（7月：調停人養成）</li> <li>・第3回本邦研修実施（11月～12月：ADR、事件管理等）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（10月：調停人養成）</li> <li>・第1回オンラインセミナー実施（11月：事件管理）</li> <li>・第2回事件管理オンラインセミナー実施（3月：事件管理）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（7月：調停人養成）</li> <li>・第3回事件管理オンラインセミナー実施（11月：事件管理）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慶應大学留学生（バングラデシュ裁判官）との勉強会（7月）</li> </ul>

年度	スリランカ
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（8月、1月）</li> <li>・本邦研修（1月～2月、刑事司法改善）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回本邦研修（3月、刑事司法改善、オンライン）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回本邦研修フォローアップセミナー（4月、刑事司法改善、オンライン）</li> <li>・第3回本邦研修（8月、刑事司法改善、オンライン）</li> <li>・第4回本邦研修（12月、刑事司法改善、オンライン）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（刑事司法改善）（8月、9月）</li> </ul>

年度	その他
1995	
1996	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人国際民商事法センター（ICCLC）設立</li> <li>・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催</li> <li>・法総研で多数国間（マルチ）研修を開始（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）</li> </ul>
1997	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際民商事法シンポジウム（倒産法制）開催（法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会）</li> <li>・マルチ研修継続（カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム）</li> </ul>
1998	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際民商事法シンポジウム（第2回）（企業倒産・担保法制）開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> </ul>
1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（登記制度比較研究を中心）</li> </ul>
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催（第1回、第2回）</li> <li>・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・法総研がADBと共催でマルチ研修開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第2回）</li> </ul>
2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転</li> <li>・ADB会議（フィリピン）出張</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第3回）</li> <li>・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催</li> <li>・法総研・ICCLC共催による国際民商事法シンポジウム（第3回）「ADRシンポジウム」開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第3回）</li> </ul>
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貿易振興会アジア経済研究所（IDE-JETRO）が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第4回）</li> <li>・アジア知的財産権法制シンポジウム開催</li> <li>・マルチ研修継続（カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ）</li> <li>・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第4回）</li> </ul>
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催（東京、大阪）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第5回）</li> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民商事法シンポジウム（第4回）「知的財産権シンポジウム」開催</li> <li>・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ベトナム）</li> <li>・法令外国語訳・実施推進検討会議開始</li> <li>・イランからJICAに対して法整備支援要請</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第5回）</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第6回）</li> <li>・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・名古屋大学がイランに対する法整備支援（本邦研修）を開始</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第6回）</li> </ul>
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第7回）</li> <li>・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民商事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第7回）</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第8回）</li> <li>・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第8回）</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催（第9回）</li> <li>・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催</li> <li>・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催（2月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第9回）</li> </ul>



年度	その他
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第10回）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第10回）</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第11回）</li> <li>・法総研・ICCLC・JICA共催による「『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウム」を開催</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第11回）</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催（9月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第12回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第12回）</li> <li>・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催（3月）</li> </ul>
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC共催による第7回国際民商事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第13回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・法総研による「日韓法整備支援協力ミニシンポ」開催（3月）</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第14回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第13回）（6月、10月）</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第15回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第14回）（6月、11月）</li> </ul>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC共催による第8回国際民商事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第16回）（1月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第15回）（6月、10月）</li> </ul>
2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催（5月、8月、11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第17回）（1月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第16回）（9月、10月）</li> </ul>
2016	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第18回）（1月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第17回）（6月、10月）</li> <li>・第69期司法修習生選択型司法修習実施（9月）</li> </ul>
2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（6月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第18回）（6月、11月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ、第70期司法修習生選択型司法修習実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第9回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナムカンボジアミャンマーインドネシア～」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催（11月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催（10月～11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第19回）（1月）</li> </ul>

年度	その他
2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第19回）（6月、10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（7月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第20回）（2月）</li> </ul>
2019	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第20回）（6月、10月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会開催（6月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（8月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・第72期司法修習生選択型実務修習実施（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第21回）（2月）</li> </ul>
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月、12月）</li> <li>・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（ラオス、ミャンマー）」開催（1月）</li> <li>・京都 kongress・ユースフォーラム（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア マレーシア タイ ベトナム～」開催（3月）</li> <li>・第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）（3月）</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会（第22回）開催（6月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（8月、9月、11月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ（8～9月）</li> <li>・法務省インターンシップ（9月）</li> <li>・第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（10月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021」開催（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（11月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究（第22回）実施（オンライン）（11～12月）</li> <li>・UNDPとのビジネスと人権セミナー（2月）</li> <li>・慶應義塾大学留学生インターンシップ（3月）</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月）</li> <li>・法整備支援連絡会（第23回）開催（6月）</li> <li>・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月）</li> <li>・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月）</li> <li>・21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム参加（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月）</li> <li>・名古屋大学法政国際教育協力研究センター設立20周年記念式典及びシンポジウム参加（9月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究（第23回）実施（10～11月）</li> <li>・法務省主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（オンライン）」開催（12月）</li> <li>・第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（12月）</li> </ul>

## JICA現地事務所スタッフの眼

JICAウズベキスタン事務所企画調査員

土岐典広

私のカウンターパートであるウズベキスタンの法律関係の専門家は、自国の発展のために直向きな努力をし、そして貪欲に学び、真摯な態度で我々に接する方々で、我々が学ぶべきものを非常に多く持っていると感じています。

1991年、ソビエト社会主義共和国連邦から独立したウズベキスタン共和国は、カリモフ元大統領の緩やかな市場経済化への移行政策と中央アジア及びコーカサス地域において中立的な立場をとってきたことで、国内外において大きな問題を抱えることなく発展を遂げてきました。2016年、ミルジヨエフ氏の大統領就任後、市場経済化への移行を加速させるために、2017年に同国政府は、外貨管理や価格統制の廃止、国営企業の民営化、ビジネス環境の整備（汚職対策を含む）、外国投資促進など、民間主導による経済成長を推進し、著しい経済発展を遂げています。

JICAは、日本法務省法務総合研究所及び専門家（法律家など）の協力を得ながら、倒産法注釈書の作成と普及を通じた倒産法運用能力の向上を目的に2005年8月30日から2007年9月30日まで「倒産法注釈書作成技術協力プロジェクト」を、行政手続関連法及び抵当法の起草・運用能力向上、法令データベースの作成の能力向上を目的に2005年11月30日から2008年12月31日まで「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト」を、企業活動の自由の保障法の運用改善及び行政手続モデル規則の作成等を通じた行政手続関連法の運用能力の向上を目的に2010年4月1日から2012年9月30日まで「民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト」を、「政府開発戦略2017-2021」の重要課題の一つに掲げられた法の支配及び法制度改革の実現に向け運用面の強化及び将来的な制度構築に資する人材育成を目的に2020年から2022年まで「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」を実施してきました。

これまで両国の協力が順調に行われてきた主な理由は、カウンターパートのウズベキスタン専門家が同国の発展のために直向きに努力をし、そして貪欲に学び、それらを同国の法律に反映させてきたこと、そして真摯な態度で日本人専門家に接してきたことであると考えています。

私は、2021年から「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」プロジェクトを介して同国の多くの専門家に接することができました。これら専門家の多くは、日本や他国に留学し修士及び博士課程を修了し、同国の法務省や法科大学で活躍をされています。そのうちのハキモフ・アハドジョン氏とハイトフ・スナトゥーラ氏は、同プロジェクトに深く関わっていただいております。現在彼らは更なる知識を得るために新たな挑戦をしています。

ハキモフ・アハドジョン氏は、これまで法科大学で教鞭をとっていましたが、2022年4月から日本に2度目の留学（博士課程）をしているところです。アハドジョン氏は、「私は、日本政府が主催したウズベキスタンの法整備支援に関わる様々な研修において、翻訳や通訳を2年以上担ってきました。その際、日本人専門家の方々がウズベキスタンの政治及び経済の状況と国民の習慣や文化を考慮した上で、研修のテーマを選定し、実りある研修が実施されたことについて強く印象に残っています。また、ウズベキスタンの法律を理解し、ウズベキスタンの専門家が気付いていない課題を抽出し、その課題が現在の自由市場経済への移行時期にどのような影響を与えるかについて分析し共有したことは、ウズベキスタンの専門家から高く評価されていました。私の専門は国際私法ですが、今回の留学では日本の民法と民事訴訟法について学んでいます。特にウズベキスタンの国内実質法や国際私法の消費者保護に関する課題が多いことから、この留学期間中に、消費者が強く保護されている日本の消費者保護制度に焦点をあて、ウズベキスタンに合った制度について研究し、将来ウズベキスタンに導入できるよう努めていきたいと考えています。」とされています。

ハイトフ・スナトゥーラ氏は、現在タシケント法科大学で教鞭をとる傍ら、2023年4月から2度目の日本留学（博士課程）に向け準備をしています。スナトゥーラ氏は、「私は、学生時にタシケント法科大学日本法教育センターにて、ウズベキスタンは日本の政府や大学などから法律に関する支援を受けていることを知りました。ウズベキスタンは独立30年が経ち、立法者の世代交代にある過渡期ではありますが、いまだソ連法の考え方が根強いです。しかしながら、この数十年間、現地の法律家は社会主義から資本主義の法体制へ、そして市場経済への移行を目的に、他国の法律を研究し、ウズベキスタンの新旧の考え方を融合させる努力を行ってきました。こうした活動に対し、日本や他国から支援を得たことに感謝しています。私は、この6年間、刑事政策及び少年法を主に研究してきました。ソ連法には少年法がなかったことから、現在のウズベキスタンにも導入されていません。私個人としては、少年法はウズベキスタンに必須だと考えています。現時点のウズベキスタンの社会状況と習慣を考慮すると導入は難しいと考えています。しかし、近年、旧ソ連国初の少年司法典がジョージアで発布されました。またカザフスタンでは少年裁判所が設立されました。日本での留学期間中に、これら旧ソ連国と他国の少年司法に係る研究を進め、将来ウズベキスタンで少年法が導入されるために準備を進めていく考えています。」とされています。

私は、アハドジョン氏とスナトゥーラ氏の両氏と一緒に食事をする機会がありましたが、彼らが議題にすることはいつも同国の発展と課題とそのための解決策でした。彼らは、自分のことより同国の将来のことばかりを考えています。同国には彼らのような人材が数多くおり、彼らによって素晴らしい国に発展することができると私は確信しています。私は、彼らが持つ同国の長い歴史と文化から受け継がれた前向きで人に寄り添う優しい思考に癒され、彼らの貪欲で直向きな努力に鼓舞され、彼らから多くのことを学んでいます。私は彼らを誇りに思い、知り合えたことを幸せに思います。我々日本人は、同国と



の協力を通じて多くのことを学ぶ機会が与えられていると感じます。これからも彼らと共にウズベキスタンの発展に貢献できるよう努めていきたいと思ひます。

## 専門官の眼

総務企画部国際事務部門  
主任国際専門官 清水 勇 一

### 1 はじめに～自己紹介等～

今回、歴史あるこのICD NEWSにおいて、「専門官の眼」というページの執筆を担当する名誉にあずかりました、法務総合研究所総務企画部国際事務部門の清水勇一と申します。

私は、平成23年4月、刑事施設の被収容者の処遇等を担当する刑務官として広島刑務所に採用された後、同刑務所等の刑事施設や大臣官房国際課での勤務を経て、令和2年4月以来今日まで、国際専門官として国際事務部門で勤務してきました。

国際事務部門は、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」といいます。）及び国連アジア極東犯罪防止研修所の活動に関係する事務を所掌しています。私自身は、同年4月から令和4年1月途中まで、同事務部門企画担当として勤務した後、同月途中から同年11月途中まで、同事務部門研修第二担当としての勤務を経て、同月途中から今日まで、再び同事務部門企画担当として勤務してきました。

ここで、一口に国際専門官と申し上げましても、上記の担当（より一般的な組織体系における係のイメージに近いです。）に加え、庶務担当、経理担当、研修第一担当、そしてICDと特に関係の深い研修第二担当と、複数の担当が存在し、その担当ごとに所掌する事務は多種多様であるため、本稿「専門官の眼」は、あくまでも、企画担当及び研修第二担当における私の個人的な経験に基づく所感に過ぎないものであることを、念のため最初に付記させていただきます。

### 2 国際専門官の多様性・非専門性

国際専門官は、私のような矯正施設からの出身者のほか、その時々にもよりますが、法務局、検察庁、保護観察所及び出入国在留管理局等、様々な組織からの出身者で成り立っており、その中には、それぞれの現場において、国民又は本邦在留外国人に直接接し、その権利又は義務に係る事務に携わってきた方も多く存在します。つまるところ、国際専門官は、社会一般の人々の「肌感覚」に敏感であるという強みがあると言い換えることができると思います。

ICDの活動は、法務省の実施する法・司法分野の国際協力であり、国際社会における「法の支配」の推進や、日本が国際社会において名誉ある地位を保持していくために欠かすことのできない重要な意義を有するものですが、高度の専門性を有しており、それゆえに、社会一般の人々からはときに距離をもって感じられることもあると認識しています。そのようなときに、国際専門官は、ICDの活動について、どのような機会において、どのような言葉に置き換えるとより正確かつ効果的に伝わるか、社会一般の

人々の視点から考えるということに長けていると考えています。

また、ICDの活動には、その実施のために相応の予算が必要となるものも多いたるところ、政策評価や行政事業レビューといった評価制度において、できる限り定量的かつ根拠を伴う形で活動の成果を可視化し、その効果を検証することは、活動内容の発展につながることはもちろんのこと、少なくとも間接的には、将来の予算措置につながり得るものと考えています。国際専門官の、分野横断的で多様な出自と経験は、このような側面からの活動の「見せ方」の工夫にも役立つものと考えています。

企画担当は、公表される政府資料の作成に係る他府省庁等からの照会対応を始め、研修第二担当と共に、このICD NEWSを含む出版物の刊行やホームページの更新、イベントにおける展示等といった広報活動に携わっているところ、私自身具体的には、各種照会や広報活動の種類に応じて、たとえそれが法的又は職業的には正しい用語・表現であっても、(実際には私自身の知識・理解不足に起因するところも多くあるのですが、)受け取る側に理解されなければ十分に意味をなさないという考えから、開かれた多くの機会を求めて、できる限り平易な用語・表現を用いることや、可能であれば活動の相手方参加者数や活動後に実施したアンケートの結果等を付することを心がけてきました。

特に思い出深いことといえば、私が企画担当として勤務していた令和3年6月、繰り返し応募を続けた結果、ICDとして初めて政府広報に係るラジオ番組<sup>1</sup>に出演する機会を得たことです。番組収録の日、私は、出演者であるICDの須田大副部長に同行する形で、放送局であるTOKYO FMのスタジオに赴き、収録内容が台本から乖離したものとなっていないかなどをチェックして、要すれば再収録を意見するという役割を担いました。放送内容は、あえて専門的・学術的な用語を含めず、支援の態様を人間関係に置き換えたり、支援の実施が社会一般の人々にとってどのようなメリットがあるのかといったものとするなど、そもそも法制度整備支援の存在自体を知らない社会一般の人々にとって、できる限り身近なものとして理解のしやすい内容にすることができたものと思います。このような業務は、端的に申し上げて、大いにやりがいのあるものでした。

### 3 国際専門官の安心感

国際専門官、特に研修第二担当は、ICDの実施する各種の研修や共同研究、イベント、海外出張等のロジ面、すなわち基礎的な枠組みの準備、運営及び連絡調整等に携わっているところ、そのような役割上、又は後述する理由で、海外からの研修等参加者から、様々な意見や要望等を最初に受けることが多くあります。

ICDの実施する法制度整備支援活動は、上からの立場で日本の法制度を相手国に押しつけるのではなく、相手国に寄り添い、その歴史や文化を尊重しつつ、辛抱強く時間

<sup>1</sup> 青木源太・足立梨花 Sunday Collection 2021.06.27 「顔の見える国際協力 法制度づくり支援の世界」(<https://www.tfm.co.jp/collection/index.php?catid=4022&itemid=178194>)

をかけて対話しながら進めることに特色のあるものですが、支援を受ける相手国の研修等参加者からは、どうしても支援を行う ICD 教官を上立場に見て、遠慮がちな態度になることがあると聞き及ぶことがあります。そのような中で、一般に、研修等参加者一人ひとりの「肌感覚」をよく理解し、親身になって接することのできる国際専門官は、研修等参加者からはより身近なものとなり、心理的な安心感をもって、様々な意見や要望等を率直に伝えやすい存在に当たるのだろうと感じています。そしてそれは、支援活動の本当のニーズを掴むために必要となる、研修等参加者からの「本音」を引き出すことに長けた特性といえるのではないかと感じています。

私自身について申し上げますと、研修第二担当として、令和 4 年 8 月には現地セミナー等への参加のためインドネシアに<sup>2</sup>、同じく 10 月には日韓パートナーシップ共同研究韓国セッションの実施のため韓国に<sup>3</sup>、それぞれ出張する機会があったところ、インドネシア語や韓国語には全く通じていない私でしたが、上記の考えもあって、スマートフォンの翻訳アプリケーションや身振り手振りも交えて、できる限り積極的に相手国の参加者と交流して親密な関係を築くとともに、ときに参加者からの様々な「本音」を引き出して、ICD 教官に共有することに努めました。その甲斐があつてか、どちらの出張の機会においても、参加者から、全く予想もしない場面で私の名前を挙げて感謝のお言葉を頂いたことは、とても嬉しく、上記 2 と同様に、この業務のやりがいを感じた瞬間でした。

#### 4 おわりに～国際専門官とは～

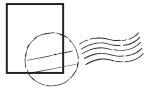
ここまで、国際専門官とはどのような存在かという点について、私自身の経験も交え、個人的な所感を記載させていただきました。このような国際専門官の特性を生かす形で、国際専門官が、ICD 教官等と緊密に協力しつつ、ICD の法制度整備支援活動を遂行していくことができれば望ましいと考えています。

しかしながら、最も重要なのは、国際専門官が業務としての義務感の下で、各種の広報活動を行ったり、研修等参加者との間でコミュニケーションをとったりするのではなく、純粹に、そのような活動や参加者との間の国際交流を楽しもうとする気持ちを持つことだと感じています。そのような気持ちを持つことで初めて、(私自身はまだ不十分な状況ですが、) 国際協力の専門官、いわゆる国際専門官と呼べる存在に至るのではないのでしょうか。

<sup>2</sup> 2022年フォトニュース（研修関連）8月「インドネシア現地セミナーにおいて知的財産法及び法令整合性に関する講義を行いました」（<https://www.moj.go.jp/content/001381654.pdf>）

<sup>3</sup> 2022年フォトニュース（研修関連）10月「第23回日韓パートナーシップ共同研究を実施しました」（<https://www.moj.go.jp/content/001384690.pdf>）





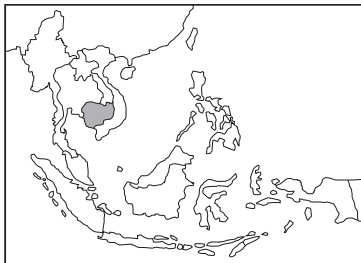
## 各国プロジェクトオフィスから



ベトナムに派遣されて1年。着任当初は2022年の活動計画の策定という待ったなしの仕事からスタートし、その後は同計画に基づく各カウンターパートの活動の実施のほか、日本からのデリゲーションへの対応、ベトナム法制度に関する情報収集（言語の学習を含む）、カウンターパートを始めとするベトナム人の方々との交流に努め、何より海外での単身赴任という新しい環境に置かれたことも影響し、あっという間でした。

今年は日越外交関係樹立50周年という節目の年に当たります。プロジェクト活動の遂行はもちろんですが、法務省を始め日本側の関係者の皆様のお役に立てるよう現地で頑張りますので、引き続きご支援をお願い申し上げます。

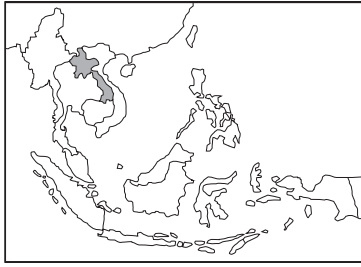
(JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三)



2022年11月1日から、裁判官等の養成機関を対象とする新規プロジェクトが開始し、同年12月15日には、プロジェクトローチングセレモニーを開催しました。カンボジア側からは、カオ・ルット司法大臣、日本側からは、在カンボジア日本大使館三上正裕大使（当時）をはじめとして多くの皆様にご出席をいただき、盛大なローンチングイベントとなりました。当プロジェクトは、教育が強化されることで、裁判官その他司法関係者の法の解釈・適用能力が向上することを目指しています。

本号のICD NEWSに、私たちのプロジェクトオフィスで通訳スタッフとして合計約4年間勤務し、現在はカンボジア司法省で勤務しているクンティア・スレイソクターさんの論文が掲載されています。カンボジアの離婚訴訟における「和解」の解釈について、立法経緯や関係法令などを踏まえて考察したものです。彼女は、条文の解釈の仕方について論理的に考察して結論を導き、それを文書化するという、まさに、当プロジェクトが目指すカンボジアの法律家の将来の姿の一端を見せてくれました（しかも日本語で。）。プロジェクトから巣立った彼女のような素晴らしい人材が、将来のカンボジアの司法を担っていくことを心から願っています。

(JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤 みずき)



昨年9月29日より専門家として着任しました、矢尾板隼と申します。

これからどうぞよろしくお願いたします。

早いもので、私が着任してから3か月余りが経過しました。

着任時期が、ラオスではちょうど雨季から乾季への季節の変わり目の時期でしたが、「最近涼しくなってきましたね」という言葉をずっと懐疑的に感じていた私も、12月半ばを過ぎた頃からようやくその言葉に納得するようになりました。

とはいえ、日中は30度を超える日もあり、近年冬の寒さも厳しい日本の皆様からは羨ましく感じられるかもしれません。

さて、ラオスは仏教国として有名かと思いますが、クリスマスについてはどのように受け止められているのだろうと思っていたところ、何人かの方にお話を聞くと、特にクリスマスをお祝いしたり、家族で特別な食事をするのがないということでした。他方で、多くの商業施設でクリスマスツリーが飾られたり、店内でクリスマスソングがかかっていたりするなど、商売の上ではうまく活用されているのだなと妙な感慨を覚えました。

これから、仕事にも励みつつ、ラオス現地における季節の風物詩も楽しみながら過ごして参りたいと思います。

(JICAラオス長期派遣専門家 矢尾板 隼)



早くもインドネシアで2回目の年末年始を迎えました。祝祭日は1月1日(新年)だけであり、日本の官公庁のような「年末年始休み」という制度もないのですが、今年の日曜だったので、普通の週末のようでした。

インドネシアはイスラム教徒が約9割を占める国ですが、イスラム教が国教とされているわけではありません。憲法前文が掲げる国である「パンチャシラ」(建国五原則)の一つに「唯一神への信仰」がありますが、これは「インドネシアが公認する宗教を信仰しなければならないが、各宗教間では互いに尊重し合う」という趣旨を含んでおり、少数派ですが他宗教を信仰する国民もいます。これを反映してか、祝祭日には、(1)イスラム教に関するムハムマド昇天祭(2月18日)、断食月明け大祭(レバラン)(4月21日、同月22日・変動の可能性あり)、イドゥル・アドハ(犠牲祭)(6月29日)、イスラム暦新年(7月19日)、ムハムマド生誕祭(9月28日)、(2)ヒンドゥー教に関するニューピ(サカ暦新年)(3月22日)、(3)キリスト教に関するキリスト受難日(イースター)(4月7日)、キリスト昇天祭(5月18日)、クリスマス(12月25日)、(4)仏教に関するワイサック(仏教大祭)(6月4日)など、宗教に関するものが多く見られます(日付はいずれも2023年のものです)。

ところで、インドネシアでは、オランダ植民地時代に制定された民法や刑法等が適用されてきたため、長年にわたって改正が検討されてきましたが、昨年12月6日によりやく国会で刑法の改正案が可決されました。改正法では、従前の刑法でも禁止されていた既婚者による婚外交渉に加え、未婚者による婚前交渉や同棲も禁止されることになり、バリ島(ヒンドゥー教徒が約9割を占めます)等の国際的な観光地を訪れる観光客への適用等について懸念が示されています(一応、近親者による通報がなければ摘発はされない旨が規定されています)。その他、改正法では、正副大統領や国家機関に対する侮辱行為、国家のイデオロギーに反する意見の拡散、無届の抗議活動、黒魔術(!?)も禁止されるなど、報道の自由やプライバシー権等の基本的人権が侵害される可能性があるとして、国内外から批判が高まっています。この背景には、来年2月の次期大統領選に向けて、政治が宗教と人種を意識した動きを強めている可能性があるとも指摘されています。

少なくとも日常生活では、他の宗教や人種に寛容なインドネシア人が多いと感じているところであり、政治も含めて他者に寛容なインドネシアであり続けて欲しいと願っています。

(JICAインドネシア長期派遣専門家 西尾 信員)

## －編集後記－

ICD NEWS 第94号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。  
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、松本法務省大臣官房国際課長から「司法外交」と法制度整備支援 — 現在の位置付けと今後への期待」と題して、法務省大臣官房国際課が新設された経緯や同課が担っている業務の内容を交えつつ、「司法外交」の取組の現状とその中における法制度整備支援の位置付け等について御紹介いただきました。

「特別寄稿」では、上富法務総合研究所長から「インドネシア共和国に出張して」と題して、2022年8月のインドネシア出張における出張前の準備から帰国に至るまでの出来事や同国において進行中のプロジェクトの現状と課題等について、当時の心境や同出張を振り返っての感想等を交えつつ、御紹介いただきました。

「外国法制・実務」では、法と開発における多岐にわたる問題点の考察やカンボジア、ラオス及びインドネシアにおける法制度・実務等を御紹介しています。

法と開発における多岐にわたる問題点の考察については、前JICAラオス長期派遣専門家である入江氏から「法と開発を巡る諸問題と日本の法支援への示唆」と題して、御自身が法整備支援及び国際司法支援それぞれの活動に関わる中で抱いた疑問やそれに答えるために分析した内容等について御紹介いただきました。

カンボジアについては、同国の伊藤JICA長期派遣専門家から「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」と題して、「法・司法分野人材育成プロジェクト」の概要について、クンティア—同国王立法律経済大学法学部非常勤講師から「被支援国の独自の規律の一例—カンボジアにおける離婚訴訟と和解」と題して、同国の離婚訴訟における和解とその範囲についてそれぞれ御紹介いただきました。

ラオスについては、同国の阿讚坊JICA長期派遣専門家から前号に引き続き「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論2）（地方における関連機関の実情・第2 サウンナケート）」と題して、同国における Access to Justice の普及の難しい地方の具体的状況について御紹介いただきました。

インドネシアについては、同国の西尾JICA長期派遣専門家から「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について（1）」と題して、プロジェクトに基づき作成した判決集第2集の概要について御紹介いただきました。

「活動報告」では、2022年9月から同年12月までの間に当部が実施又は参加した一部の活動として、第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（C o l -

Y F)、海外出張（ウズベキスタン、東ティモール及びモンゴル）、第23回日韓パートナーシップ共同研究、ベトナムにおける調停セミナー及び令和4年度国際協力人材育成研修について、国際協力部教官からそれぞれ御紹介させていただきました。

なお、令和4年度国際協力人材育成研修については、各研修参加者から感想文をそれぞれ御寄稿いただきました。

「JICA現地事務所スタッフの眼」では、JICAウズベキスタン事務所の土岐企画調査員からウズベキスタンの経済発展への歩みやJICAがこれまで行ってきたプロジェクトの変遷を交えつつ、御自身がJICAのプロジェクトを通じて感じたウズベキスタン専門家の熱意等について御紹介いただきました。

「専門官の眼」では、清水主任国際専門官からこれまでの国際専門官としての業務経験を振り返って、同専門官の役割や業務のやりがい等について御紹介させていただきました。

「各国プロジェクトオフィスから」では、ベトナム、カンボジア、ラオス及びインドネシアの各国のJICA長期派遣専門家から各国の現地での出来事等についてそれぞれ御紹介いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

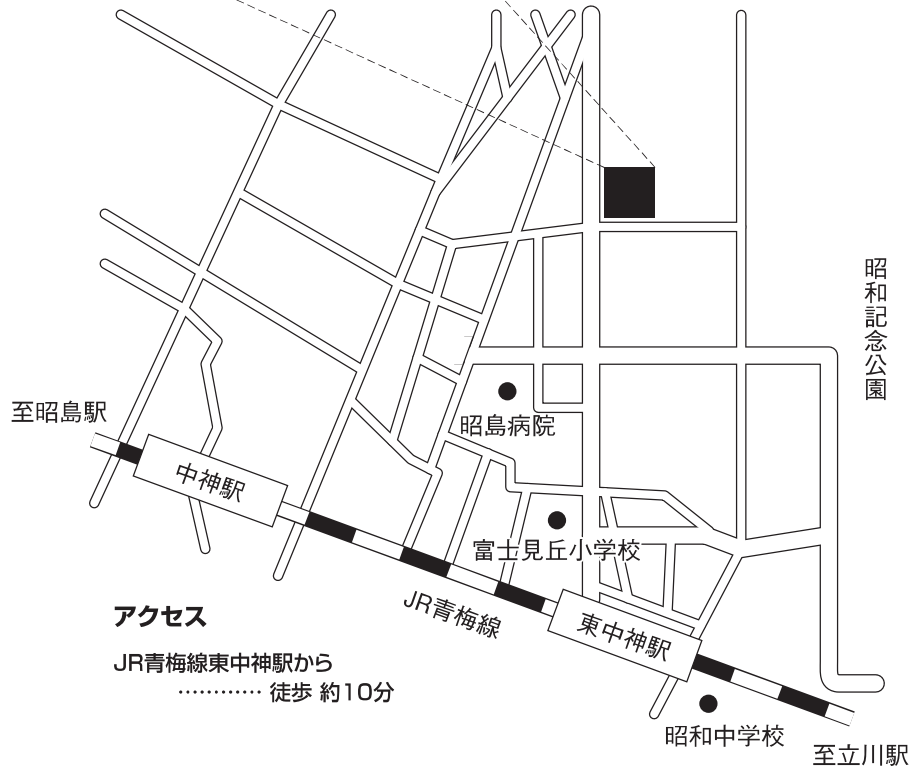
関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門主任国際専門官  
菅原優志





法務総合研究所国際協力部  
(国際法務総合センター 国際棟)



## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号  
国際法務総合センター

電 話 : (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042)500-5195

ウェブサイト : [https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

メールアドレス : [icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2023年3月

